第14章　評価書の補正

環境影響評価書の作成にあたっては、大臣意見を勘案するとともに、環境影響評価書の記載事項について検討を加え、必要な追記・補正を行った。

補正前の環境影響評価書からの主な相違点を、表 14-1 に示す。

なお、表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行っている。

表 14-1　補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.3-2 3-3　対象事業の目的	全幹法に基づく整備新幹線である中央新幹線については、東京・名古屋・大阪を結ぶ大量・高速輸送を担う東海道新幹線が、開業から48年を経過し、将来の経年劣化への抜本的な備えが必要であるとともに、大規模地震等、将来の大規模災害への抜本対策が必要であるとの観点から早期に整備するものである。	全幹法に基づく整備新幹線である中央新幹線については、東京・名古屋・大阪を結ぶ大量・高速輸送を担う東海道新幹線が、開業から49年を経過し、将来の経年劣化への抜本的な備えが必要であるとともに、大規模地震等、将来の大規模災害への抜本対策が必要であるとの観点から早期に整備するものである。
p.3-39 ウ．山岳トンネル部（非常口含む）	工事の実施にあたり、必要に応じて工事用道路及び非常口等に工事施工ヤード等を設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等を設置する予定としている。また、周辺に住居等が存在する場合は、非常口出口に防音扉を設置する。なお、工事施工ヤードの面積は0.5～1.0haを標準として考えている。	工事の実施にあたり、必要に応じて工事用道路及び非常口等に工事施工ヤード等を設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンス（仮囲い等）を設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等を設置する予定としている。工事施工ヤードの復旧にあたっては、可能な限り植栽工を施すなど緑化に配慮する予定としている。また、周辺に住居等が存在する場合は、非常口出口に防音扉を設置する。なお、工事施工ヤードの面積は0.5～1.0haを標準として考えている。工事用道路及び工事施工ヤードの設置においては可能な限り、改変面積を小さくするとともに、良好な自然植生が残る箇所は避けるよう計画する。また、仮囲い等については、色彩などにより周辺と調和するよう地域の景観に配慮していく。
p.3-45 (4) 工事に伴う工事用道路、発生土及び工事排水の処理	工事で使用する道路は、既存道路を活用し、必要に応じて工事用道路を設置する。 発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める。また、新たに発生土置き場が必要となる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう適切に対処する。なお、発生土置き場は、県及び関係市町村の協力を得て選定していくことを考えている。 　工事排水は、各自治体において定められた排水基準等に従い適切に処理する。	工事で使用する道路は、既存道路を活用し、必要に応じて工事用道路を設置する。なお、同一ルートで大量の発生土を継続的かつ長期的に運搬する場合は、技術的な設置可能性及び経済性を踏まえた上で、発生土運搬用のベルトコンベアを設置する。 発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める。また、新たに発生土置き場が必要となる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう適切に対処する。なお、発生土置き場は、県及び関係市町村の協力を得て選定していくことを考えている。また、場所の選定にあたっては、地質調査や測量等を実施し、森林法や河川法等の関係法令に基づいて都県や河川の管理者等と協議を行いつつ、生物多様性の保全上重要な自然環境・地域、具体的には環境省が選定した「特定植物群落」、「日本の重要湿地500」等のほか、自然植生、湿地、希少な動植物の生息地・生育地、まとまった緑地等、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域、土砂の流出

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		があった場合に近傍河川の汚濁のおそれがある区域等を出来る限り避けるとともに、第10章に示す調査及び影響検討を実施し、第9章に示す環境保全措置を詳細なものにしていく。設計段階においては、発生土の土質に応じたのり面勾配の確保や擁壁の設置、排水設備の設置を検討するとともに、工事完了後には、できる限り早期に土砂流出防止に有効なのり面への播種や緑化を実施する。また、緑化されるまでの期間においても沈砂池を設置することなどにより土砂の流出や濁水を防止する対策を実施し、発生土置き場からの流出土砂による河床上昇・渓床への堆積に伴う災害危険度の増大、発生土置き場の崩壊に伴う土砂災害、発生土置き場からの濁水に伴う河川への影響が生じないよう努める。発生土を運搬する際には、飛散流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、ダンプトラックへのシート設置等の流出防止策を実施し、沿道への影響を低減していく。さらに、工事中及び完成後において周辺環境に影響を及ぼさないための管理計画を、置き場ごとに作成して、適切に管理を進める。これらの調査や影響検討の結果、環境保全措置内容、および管理計画については公表するとともに、関係する住民の方々への説明やご意見を伺う機会を設けていく。第三者が最終的に管理を行うこととなる場合には、この管理計画を引き継ぎ、清掃による排水設備の機能確保等、適切な管理が継続して行われるようにしていく。 工事排水は、各自治体において定められた排水基準等に従い適切に処理する。なお、沢や河川等の表流水へのトンネル湧水の放流にあたっては、表流水へ影響する可能性のある箇所では専門家等の助言や地方公共団体との協議を踏まえて多地点で放流を行うなど、できる限り影響を回避、低減すべく計画していく。また、河川等からの取水については、取水箇所における流量測定を行い、流量が取水量に対して非常に豊富であると確認できた場合において、水生生物や生態系に影響を及ぼすおそれがないことについて専門家に助言を得るとともに、他に水を利用する関係者との協議を行った上で取水する。
p. 3-46 (5) 工事実施期間	なお、鉄道事業の特性上やむを得ない場合(現在の列車運行を確保しながら工事を行う場合等)にも夜間作業を実施する。その際には、極力夜間作業が少なくなるような工事計画を立て、十分な安全対策を講じるとともに、付近の住民に対し事前に工事の実施期間、内容等について周知徹底する。	なお、鉄道事業の特性上やむを得ない場合(現在の列車運行を確保しながら工事を行う場合等)にも夜間作業を実施する。その際には、極力夜間作業が少なくなるような工事計画を立て、十分な安全対策を講じるとともに、関係機関と適宜協議を行い、工事説明会などの場を通じて付近の住民に対し事前に工事の実施期間、内容等について周知徹底する。
p. 4-1-2 4-1 地域特性の概要	その他、種の保存法に基づき北岳キタダケソウ生育地保護区38.5haが指定されており、また、10地区2,032.2haの風致地区が指定されている。	その他、種の保存法に基づき北岳キタダケソウ生育地保護区38.5haが指定されており、また、10地区2,032.2haの風致地区が指定されている。 　また、平成22年10月に公表された環境省

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		による「国立・国定公園総点検事業」において、現在の国立公園区域と同等の資質を有する一体性のある地域として、南アルプス国立公園の周辺が拡張候補地に抽出されている。
p.4-2-1-125 表 4-2-1-50　土壌の汚染に係る環境基準	1,1-ジクロロエチレン　：　0.02 mg以下	1,1-ジクロロエチレン　：　0.1 mg以下
p.4-2-1-126 表 4-2-1-51　ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準	備考 1.環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 2.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 3.環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	備考 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2.土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計又はガスクロマトグラフ四重極形質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を測定した値とみなす。 3.環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
p.4-2-1-175 図 4-2-1-16(7)　表層地質図（凡例）	（甲府） L2-Ktc（勝山第五熔岩流）	（甲府） L2-Kte（勝山第五熔岩流）
p.5-54 表 5-3-4-11　土壌の予測結果	（大深度部） ・土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が4箇所存在するため、トンネル、駅及び非常口（都市部）等の工事における土地の掘削等により基準不適合土壌が拡散する可能性がある。	（大深度部） ・土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が4箇所存在するため、トンネル、駅及び非常口（都市部）等の工事における土地の掘削等により基準不適合土壌が拡散する可能性がある。 また、要措置区域は1箇所存在するものの、該当区域は回避するよう計画することから、影響はない。
p.6-3-22 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	—	（「資料編【環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果】1-8 構造物の存在による風環境の変化について」参照）を追記
p.6-3-26 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	なお、本意見により配慮すべき施設として挙げられた施設位置での列車騒音の予測値については、第 8 章の予測結果をもとにお示しすると以下のとおりとなります。	なお、本意見により住宅等が存在し県道や幹線道路の影響を受けにくく、比較的静穏が保たれており、列車の走行により現況との乖離が大きくなる恐れがあるとされる地点及び配慮すべき施設として挙げられた施設位置での列車騒音の予測値については、第 8 章の予測結果をもとにお示しすると、以下のとおりとなります。また、位置については資料編に示すとおりです。
p.6-3-26 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	—	「南アルプス市藤田　丁向地区」「南アルプス市田島」「富士川町天神中條」「富士川町高下」の予測結果を追記

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 6-3-27 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	―	表下の注釈を追記
p. 6-3-27 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	（「第 8 章　環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-2 騒音」、「資料編【環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果】2-7 騒音の距離毎の予測値について」参照）	（「第 8 章　環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-2 騒音」、「資料編【環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果】2-16 事業者の見解で列車の走行に係る騒音の予測値を示した地点について、22 モニタリング等について」参照）
p. 6-3-28～29 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示46号 最終改正 平成12年 環境省告示78号）の後に示された「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年10月3日環大特第100号）においては、「環境基準は、新幹線鉄道騒音につき生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定により定められたものであり、新幹線鉄道沿線地域における新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものである」と記載されていること、「新幹線鉄道騒音対策要綱」（昭和51年3月5日閣議了解）においても、音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の対策実施を強力に推進するものとされていること、また他の整備新幹線の環境影響評価においても、列車の走行に係る騒音の環境保全措置として、障害防止対策（個別家屋対策）が提示されていることから、「個別家屋対策」についても新幹線騒音に対する総合的な対策の一つとして、環境基準達成のための環境保全措置に位置づけていきます。	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示46号 最終改正 平成12年 環境省告示78号）の後に示された「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年10月3日環大特第100号）においては、「環境基準は、新幹線鉄道騒音につき生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定により定められたものであり、新幹線鉄道沿線地域における新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものである」と記載されていること、「新幹線鉄道騒音対策要綱」（昭和51年3月5日閣議了解）においても、音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の対策実施を強力に推進するものとされていること、また他の整備新幹線の環境影響評価においても、列車の走行に係る騒音の環境保全措置として、障害防止対策（個別家屋対策）が提示されていることから、「個別家屋対策」についても新幹線騒音に対する総合的な対策の一つとして、環境基準との整合を図るための環境保全措置に位置づけていきます。
p. 6-3-32 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	列車の走行（地下を走行する場合を除く）に係る振動の予測は、整備新幹線をはじめ他の鉄道の事例においても、一般的に測定事例の引用により行われています。本環境影響評価においては、山梨リニア実験線での測定事例の引用と解析により予測を行っています。	列車の走行に係る振動の予測は、整備新幹線をはじめ他の鉄道の事例においても、一般的に測定事例の引用により行われています。本環境影響評価においては、山梨リニア実験線での測定事例の引用と解析により予測を行っています。
p. 6-3-32 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	なお、予測に考慮した山梨リニア実験線の測定事例では、構造物の構造や地盤の状況が異なる複数の箇所を用いております。	なお、予測に考慮した山梨リニア実験線の測定事例では、構造物の構造や地盤の状況が異なる複数の箇所を用いております。 また、列車の走行に係る振動の予測も、同様に山梨リニア実験線での測定事例の引用と解析により行っており、測定事例として土かぶりや地盤の状況が異なる複数の箇所を用いております。
p. 6-3-33 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	列車の走行に係る振動の予測地点は、騒音と同様に、住居等の分布状況と環境対策工の種類を考慮し、市町の主な代表地点及び路線近傍の学校、病院等[※1]を選定しています。	列車の走行に係る振動の予測地点は、騒音と同様に、住居等の分布状況を考慮し、市町の主な代表地点及び路線近傍の学校、病院等[※1]を選定しています。
p. 6-3-33 6-3 山梨県知事の環境の	なお、本意見により配慮すべき施設として挙げられた施設位置での列車振動の予測値につ	なお、本意見により住宅等が存在し県道や幹線道路の影響を受けにくく、比較的静穏が保

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	いて、第 8 章の予測結果をもとにお示しすると以下のとおりとなります。	たれており、列車の走行により現況との乖離が大きくなる恐れがあるとされる地点及び配慮すべき施設として挙げられた施設位置での列車振動の予測値について、第 8 章の予測結果をもとにお示しすると以下のとおりとなります。また、位置については資料編に示すとおりです。
p. 6-3-33 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	―	「南アルプス市藤田　丁向地区」「南アルプス市田島」「富士川町天神中條」「富士川町高下」の予測結果を追記
p. 6-3-33～34 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	(「第 8 章　環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-3 振動」参照)	(「第 8 章　環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-3 振動」、「資料編【環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果】3-12 事業者の見解で列車の走行に係る振動の予測値を示した地点について」参照)
p. 6-3-37 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	(「第 8 章　環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-2-3 地下水の水質及び水位」、「資料編【環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果】8-4 山梨リニア実験線における水資源対策について」参照)	(「第 8 章　環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-2-3 地下水の水質及び水位」、「資料編【環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果】7-6 早川町内で実施した水平ボーリングについて、8-4 山梨リニア実験線における水資源対策について」参照)
p. 6-3-45 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	(「第 4 章　対象事業実施区域及びその周辺の概況 4-2-1 自然的状況　(4)　地形及び地質の状況、第 8 章　環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-2-3 地下水の水質及び水位」、「資料編【事業特性】2 路線概要（縦断計画）」参照)	(「第 4 章　対象事業実施区域及びその周辺の概況 4-2-1 自然的状況　(4)　地形及び地質の状況、第 8 章　環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-2-3 地下水の水質及び水位」、「資料編【事業特性】2 路線概要（縦断計画）、9 土被りが小さいトンネル区間（山岳部）について」参照)
p. 6-3-46 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	(「資料編【環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果】9-1 掘削土に含まれる自然由来重金属等の調査について、22 モニタリング等について」参照)	(「資料編【環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果】7-6 早川町内で実施した水平ボーリングについて、9-1 掘削土に含まれる自然由来重金属等の調査について、22 モニタリング等について」参照)
p. 6-3-59 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	―	(「資料編【環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果】14-7 山梨リニア実験線延伸工事における希少猛禽類への対応について」参照) を追記
p. 6-3-65 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	―	(資料編【環境影響評価の結果の概要並びに予測及び評価の結果】16-3 生態系におけるハビタットの機能等の変化に対する予測について」参照) を追記
p. 6-3-68 6-3 山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解	なお、上記以外の主要な眺望点及び日常的な視点場については、山梨県知事のご意見として承り、環境影響評価手続きとは別に、事業説明会等において、フォトモンタージュ等により、住民の皆様にお示しすることを考えています。	なお、上記以外の主要な眺望点及び日常的な視点場については、山梨県知事のご意見として承り、環境影響評価手続きとは別に、事業説明会等において、フォトモンタージュ等により、住民の皆様に状況をお示しするとともに、お示しした資料については、中間報告書等において報告します。
p. 7-1 表 7-1-1　想定される影響要因	(工事の実施、工事施工ヤード及び工事用道路の設置、想定される影響要因) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置（一部の発生土置き場を含む）に伴う土地の改変に	(工事の実施、工事施工ヤード及び工事用道路の設置、想定される影響要因) 工事施工ヤード（発生土置き場を含む）及び工事用道路の設置に伴う土地の改変による影

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	よる影響を想定した。	響を想定した。
p. 7-2 表 7-1-2　環境影響評価項目	—	「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る景観」を追記 「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る人と自然との触れ合いの活動の場」を追記 「工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る人と自然との触れ合いの活動の場」を追記
p. 7-2 表 7-1-2　環境影響評価項目	11. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。	11. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいい、発生土置き場を含む。
p. 7-3 表 7-1-3(1)　環境影響評価の項目及びその選定理由等	（水の濁り、工事施工ヤード及び工事用道路の設置） 工事施工ヤード及び工事用道路の設置（一部の発生土置き場を含む）に伴う土地の改変により水の濁りが発生するおそれがあることから選定した。	（水の濁り、工事施工ヤード及び工事用道路の設置） 工事施工ヤード（発生土置き場を含む）及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により水の濁りが発生するおそれがあることから選定した。
p. 7-4 表 7-1-3(2)　環境影響評価の項目及びその選定理由等	（重要な地形及び地質、工事施工ヤード及び工事用道路の設置） 工事施工ヤード及び工事用道路の設置（一部の発生土置き場を含む）に伴う土地の改変により重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。	（重要な地形及び地質、工事施工ヤード及び工事用道路の設置） 工事施工ヤード（発生土置き場を含む）及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
p. 7-5 表 7-1-3(3)　環境影響評価の項目及びその選定理由等	（重要な種及び注目すべき生息地、工事施工ヤード及び工事用道路の設置） 工事施工ヤード及び工事用道路の設置（一部の発生土置き場を含む）に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。	（重要な種及び注目すべき生息地、工事施工ヤード及び工事用道路の設置） 工事施工ヤード（発生土置き場を含む）及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
p. 7-5 表 7-1-3(3)　環境影響評価の項目及びその選定理由等	（重要な種及び群落、工事施工ヤード及び工事用道路の設置） 工事施工ヤード及び工事用道路の設置（一部の発生土置き場を含む）に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。	（重要な種及び群落、工事施工ヤード及び工事用道路の設置） 工事施工ヤード（発生土置き場を含む）及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
p. 7-5 表 7-1-3(3)　環境影響評価の項目及びその選定理由等	（地域を特徴づける生態系、工事施工ヤード及び工事用道路の設置） 工事施工ヤード及び工事用道路の設置（一部の発生土置き場を含む）に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。	（地域を特徴づける生態系、工事施工ヤード及び工事用道路の設置） 工事施工ヤード（発生土置き場を含む）及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
p. 7-6 表 7-1-3(4)　環境影響評価の項目及びその選定理由等	—	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る景観 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る人と自然との触れ合いの活動の場 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る人と自然との触れ合いの活動の場 を追記
p. 7-6 表 7-1-3(4)　環境影響評価の項目及びその選定理由等	11. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。	11. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいい、発生土置き場を含む。
p. 7-7 7-2-2 予測及び評価の前	本事業の環境影響評価においては、重要な地形及び地質、文化財、動物・植物・生態系、	本事業の環境影響評価においては、重要な地形及び地質、文化財、動物・植物・生態系、

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
提とする区域	景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場に係る予測及び評価にあたり、計画路線（地上部）については環境影響評価関連図に示した実線を中心とする約22mの幅の区域を、トンネル坑口については環境影響評価関連図に示した実線と点線の接続部の中心から半径100mの区域を、駅については環境影響評価関連図に示した円の位置を中心に「第3章 3-4-6 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要」に示した計画規模に応じた区域を、非常口（山岳部）、工事用道路及び発生土置き場については環境影響評価関連図に示した円の中心から半径100mの区域を、変電施設については環境影響評価関連図に示した円の中心から半径200mの区域を、保守基地については環境影響評価関連図に示した円の中心から半径200mの区域を基本として改変の可能性がある範囲として設定し、重ね合せによる予測を実施した。	景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場に係る予測及び評価にあたり、計画路線（地上部）については環境影響評価関連図に示した実線を中心とする約22mの幅の区域を、トンネル坑口については環境影響評価関連図に示した実線と点線の接続部の中心から半径100mの区域を、駅については環境影響評価関連図に示した円の位置を中心に「第3章 3-4-6 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要」に示した計画規模に応じた区域を、非常口（山岳部）及び発生土置き場については環境影響評価関連図に示した円の中心から半径100mの区域を、変電施設については環境影響評価関連図に示した円の中心から半径200mの区域を、保守基地については環境影響評価関連図に示した円の中心から半径200mの区域を、工事用道路については環境影響評価関連図に示した区域を基本として改変の可能性がある範囲として設定し、重ね合せによる予測を実施した。
p.7-45 表 7-2-1(12) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	—	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る景観 を追記
p.7-47 表 7-2-1(13) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	—	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る人と自然との触れ合いの活動の場 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る人と自然との触れ合いの活動の場 を追記
p.7-49 表 7-2-1(14) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（工事の実施に係る温室効果ガス） （影響要因の区分） ・建設機械の稼動 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 （1.予測項目） 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る建設工事に伴う温室効果ガス （2. 予測の基本的な手法） 工事の実施に伴う温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測する。	（工事の実施に係る温室効果ガス） （影響要因の区分） ・建設機械の稼動 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・建設資材の使用及び廃棄物の発生 （1.予測項目） 工事の実施に伴い発生する温室効果ガス排出量 （2. 予測の基本的な手法） 工事の実施おいて建設機械の稼動、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生に伴う温室効果ガス排出量を積算する方法(4)により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測する。 (4)「名古屋市環境影響評価技術指針マニュアル（温室効果ガス等）」（平成19年8月、名古屋市環境局）に基づく。
p.8-1-1-36 表 8-1-1-20(2) 予測結果（建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質濃度）	（バックグラウンド濃度） 有効数字4桁	（バックグラウンド濃度） 有効数字3桁

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-1-1-48
表 8-1-1-21　環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る大気質）</td>
<td>表 8-1-1-21　環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る大気質）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>排出ガス対策型建設機械の採用</td><td>適</td><td>排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td><td>適</td><td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の使用時における配慮</td><td>適</td><td>工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）の排出抑制</td><td>適</td><td>工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-1-1-21　環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る大気質）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>排出ガス対策型建設機械の採用</td><td>適</td><td>排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td><td>適</td><td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の使用時における配慮</td><td>適</td><td>工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）の排出抑制</td><td>適</td><td>工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事従事者への講習・指導</td><td>適</td><td>建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-48
b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td>
<td>本事業では、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「排出ガス対策型建設機械の採用」「工事規模に合わせた建設機械の設定」「建設機械の使用時における配慮」「建設機械の点検及び整備による性能維持」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」及び「VOC の排出抑制」を実施する。</td>
<td>本事業では、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「排出ガス対策型建設機械の採用」「工事規模に合わせた建設機械の設定」「建設機械の使用時における配慮」「建設機械の点検及び整備による性能維持」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「VOC の排出抑制」「工事従事者への講習・指導」及び「工事の平準化」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-50
表 8-1-1-22(7)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る大気質）</td>
<td>―</td>
<td>表 8-1-1-22(7)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る大気質）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事従事者への講習・指導</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事の実施箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減が見込まれる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-50
表 8-1-1-22(8)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る大気質）</td>
<td>―</td>
<td>表 8-1-1-22(8)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る大気質）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事の平準化</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事の実施箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-60
①車両交通量</td>
<td>各予測地点における資材及び機械の運搬に用いる車両の台数を表 8-1-1-27 に示す。</td>
<td>各予測地点における資材及び機械の運搬に用いる車両の台数を表 8-1-1-27 に示す。また、走行速度は、渋滞による速度低下等も考慮するため現地により実測した結果を踏まえて設定した。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-60
表 8-1-1-27　資材及び機械の運搬に用いる車両等の台数</td>
<td>注 1. 表中の年間発生台数は、片道の台数を示す。</td>
<td>注 1. 表中の年間発生台数は、片道の台数を示す。
注 2. 運行時間帯　8:00～17:00 (12:00 台を除く)</td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-63
表 8-1-1-29　予測に用いた気象及び大気質データ</td>
<td>表 8-1-1-29　予測に用いた気象及び大気質データ
<table>
<tr><th rowspan="2">地点番号</th><th rowspan="2">予測地点</th><th>気象データ</th><th colspan="4">大気質データ（バックグラウンド濃度）</th></tr>
<tr><th>風向・風速</th><th>使用データ</th><th>窒素酸化物 (ppm)</th><th>二酸化窒素 (ppm)</th><th>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</th></tr>
<tr><td>01</td><td>県道 35 号</td><td>沿道01</td><td>沿道 01</td><td>0.004</td><td>0.003</td><td>0.021</td></tr>
<tr><td>02</td><td>市道 6-63 号大原線</td><td>環境02</td><td>沿道 02</td><td>0.012</td><td>0.007</td><td>0.023</td></tr>
<tr><td>03</td><td>市道 1-35 号</td><td>環境03</td><td>沿道 03</td><td>0.011</td><td>0.008</td><td>0.017</td></tr>
<tr><td>04</td><td>国道 140 号</td><td rowspan="4">環境04</td><td>沿道 04</td><td>0.030</td><td>0.014</td><td>0.017</td></tr>
<tr><td>05</td><td>県道 29 号</td><td>沿道 05</td><td>0.015</td><td>0.009</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>06</td><td>県道 12 号</td><td>沿道 06</td><td>0.014</td><td>0.011</td><td>0.017</td></tr>
<tr><td>07</td><td>県道 3 号</td><td>沿道 07</td><td>0.032</td><td>0.014</td><td>0.024</td></tr>
<tr><td>08</td><td>県道 118 号</td><td rowspan="4">文献 06
(環境05)</td><td>沿道 08</td><td>0.019</td><td>0.010</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>09</td><td>県道 105 号</td><td>沿道 09</td><td>0.012</td><td>0.008</td><td>0.018</td></tr>
<tr><td>10</td><td>国道 52 号</td><td>沿道 10</td><td>0.015</td><td>0.008</td><td>0.018</td></tr>
<tr><td>11</td><td>県道 413 号</td><td>沿道 11</td><td>0.011</td><td>0.007</td><td>0.017</td></tr>
<tr><td>12</td><td>県道 406 号</td><td>環境06</td><td>沿道 12</td><td>0.007</td><td>0.005</td><td>0.017</td></tr>
<tr><td>13</td><td>県道 37 号</td><td>環境08</td><td>沿道 13</td><td>0.009</td><td>0.003</td><td>0.015</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-1-1-29　予測に用いた気象及び大気質データ
<table>
<tr><th rowspan="2">地点番号</th><th rowspan="2">予測地点</th><th>気象データ</th><th colspan="4">大気質データ（バックグラウンド濃度）</th></tr>
<tr><th>風向・風速</th><th>使用データ</th><th>窒素酸化物 (ppm)</th><th>二酸化窒素 (ppm)</th><th>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</th></tr>
<tr><td>01</td><td>県道 35 号</td><td>沿道01</td><td>沿道 02</td><td>0.004</td><td>0.003</td><td>0.021</td></tr>
<tr><td>02</td><td>市道 6-63 号大原線</td><td>環境02</td><td>沿道 03</td><td>0.012</td><td>0.007</td><td>0.023</td></tr>
<tr><td>03</td><td>市道 1-35 号</td><td>環境03</td><td>沿道 04</td><td>0.011</td><td>0.008</td><td>0.017</td></tr>
<tr><td>04</td><td>国道 140 号</td><td rowspan="4">環境04</td><td>沿道 05</td><td>0.030</td><td>0.014</td><td>0.017</td></tr>
<tr><td>05</td><td>県道 29 号</td><td>沿道 06</td><td>0.015</td><td>0.009</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>06</td><td>県道 12 号</td><td>沿道 07</td><td>0.014</td><td>0.011</td><td>0.017</td></tr>
<tr><td>07</td><td>県道 3 号</td><td>沿道 08</td><td>0.032</td><td>0.014</td><td>0.024</td></tr>
<tr><td>08</td><td>県道 118 号</td><td rowspan="4">文献 06
(環境05)</td><td>沿道 09</td><td>0.019</td><td>0.010</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>09</td><td>県道 105 号</td><td>沿道 10</td><td>0.012</td><td>0.008</td><td>0.018</td></tr>
<tr><td>10</td><td>国道 52 号</td><td>沿道 11</td><td>0.015</td><td>0.008</td><td>0.018</td></tr>
<tr><td>11</td><td>県道 413 号</td><td>沿道 12</td><td>0.011</td><td>0.007</td><td>0.017</td></tr>
<tr><td>12</td><td>県道 406 号</td><td>環境06</td><td>沿道 13</td><td>0.007</td><td>0.005</td><td>0.017</td></tr>
<tr><td>13</td><td>県道 37 号</td><td>環境08</td><td>沿道 14</td><td>0.009</td><td>0.003</td><td>0.015</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-64
表 8-1-1-30(1)　予測結果（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係</td>
<td>（予測地点 13　県道 37 号、寄与率）
12.4%</td>
<td>（予測地点 13　県道 37 号、寄与率）
12.5%</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>る二酸化窒素）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-65～74
図 8-1-1-10(1)～(10)</td><td>―</td><td>工事用車両通行ルート沿いの学校、病院及び福祉施設等を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-75
表 8-1-1-31　環境保全措置の検討の状況（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質）</td><td>
表 8-1-1-31　環境保全措置の検討の状況
（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減を意識した運転の徹底</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）の排出抑制</td><td>適</td><td>工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table>
</td><td>
表 8-1-1-31　環境保全措置の検討の状況
（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減を意識した運転の徹底</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）の排出抑制</td><td>適</td><td>工事の実施において、低 VOC 塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事従事者への講習・指導</td><td>適</td><td>車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-75
b）環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「VOC の排出抑制」を実施する。</td><td>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「VOC の排出抑制」「工事従事者への講習・指導」及び「工事の平準化」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-77
表 8-1-1-32(5)　環境保全措置の内容（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質）</td><td>―</td><td>
表 8-1-1-32(5)　環境保全措置の内容（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事従事者への講習・指導</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工範囲周辺の沿道</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減が見込まれる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-77
表 8-1-1-32(6)　環境保全措置の内容（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質）</td><td>―</td><td>
表 8-1-1-32(6)　環境保全措置の内容（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事の平準化</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工範囲周辺の沿道</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-78
①回避又は低減に係る評価</td><td>二酸化窒素については、地点番号 13（県道 37 号）において寄与率 12.4%と最大となり、その他の地点についても 0.3%～11.8%となる。</td><td>二酸化窒素については、地点番号 13（県道 37 号）において寄与率 12.5%と最大となり、その他の地点についても 0.3%～11.8%となる。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-1-105～114
図 8-1-1-16(1)～(10)
予測地点及び予測結果（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る降下ばいじん）</td><td>―</td><td>工事用車両通行ルート沿いの学校、病院及び福祉施設等を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-14
5）調査期間</td><td>現地調査の期間は、表 8-1-2-5 に示すとおり、騒音が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日の 24 時間とした。</td><td>現地調査の期間は、表 8-1-2-5 のとおりである。調査範囲が広域に渡ること、調査員数に限りがあること、また、天候による調査日選定の関係もあったことから、同一日における一斉調査は困難であり、地域毎に調査日が異なっているが、騒音が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日の 24 時間とした。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-19
b）予測式</td><td>＜予測点から音源が見える場合＞
$\Delta L_d = \begin{cases} -5-15.2\sinh^{-1}(|\delta|^{0.42}) & 0 \leqq \delta < 0.073 \\ 0 & 0.073 < \delta \end{cases}$</td><td>＜予測点から音源が見える場合＞
$\Delta L_d = \begin{cases} -5+15.2\sinh^{-1}(|\delta|^{0.42}) & 0 < \delta \leqq 0.073 \\ 0 & 0.073 < \delta \end{cases}$</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-1-2-38
表 8-1-2-15　環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る騒音）</td><td>
表 8-1-2-15　環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る騒音）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>低騒音型建設機械の採用</td><td>適</td><td>低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策</td><td>適</td><td>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td><td>適</td><td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の使用時における配慮</td><td>適</td><td>工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table>
</td><td>
表 8-1-2-15　環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る騒音）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>低騒音型建設機械の採用</td><td>適</td><td>低騒音型建設機械の採用により、工事に伴う騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策</td><td>適</td><td>仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することや、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる（防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている（ASJ CN-Model 2007））ことから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td><td>適</td><td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の使用時における配慮</td><td>適</td><td>工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事従事者への講習・指導</td><td>適</td><td>建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の低減が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-38
ｲ）環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、建設機械の稼働に係る騒音の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低騒音型建設機械の採用」「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」「工事規模に合わせた建設機械の設定」「建設機械の使用時における配慮」「建設機械の点検及び整備による性能維持」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」及び「工事の平準化」を実施する。</td><td>本事業では、建設機械の稼働に係る騒音の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低騒音型建設機械の採用」「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」「工事規模に合わせた建設機械の設定」「建設機械の使用時における配慮」「建設機械の点検及び整備による性能維持」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「工事従事者への講習・指導」及び「工事の平準化」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-39
表 8-1-2-16(2)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る騒音）</td><td>
表 8-1-2-16(2)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る騒音）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工範囲内</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td><td>
表 8-1-2-16(2)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る騒音）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工範囲内</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することや、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる（防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている（ASJ CN-Model 2007））。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-40
表 8-1-2-16(7)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る騒音）</td><td>―</td><td>
表 8-1-2-16(7)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る騒音）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事従事者への講習・指導</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事の実施箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の低減が見込まれる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-42
b)基準又は目標との整合性の検討</td><td>以上より、建設機械の稼働に係る騒音は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</td><td>以上より、建設機械の稼働に係る騒音は、基準又は目標との整合性が図られていると評価する。
なお、特定建設作業に該当する場合は、騒音規制法に基づく実施の届出を行う。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-46
表 8-1-2-20　予測条件（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音）</td><td>注 1.昼間：午前 6 時から午後 10 時
注 2.表中の発生交通量は、片道の台数を示す。
注 3.地点番号 01（県道 35 号）、02（市道 6-63 号 大原線）は、規制速度が定められていないため、現地調査結果に基づく車両走行速度を用いた。また、地点番号 05（県道 29 号）、07（県道 3 号）は現地調査の結果、走行速度の平均値が規制速度を下回っていたため、予測地点の実態に合わせて、走行速度の平均値を用いた（「資料編　2-5　走行速度現地調査結果」参照）。</td><td>注 1.昼間：午前 6 時から午後 10 時
注 2.運行時間帯　8:00～17:00（12:00 台を除く）
注 3.表中の発生交通量は、片道の台数を示す。
注 4.地点番号 01（県道 35 号）、02（市道 6-63 号 大原線）は、規制速度が定められていないため、現地調査結果に基づく車両走行速度を用いた。また、地点番号 05（県道 29 号）、07（県道 3 号）は現地調査の結果、走行速度の平均値が規制速度を下回っていたため、予測地点の実態に合わせて、走行速度の平均値を用いた（「資料編　2-5　走行速度現地調査結果」参照）。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-47～56
図 8-1-2-7(1)～(10)
予測地点及び予測結果（資材及び機械の運搬に</td><td>―</td><td>工事用車両通行ルート沿いの学校、病院及び福祉施設等を追記</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>用いる車両の運行に係る騒音）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-57
表 8-1-2-22　環境保全措置の検討の状況（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音）</td><td>表 8-1-2-22　環境保全措置の検討の状況
（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音）<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減を意識した運転の徹底</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-1-2-22　環境保全措置の検討の状況
（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音）<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減を意識した運転の徹底</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事従事者への講習・指導</td><td>適</td><td>車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の低減が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-57
ｲ）環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「工事の平準化」を実施する。</td><td>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「工事従事者への講習・指導」及び「工事の平準化」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-58
表 8-1-2-23(4)　環境保全措置の内容（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音）</td><td>―</td><td>表 8-1-2-23(4)　環境保全措置の内容（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音）<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事従事者への講習・指導</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工範囲周辺の沿道</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の低減が見込まれる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-65
ｴ）予測地点</td><td>予測地域の内、住居等の分布状況と環境対策工の種類を考慮し、列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音の影響を適切に予測することができる場所として、表 8-1-2-26(1)に示す市町の主な代表地点及び表 8-1-2-26(2)に示す路線近傍の学校、病院等を設定した。予測高さは、いずれも地表から 1.2m とした。</td><td>予測地域の内、住居等の分布状況と環境対策工の種類を考慮し、列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音の影響を適切に予測することができる場所として、表 8-1-2-26(1)に示す市町の主な代表地点及び表 8-1-2-26(2)に示す路線近傍の学校、病院等を設定した。市町の主な代表地点については、環境対策工の種類を考慮したうえで、基本的には路線近傍で最も住居の集積が多いと考えられる箇所を選定したが、別に選定した路線近傍の学校、病院等の位置も考慮し、地点が偏らないように配慮した。予測高さは、いずれも地表から 1.2m とした。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-80
図 8-1-2-13(6-2)　予測地点及び予測結果（列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音）</td><td>▲路線近傍の学校、病院等
（予測地点 04、都市計画区域指定状況）
市街化区域
（予測地点 05、都市計画区域指定状況）
市街化区域
（予測地点 06、都市計画区域指定状況）
市街化区域</td><td>▲路線近傍の学校、病院等
（予測地点 04、都市計画区域指定状況）
市街化区域（第一種中高層住居専用地域）
（予測地点 05、都市計画区域指定状況）
市街化区域（第一種中高層住居専用地域）
（予測地点 06、都市計画区域指定状況）
市街化区域（第一種中高層住居専用地域）</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-81
図 8-1-2-13(7-1)　予測地点及び予測結果（列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音）</td><td>●市町の主な代表地点
（予測地点 10、都市計画区域指定状況）
市街化区域</td><td>●市町の主な代表地点
（予測地点 10、都市計画区域指定状況）
市街化区域（第一種中高層住居専用地域）</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-82
図 8-1-2-13(7-2)　予測地点及び予測結果（列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音）</td><td>▲路線近傍の学校、病院等
（予測地点 07、都市計画区域指定状況）
市街化区域</td><td>▲路線近傍の学校、病院等
（予測地点 07、都市計画区域指定状況）
市街化区域（第一種中高層住居専用地域）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-1-2-83
図 8-1-2-13(8) 予測地点及び予測結果（列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音）</td><td>●市町の主な代表地点
（予測地点 13、都市計画区域指定状況）
非線引き区域</td><td>●市町の主な代表地点
（予測地点 10、都市計画区域指定状況）
非線引き区域（第一種中高層住居専用地域）</td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-86
表 8-1-2-31 環境保全措置の検討の状況（列車の走行に係る騒音）</td><td>表 8-1-2-31 環境保全措置の検討の状況（列車の走行に係る騒音）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>防音壁、防音防災フードの設置</td><td>適</td><td>騒音対策が必要な区間へ防音壁又は防音防災フードを設置することにより遮音され、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>防音防災フードの目地の維持管理の徹底</td><td>適</td><td>防音防災フード間目地の取り付けボルトの緩みや目地材の腐食の有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めや目地材の交換を行うことにより、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>桁間の目地の維持管理の徹底</td><td>適</td><td>桁間目地の目地材の腐食や亀裂の有無、取り付け状況の確認等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、目地材の交換等を行うことにより、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>防音壁の改良</td><td>適</td><td>防音壁の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>個別家屋対策</td><td>適</td><td>家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>沿線の土地利用対策</td><td>適</td><td>新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力の要請をすることで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-1-2-31 環境保全措置の検討の状況（列車の走行に係る騒音）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>防音壁、防音防災フードの設置</td><td>適</td><td>騒音対策が必要な区間へ防音壁又は防音防災フードを設置することにより遮音され、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>防音防災フードの目地の維持管理の徹底</td><td>適</td><td>防音防災フード間目地の取り付けボルトの緩みや目地材の腐食の有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めや目地材の交換を行うことにより、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>桁間の目地の維持管理の徹底</td><td>適</td><td>桁間目地の目地材の腐食や亀裂の有無、取り付け状況の確認等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、目地材の交換等を行うことにより、その性能を維持することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>防音壁の改良</td><td>適</td><td>防音壁の嵩上げ又は防音壁に吸音機能を備えることで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>個別家屋対策</td><td>適</td><td>対象となる家屋の所有者と調整したうえで、防音型アルミサッシへの取替や防振パッキングといった家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>沿線の土地利用対策</td><td>適</td><td>新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設（道路、公園、緑地等）の配置等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力の要請をすることで、鉄道施設との距離を確保することにより、住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-88
表 8-1-2-32(5) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）</td><td>表 8-1-2-32(5) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>個別家屋対策</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>計画路線近傍に存在する家屋</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時及び供用時</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-1-2-32(5) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>個別家屋対策</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>計画路線近傍に存在する家屋</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時及び供用時</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>対象となる家屋の所有者と調整したうえで、防音型アルミサッシへの取替や防振パッキングといった家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-88
表 8-1-2-32(6) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）</td><td>表 8-1-2-32(6) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>事業者以外</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>沿線の土地利用対策</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>計画路線周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時及び供用時</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより、住居等における騒音を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-1-2-32(6) 環境保全措置の内容（列車の走行に係る騒音）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>事業者以外</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>沿線の土地利用対策</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>計画路線周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時及び供用時</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設（道路、公園、緑地等）の配置等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより、住居等における騒音を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-2-89～90
b) 基準又は目標との整合性の検討</td><td>列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音の予測値は表 8-1-2-29、表 8-1-2-30 及び図 8-1-2-13 に示したとおりである。評価の指標となる表 8-1-2-33 の「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は、新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策（個別家屋対策）、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものとされている。
具体的な類型の指定は工事実施計画認可後に行われることになるが、本事業の列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に伴う騒音の影響に対しては、今後、防音壁等による騒音対策に加えて、前述の総合的な騒音対策の実施により、基準値との整合を図るよう努めることとする。</td><td>列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音の予測値は表 8-1-2-29、表 8-1-2-30 及び図 8-1-2-13 に示したとおりである。評価の指標となる表 8-1-2-33 の「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は、新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策（個別家屋対策）、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものとされている。また、「新幹線鉄道騒音対策要綱」（昭和 51 年 3 月 5 日閣議了解）においても、音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の対策実施を強力に推進するものとされている。
生活環境の保全に配慮すべき住居等が多く存在している集落の区域や病院等の保全施設が近くにあるところにおいては、音源対策として防音防災フードを設置することを基本に考えており、結果として、地上区間の多くの部分において、この考え方により防音防災フードを設置することを想定している。
しかしながらその一方で、景観上からは、防音防災フードの景観への影響や日常的な視点場における圧迫感をできる限り低減する必要があるとともに、観光振興の観点等から、走行するリニア車両を一定の区間見えるようにしてほしい、との地元自治体からの要請もあるという現状がある。
走行するリニア車両の騒音を音源対策として抑制するためには、防音防災フードのように</td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		隙間のない構造とする必要があるが、透明材でフードを構成することは技術的に極めて困難であり、現時点においてはコンクリート製のフードとする必要がある。一方で、走行するリニア車両を見えるようにするためには、防音防災フードではなく、防音壁とする必要がある。これにより、防音防災フードによる景観への影響や日常的な視点場における圧迫感を低減することにもつながる。 したがって、連続した防音壁区間を確保するため、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある箇所に該当しない、河川部、農用地、工業専用地域となっている区間の他、これらに挟まれた比較的家屋の少ない区間についても防音壁とすることを想定している。仮に、こうした場所について類型指定がなされる場合、Ⅱ類型であったとしても防音壁という音源対策だけでは基準を達成することができないため、新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設（道路、公園、緑地等）の配置といった土地利用対策を関係機関に要請していくが、それらの対策によっても環境基準が達成できない場合には、障害防止対策（個別家屋対策）を実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持して、基準との整合を図っていく。 これらの点を踏まえて、音源対策としての環境対策工の配置については、関係機関による土地利用対策の考え方も勘案し、現状の住居等の分布状況や土地利用の状況に基づいて、県および沿線市町と協議して決定し、計画の進捗に合わせて今後各段階で実施する説明会等の場で住民の皆様に説明し、ご理解を深めて頂く考えである。 また、土地利用対策については、昭和 50 年に環境庁大気保全局長から各都道府県の知事に通知された環大特第 100 号において、「新幹線鉄道沿線地域を含む土地利用計画を決定し、又は変更しようとする場合は、この基準の維持達成に資するよう配慮すること」とされていることから、工事期間中や供用後を含め、この趣旨に沿った取扱いが継続して進められるよう、関係機関に協力を要請していく。完成後は、環境対策工の配置を踏まえて測定地点を選定し、騒音測定を行う。その結果、環境基準との整合が図られていない場合には、原因を究明のうえ、必要な環境保全措置を講じていく。 なお、学校については、環境基準を達成するよう配慮を行っている。また、直接改変される中道北小学校及び田富北小学校についても、環境基準を達成するよう今後の対応において配慮を行っていく。
p. 8-1-3-14 5）調査期間	現地調査の期間は、表 8-1-3-5 のとおり、振動が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日の 24 時間とした。	現地調査の期間は、表 8-1-2-5 のとおりである。調査範囲が広域に渡ること、調査員数に限りがあること、また、天候による調査日選定の関係もあったことから、同一日における一斉調査は困難であり、地域毎に調査日が異

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>なっているが、振動が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日の 24 時間とした。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-3-36
表 8-1-3-15　環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る振動）</td><td>
表 8-1-3-15　環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る振動）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>低振動型建設機械の採用</td><td>適</td><td>低振動型建設機械の採用により、工事に伴う振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td><td>適</td><td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の使用時における配慮</td><td>適</td><td>工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、振動の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table>
</td><td>
表 8-1-3-15　環境保全措置の検討の状況（建設機械の稼働に係る振動）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>低振動型建設機械の採用</td><td>適</td><td>低振動型建設機械の採用により、工事に伴う振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td><td>適</td><td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の使用時における配慮</td><td>適</td><td>工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>適</td><td>改変区域をできる限り小さくすることにより、建設機械の稼働を最小限に抑えることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事従事者への講習・指導</td><td>適</td><td>建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の低減が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により片寄った施工を避けることで、振動の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-1-3-36
ｲ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、建設機械の稼働に係る振動の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低振動型建設機械の採用」「工事規模に合わせた建設機械の設定」「建設機械の使用時における配慮」「建設機械の点検及び整備による性能維持」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」及び「工事の平準化」を実施する。</td><td>本事業では、建設機械の稼働に係る振動の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低振動型建設機械の採用」「工事規模に合わせた建設機械の設定」「建設機械の使用時における配慮」「建設機械の点検及び整備による性能維持」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「工事従事者への講習・指導」及び「工事の平準化」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-3-38
表 8-1-3-16(6)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る振動）</td><td>―</td><td>
表 8-1-3-16(6)　環境保全措置の内容（建設機械の稼働に係る振動）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事従事者への講習・指導</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事の実施箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の低減が見込まれる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-1-3-39
b)基準又は目標との整合性の検討</td><td>以上より、建設機械の稼働に係る振動は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</td><td>以上より、建設機械の稼働に係る振動は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。
なお、特定建設作業に該当する場合は、振動規制法に基づく実施の届出を行う。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-3-43
表 8-1-3-20　予測条件（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動）</td><td>注 1.昼間：午前 8 時から午後 7 時
注 2.表中の発生交通量は､片道の台数を示す。
注 3.地点番号 01(県道 35 号)、02（市道 6-63 号 大原線）は、規制速度が定められていないため、現地調査結果に基づく車両走行速度を用いた。また、地点番号 05（県道 29 号）、07（県道 3 号）は現地調査の結果、走行速度の平均値が規制速度を下回っていたため、予測地点の実態に合わせて、走行速度の平均値を用いた。（「資料編　2-5　走行速度現地調査結果」参照）</td><td>注 1.昼間：午前 8 時から午後 7 時
注 2.運行時間帯　8:00～17:00（12:00 台を除く）
注 3.表中の発生交通量は､片道の台数を示す。
注 4.地点番号 01(県道 35 号)、02（市道 6-63 号 大原線）は、規制速度が定められていないため、現地調査結果に基づく車両走行速度を用いた。また、地点番号 05（県道 29 号）、07（県道 3 号）は現地調査の結果、走行速度の平均値が規制速度を下回っていたため、予測地点の実態に合わせて、走行速度の平均値を用いた。（「資料編　2-5　走行速度現地調査結果」参照）</td></tr>
<tr><td>p.8-1-3-45～54
図 8-1-3-6(1)～(10)
予測地点及び予測結果（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動）</td><td>―</td><td>工事用車両通行ルート沿いの学校、病院及び福祉施設等を追記</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-1-3-55
表 8-1-3-22　環境保全措置の検討の状況（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動）</td><td>表 8-1-3-22　環境保全措置の検討の状況
（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減を意識した運転の徹底</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、振動の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-1-3-22　環境保全措置の検討の状況
（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減を意識した運転の徹底</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td><u>工事従事者への講習・指導</u></td><td><u>適</u></td><td><u>車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の低減が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</u></td></tr>
<tr><td>工事の平準化</td><td>適</td><td>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、振動の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-3-55
イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「工事の平準化」を実施する。</td><td>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」<u>「工事従事者への講習・指導」</u>及び「工事の平準化」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-1-3-56
表 8-1-3-23(4)　環境保全措置の内容（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動）</td><td>―</td><td>表 8-1-3-23(4)　環境保全措置の内容（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動）
<table>
<tr><td colspan="2"><u>実施主体</u></td><td><u>東海旅客鉄道株式会社</u></td></tr>
<tr><td rowspan="3"><u>実施内容</u></td><td><u>種類・方法</u></td><td><u>工事従事者への講習・指導</u></td></tr>
<tr><td><u>位置・範囲</u></td><td><u>工事施工範囲周辺の沿道</u></td></tr>
<tr><td><u>時期・期間</u></td><td><u>工事中</u></td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>環境保全措置の効果</u></td><td><u>車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の低減が見込まれる。</u></td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>効果の不確実性</u></td><td><u>なし</u></td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>他の環境への影響</u></td><td><u>なし</u></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-1-4-9
②基準又は目標との整合性の検討</td><td>列車の走行に係るトンネル及び防音防災フードの出入口から発生する微気圧波の評価結果を表 8-1-4-8 に示す。これより、緩衝工端部中心から 20m の距離においては 50Pa 以下である。また、緩衝工端部中心から 80m の距離においては最大でも 20Pa を下回ることから、今後、路線近傍の住居分布等の周辺環境に留意し、トンネル、防音防災フードの配置に応じて適切な位置に緩衝工を設置し、必要な延長を確保することにより、基準値との整合が図られることを確認した。</td><td>列車の走行に係るトンネル及び防音防災フードの出入口から発生する微気圧波の評価結果を表 8-1-4-8 に示す。これより、緩衝工端部中心から 20m の距離においては 50Pa 以下である。また、緩衝工端部中心から 80m の距離においては最大でも 20Pa を下回ることから、今後、路線近傍の住居分布等の周辺環境に留意し、トンネル、防音防災フードの配置に応じて適切な位置に緩衝工を設置し、必要な延長を確保することにより、基準値との整合が図られることを確認した。<u>また、環境対策工の具体的な設置位置を決める際には、可能な限り 80m 以内に民家が存在しないよう検討する。また、80m 以内に民家が存在する場合などはトンネル等の出入口に設置する緩衝工延長を評価書で予測した 150m から延ばすなどの対策を行い基準との整合が図られるよう検討していく。</u></td></tr>
<tr><td>p.8-2-1-1
(1) 水の濁り</td><td>工事の実施時における切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置により、水の濁りが発生するおそれがあることから、環境影響評価を行った。</td><td>工事の実施時における切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置により、水の濁りが発生するおそれがあることから、環境影響評価を行った。<u>なお、工事施工ヤードには、発生土置き場を含む。</u></td></tr>
<tr><td>p.8-2-1-33
表 8-2-1-11　環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る水の濁り）</td><td>表 8-2-1-11　環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る水の濁り）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生する濁水は<u>必要に応じ</u>、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-2-1-11　環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る水の濁り）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td><u>放流時の放流箇所及び水温の調整</u></td><td><u>適</u></td><td><u>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-2-1-33
b）環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、トンネルの工事による水の濁りに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」「工事排水の監視」及び「処理装置の点検・整備による性能維持」を実施する。</td><td>本事業では、トンネルの工事による水の濁りに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」「工事排水の監視」「処理装置の点検・整備による性能維持」及び「放流時の放流箇所及び水温の調整」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-2-1-34
表 8-2-1-12(4)　環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る水の濁り）</td><td>―</td><td>表 8-2-1-12(4)　環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る水の濁り）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>トンネルの工事を実施する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-2-1-48
ｳ）事後調査</td><td>切土工等又は既存の工作物の除去に伴い排出する水は、法令等に準拠し、必要に応じて排水基準に適合するよう処理することを前提としており、予測の不確実性は小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。</td><td>切土工等又は既存の工作物の除去に伴い排出する水は、必要に応じ、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することを前提としており、予測の不確実性は小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。</td></tr>
<tr><td>p.8-2-1-49
f）予測条件の設定</td><td>本事業では、トンネルの工事に伴い発生するアルカリ排水は、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することを予測の前提条件とした。</td><td>本事業では、トンネルの工事に伴い発生するアルカリ排水は、発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することを予測の前提条件とした。一般的な処理フローを図 8-2-1-4 に示す。</td></tr>
<tr><td>p.8-2-1-50
表 8-2-1-26　環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る水の汚れ）</td><td>表 8-2-1-26　環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る水の汚れ）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生するアルカリ排水は、中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH 値の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-2-1-26　環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る水の汚れ）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生するアルカリ排水は、中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH 値の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>処理装置の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td><td>適</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-2-1-50～51
b）環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、トンネルの工事による水の汚れに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」「工事排水の監視」及び「処理装置の点検・整備による性能維持」を実施する。</td><td>本事業では、トンネルの工事による水の汚れに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」「工事排水の監視」「処理装置の点検・整備による性能維持」及び「放流時の放流箇所及び水温の調整」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-2-1-51
表 8-2-1-27(4)　環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る水の汚れ）</td><td>―</td><td>表 8-2-1-27(4)　環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る水の汚れ）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>トンネルの工事を実施する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-2-3-24
表 8-2-3-10　環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位）</td><td>表 8-2-3-10　環境保全措置の検討の状況
（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>薬液注入工法における指針の順守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月、建設省）に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>適切な構造及び工法の採用</td><td>適</td><td>工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-2-3-10　環境保全措置の検討の状況
（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>薬液注入工法における指針の順守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月、建設省）に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>適切な構造及び工法の採用</td><td>適</td><td>本線トンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。
また、非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr>
<td>p.8-2-3-25
表 8-2-3-11(2)　環境保全措置の内容（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位）</td>
<td>
表 8-2-3-11(2)　環境保全措置の内容
（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>適切な構造及び工法の採用</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>トンネルの工事を実施する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時及び工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td>
<td>
表 8-2-3-11(2)　環境保全措置の内容
（トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>適切な構造及び工法の採用</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>トンネルの工事を実施する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時及び工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>本線トンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。
また、非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>p.8-2-3-25
ウ．事後調査</td>
<td>地下水の水位の予測は地質等調査の結果を踏まえ水文地質的に行っており、予測の不確実性の程度が小さく、採用した環境保全措置についても効果にかかる知見が蓄積されている。しかしながら、破砕帯付近や土被りの小さい箇所等、状況によっては工事中に集中的な湧水が発生する可能性があり、水資源への影響の不確実性があることから、破砕帯や土被りの小さい箇所等において地下水を利用した水資源を対象として、「8-2-4 水資源」において環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。</td>
<td>地下水の水位の予測は地質等調査の結果を踏まえ水文地質的に行っており、予測の不確実性の程度が小さく、採用した環境保全措置についても効果にかかる知見が蓄積されている。しかしながら、本線トンネル及び非常口（山岳部）において、破砕帯付近や土被りの小さい箇所等、状況によっては工事中に集中的な湧水が発生する可能性があり、水資源への影響の不確実性があることから、本線トンネル及び非常口（山岳部）において、破砕帯や土被りの小さい箇所等において地下水を利用した水資源を対象として、「8-2-4 水資源」において環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。</td>
</tr>
<tr>
<td>p.8-2-4-18～19
ｷ）予測結果</td>
<td>
表 8-2-4-8(1)　発電所予測結果
<table>
<tr><th>地点番号</th><th>地点</th><th>最大使用水量 (m³/s)</th><th>河川名</th><th>現況の想定流量 (m³/s)</th><th>工事期間中の流量 (m³/s)</th><th>完成後の流量 (m³/s)</th></tr>
<tr><td>01</td><td rowspan="3">田代川第二発電所</td><td rowspan="3">5.34</td><td>大井川</td><td>12.1</td><td>10.2</td><td>9.99</td></tr>
<tr><td>02</td><td>内河内川（上流）</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr>
<tr><td>03</td><td>保利沢川</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr>
<tr><td>－</td><td rowspan="3">田代川第一発電所</td><td rowspan="3">6.04</td><td>（第二発電所）</td><td>5.34</td><td>5.34</td><td>5.34</td></tr>
<tr><td>04</td><td>内河内川（中流）</td><td>0.30</td><td>0.16</td><td>0.13</td></tr>
<tr><td>05</td><td>濁沢川</td><td>0.09</td><td>0.08</td><td>0.08</td></tr>
</table>
注 1. 黒桂河内川（最大使用水量 0.45 m³/s）は田代川第一発電所の取水地点であるが、影響範囲外であるため予測対象外とした。
表 8-2-4-8(2)　簡易水道予測結果
<table>
<tr><th>地点番号</th><th>地点</th><th>現況の想定流量 (m³/s)</th><th>工事期間中の流量 (m³/s)</th><th>完成後の流量 (m³/s)</th></tr>
<tr><td>06</td><td>新倉簡易水道水源 1（明川トンネル）（早川流量）</td><td>1.39</td><td>1.37</td><td>1.34</td></tr>
</table>
注 1. 早川流量は西山ダムより下流の流量のみ。
</td>
<td>
表 8-2-4-8(1)　発電所予測結果
<table>
<tr><th>地点番号</th><th>地点</th><th>最大使用水量 (m³/s)</th><th>河川名</th><th>工事着手前の流量 (m³/s)</th><th>工事期間中の流量 (m³/s)</th><th>完成後の流量 (m³/s)</th></tr>
<tr><td>01</td><td rowspan="3">田代川第二発電所</td><td rowspan="3">5.34</td><td>大井川</td><td>12.1</td><td>10.2</td><td>9.99</td></tr>
<tr><td>02</td><td>内河内川（上流）</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr>
<tr><td>03</td><td>保利沢川</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr>
<tr><td>－</td><td rowspan="3">田代川第一発電所</td><td rowspan="3">6.04</td><td>（第二発電所）</td><td>5.34</td><td>5.34</td><td>5.34</td></tr>
<tr><td>04</td><td>内河内川（中流）</td><td>0.30</td><td>0.16</td><td>0.13</td></tr>
<tr><td>05</td><td>濁沢川</td><td>0.09</td><td>0.08</td><td>0.08</td></tr>
</table>
注 1. 黒桂河内川（最大使用水量 0.45 m³/s）は田代川第一発電所の取水地点であるが、影響範囲外であるため予測対象外とした。
注 2. 「工事着手前の流量」は、モデル上にトンネルを設定しない状態での計算流量を表す。
表 8-2-4-8(2)　簡易水道予測結果
<table>
<tr><th>地点番号</th><th>地点</th><th>工事着手前の流量 (m³/s)</th><th>工事期間中の流量 (m³/s)</th><th>完成後の流量 (m³/s)</th></tr>
<tr><td>06</td><td>新倉簡易水道水源 1（明川トンネル）（早川流量）</td><td>1.39</td><td>1.37</td><td>1.34</td></tr>
</table>
注 1. 早川流量は西山ダムより下流の流量のみ。
注 2. 「工事着手前の流量」は、モデル上にトンネルを設定しない状態での計算流量を表す。
</td>
</tr>
<tr>
<td>p.8-2-4-19
ｱ）環境保全措置の検討の状況</td>
<td>本事業では、計画の立案の段階において、「適切な構造及び工法の採用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による水資源に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</td>
<td>本事業では、計画の立案の段階において、「適切な構造及び工法の採用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による水資源に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。なお、環境保全措置の検討にあたっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-2-4-20
表 8-2-4-9　環境保全措置の検討の状況</td><td>表 8-2-4-9　環境保全措置の検討の状況<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生する水は必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水質を監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>処理施設の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>適切な構造及び工法の採用</td><td>適</td><td>工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>薬液注入工法における指針の順守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月、建設省）に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>地下水等の監視</td><td>適</td><td>工事着手前、工事中、工事完了後において、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握することで、地下水位の低下等の変状の兆候を早期に発見し、対策を実施することで影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>応急措置の体制整備</td><td>適</td><td>地下水等の監視の状況から地下水低下等の傾向がみられた場合に、速やかに給水設備等を確保する体制を整えることで、水資源の継続的な利用への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>代替水源の確保</td><td>適</td><td>水量の不足等、重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、速やかにその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-2-4-9　環境保全措置の検討の状況<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事により発生する水は必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事排水の監視</td><td>適</td><td>工事排水の水質を監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>処理施設の点検・整備による性能維持</td><td>適</td><td>処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>適切な構造及び工法の採用</td><td>適</td><td>本線トンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。
また、非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>薬液注入工法における指針の順守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和 49 年 7 月、建設省）に基づき適切に実施することで地下水の水質への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>地下水等の監視</td><td>適</td><td>工事着手前、工事中、工事完了後において、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握することで、地下水位の低下等の変状の兆候を早期に発見し、対策を実施することで影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>応急措置の体制整備</td><td>適</td><td>地下水等の監視の状況から地下水低下等の傾向がみられた場合に、速やかに給水設備等を確保する体制を整えることで、水資源の継続的な利用への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td><td>適</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、水資源への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>代替水源の確保</td><td>適</td><td>水量の不足等、重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、速やかにその他の水源を確保することで、水資源の利用への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-2-4-20～21
ｲ）環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による水資源に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理装置の点検・整備による性能維持」、「適切な構造及び工法の採用」、「薬液注入工法における指針の順守」、「地下水等の監視」、「応急措置の体制整備」及び「代替水源の確保」を実施する。</td><td>本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在による水資源に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」、「工事排水の監視」、「処理装置の点検・整備による性能維持」、「適切な構造及び工法の採用」、「薬液注入工法における指針の順守」、「地下水等の監視」、「応急措置の体制整備」、「放流時の放流箇所及び水温の調整」及び「代替水源の確保」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-2-4-21
表 8-2-4-10(4)　環境保全措置の内容</td><td>表 8-2-4-10(4)　環境保全措置の内容<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>適切な構造及び工法の採用</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>トンネル工事を実施する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-2-4-10(4)　環境保全措置の内容<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>適切な構造及び工法の採用</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>トンネル工事を実施する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>本線トンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。
また、非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-2-4-22
表 8-2-4-10(8)　環境保全措置の内容</td><td>―</td><td>表 8-2-4-10(8)　環境保全措置の内容<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>トンネルの工事を実施する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、水資源への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-2-4-23
表 8-2-4-11(1)　事後調査の内容</td><td>（井戸の水位、湧水の水量、調査内容、２．地下水の水位、水温、pH、電気伝導率、透視度）
○調査期間
・工事着手前：トンネル掘削前の１年間、月１回の観測を考えている。
・工事中：月１回の観測を基本とすることを考えている。
・工事完了後：掘削完了後３年間、4 季の観測を基本とすることを考えている。なお、状況に応じて調査期間は別途検討する。
○調査地域・地点
・準備書における文献調査及び現地調査で把握した井戸</td><td>（井戸の水位、湧水の水量、調査内容、２．地下水の水位、水温、pH、電気伝導率、透視度）
○調査期間
・工事着手前：トンネル工事前の１年間、月１回の観測を考えている。なお、工事の進捗状況を踏まえ、必要に応じて調査頻度は変更することを考えている。
・工事中：月 1 回の観測を基本とすることを考えている。
・工事完了後：トンネル工事完了後３年間、4 季の観測を基本とすることを考えている。なお、状況に応じて調査期間は別途検討する。</td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	・予測検討範囲内で、上記「井戸の利用状況等の調査」を踏まえ、井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮の上、一定の集落の単位で調査地点を検討する。 ・地域の意見を踏まえ、必要に応じて予測検討範囲の周囲についても調査地点を検討する。 ・自治体からの調査の要請のあった井戸についても検討する。	○調査地域・地点 ・評価書における文献調査及び現地調査で把握した井戸 ・非常口（山岳部）も含む予測検討範囲内で、上記「井戸の利用状況等」の調査を踏まえ、井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮の上、一定の集落の単位で調査地点を検討する。 ・断層や破砕帯の性状や連続性、及び地域の意見を踏まえ、必要に応じて予測検討範囲の周囲についても調査地点を検討する。 ・自治体からの調査の要請のあった井戸についても検討する。
p.8-2-4-24 表 8-2-4-11(2)　事後調査の内容	（地表水の流量、調査内容、１．地表水の流量、水温、pH、電気伝導率、透視度） ○調査期間 ・工事着手前：トンネル掘削前の１年間、月１回の観測を考えている。 ・工事中：月１回の観測を基本とすることを考えている） ・工事完了後：掘削完了後３年間、4季の観測を基本とすることを考えている。なお、状況に応じて調査期間は別途検討する。 ○調査地域・地点 ・工事着手前：トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があると想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年、建設省河川局）に準拠	（地表水の流量、調査内容、１．地表水の流量、水温、pH、電気伝導率、透視度） ○調査期間 ・工事着手前：トンネル工事前の１年間、月１回の観測を考えている。なお、工事の進捗状況を踏まえ、必要に応じて調査頻度は変更することを考えている。 ・工事中：月１回の観測を基本とすることを考えている。 ・工事完了後：トンネル工事完了後３年間、4季の観測を基本とすることを考えている。なお、状況に応じて調査期間は別途検討する。 ○調査地域・地点 ・工事着手前：断層や破砕帯の性状や連続性も考慮のうえで、非常口（山岳部）も含むトンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があると想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年、建設省河川局）に準拠 ※なお、河川における調査については、定常的なものと考えられる流水等が新たに確認された場合はその流量等の把握を行ったうえで、水系ごとに、流量の少ない源流部や支流部を含めて複数の地点を定める。 ※地表水の流量の測定にあたっては、専門家等の助言を踏まえて計測地点や計測頻度に係る計画を策定のうえで、実施する。
p.8-3-1-1 8-3-1 重要な地形及び地質	工事の実施時における工事施工ヤード及び工事用道路の設置又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による土地の改変により、地形及び地質への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。	工事の実施時における工事施工ヤード及び工事用道路の設置又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による土地の改変により、地形及び地質への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。なお、工事施工ヤードには、発生土置き場を含む。
p.8-3-2-2 ｵ) 予測結果	また、土被りが小さい区間等で地山が緩むおそれのある箇所では、地質の状況に応じて適切な補助工法を採用し、地山の安定を確保するため、地盤沈下はないと予測する。	また、土被りが小さい区間等で地山が緩むおそれのある箇所では、地質の状況に応じて適切な補助工法を採用し、地山の安定を確保するため、地盤沈下は小さいと予測する。
p.8-3-2-3～4 ウ．事後調査	採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した	ｱ) 事後調査を行うこととした理由 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき予測

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td>
<td>環境保全措置についても効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。</td>
<td>の不確実性の程度が小さく、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が十分に蓄積されている。トンネル（山岳部）の土被りが小さく、地質的に未固結である区間においては、地表面の沈下量の予測に不確実性があることから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。

ｲ) 事後調査の項目及び手法
実施する事後調査の内容を表 8-3-2-3 に示す。

表 8-3-2-3　事後調査の内容（トンネルの工事に係る地盤沈下）
<table>
<tr><th>調査項目</th><th>調査内容</th><th>実施主体</th></tr>
<tr><td>地表面の沈下量</td><td>○調査期間
工事着手前：工事着手前に１回
工事中：トンネルの切羽が測定地点から一定の範囲内にある期間は月 1 回程度の計測を継続、および掘削工事完了後、覆工コンクリートの施工が完了するまでの期間中に１回
○調査地域・地点
土被りが小さく、地質的に未固結であるトンネル区間（山岳部）のうち、地上に住宅等が存在する区間から選定
○調査方法
変位計測の実施</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
</table>

ｳ) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応の方針
事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の把握に努めるとともに改善を図るものとする。

ｴ) 事後調査の結果の公表方法
事後調査の結果の公表は、原則として事業者が行うものとし、公表時期・方法等については、関係機関と連携しつつ適切に実施するものとする。</td></tr>
<tr><td>p. 8-3-3-28
表 8-3-3-11　環境保全措置の検討の状況（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）</td>
<td>表 8-3-3-11　環境保全措置の検討の状況（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理</td><td>適</td><td>汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壌汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>薬液注入工法における指針の順守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壌汚染を回避できることから環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底</td><td>適</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-3-3-11　環境保全措置の検討の状況（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理</td><td>適</td><td>汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壌汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>薬液注入工法における指針の順守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壌汚染を回避できることから環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底</td><td>適</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>仮置場における掘削土砂の適切な管理</td><td>適</td><td>発生土の仮置場に屋根、側溝、シート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p. 8-3-3-28
ｲ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td>
<td>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去による土壌汚染に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理」「薬液注入工法における指針の順守」及び「発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底」を実施する。</td>
<td>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去による土壌汚染に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理」「薬液注入工法における指針の順守」「発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底」「仮置場における掘削土砂の適切な管理」及び「工事排水の適切な処理」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p. 8-3-3-29
表 8-3-3-12(3)　環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）</td>
<td>表 8-3-3-12(3)　環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>発生土を有効利用する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-3-3-12(3)　環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>発生土を有効利用する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-3-3-29
表 8-3-3-12(4)　環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）</td><td>―</td><td>表 8-3-3-12(4)　環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>仮置場における掘削土砂の適切な管理</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事前調査等で発生土に重金属等が含有するおそれがあると確認された箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>発生土の仮置場に屋根、側溝、シート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壌汚染を回避できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-3-3-30
表 8-3-3-12(5)　環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）</td><td>―</td><td>表 8-3-3-12(5)　環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事排水の適切な処理</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>計画路線全線</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-3-3-32
表 8-3-3-13　環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る土壌汚染）</td><td>表 8-3-3-13　環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る土壌汚染）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>発生土に含まれる重金属等の定期的な調査</td><td>適</td><td>発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して対象物質の種類や含有状況等に合わせた管理、関連法令等に基づく処理、処分を行うことで、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>仮置場における掘削土砂の適切な管理</td><td>適</td><td>発生土の仮置場に屋根、側溝、シート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>薬液注入工法における指針の順守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壌汚染を回避できることから環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底</td><td>適</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-3-3-13　環境保全措置の検討の状況（トンネルの工事に係る土壌汚染）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>発生土に含まれる重金属等の定期的な調査</td><td>適</td><td>発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、環境基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して対象物質の種類や含有状況等に合わせた管理、関連法令等に基づく処理、処分を行うことで、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>仮置場における掘削土砂の適切な管理</td><td>適</td><td>発生土の仮置場に屋根、側溝、シート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事排水の適切な処理</td><td>適</td><td>工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>薬液注入工法における指針の順守</td><td>適</td><td>薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき実施することで、土壌汚染を回避できることから環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底</td><td>適</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-3-3-33
表 8-3-3-14(5)　環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壌汚染）</td><td>表 8-3-3-14(5)　環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壌汚染）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>発生土を有効利用する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-3-3-14(5)　環境保全措置の内容（トンネルの工事に係る土壌汚染）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>発生土を有効利用する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-3-4-20
ｶ) 予測条件の設定</td><td>なお、詳細は資料編 8-1-1 頁に示す。</td><td>なお、詳細は資料編 環 10-1-1 頁に示す。</td></tr>
<tr><td>p.8-3-5-7
ア．予測</td><td>鉄道施設（嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る電波障害について予測した。</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-1
8-4-1 動物</td><td>工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在により、対象事業実施区域及びその周囲で、重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。</td><td>工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在により、対象事業実施区域及びその周囲で、重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。なお、工事施工ヤードには、発生土置き場を含む。</td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.8-4-1-16 表 8-4-1 4(1) 調査期間等（動物）	表 8-4-1-4 (1) 調査期間等（動物）（下記）	表 8-4-1-4 (1) 調査期間等（動物）（下記）

補正前の環境影響評価書

表 8-4-1-4 (1)　調査期間等（動物）

調査項目		調査手法	調査実施日	
哺乳類		任意確認（フィールドサイン法）、夜間撮影	春季	平成 24 年 5 月 8 日、10 日、11 日、14 日～25 日 平成 25 年 5 月 29 日～30 日
			夏季	平成 24 年 7 月 2 日～11 日 平成 25 年 7 月 12 日
			秋季	平成 24 年 9 月 16 日～26 日
			冬季	平成 25 年 1 月 28 日～2 月 6 日
		小型哺乳類捕獲調査（ネズミ類等）	春季	平成 24 年 5 月 8 日～19 日 平成 25 年 5 月 29 日～31 日
			秋季	平成 24 年 9 月 15 日～26 日
		小型哺乳類捕獲調査（カワネズミ）	春季	平成 24 年 5 月 8 日～11 日、13 日～19 日 平成 25 年 5 月 29 日～31 日
			秋季	平成 24 年 9 月 15 日～23 日
		小型哺乳類捕獲調査（モグラ類）	春季	平成 24 年 5 月 9 日～12 日、15 日～19 日 平成 25 年 5 月 29 日～31 日
			秋季	平成 24 年 9 月 15 日～20 日、24 日～26 日
		コウモリ類捕獲調査	春季	平成 24 年 5 月 10 日～11 日、18 日～24 日
			夏季	平成 24 年 7 月 2 日～6 日、8 日、9 日
			秋季	平成 24 年 9 月 15 日、16 日、19 日～22 日、24 日、25 日
		小型哺乳類巣箱調査（ヤマネ確認調査）	巣箱設置	平成 24 年 5 月 8 日～12 日、15 日、17 日
			巣箱確認	（夏季）　平成 24 年 7 月 2 日～4 日、10 日 （秋季）　平成 24 年 9 月 16 日、19 日、20 日、22 日 （冬季）　平成 25 年 1 月 29 日、30 日、2 月 4 日
			巣箱確認・巣箱回収	平成 25 年 5 月 30 日～31 日
鳥類	一般鳥類	任意確認（春季、繁殖期、冬季は夜間調査も実施）	春季	平成 24 年 5 月 20 日～24 日 平成 25 年 5 月 16 日～20 日
			繁殖期	平成 24 年 6 月 4 日～8 日 平成 25 年 6 月 2 日～6 日
			夏季	平成 24 年 7 月 2 日～5 日 平成 25 年 7 月 5 日
			秋季	平成 24 年 9 月 23 日～28 日
			冬季	平成 24 年 12 月 20 日～21 日、平成 25 年 1 月 7 日～11 日
		ラインセンサス法 ポイントセンサス法	春季	平成 24 年 5 月 21 日～24 日 平成 25 年 5 月 19 日～20 日
			繁殖期	平成 24 年 6 月 5 日～8 日 平成 25 年 6 月 2 日、6 日
			夏季	平成 24 年 7 月 2 日～5 日 平成 25 年 7 月 5 日
			秋季	平成 24 年 9 月 23 日～28 日
			冬季	平成 24 年 12 月 21 日、平成 25 年 1 月 8 日～11 日

補正後の環境影響評価書

表 8-4-1-4 (1)　調査期間等（動物）

調査項目		調査手法	調査実施日	
哺乳類		任意確認（フィールドサイン法）、夜間撮影（2 晩設置）	春季	平成 24 年 5 月 8 日、10 日、11 日、14 日～25 日 平成 25 年 5 月 29 日～30 日
			夏季	平成 24 年 7 月 2 日～11 日 平成 25 年 7 月 12 日
			秋季	平成 24 年 9 月 16 日～26 日
			冬季	平成 25 年 1 月 28 日～2 月 6 日
		小型哺乳類捕獲調査（ネズミ類等）（2 晩設置）	春季	平成 24 年 5 月 8 日～19 日 平成 25 年 5 月 29 日～31 日
			秋季	平成 24 年 9 月 15 日～26 日
		小型哺乳類捕獲調査（カワネズミ）（2 晩設置）	春季	平成 24 年 5 月 8 日～11 日、13 日～19 日 平成 25 年 5 月 29 日～31 日
			秋季	平成 24 年 9 月 15 日～23 日
		小型哺乳類捕獲調査（モグラ類）（2 晩設置）	春季	平成 24 年 5 月 9 日～12 日、15 日～19 日 平成 25 年 5 月 29 日～31 日
			秋季	平成 24 年 9 月 15 日～20 日、24 日～26 日
		コウモリ類捕獲調査（日没前後から 3～4 時間）	春季	平成 24 年 5 月 10 日～11 日、18 日～24 日
			夏季	平成 24 年 7 月 2 日～6 日、8 日、9 日
			秋季	平成 24 年 9 月 15 日、16 日、19 日～22 日、24 日、25 日
		小型哺乳類巣箱調査（ヤマネ確認調査）（巣箱は 1 年間設置）	巣箱設置	平成 24 年 5 月 8 日～12 日、15 日、17 日
			巣箱確認	（夏季）　平成 24 年 7 月 2 日～4 日、10 日 （秋季）　平成 24 年 9 月 16 日、19 日、20 日、22 日 （冬季）　平成 25 年 1 月 29 日、30 日、2 月 4 日
			巣箱確認・巣箱回収	平成 25 年 5 月 30 日～31 日
鳥類	一般鳥類	任意確認（春季、繁殖期、冬季は日没後 1～2 時間の夜間調査も実施）	春季	平成 24 年 5 月 20 日～24 日 平成 25 年 5 月 16 日～20 日
			繁殖期	平成 24 年 6 月 4 日～8 日 平成 25 年 6 月 2 日～6 日
			夏季	平成 24 年 7 月 2 日～5 日 平成 25 年 7 月 5 日
			秋季	平成 24 年 9 月 23 日～28 日
			冬季	平成 24 年 12 月 20 日～21 日、平成 25 年 1 月 7 日～11 日
		ラインセンサス法 ポイントセンサス法（早朝に実施）	春季	平成 24 年 5 月 21 日～24 日 平成 25 年 5 月 19 日～20 日
			繁殖期	平成 24 年 6 月 5 日～8 日 平成 25 年 6 月 2 日、6 日
			夏季	平成 24 年 7 月 2 日～5 日 平成 25 年 7 月 5 日
			秋季	平成 24 年 9 月 23 日～28 日
			冬季	平成 24 年 12 月 21 日、平成 25 年 1 月 8 日～11 日

注 1. 哺乳類、鳥類の任意確認調査は日中に行った。

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.8-4-1-17 表 8-4-1 4(2) 調査期間等（動物）	表 8-4-1-4 (2) 調査期間等（動物）（下記）	表 8-4-1-4 (2) 調査期間等（動物）（下記）

補正前の環境影響評価書

表 8-4-1-4 (2)　調査期間等（動物）

調査項目		調査手法		調査実施日	
鳥類	希少猛禽類	定点観察法	第 1 営巣期	繁殖期	平成 23 年 12 月 6 日～8 日、13 日～15 日、20 日～22 日
					平成 24 年 1 月 11 日～13 日、16 日～21 日、23 日～25 日
					平成 24 年 2 月 1 日～3 日、6 日～11 日、13 日～15 日
					平成 24 年 3 月 7 日～9 日、12 日～17 日、19 日～21 日
					平成 24 年 4 月 3 日～5 日、9 日～11 日、16 日～21 日
					平成 24 年 5 月 8 日～10 日、14 日～19 日、21 日～23 日
					平成 24 年 6 月 5 日～7 日、11 日～16 日、18 日～20 日、27 日～29 日
					平成 24 年 7 月 3 日～5 日、9 日～14 日、17 日～19 日
					平成 24 年 8 月 1 日～3 日、8 月 7 日～9 日、20 日～25 日、28 日～30 日
				非繁殖期	平成 24 年 10 月 9 日～11 日、15 日～20 日、23 日～25 日
			第 2 営巣期	繁殖期	平成 24 年 12 月 4 日～6 日、11 日～13 日、17 日～19 日
					平成 25 年 1 月 9 日～11 日、16 日～18 日、21 日～26 日
					平成 25 年 2 月 4 日～6 日、13 日～15 日、18 日～23 日
					平成 25 年 3 月 4 日～6 日、12 日～14 日、18 日～23 日
					平成 25 年 4 月 3 日～5 日、8 日～13 日、17 日～19 日
					平成 25 年 5 月 7 日～9 日、13 日～18 日、21 日～23 日
					平成 25 年 6 月 3 日～8 日、10 日～15 日、25 日～27 日
					平成 25 年 7 月 3 日～5 日、10 日～12 日、15 日～20 日、22 日～24 日
					平成 25 年 8 月 1 日～3 日、5 日～10 日
爬虫類		任意確認（春季、夏季は夜間調査も実施）		春季	平成 24 年 5 月 8 日、10 日、11 日、14 日～25 日 平成 25 年 5 月 29 日～30 日
				夏季	平成 24 年 7 月 2 日～11 日 平成 25 年 7 月 12 日
				秋季	平成 24 年 9 月 16 日～26 日
両生類		任意確認（早春季、春季、夏季は夜間調査も実施）		早春季	平成 25 年 2 月 26 日～28 日（ナガレタゴガエル） 平成 25 年 3 月 25 日～31 日
				春季	平成 24 年 5 月 8 日、10 日、11 日、14 日～25 日 平成 25 年 5 月 29 日～30 日
				夏季	平成 24 年 7 月 2 日～11 日 平成 25 年 7 月 12 日
				秋季	平成 24 年 9 月 16 日～26 日
昆虫類		任意採集 ライトトラップ法（夜間調査） ベイトトラップ法		春季	平成 24 年 5 月 28 日～6 月 1 日 平成 25 年 5 月 27 日～28 日
				夏季	平成 24 年 7 月 4 日～6 日、平成 24 年 8 月 4 日～7 日 平成 25 年 7 月 4 日、22 日～25 日
				秋季	平成 24 年 10 月 9 日～12 日
				冬季	平成 25 年 1 月 28 日～29 日（ミドリシジミ類）
魚類		任意採集		春季	平成 24 年 5 月 7 日～13 日
				夏季	平成 24 年 7 月 25 日～8 月 1 日
				秋季	平成 24 年 10 月 22 日～26 日、28 日、29 日
				冬季	平成 25 年 1 月 11 日～17 日
底生動物		任意採集 コドラート法		春季	平成 24 年 5 月 7 日～13 日
				夏季	平成 24 年 7 月 25 日、26 日、28 日～31 日
				秋季	平成 24 年 10 月 22 日～26 日、28 日
				冬季	平成 25 年 1 月 11 日～17 日

補正後の環境影響評価書

表 8-4-1-4 (2)　調査期間等（動物）

調査項目		調査手法		調査実施日	
鳥類	希少猛禽類	定点観察法	第 1 営巣期	繁殖期	平成 23 年 12 月 6 日～8 日、13 日～15 日、20 日～22 日
					平成 24 年 1 月 11 日～13 日、16 日～21 日、23 日～25 日
					平成 24 年 2 月 1 日～3 日、6 日～11 日、13 日～15 日
					平成 24 年 3 月 7 日～9 日、12 日～17 日、19 日～21 日
					平成 24 年 4 月 3 日～5 日、9 日～11 日、16 日～21 日
					平成 24 年 5 月 8 日～10 日、14 日～19 日、21 日～23 日
					平成 24 年 6 月 5 日～7 日、11 日～16 日、18 日～20 日、27 日～29 日
					平成 24 年 7 月 3 日～5 日、9 日～14 日、17 日～19 日
					平成 24 年 8 月 1 日～3 日、7 日～9 日、20 日～25 日、28 日～30 日
				非繁殖期	平成 24 年 10 月 9 日～11 日、15 日～20 日、23 日～25 日
			第 2 営巣期	繁殖期	平成 24 年 12 月 4 日～6 日、11 日～13 日、17 日～19 日
					平成 25 年 1 月 9 日～11 日、16 日～18 日、21 日～26 日
					平成 25 年 2 月 4 日～6 日、13 日～15 日、18 日～23 日
					平成 25 年 3 月 4 日～6 日、12 日～14 日、18 日～23 日
					平成 25 年 4 月 3 日～5 日、8 日～13 日、17 日～19 日
					平成 25 年 5 月 7 日～9 日、13 日～18 日、21 日～23 日
					平成 25 年 6 月 3 日～8 日、10 日～15 日、25 日～27 日
					平成 25 年 7 月 3 日～5 日、10 日～12 日、15 日～20 日、22 日～24 日
					平成 25 年 8 月 1 日～3 日、5 日～10 日
爬虫類		任意確認（春季、夏季は日没後 1～2 時間の夜間調査も実施）		春季	平成 24 年 5 月 8 日、10 日、11 日、14 日～25 日 平成 25 年 5 月 29 日～30 日
				夏季	平成 24 年 7 月 2 日～11 日 平成 25 年 7 月 12 日
				秋季	平成 24 年 9 月 16 日～26 日
両生類		任意確認（早春季、春季、夏季は日没後 1～2時間の夜間調査も実施）		早春季	平成 25 年 2 月 26 日～28 日（ナガレタゴガエル） 平成 25 年 3 月 25 日～31 日
				春季	平成 24 年 5 月 8 日、10 日、11 日、14 日～25 日 平成 25 年 5 月 29 日～30 日
				夏季	平成 24 年 7 月 2 日～11 日 平成 25 年 7 月 12 日
				秋季	平成 24 年 9 月 16 日～26 日
昆虫類		任意採集 ライトトラップ法（ボックス法は 1 晩設置、カーテン法は日没後約 3 時間） ベイトトラップ法（1 晩設置）		春季	平成 24 年 5 月 28 日～6 月 1 日 平成 25 年 5 月 27 日～28 日
				夏季	平成 24 年 7 月 4 日～6 日、平成 24 年 8 月 4 日～7 日 平成 25 年 7 月 4 日、22 日～25 日
				秋季	平成 24 年 10 月 9 日～12 日
				冬季	平成 25 年 1 月 28 日～29 日（ミドリシジミ類）
魚類		任意採集		春季	平成 24 年 5 月 7 日～13 日
				夏季	平成 24 年 7 月 25 日～8 月 1 日
				秋季	平成 24 年 10 月 22 日～26 日、28 日、29 日
				冬季	平成 25 年 1 月 11 日～17 日
底生動物		任意採集 コドラート法		春季	平成 24 年 5 月 7 日～13 日
				夏季	平成 24 年 7 月 25 日、26 日、28 日～31 日
				秋季	平成 24 年 10 月 22 日～26 日、28 日
				冬季	平成 25 年 1 月 11 日～17 日

注 1. 猛禽類の定点観察法、爬虫類・両生類、昆虫類、魚類、底生動物の任意調査は日中に行った。

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.8-4-1-46 キ．予測結果	現地調査により確認されている重要な種については、対象事業の実施によりその生息地や生息環境が改変される程度について予測した。なお、文献調査により対象事業実施区域周囲に生息するとされている重要な種の内、現地調査で確認されなかった種については、対象事業の実施によりその種の生息環境が改変される程度を予測した。	現地調査により確認されている重要な種については、対象事業の実施によりその生息地や生息環境が改変される程度について予測した。なお、文献調査により対象事業実施区域周囲に生息するとされている重要な種の内、現地調査で確認されなかった種については、対象事業の実施によりその種の生息環境が改変される程度を予測した。 なお、魚類や底生動物等の移動範囲に関する知見は限られているが、個別の種ごとの一般生態、確認地点の生息環境を踏まえて、予測評価を実施した。

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr>
<td>p.8-4-1-60
表 8-4-1-30(2)　重要な鳥類の予測結果</td>
<td>
表 8-4-1-30 (2)　重要な鳥類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">ミゾゴイ（サギ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>夏鳥として渡来し、本州、四国、九州と伊豆諸島の低山地に分布するが、数は少ない。冬は台湾やフィリピンで過ごすが、西南日本、薩南諸島以南で越冬するものもいる。県内では主に低山帯の森林に生息する。
山地のスギ、ヒノキ等の針葉樹の密林や、クリ、ナラ等の落葉広葉樹の密林に生息し、暗い林を好む。繁殖期は 4 月から 7 月。樹枝、樹根等を主材にして粗雑な皿形の巣を地上から 7m から 20m ぐらいの樹上に作る。沢筋や谷間の渓流、山ぎわの湖沼のふち等で、サワガニ、ミミズ、魚類を捕食する。夜行性で、主に夕方から夜間にかけて採食する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>都留市、笛吹市、富士川町において、合計 9 例が確認された。また古巣は 5 地点で確認された。
都留市においては、春季及び繁殖期調査時に合計 3 例が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 例、相当離れた地域で 2 例確認された。
笛吹市においては、繁殖期調査時に合計 1 例が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
富士川町においては、春季、繁殖期、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 5 例が確認された。また古巣は 10 地点で確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 例、古巣 3 地点、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 例、古巣 3 地点、相当離れた地域で 3 例、古巣 4 地点確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の古巣 1 地点、富士川町高下地区の 1 例、古巣 2 地点は改変の可能性がある範囲であった。本種は採餌等で沢筋を利用することから、富士川町最勝寺地区、富士川町高下地区では工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性がある。工事の実施に伴う騒音・振動により、本種の生息環境に変化が生じる可能性がある。なお、工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、本種の生息環境への影響は小さい。また、工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・都留市の 1 例、笛吹市の 1 例、富士川町最勝寺地区の古巣 2 地点、富士川町高下地区の 1 例、古巣 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。また、工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境の一部は保全されない可能性があると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
表 8-4-1-30 (2)　重要な鳥類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">ミゾゴイ（サギ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>夏鳥として渡来し、本州、四国、九州と伊豆諸島の低山地に分布するが、数は少ない。冬は台湾やフィリピンで過ごすが、西南日本、薩南諸島以南で越冬するものもいる。県内では主に低山帯の森林に生息する。
山地のスギ、ヒノキ等の針葉樹の密林や、クリ、ナラ等の落葉広葉樹の密林に生息し、暗い林を好む。繁殖期は 4 月から 7 月。樹枝、樹根等を主材にして粗雑な皿形の巣を地上から 7m から 20m ぐらいの樹上に作る。沢筋や谷間の渓流、山ぎわの湖沼のふち等で、サワガニ、ミミズ、魚類を捕食する。夜行性で、主に夕方から夜間にかけて採食する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>都留市、笛吹市、富士川町において、合計 9 例が確認された。また古巣は 5 地点で確認された。
都留市においては、春季及び繁殖期調査時に合計 3 例が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 例、相当離れた地域で 2 例確認された。
笛吹市においては、繁殖期調査時に合計 1 例が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
富士川町においては、春季、繁殖期、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 5 例が確認された。また古巣は 10 地点で確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 例、古巣 3 地点、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 例、古巣 3 地点、相当離れた地域で 3 例、古巣 4 地点確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の古巣 1 地点、富士川町高下地区の 1 例、古巣 2 地点は改変の可能性がある範囲であった。本種は採餌等で沢筋を利用することから、富士川町最勝寺地区、富士川町高下地区では工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性がある。工事の実施に伴う騒音・振動により、本種の生息環境に変化が生じる可能性がある。なお、工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、本種の生息環境への影響は小さい。また、工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・都留市の 1 例、笛吹市の 1 例、富士川町最勝寺地区の古巣 2 地点、富士川町高下地区の 1 例、古巣 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。また、工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、富士川町の 2 地区では、生息環境の一部は保全されない可能性があると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。
・鉄道施設（トンネル）の存在により、破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性があるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さい。
・したがって、生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>p.8-4-1-69
表 8-4-1-30(16)　重要な鳥類の予測結果</td>
<td>
表 8-4-1-30(16)　重要な鳥類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">イヌワシ（タカ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>北海道、本州、四国、九州等の各地に記録があるが、繁殖地はもっと狭く、岩手、宮城、新潟、長野、石川、兵庫、島根等の各県で繁殖が確認されている。
数百 m に達する断崖の連なる山地に生息し、岩場を中心に広大な樹林地が行動域である。好みの崖地があれば、低山帯、亜高山帯、高山帯の広葉樹林や針葉樹林を棲みかとする。ノウサギ、テン、キツネ、イタチ等の中型哺乳類、キジ、キジバト等の中・大型鳥類、アオダイショウ、シマヘビ等の爬虫類を捕食する。繁殖期は 3 から 6 月。巣は崖地の中間部の岩棚で、上にオーバーハング[1]のあるところにつくり、南向きの崖を好む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>富士川町、早川町で合計 108 例が確認され、その内、早川町で 1 ペアが確認された。また、営巣については、改変の可能性がある範囲及びその近傍では確認されず、本種が営巣するような岩棚も存在しないことから、相当離れていると考えられる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種は事業地周辺を広い行動圏の一部として利用しているが、営巣については相当離れていると考えられる。また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、本種の出現は一時期であり、周辺には山地の広葉樹林や針葉樹林など同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
・その他の間接的影響による生息環境の変化は生じない。
・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変は無いことから、鉄道施設の存在により生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
表 8-4-1-30(16)　重要な鳥類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">イヌワシ（タカ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>北海道、本州、四国、九州等の各地に記録があるが、繁殖地はもっと狭く、岩手、宮城、新潟、長野、石川、兵庫、島根等の各県で繁殖が確認されている。
数百 m に達する断崖の連なる山地に生息し、岩場を中心に広大な樹林地が行動域である。好みの崖地があれば、低山帯、亜高山帯、高山帯の広葉樹林や針葉樹林を棲みかとする。ノウサギ、テン、キツネ、イタチ等の中型哺乳類、キジ、キジバト等の中・大型鳥類、アオダイショウ、シマヘビ等の爬虫類を捕食する。繁殖期は 3 から 6 月。巣は崖地の中間部の岩棚で、上にオーバーハング[1]のあるところや切り立った岩場、大木等につくり、南向きの崖を好む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>富士川町、早川町で合計 108 例が確認され、その内、早川町で 1 ペアが確認された。また、営巣については、改変の可能性がある範囲及びその近傍では確認されず、本種が営巣するような岩棚も存在しないことから、相当離れていると考えられる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種は事業地周辺を広い行動圏の一部として利用しているが、営巣については相当離れていると考えられる。また、工事の実施により、広い行動圏の一部が消失、縮小する可能性があるが、本種の出現は一時期であり、周辺には山地の広葉樹林や針葉樹林など同質の環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
・その他の間接的影響による生息環境の変化は生じない。
・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変は無いことから、鉄道施設の存在により生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>p.8-4-1-84
表 8-4-1-32(1)　重要な両生類の予測結果</td>
<td>
表 8-4-1-32 (1)　重要な両生類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">アカハライモリ（イモリ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州、四国、九州等に分布する。県内では羽衣の池、平窪の池（北杜市）、さわら池、鷹の田の池（韮崎市）や富士川周辺の水田地帯に分布し、甲府盆地の東側では少ない。
池・水田・湿地等の水中に多い。林道の側溝等でも見られる。基本的に流れのある河川には生息しないが、大きな河川でも川岸のたまり水で見ることがある。春から初夏にかけて、水中の草、枯れ葉等に 1 卵ずつ産卵する。粘着性のある卵を葉の間に産卵、付着させる。ふ化した幼生はバランサーをもっている。非常に貪食で、動物質なら種類は選ばず食する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>上野原市、富士川町において合計 27 地点で確認された。
上野原市においては、夏季調査時に合計 1 地点 1 個体が、相当離れた地域で確認された。
富士川町においては、早春季、春季、夏季及び秋季調査時に合計 26 地点 303 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 4 地点 32 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 10 地点 31 個体、相当離れた地域で 12 地点 240 個体確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点、富士川町高下地区の 3 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境である水田や樹林環境の一部が消失、縮小する可能性がある。しかし、周辺に水田、湿地など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
・富士川町最勝寺地区の 3 地点、富士川町高下地区の 7 地点は改変の可能性がある範囲の近傍、富士川町最勝寺地区の 1 地点、富士川町高下地区の 11 地点は相当離れた地域であった。工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
表 8-4-1-32 (1)　重要な両生類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">アカハライモリ（イモリ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州、四国、九州等に分布する。県内では羽衣の池、平窪の池（北杜市）、さわら池、鷹の田の池（韮崎市）や富士川周辺の水田地帯に分布し、甲府盆地の東側では少ない。
池・水田・湿地等の水中に多い。林道の側溝等でも見られる。基本的に流れのある河川には生息しないが、大きな河川でも川岸のたまり水で見ることがある。春から初夏にかけて、水中の草、枯れ葉等に 1 卵ずつ産卵する。粘着性のある卵を葉の間に産卵、付着させる。ふ化した幼生はバランサーをもっている。非常に貪食で、動物質なら種類は選ばず食する。
竹内ら（2008） によると、再捕獲した 41 個体の平均移動距離は 17.23m である。また、小林ら（2009） によると、再捕獲した個体の内、最も遠くまで移動したものは 45m である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>上野原市、富士川町において合計 27 地点で確認された。
上野原市においては、夏季調査時に合計 1 地点 1 個体が、相当離れた地域で確認された。
富士川町においては、早春季、春季、夏季及び秋季調査時に合計 26 地点 303 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 4 地点 32 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 10 地点 31 個体、相当離れた地域で 12 地点 240 個体確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点、富士川町高下地区の 3 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境である水田や樹林環境の一部が消失、縮小する可能性がある。しかし、周辺に水田、湿地など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。
・富士川町最勝寺地区の 3 地点、富士川町高下地区の 7 地点は改変の可能性がある範囲の近傍、富士川町最勝寺地区の 1 地点、富士川町高下地区の 11 地点は相当離れた地域であった。工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。
・鉄道施設（トンネル）の存在により、破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性があるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さい。
・したがって、生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-4-1-85
表 8-4-1-32(2)　重要な両生類の予測結果</td>
<td>表 8-4-1-32 (2)　重要な両生類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">トノサマガエル（アカガエル科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州(関東平野、仙台平野を除く)、四国、九州、北海道の一部(人為移入)に分布する。県内では富士川に沿った県西部の水田地帯を中心に富士北麓、桂川に沿った水田地帯に分布する。
池や湿地、沼、河川、水田で見られる。通常繁殖期は 4 月から 6 月である。同所に分布するダルマガエルやトウキョウダルマガエルとの分布境界部では、それぞれ本種との雑種が見つかっている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>都留市、笛吹市、南アルプス市、富士川町において合計 5 地点で確認された。
都留市においては、秋季調査時に合計 1 地点 1 個体が、相当離れた地域で確認された。
笛吹市においては、夏季調査時に合計 1 地点 2 個体が、相当離れた地域で確認された。
南アルプス市においては、秋季調査時に合計 1 地点 1 個体が、相当離れた地域で確認された。
富士川町においては、春季及び秋季調査時に合計 2 地点 2 個体が、相当離れた地域で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された都留市の 1 地点、笛吹市の 1 地点、南アルプス市の 1 地点、富士川町高下地区の 2 地点は相当離れた地域であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-1-32 (2)　重要な両生類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">トノサマガエル（アカガエル科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州(関東平野、仙台平野を除く)、四国、九州、北海道の一部(人為移入)に分布する。県内では富士川に沿った県西部の水田地帯を中心に富士北麓、桂川に沿った水田地帯に分布する。
池や湿地、沼、河川、水田で見られる。通常繁殖期は 4 月から 6 月である。同所に分布するダルマガエルやトウキョウダルマガエルとの分布境界部では、それぞれ本種との雑種が見つかっている。
本種の行動圏は十分に知られていないが、戸金ら（2010）によると、近縁のトウキョウダルマガエルでは平均 85.5m、最大 175.8m の移動距離が報告されている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>都留市、笛吹市、南アルプス市、富士川町において合計 5 地点で確認された。
都留市においては、秋季調査時に合計 1 地点 1 個体が、相当離れた地域で確認された。
笛吹市においては、夏季調査時に合計 1 地点 2 個体が、相当離れた地域で確認された。
南アルプス市においては、秋季調査時に合計 1 地点 1 個体が、相当離れた地域で確認された。
富士川町においては、春季及び秋季調査時に合計 2 地点 2 個体が、相当離れた地域で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された都留市の 1 地点、笛吹市の 1 地点、南アルプス市の 1 地点、富士川町高下地区の 2 地点は相当離れた地域であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-86
表 8-4-1-32(4)　重要な両生類の予測結果</td>
<td>表 8-4-1-32 (4)　重要な両生類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">モリアオガエル（アオガエル科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州、佐渡島、四国に分布する。
水田、丘陵部から高山帯まで生息している。繁殖期は 4 月から 7 月で、水田の畦や林道の水たまり、池や沼の周辺の樹林の枝先に白い泡状の卵塊を産み付ける。道路の側溝や人家の貯水槽等で産卵する場合もある。暗褐色から緑色をした中型のカエルである。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>上野原市において合計 1 地点で確認された。
夏季調査時に合計 1 地点で 1 例が、相当離れた地域で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された上野原市の 1 地点は相当離れた地域であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-1-32 (4)　重要な両生類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">モリアオガエル（アオガエル科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州、佐渡島、四国に分布する。
水田、丘陵部から高山帯まで生息している。繁殖期は 4 月から 7 月で、水田の畦や林道の水たまり、池や沼の周辺の樹林の枝先に白い泡状の卵塊を産み付ける。道路の側溝や人家の貯水槽等で産卵する場合もある。暗褐色から緑色をした中型のカエルである。
徳江ら（2011）によると、本種の移動距離は、平均 80m で最大 125m である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>上野原市において合計 1 地点で確認された。
夏季調査時に合計 1 地点で 1 例が、相当離れた地域で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された上野原市の 1 地点は相当離れた地域であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。
・鉄道施設（トンネル）の存在により、破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性があるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生息環境への影響は小さい。
・したがって、生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-89
表 8-4-1-33(7)　重要な昆虫類の予測結果</td>
<td>表 8-4-1-33 (7)　重要な昆虫類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">キベリマメゲンゴロウ（ゲンゴロウ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>北海道から九州まで分布する。
清流に生息する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>南アルプス市において合計 1 地点で確認された。
春季及び夏季調査時に合計 1 地点で 6 個体が、相当離れた地域で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された南アルプス市の 1 地点は相当離れた地域であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-1-33 (7)　重要な昆虫類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">キベリマメゲンゴロウ（ゲンゴロウ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>北海道から九州まで分布する。
清流に生息する。
本種の移動距離は十分に知られていないが、四方(1999)によると、同じゲンゴロウ科のゲンゴロウは、1km 程は移動することが確認された。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>南アルプス市において合計 1 地点で確認された。
春季及び夏季調査時に合計 1 地点で 6 個体が、相当離れた地域で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された南アルプス市の 1 地点は相当離れた地域であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-91
表 8-4-1-33(10)　重要な昆虫類の予測結果</td>
<td>表 8-4-1-33 (10)　重要な昆虫類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">ゴホンダイコクコガネ（コガネムシ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>北海道から九州にかけて分布する。県内では、富士北麓及び八ヶ岳の牧場等で確認されている。
主として山地の獣糞や放牧地の馬糞に集まる。成虫は 4 月から 10 月に見られる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>早川町において合計 3 地点で確認された。
春季、夏季及び秋季調査時に合計 3 地点で 4 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 1 個体、相当離れた地域で 2 地点 3 個体確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された早川町青崖地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。
・工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-1-33 (10)　重要な昆虫類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">ゴホンダイコクコガネ（コガネムシ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>北海道から九州にかけて分布する。県内では、富士北麓及び八ヶ岳の牧場等で確認されている。
主として山地の獣糞や放牧地の馬糞に集まる。成虫は 4 月から 10 月に見られる。
本種の移動距離は十分に知られていないが、前河(2005)によると、同じコガネムシ科のアオカナブンの移動距離は 150m～450m である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>早川町において合計 3 地点で確認された。
春季、夏季及び秋季調査時に合計 3 地点で 4 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 1 個体、相当離れた地域で 2 地点 3 個体確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された早川町青崖地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。
・工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-91
表 8-4-1-33(11)　重要な昆虫類の予測結果</td>
<td>表 8-4-1-33 (11)　重要な昆虫類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">アカマダラハナムグリ（コガネムシ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州、四国、九州に分布する。
成虫は樹液や花に集まる。幼虫はハチクマ等のワシタカ類の巣で育つことが最近判明した。新成虫は晩夏に出現し、そのまま越冬して 4 月から 8 月に見られる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>富士川町において合計 1 地点で確認された。
秋季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であるが、間接的影響による生息環境の変化は生じない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-1-33 (11)　重要な昆虫類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">アカマダラハナムグリ（コガネムシ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州、四国、九州に分布する。
成虫は樹液や花に集まる。幼虫はハチクマ等のワシタカ類の巣で育つことが最近判明した。新成虫は晩夏に出現し、そのまま越冬して 4 月から 8 月に見られる。
本種の移動距離は十分に知られていないが、前河(2005)によると、同じコガネムシ科のアオカナブンの移動距離は 150m～450m である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>富士川町において合計 1 地点で確認された。
秋季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であるが、間接的影響による生息環境の変化は生じない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-92
表 8-4-1-33(13)　重要な昆虫類の予測結果</td>
<td>表 8-4-1-33 (13)　重要な昆虫類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">トラフカミキリ（カミキリムシ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>北海道から九州、沖縄まで分布する。県内では、標高 1,000m 以下のほぼ全域に分布している。
クワの生木に集まる。幼虫はクワ類の材を食する。成虫は 6 月から 9 月に見られる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>富士川町において合計 1 地点で確認された。
夏季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、相当離れた地域で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点は相当離れた地域であり、生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-1-33 (13)　重要な昆虫類の予測結果
<table>
<tr><td colspan="3">トラフカミキリ（カミキリムシ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>北海道から九州、沖縄まで分布する。県内では、標高 1,000m 以下のほぼ全域に分布している。
クワの生木に集まる。幼虫はクワ類の材を食する。成虫は 6 月から 9 月に見られる。
本種の移動距離は知られていないが、佐藤(2005)によると、フライトミル法によるカミキリムシ科のケブカトラカミキリの飛翔距離は、平均 122m、最長 1,170m である。また、遠田(1985)によると、フライトミル法によるカミキリムシ科のマツノマダラカミキリの飛翔距離は、平均 600m、最大 3,200m である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>富士川町において合計 1 地点で確認された。
夏季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、相当離れた地域で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点は相当離れた地域であり、生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.8-4-1-92 表 8-4-1-33(14)　重要な昆虫類の予測結果	**表 8-4-1-33（14）　重要な昆虫類の予測結果** ミズバチ（ヒメバチ科） 一般生態 北海道、本州、九州に分布する。 清流環境に生息するニンギョウトビケラの前蛹から蛹に寄生する。 確認状況 中央市において合計 1 地点で確認された。 夏季及び秋季調査時に合計 1 地点で 2 個体が、相当離れた地域で確認された。 予測結果　工事の実施 ・本種が確認された中央市の 1 地点は相当離れた地域であり、生息環境の変化は生じない。 ・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。 ・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。 予測結果　鉄道施設の存在 ・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。	**表 8-4-1-33（14）　重要な昆虫類の予測結果** ミズバチ（ヒメバチ科） 一般生態 北海道、本州、九州に分布する。 清流環境に生息するニンギョウトビケラの前蛹から蛹に寄生する。 青柳(2008)によると、活発な飛翔行動をみせず、水系間の移動能力が低い可能性がある。 確認状況 中央市において合計 1 地点で確認された。 夏季及び秋季調査時に合計 1 地点で 2 個体が、相当離れた地域で確認された。 予測結果　工事の実施 ・本種が確認された中央市の 1 地点は相当離れた地域であり、生息環境の変化は生じない。 ・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。 ・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。 予測結果　鉄道施設の存在 ・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。
p.8-4-1-93 表 8-4-1-33(15)　重要な昆虫類の予測結果	**表 8-4-1-33（15）　重要な昆虫類の予測結果** ケブカツヤオオアリ（アリ科） 一般生態 本州に分布する。 丘陵地から低山地にかけて見られる。 確認状況 上野原市、富士川町、早川町において合計 9 地点で確認された。 上野原市においては、秋季調査時に合計 1 地点で 2 個体が、相当離れた地域で確認された。 富士川町においては、春季及び夏季調査時に合計 4 地点で 9 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 3 地点 8 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 1 個体確認された。 早川町においては、春季及び夏季調査時に合計 5 地点で 6 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 地点 2 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点 2 個体、相当離れた地域で 2 地点 2 個体確認された。 予測結果　工事の実施 ・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点、富士川町高下地区の 2 地点、早川町青崖地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に山麓や河岸など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。また、間接的影響による生息環境の変化は生じない。 ・富士川町最勝寺地区の 1 地点、早川町広河原地区の 2 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であったが、間接的影響による生息環境の変化は生じない。 ・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。 予測結果　鉄道施設の存在 ・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。	**表 8-4-1-33（15）　重要な昆虫類の予測結果** ケブカツヤオオアリ（アリ科） 一般生態 本州に分布する。 丘陵地から低山地にかけて見られる。 久保田(1988)によると、アリ科のクロヤマアリの移動距離は、巣から 100m 以上である。 確認状況 上野原市、富士川町、早川町において合計 9 地点で確認された。 上野原市においては、秋季調査時に合計 1 地点で 2 個体が、相当離れた地域で確認された。 富士川町においては、春季及び夏季調査時に合計 4 地点で 9 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 3 地点 8 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 1 個体確認された。 早川町においては、春季及び夏季調査時に合計 5 地点で 6 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 地点 2 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点 2 個体、相当離れた地域で 2 地点 2 個体確認された。 予測結果　工事の実施 ・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点、富士川町高下地区の 2 地点、早川町青崖地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に山麓や河岸など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。また、間接的影響による生息環境の変化は生じない。 ・富士川町最勝寺地区の 1 地点、早川町広河原地区の 2 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であったが、間接的影響による生息環境の変化は生じない。 ・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。 予測結果　鉄道施設の存在 ・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。
p.8-4-1-93 表 8-4-1-33(16)　重要な昆虫類の予測結果	**表 8-4-1-33（16）　重要な昆虫類の予測結果** トゲアリ（アリ科） 一般生態 本州、四国、九州に分布する。 クロオオアリ等に一時的に寄生する。立木の根際に巣を作る。 確認状況 富士川町、早川町において合計 11 地点で確認された。 富士川町においては、春季、夏季及び秋季調査時に合計 4 地点で 25 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 地点 13 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 3 地点 12 個体確認された。 早川町においては、春季及び夏季調査時に合計 7 地点で 47 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 3 地点 5 個体、相当離れた地域で 4 地点 42 個体確認された。 予測結果　工事の実施 ・本種が確認された富士川町高下地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に樹林がみられ、立木の根際など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。また、間接的影響による生息環境の変化は生じない。 ・富士川町高下地区の 3 地点、早川町青崖地区の 2 地点、早川町広河原地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であったが、間接的影響による生息環境の変化は生じない。 ・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。 予測結果　鉄道施設の存在 ・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。	**表 8-4-1-33（16）　重要な昆虫類の予測結果** トゲアリ（アリ科） 一般生態 本州、四国、九州に分布する。 クロオオアリ等に一時的に寄生する。立木の根際に巣を作る。 久保田(1988)によると、アリ科のクロヤマアリの移動距離は、巣から 100m 以上である。 確認状況 富士川町、早川町において合計 11 地点で確認された。 富士川町においては、春季、夏季及び秋季調査時に合計 4 地点で 25 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 地点 13 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 3 地点 12 個体確認された。 早川町においては、春季及び夏季調査時に合計 7 地点で 47 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 3 地点 5 個体、相当離れた地域で 4 地点 42 個体確認された。 予測結果　工事の実施 ・本種が確認された富士川町高下地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に樹林がみられ、立木の根際など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。また、間接的影響による生息環境の変化は生じない。 ・富士川町高下地区の 3 地点、早川町青崖地区の 2 地点、早川町広河原地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であったが、間接的影響による生息環境の変化は生じない。 ・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。 予測結果　鉄道施設の存在 ・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。
p.8-4-1-95 表 8-4-1-33(20)　重要な昆虫類の予測結果	**表 8-4-1-33（20）　重要な昆虫類の予測結果** クロツバメシジミ（シジミチョウ科） 一般生態 本州、四国、九州に分布する。 食草の生える河川の護岸や露岩地等に生息する。幼虫の食草はツメレンゲやオノマンネングサ等。成虫は 5 月、7 月、9 月を中心に出現する。 確認状況 早川町において合計 2 地点で確認された。 夏季調査時に合計 2 地点 5 個体で、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。 予測結果　工事の実施 ・本種が確認された早川町青崖地区の 1 地点、早川町広河原地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であったが間接的影響による生息環境の変化は生じない。 ・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。 予測結果　鉄道施設の存在 ・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。	**表 8-4-1-33（20）　重要な昆虫類の予測結果** クロツバメシジミ（シジミチョウ科） 一般生態 本州、四国、九州に分布する。 食草の生える河川の護岸や露岩地等に生息する。幼虫の食草はツメレンゲやオノマンネングサ等。成虫は 5 月、7 月、9 月を中心に出現する。 本種の行動圏に関する十分な知見はないが、徳江ら（2011）によると、オオルリシジミは最大 560m 移動する。 確認状況 早川町において合計 2 地点で確認された。 夏季調査時に合計 2 地点 5 個体で、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。 予測結果　工事の実施 ・本種が確認された早川町青崖地区の 1 地点、早川町広河原地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であったが間接的影響による生息環境の変化は生じない。 ・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。 予測結果　鉄道施設の存在 ・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。
p.8-4-1-96 表 8-4-1-33(21)　重要な昆虫類の予測結果	**表 8-4-1-33（21）　重要な昆虫類の予測結果** オオムラサキ（タテハチョウ科） 一般生態 北海道から九州まで分布する。県内では、長坂町を筆頭に、甲府盆地周辺各地、早川町、大月市、上野原市等、広範囲に分布する。クヌギの樹液等に集まる。 幼虫の食樹はエノキ、エゾエノキ等のニレ科植物。成虫は 6 月から 8 月頃まで見られる。 確認状況 上野原市、都留市、笛吹市、富士川町、早川町において合計 32 地点で確認された。 上野原市においては、夏季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、相当離れた地域で確認された。 都留市においては、夏季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。 笛吹市においては、春季及び夏季調査時に合計 5 地点で 9 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点 6 個体、相当離れた地域で 3 地点 3 個体確認された。 富士川町においては、春季及び夏季調査時に合計 15 地点で 21 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 地点 1 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 10 地点 11 個体、相当離れた地域で 4 地点 9 個体確認された。 早川町においては、春季及び夏季調査時に合計 10 地点で 13 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 地点 1 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点 2 個体、相当離れた地域で 7 地点 10 個体確認された。 予測結果　工事の実施 ・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点、早川町広河原地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺にクヌギ、エノキなど同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。 ・都留市の 1 地点、笛吹市の 2 地点、富士川町最勝寺地区の 3 地点、富士川町高下地区の 7 地点、早川町青崖地区の 2 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。 ・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。 予測結果　鉄道施設の存在 ・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。	**表 8-4-1-33（21）　重要な昆虫類の予測結果** オオムラサキ（タテハチョウ科） 一般生態 北海道から九州まで分布する。県内では、長坂町を筆頭に、甲府盆地周辺各地、早川町、大月市、上野原市等、広範囲に分布する。クヌギの樹液等に集まる。 幼虫の食樹はエノキ、エゾエノキ等のニレ科植物。成虫は 6 月から 8 月頃まで見られる。 あいちミティゲーション定量評価ツール利用マニュアル（愛知県）によると、移動範囲は 1km 程度である。 確認状況 上野原市、都留市、笛吹市、富士川町、早川町において合計 32 地点で確認された。 上野原市においては、夏季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、相当離れた地域で確認された。 都留市においては、夏季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。 笛吹市においては、春季及び夏季調査時に合計 5 地点で 9 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点 6 個体、相当離れた地域で 3 地点 3 個体確認された。 富士川町においては、春季及び夏季調査時に合計 15 地点で 21 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 地点 1 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 10 地点 11 個体、相当離れた地域で 4 地点 9 個体確認された。 早川町においては、春季及び夏季調査時に合計 10 地点で 13 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 地点 1 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点 2 個体、相当離れた地域で 7 地点 10 個体確認された。 予測結果　工事の実施 ・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点、早川町広河原地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺にクヌギ、エノキなど同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。 ・都留市の 1 地点、笛吹市の 2 地点、富士川町最勝寺地区の 3 地点、富士川町高下地区の 7 地点、早川町青崖地区の 2 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。工事の実施に伴う夜間照明は、必要に応じて照明の漏れ出しの抑制をすることにより、生息環境の変化は生じない。 ・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。 予測結果　鉄道施設の存在 ・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-4-1-98
表 8-4-1-34(1)　重要な魚類の予測結果</td><td>

表 8-4-1-34 (1)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">ドジョウ（ドジョウ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>ほぼ日本全国に分布。山梨県内の水田や湖沼、用水路等、主に平地に生息するが、韮崎市甘利山山腹のさわら池(標高約 1,240m) のような高地にも生息している。
水田や湿地と、周辺の細流にすむ。平地部を中心に生息するが、圃場整備されていない水田が近くにあれば、かなり上流域にも生息する。西日本での産卵期は 6 月から 7 月。水田周辺では、代かきと同時に周辺の用水路から水田に遡上する。遡上後、水田で何日かを過ごしたあと夜間に産卵する。雑食性。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>笛吹市、甲府市、南アルプス市において合計 9 地点で確認された。
笛吹市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 2 地点で 17 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 14 個体、相当離れた地域で 1 地点 3 個体確認された。
甲府市においては、秋季及び冬季調査時に合計 2 地点で 3 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
南アルプス市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 3 地点で 51 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 2 個体、相当離れた地域で 3 地点 49 個体確認された。
富士川町においては、夏季調査時に合計 2 地点で 2 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された笛吹市の 1 地点、甲府市の 2 地点、南アルプス市の 1 地点、富士川町最勝寺地区の 2 地点は改変の可能性がある範囲の近傍、笛吹市の 1 地点、南アルプス市の 3 地点は相当離れた地域であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td><td>

表 8-4-1-34 (1)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">ドジョウ（ドジョウ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>ほぼ日本全国に分布。山梨県内の水田や湖沼、用水路等、主に平地に生息するが、韮崎市甘利山山腹のさわら池(標高約 1,240m) のような高地にも生息している。
水田や湿地と、周辺の細流にすむ。平地部を中心に生息するが、圃場整備されていない水田が近くにあれば、かなり上流域にも生息する。西日本での産卵期は 6 月から 7 月。水田周辺では、代かきと同時に周辺の用水路から水田に遡上する。遡上後、水田で何日かを過ごしたあと夜間に産卵する。雑食性。
西田ら(2005) によると、本種の移動距離は 100～300m である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>笛吹市、甲府市、南アルプス市、富士川町において合計 9 地点で確認された。
笛吹市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 2 地点で 17 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 14 個体、相当離れた地域で 1 地点 3 個体確認された。
甲府市においては、秋季及び冬季調査時に合計 2 地点で 3 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
南アルプス市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 3 地点で 51 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 2 個体、相当離れた地域で 3 地点 49 個体確認された。
富士川町においては、夏季調査時に合計 2 地点で 2 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された笛吹市の 1 地点、甲府市の 2 地点、南アルプス市の 1 地点、富士川町最勝寺地区の 2 地点は改変の可能性がある範囲の近傍、笛吹市の 1 地点、南アルプス市の 3 地点は相当離れた地域であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-99
表 8-4-1-34(3)　重要な魚類の予測結果</td><td>

表 8-4-1-34 (3)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">ニッコウイワナ（サケ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>山梨県富士川（あるいは神奈川県相模川）及び鳥取県日野川以北の本州各地に分布するとされている。山梨県内では、多摩川水系では小菅川、丹波川源流部とそれらの支流、相模川（桂川）水系では道志川とそれらの支流に分布している。しかし、種苗放流により、本亜種の分布域は県内全域に広がっている。また、ヤマトイワナと同様種苗放流魚の混入や交雑により、ニッコウイワナの在来個体群の生息域は減少していると考えられている。
河川源流域を中心に生息し、山間部の湖やダム湖にも現れる。産卵期は秋で、砂利に覆われた浅い川底、瀬や淵の岸辺に点在する岩や流木の際等の緩流部に産卵する。また、本流よりも小さな支流や分流を好む。動物食で、水生昆虫や陸生昆虫、ミミズ、小魚、サンショウウオ、カエル等を食する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>富士川町、早川町において合計 3 地点で確認された。
富士川町においては、夏季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
早川町においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 2 地点で 8 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点、早川町青崖地区の 1 地点、早川町広河原地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td><td>

表 8-4-1-34 (3)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">ニッコウイワナ（サケ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>山梨県富士川（あるいは神奈川県相模川）及び鳥取県日野川以北の本州各地に分布するとされている。山梨県内では、多摩川水系では小菅川、丹波川源流部とそれらの支流、相模川（桂川）水系では道志川とそれらの支流に分布している。しかし、種苗放流により、本亜種の分布域は県内全域に広がっている。また、ヤマトイワナと同様種苗放流魚の混入や交雑により、ニッコウイワナの在来個体群の生息域は減少していると考えられている。
河川源流域を中心に生息し、山間部の湖やダム湖にも現れる。産卵期は秋で、砂利に覆われた浅い川底、瀬や淵の岸辺に点在する岩や流木の際等の緩流部に産卵する。また、本流よりも小さな支流や分流を好む。動物食で、水生昆虫や陸生昆虫、ミミズ、小魚、サンショウウオ、カエル等を食する。
山本ら(2004)によると、本種の出水前後での移動状況は±26m 以内が大半を占め定着性が強い。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>富士川町、早川町において合計 3 地点で確認された。
富士川町においては、夏季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
早川町においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 2 地点で 8 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 1 地点、早川町青崖地区の 1 地点、早川町広河原地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-100
表 8-4-1-34(4)　重要な魚類の予測結果</td><td>

表 8-4-1-34 (4)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">ヤマメ（サケ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>北海道、神奈川県、山口県以北の本州、大分県、宮崎県を除く九州等に不連続に分布する。山梨県内では多摩川水系と相模川（桂川）水系に分布する。源流部を除く渓流部に広く分布しており、両水系に分布するニッコウイワナと比べ若干標高の低い場所に生息する。イワナ類同様、釣り対象魚として盛んに放流が行われており、ヤマメの在来個体群の分布域は減少している。
真夏でも 20℃を超えない清澄な水で、淵と早瀬あるいは落ち込みが交互に連なるところを生息場所とする。産卵期は 10 月から 11 月で、瀬尻の砂礫底に産卵する。
流れてくる水生昆虫や、落下昆虫等を食する。
降海個体をサクラマスという。主に水生昆虫の幼虫を食するが、夏には陸生の落下昆虫を食することが多くなる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>上野原市、富士川町、早川町において合計 6 地点で確認された。
上野原市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 1 地点で 30 個体が、改変の可能性がある範囲で確認された。
富士川町においては、春季及び夏季調査時に合計 3 地点で 15 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 地点 11 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点 4 個体確認された。
早川町においては、春季及び冬季調査時に合計 2 地点で 2 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
富士川町、早川町の個体は放流個体と考えられる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された上野原市の 1 地点は改変の可能性がある範囲であった。
・工事の実施により生息環境である渓流環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に渓流など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。また、工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。
・なお、富士川町、早川町の改変の可能性がある範囲の近傍で確認された個体は放流個体と考えられることから、予測対象としない。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td><td>

表 8-4-1-34 (4)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">ヤマメ（サケ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>北海道、神奈川県、山口県以北の本州、大分県、宮崎県を除く九州等に不連続に分布する。山梨県内では多摩川水系と相模川（桂川）水系に分布する。源流部を除く渓流部に広く分布しており、両水系に分布するニッコウイワナと比べ若干標高の低い場所に生息する。イワナ類同様、釣り対象魚として盛んに放流が行われており、ヤマメの在来個体群の分布域は減少している。
真夏でも 20℃を超えない清澄な水で、淵と早瀬あるいは落ち込みが交互に連なるところを生息場所とする。産卵期は 10 月から 11 月で、瀬尻の砂礫底に産卵する。
流れてくる水生昆虫や、落下昆虫等を食する。
降海個体をサクラマスという。主に水生昆虫の幼虫を食するが、夏には陸生の落下昆虫を食することが多くなる。
本種の移動距離は十分に知られていないが、NAKANO ら（1990）によると、亜種であるアマゴは非繁殖期には 20m 以下、繁殖期には移動距離がわずかに増加する傾向があるが、定住性がみられる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>上野原市、富士川町、早川町において合計 6 地点で確認された。
上野原市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 1 地点で 30 個体が、改変の可能性がある範囲で確認された。
富士川町においては、春季及び夏季調査時に合計 3 地点で 15 個体が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 1 地点 11 個体、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点 4 個体確認された。
早川町においては、春季及び冬季調査時に合計 2 地点で 2 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
富士川町、早川町の個体は放流個体と考えられる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された上野原市の 1 地点は改変の可能性がある範囲であった。
・工事の実施により生息環境である渓流環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に渓流など同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される。また、工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境は保全されると予測する。
・なお、富士川町、早川町の改変の可能性がある範囲の近傍で確認された個体は放流個体と考えられることから、予測対象としない。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-101
表 8-4-1-34(5)　重要な魚類の予測結果</td><td>

表 8-4-1-34 (5)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">アマゴ（サケ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>神奈川県酒匂川の右岸側支流以西の本州太平洋側、四国全域及び大分県大野川以北の九州瀬戸内側の各河川に生息するが、放流によりアマゴとヤマメの分布域は乱れている。山梨県内では富士川水系に分布する。富士川の源流部を除く本流部と、支流に広く分布している。同水系に生息するヤマトイワナと比べ若干標高の低い場所に主に生息する。イワナ類同様、釣り対象魚として盛んに放流が行われており、アマゴの在来個体群の分布域は減少している。なお、富士川本流で希に銀毛したアマゴが採捕されることがあり、春には甲府盆地内でサツキマスが毎年釣獲されている。
年間を通じて 20℃以下の渓流域に生息し、淵の中心部からかけあがり部で生活する。産卵期は 10 月中旬から 1 月下旬で、瀬尻のかけあがり部の平瀬や岸寄りの巻き返しの砂礫底に産卵床を掘って産卵する。主に水生昆虫の幼虫を食するが、夏には陸生の落下昆虫を食することが多くなる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>富士川町、早川町において合計 5 地点で確認された。
富士川町においては、春季、夏季及び秋季調査時に合計 2 地点で 14 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
早川町においては、秋季調査時に合計 2 地点で 2 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 2 地点、富士川町高下地区の 1 地点、早川町青崖地区の 1 地点、早川町塩島地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td><td>

表 8-4-1-34 (5)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">アマゴ（サケ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>神奈川県酒匂川の右岸側支流以西の本州太平洋側、四国全域及び大分県大野川以北の九州瀬戸内側の各河川に生息するが、放流によりアマゴとヤマメの分布域は乱れている。山梨県内では富士川水系に分布する。富士川の源流部を除く本流部と、支流に広く分布している。同水系に生息するヤマトイワナと比べ若干標高の低い場所に主に生息する。イワナ類同様、釣り対象魚として盛んに放流が行われており、アマゴの在来個体群の分布域は減少している。なお、富士川本流で希に銀毛したアマゴが採捕されることがあり、春には甲府盆地内でサツキマスが毎年釣獲されている。
年間を通じて 20℃以下の渓流域に生息し、淵の中心部からかけあがり部で生活する。産卵期は 10 月中旬から 1 月下旬で、瀬尻のかけあがり部の平瀬や岸寄りの巻き返しの砂礫底に産卵床を掘って産卵する。主に水生昆虫の幼虫を食するが、夏には陸生の落下昆虫を食することが多くなる。
NAKANO ら（1990）によると、本種の移動距離は、非繁殖期には 20m 以下、繁殖期には移動距離がわずかに増加する傾向があるが、定住性がみられる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>富士川町、早川町において合計 5 地点で確認された。
富士川町においては、春季、夏季及び秋季調査時に合計 3 地点で 14 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
早川町においては、秋季調査時に合計 2 地点で 2 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された富士川町最勝寺地区の 2 地点、富士川町高下地区の 1 地点、早川町青崖地区の 1 地点、早川町塩島地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-4-1-101
表 8-4-1-34(6)　重要な魚類の予測結果</td><td>

表 8-4-1-34 (6)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">メダカ南日本集団（メダカ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>岩手県南部以南の本州太平洋側、四国、九州及び対馬や屋久島等周辺の島嶼、京都府から山口県までの日本海側、奄美諸島、沖縄諸島に分布する。
山梨県内では甲府盆地を中心にわずかに点として生息しているだけである。
平野部の河川や湖沼、水田地帯の用水路等に生息し、止水や緩流域を好む。産卵期は主に春から夏で、水草等に産卵する。食性はプランクトンのほか、小さな落下昆虫等を食する雑食性である。近年、本種とメダカ北日本集団（*Oryzias sakaizumii* ）の 2 種に分けられ、分布が異なるほか、体側鱗の黒い縁取りの有無等、外部形態によっても区別される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>甲府市、中央市、南アルプス市において、合計 7 地点で確認された。
甲府市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 4 地点で 50 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
中央市においては、夏季及び冬季調査時に合計 1 地点で 6 個体が、相当離れた地域で確認された。
南アルプス市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 2 地点 31 個体が、相当離れた地域で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された甲府市の 4 地点は改変の可能性がある範囲の近傍、中央市の 1 地点、南アルプス市の 2 地点は相当離れた地域であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td><td>

表 8-4-1-34 (6)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">メダカ南日本集団（メダカ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>岩手県南部以南の本州太平洋側、四国、九州及び対馬や屋久島等周辺の島嶼、京都府から山口県までの日本海側、奄美諸島、沖縄諸島に分布する。
山梨県内では甲府盆地を中心にわずかに点として生息しているだけである。
平野部の河川や湖沼、水田地帯の用水路等に生息し、止水や緩流域を好む。産卵期は主に春から夏で、水草等に産卵する。食性はプランクトンのほか、小さな落下昆虫等を食する雑食性である。近年、本種とメダカ北日本集団（*Oryzias sakaizumii* ）の 2 種に分けられ、分布が異なるほか、体側鱗の黒い縁取りの有無等、外部形態によっても区別される。
佐原（私信）によると、水路のみで生息する本種の移動距離は条件がよければ 1500m程度である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>甲府市、中央市、南アルプス市において、合計 7 地点で確認された。
甲府市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 4 地点で 50 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
中央市においては、夏季及び冬季調査時に合計 1 地点で 6 個体が、相当離れた地域で確認された。
南アルプス市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 2 地点 31 個体が、相当離れた地域で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された甲府市の 4 地点は改変の可能性がある範囲の近傍、中央市の 1 地点、南アルプス市の 2 地点は相当離れた地域であった。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、生息環境に変化は生じないと予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-102
表 8-4-1-34(7)　重要な魚類の予測結果</td><td>

表 8-4-1-34 (7)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">カジカ（カジカ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州から九州に分布する河川陸封種である。山梨県内では富士川水系、多摩川水系、相模川(桂川)水系の、主に上流域に生息している。
河川上流の渓流環境に生息し、瀬の石礫底に多い。産卵期は東日本では 3 月下旬から 6 月上旬で、瀬の石礫底に産卵する。肉食性で、主に水生昆虫を食するほか、流下昆虫、底生小動物、小魚も食する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>上野原市、都留市、南アルプス市、富士川町、早川町において合計 5 地点で確認された。
上野原市においては、春季、夏季及び冬季調査時に合計 1 地点で 9 個体が、改変の可能性がある範囲で確認された。
都留市においては、秋季及び冬季調査時に合計 1 地点で 6 個体が、改変の可能性がある範囲で確認された。
南アルプス市においては、夏季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、相当離れた地域で確認された。
富士川町においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 1 地点で 53 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
早川町においては、秋季及び冬季調査時に合計 1 地点で 3 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された上野原市の 1 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境である止水域・緩流域の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に渓流環境など同質の生息環境が広く分布する。
・都留市の 1 地点は改変の可能性がある範囲であり、工事の実施により生息環境である河川環境が消失することから生息環境の一部は保全されない可能性がある。
・富士川町最勝寺地区の 1 地点、早川町塩島地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍、南アルプス市の 1 地点は相当離れた地域であり、生息環境の変化は生じない。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、都留市では生息環境の一部は保全されない可能性があると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td><td>

表 8-4-1-34 (7)　重要な魚類の予測結果

<table>
<tr><td colspan="3">カジカ（カジカ科）</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州から九州に分布する河川陸封種である。山梨県内では富士川水系、多摩川水系、相模川(桂川)水系の、主に上流域に生息している。
河川上流の渓流環境に生息し、瀬の石礫底に多い。産卵期は東日本では 3 月下旬から 6 月上旬で、瀬の石礫底に産卵する。肉食性で、主に水生昆虫を食するほか、流下昆虫、底生小動物、小魚も食する。
棗田（2007）によると、最外郭法によって算出された夜間の行動圏サイズは平均 9.8m2、レンジ 0.3-79.9m2 である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>上野原市、都留市、南アルプス市、富士川町、早川町において合計 5 地点で確認された。
上野原市においては、春季、夏季及び冬季調査時に合計 1 地点で 9 個体が、改変の可能性がある範囲で確認された。
都留市においては、秋季及び冬季調査時に合計 1 地点で 6 個体が、改変の可能性がある範囲で確認された。
南アルプス市においては、夏季調査時に合計 1 地点で 1 個体が、相当離れた地域で確認された。
富士川町においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 1 地点で 53 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。
早川町においては、秋季及び冬季調査時に合計 1 地点で 3 個体が、改変の可能性がある範囲の近傍で確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された上野原市の 1 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生息環境である止水域・緩流域の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に渓流環境など同質の生息環境が広く分布する。
・都留市の 1 地点は改変の可能性がある範囲であり、工事の実施により生息環境である河川環境が消失することから生息環境の一部は保全されない可能性がある。
・富士川町最勝寺地区の 1 地点、早川町塩島地区の 1 地点は改変の可能性がある範囲の近傍、南アルプス市の 1 地点は相当離れた地域であり、生息環境の変化は生じない。
・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。
・以上のことから、都留市では生息環境の一部は保全されない可能性があると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生息環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-104
a）哺乳類</td><td>予測対象種は、ミズラモグラ、モモジロコウモリ、ヤマコウモリの 3 種である。
工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。</td><td>予測対象種は、ミズラモグラ、モモジロコウモリ、ヤマコウモリの 3 種である。
これらの内、ミズラモグラは、山地や丘陵地の樹林が主な生息環境である。モモジロコウモリ、ヤマコウモリは、山地や丘陵地の樹林や河川などが主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-104
b）鳥類</td><td>予測対象種は、トモエガモ、クイナ、ヤマシギ、アオシギ、オオジシギ、タカブシギ、ハマシギ、チュウヒ、ハイイロチュウヒ、トラフズク、コミミズク、コシアカツバメ、キレンジャク、マミジロ、ノジコの 15 種である。
工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。</td><td>予測対象種は、トモエガモ、クイナ、ヤマシギ、アオシギ、オオジシギ、タカブシギ、ハマシギ、チュウヒ、ハイイロチュウヒ、トラフズク、コミミズク、コシアカツバメ、キレンジャク、マミジロ、ノジコの 15 種である。
これらの内、キレンジャク、マミジロ、ノジコは、山地の樹林が主な生息環境である。オオジシギは、山地の草地が主な生息環境である。アオシギは、山地の湿地が主な生息環境である。トラフズクは、山地、丘陵地や低地の樹林が主な生息環境である。ヤマシギは、丘陵地や低地の樹林が主な生息環境である。トモエガモは、丘陵地や低地の水域が主な生息環境である。チュウヒ、ハイイロチュウヒ、コミミズクは、低地の草地が主な生息環境である。クイナ、タカブシギ、ハマシギは、低地の湿地や水域などが主な生息環境である。コシアカツバメは、住宅地が主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の</td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。
p.8-4-1-104～105 d）両生類	予測対象種は、ヒダサンショウウオの 1 種である。 工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。	予測対象種は、ヒダサンショウウオの 1 種である。 ヒダサンショウウオは、山地の樹林が主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。
p.8-4-1-105 e）昆虫類	予測対象種は、サラサヤンマ、ヤブヤンマ、ウスバカマキリ、セアカオサムシ、シマゲンゴロウ、ガムシ、ヒラタクワガタ、ヨツボシカミキリ、アカアシオオアオカミキリ、ウマノオバチ、オオセイボウ、ナミルリモンハナバチ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマシジミ、シルビアシジミ、ウラギンスジヒョウモン、カギモンハナオイアツバの 17 種である。 工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。	予測対象種は、サラサヤンマ、ヤブヤンマ、ウスバカマキリ、セアカオサムシ、シマゲンゴロウ、ガムシ、ヒラタクワガタ、ヨツボシカミキリ、アカアシオオアオカミキリ、ウマノオバチ、オオセイボウ、ナミルリモンハナバチ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマシジミ、シルビアシジミ、ウラギンスジヒョウモン、カギモンハナオイアツバの 17 種である。 これらの内、ギンイチモンジセセリは、山地の草地が主な生息環境である。セアカオサムシ、ミヤマシジミ、ウラギンスジヒョウモンは、山地、丘陵地や低地の草地が主な生息環境である。ヒラタクワガタ、ヨツボシカミキリ、アカアシオオアオカミキリ、ウマノオバチ、カギモンハナオイアツバは、丘陵地や低地の樹林が主な生息環境である。オオセイボウは、丘陵地や平地の樹林や草地が主な生息環境である。サラサヤンマ、ヤブヤンマ、シマゲンゴロウ、ガムシは、里地・里山の湿地や水域などが主な生息環境である。ウスバカマキリ、ナミルリモンハナバチ、シルビアシジミは、低地の草地が主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。
p.8-4-1-105 f）魚類	予測対象種は、ニホンウナギの 1 種である。 工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。	予測対象種は、ニホンウナギの 1 種である。 ニホンウナギは山地、丘陵地や低地の水域が主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。
p.8-4-1-105～106 g）底生動物	予測対象種は、マルタニシ、ヒラマキガイモドキ、マシジミの 3 種である。 工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺	予測対象種は、マルタニシ、ヒラマキガイモドキ、マシジミの 3 種である。 マルタニシ、ヒラマキガイモドキ、マシジミは低地の湿地や水域などが主な生息環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、これら重要な種の生息環境の一部

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。	が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は確保される。
p.8-4-1-107 ア．環境保全措置の検討の状況	本事業では、計画の立案の段階において、動物に係る環境影響を回避又は低減するため「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」、「侵入防止柵の設置」、「小動物が脱出可能な側溝の設置」、「資材運搬等の適正化」、「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「照明の漏れ出しの抑制」、「工事従事者への講習・指導」及び「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による動物に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。 環境保全措置の検討の状況を表8-4-1-36に示す。	本事業では、計画の立案の段階において、動物に係る環境影響を回避又は低減するため「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」、「侵入防止柵の設置」、「小動物が脱出可能な側溝の設置」、「資材運搬等の適正化」、「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「照明の漏れ出しの抑制」、「工事従事者への講習・指導」及び「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による動物に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。 検討にあたっては、「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。 環境保全措置の検討の状況を表8-4-1-36に示す。
p.8-4-1-108 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況(動物)	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ／ 保全対象種全般 ／ 適 ／ 重要な種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。	工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ／ 保全対象種全般 ／ 適 ／ 工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、生息環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-4-1-108 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況(動物)	侵入防止柵の設置 ／ 保全対象種全般 ／ 適 ／ 中型及び大型の哺乳類等の侵入による影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。	侵入防止柵の設置 ／ 哺乳類の保全対象種全般 ／ 適 ／ 中型及び大型の哺乳類等の侵入による影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-4-1-108 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況(動物)	小動物が脱出可能な側溝の設置 ／ 保全対象種全般 ／ 適 ／ 両生類・爬虫類等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	小動物が脱出可能な側溝の設置 ／ 小型哺乳類、両生類及び爬虫類の保全対象種全般 ／ 適 ／ 側溝にスロープ等を設置することにより、小動物が脱出可能な構造とすることで、小型哺乳類や両生類、爬虫類等への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-4-1-108 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況(動物)	営巣環境の整備 ／ オオタカ、クマタカ ／ 適 ／ 鳥類等の繁殖環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	営巣環境の整備 ／ オオタカ、クマタカ ／ 適 ／ 人工巣の設置を実施するとともに、必要に応じて、営巣林の整備を実施することにより、鳥類等の繁殖環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-4-1-108 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況(動物)	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ／ 保全対象種全般 ／ 適 ／ 汚濁水の発生が抑えられることで、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ／ 河川を生息環境とする保全対象種全般 ／ 適 ／ 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚濁水の発生が抑えられることで、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-4-1-108 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況(動物)	防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ／ 保全対象とする鳥類（猛禽類等）全般 ／ 適 ／ 鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ／ 保全対象とする鳥類（猛禽類等）全般 ／ 適 ／ 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用により、騒音、振動の発生が抑えられることで、鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-4-1-108 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況(動物)	照明の漏れ出しの抑制 ／ 保全対象種全般 ／ 適 ／ 走光性の昆虫類等への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。	照明の漏れ出しの抑制 ／ 保全対象種全般 ／ 適 ／ 専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-4-1-108 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況(動物)	工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 ／ 保全対象種全般 ／ 適 ／ 改変する区域の一部に工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保 ／ 保全対象種全般 ／ 適 ／ 改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-4-1-108
表 8-4-1-36　環境保全措置の検討の状況(動物)</td><td>―</td><td><table><tr><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td><td>トンネルからの湧水を放流する河川を生息環境とする保全対象種全般</td><td>適</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、魚類等の重要な種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-108
表 8-4-1-36　環境保全措置の検討の状況(動物)</td><td><table><tr><td>付替え河川における多自然川づくり</td><td>カワネズミ、オジロサナエ、コオイムシ、カジカ</td><td>適</td><td>当該河川の多自然化を図ることで、重要な種の生息環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>付替え河川における多自然川づくり</td><td>カワネズミ、オジロサナエ、コオイムシ、カジカ</td><td>適</td><td>回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、当該河川の多自然化を図ることで、重要な種の生息環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-109
ア. 環境保全措置の検討の状況</td><td>―</td><td>工事計画を検討するにあたり、重要な種の生息状況と専門家等の助言を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を講じていく。

両生類、爬虫類の内、一部の冬眠する重要種については、過去の事例や専門家の意見も踏まえ、確認位置から重要な種の生息地の分布範囲を推定し、改変の可能性がある範囲との関係から、一部改変の可能性がある範囲で確認されるものの殆どは同質の生息環境が広がり、地域個体群に影響を与える程度ではなく、種として生息環境は保全されると予測している。個体レベルでの影響については、環境保全措置である「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」や「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保」などを実施することで、改変の可能性がある範囲で確認されている個体への影響の低減を図るが、今後、事業計画を具体的に検討する段階において、必要に応じて専門家の助言を受け、さらに検討を進める。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-109
ｱ) オオタカ（笛吹市地区）ペアについての検討の状況</td><td>―</td><td>「ｱ) オクオタカ（笛吹市地区）ペアについての検討の状況」を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-110
ｲ) クマタカ(早川町新倉（青崖）地区）ペアについての検討の状況」</td><td>―</td><td>「ｲ) クマタカ（早川町新倉（青崖）地区）ペアについての検討の状況」を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-110
ｳ) クマタカ(早川町新倉（広河原）地区）ペアについての検討の状況</td><td>―</td><td>「ｳ) クマタカ（早川町新倉（広河原）地区）ペアについての検討の状況」を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-111
ｴ) クマタカ(富士川町高下地区）ペアについての検討の状況</td><td>―</td><td>「ｴ) クマタカ（富士川町高下地区）ペアについての検討の状況」を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-111
イ. 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による動物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」、「侵入防止柵の設置」、「小動物が脱出可能な側溝の設置」、「資材運搬等の適正化」、「営巣環境の整備」、「汚濁処理施設及び仮設沈砂池</td><td>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による動物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」、「侵入防止柵の設置」、「小動物が脱出可能な側溝の設置」、「資材運搬等の適正化」、「営巣環境の整備」、「汚濁処理施設及び仮設沈砂池</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td>の設置」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「照明の漏れ出しの抑制」、「コンディショニングの実施」、「工事従事者への講習・指導」、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」及び「付替え河川における多自然川づくり」を実施する。
環境保全措置の内容を表 8-4-1-37 に示す。</td><td>の設置」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「照明の漏れ出しの抑制」、「コンディショニングの実施」、「工事従事者への講習・指導」、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保」及び「付替え河川における多自然川づくり」を実施する。
また、工事排水の排出先となる河川においては、モニタリングを実施し、排水による影響を監視していく計画としている。
なお、「営巣環境の整備」については複数の種が巣を競合するという知見もあるため、今後の継続調査の結果や専門家意見を踏まえ、詳細な設置検討を行っていく。
特に、「付替え河川における多自然川づくり」の具体的な内容については、工事実施計画認可後に行う測量や設計等及び河川管理者との協議により、詳細な計画が決まっていく中で、専門家の技術的助言を踏まえながら決定していく。
環境保全措置の内容を表 8-4-1-37 に示す。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-112
表 8-4-1-37(2) 環境保全措置の内容（動物）</td><td>表 8-4-1-37 (2) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>重要な種の生息地への影響を回避、低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-1-37 (2) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、生息環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-112
表 8-4-1-37(3) 環境保全措置の内容（動物）</td><td>表 8-4-1-37 (3) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>侵入防止柵の設置</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>中型及び大型の哺乳類等の侵入による影響を回避、低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-1-37 (3) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>哺乳類の保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>侵入防止柵の設置</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>中型及び大型の哺乳類等の侵入による影響を回避、低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-112
表 8-4-1-37(4) 環境保全措置の内容（動物）</td><td>表 8-4-1-37 (4) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>小動物が脱出可能な側溝の設置</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業の適地</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>爬虫類や両生類等への影響を低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-1-37 (4) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>小型哺乳類、両生類及び爬虫類の保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>小動物が脱出可能な側溝の設置</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業の適地</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>側溝にスロープ等を設置することにより、小動物が脱出可能な構造とすることで、小型哺乳類、爬虫類や両生類等への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-113
表 8-4-1-37(5) 環境保全措置の内容（動物）</td><td>表 8-4-1-37 (5) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>資材運搬等の適正化</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>資材運搬経路</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>動物全般への影響を低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-1-37 (5) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>資材運搬等の適正化</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>資材運搬ルート上</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>車両の運行ルートや配車計画を適切に行うことにより、動物全般への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-113
表 8-4-1-37(6) 環境保全措置の内容（動物）</td><td>表 8-4-1-37 (6) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>オオタカ、クマタカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>営巣環境の整備</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>営巣地</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>鳥類等の繁殖活動への影響を低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-1-37 (6) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>オオタカ、クマタカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>営巣環境の整備</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>営巣地</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>人工巣の設置を実施するとともに、必要に応じて、営巣林の整備を実施することにより、鳥類等の繁殖活動への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-113
表 8-4-1-37(7) 環境保全措置の内容（動物）</td><td>表 8-4-1-37 (7) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びトンネル坑口等</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚濁水の発生が抑えられることで、魚類等の生息環境への影響を低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-1-37 (7) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>河川を生息環境とする保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びトンネル坑口等</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚濁水の発生が抑えられることで、魚類等の生息環境への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-114
表 8-4-1-37(9) 環境保全措置の内容（動物）</td><td>表 8-4-1-37(9) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>照明の漏れ出しの抑制</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を回避、低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-1-37 (9) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>照明の漏れ出しの抑制</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>山岳部における事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を回避、低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり（走光性の昆虫類について効果の不確実性がある）</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-4-1-114
表 8-4-1-37(10) 環境保全措置の内容（動物）</td>
<td>表 8-4-1-37(10) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>オオタカ、クマタカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>コンディショニングの実施</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、猛禽類等の重要な種への影響を低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-1-37 (10) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>オオタカ、クマタカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>コンディショニングの実施</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、猛禽類等の重要な種への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-114
表 8-4-1-37(12) 環境保全措置の内容（動物）</td>
<td>表 8-4-1-37 (12) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工ヤード、工事用道路の必要箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-1-37(12) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工ヤード、工事用道路の必要箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-115
表 8-4-1-37(13) 環境保全措置の内容（動物）</td>
<td>―</td>
<td>表 8-4-1-37 (13) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>トンネルからの湧水を放流する河川を生息環境とする保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>トンネルの工事を実施する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、魚類等の重要な種の生息環境への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-115
表 8-4-1-37(14) 環境保全措置の内容（動物）</td>
<td>表 8-4-1-37 (13) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>カワネズミ、オジロサナエ、コオイムシ、カジカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>付替え河川における多自然川づくり</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>保守基地の位置や形状の観点から、そこに生息する重要な種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍における付替え河川において河川環境（瀬、淵及び水際等）を復元した多自然川づくりを実施することで重要な種の生息環境への影響を代償することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-1-37 (14) 環境保全措置の内容（動物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>カワネズミ、オジロサナエ、コオイムシ、カジカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>付替え河川における多自然川づくり</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、当該河川の多自然化を図ることで、重要な種の生息環境への影響を代償できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-116
表 8-4-1-38 事後調査の概要（動物）</td>
<td>表 8-4-1-38 事後調査の概要（動物）
<table>
<tr><th>調査項目</th><th>調査内容</th><th>実施主体</th></tr>
<tr><td>オオタカの生息状況調査</td><td>○調査時期・期間
工事中及び工事後の繁殖期
○調査地域・地点
生息地周辺
○調査方法
定点観察法
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td>クマタカの生息状況調査</td><td>○調査時期・期間
工事中及び工事後の繁殖期
○調査地域・地点
生息地周辺
○調査方法
定点観察法
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td>付替え河川における多自然川づくり（保全対象種等の生息状況調査）</td><td>○調査時期・期間
工事後の確認適期に１回
○調査地域・地点
多自然川づくりを行った付替え河川
○調査方法
任意観察による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-1-38 事後調査の概要（動物）
<table>
<tr><th>調査項目</th><th>調査内容</th><th>実施主体</th></tr>
<tr><td>オオタカの生息状況調査（笛吹市地区ペア）</td><td>○調査時期・期間
工事中及び工事後の繁殖期
○調査地域・地点
生息地周辺
○調査方法
定点観察法
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td>クマタカの生息状況調査（早川町新倉（青崖）地区ペア、早川町新倉（広河原）地区ペア）</td><td>○調査時期・期間
工事中及び工事後の繁殖期
○調査地域・地点
生息地周辺
○調査方法
定点観察法
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td>照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況</td><td>○調査時期・期間
工事中及び工事完了後
○調査地域・地点
山岳部における工事施工ヤードや供用時の各種施設等における照明設置場所及びその周辺
○調査方法
任意観察等による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td>付替え河川における多自然川づくり（保全対象種等の生息状況調査）</td><td>○調査時期・期間
工事後の確認適期に１回
○調査地域・地点
多自然川づくりを行った付替え河川
○調査方法
任意観察による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-116
ウ．事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応の方針</td>
<td>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の把握に努めるとともに改善を図るものとする。</td>
<td>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の把握に努めるとともに、専門家の助言を踏まえ、必要な場合には種の特性に合わせた改変時期の設定や改変期間の短縮についても検討し、改善を図るものとする。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-1-117
ｱ) 回避又は低減に係る評価</td>
<td>計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り重要な種等が生息する地域を避け、重要な種への影響の回避、低減を図っている。
一部の種については、生息環境の一部は保全されない可能性があると予測されたが、付替え河川における多自然川づくり、濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、</td>
<td>計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り重要な種等が生息する地域を避け、重要な種への影響の回避、低減を図っている。
一部の種については、生息環境の一部は保全されない可能性があると予測されたが、濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td>低減に努める。
なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。
このことから、動物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</td><td>なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。
さらに、列車の走行に関する騒音等が野生動物に及ぼす影響に関しては、現時点で十分な知見が蓄積されていないが、影響の把握や保全措置等について、整備新幹線での対応状況もみながら検討を進めていく。
このことから、動物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-1
8-4-2 植物</td><td>工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在により、対象事業実施区域及びその周囲で、重要な種及び群落への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。</td><td>工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在により、対象事業実施区域及びその周囲で、重要な種及び群落への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。なお、工事施工ヤードには、発生土置き場を含む。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-65
表 8-4-2-13（24） 重要な種の予測結果（植物）</td><td>表 8-4-2-13（24） 重要な種の予測結果（植物）
<table>
<tr><th colspan="3">ジンジソウ（ユキノシタ科）</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州（関東地方以西）、四国、九州に分布する。山梨県では富士川町、早川町等で確認されている。
山地の岩壁に生える多年草。花期は 9 月から 11 月。花弁は 5 個、白色で、上側 3 個は小さく、下側 2 個は長楕円形で、長さ 1.2cm から 2.5cm。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>早川町において合計 7 地点で確認された。
夏季及び秋季調査時に合計 5 地点で 37 個体、2 地点で 27m² が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点 11 個体、1 地点 25m²、相当離れた地域で 3 地点 26 個体、1 地点 2m² 確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された早川町青崖地区の 3 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。
・近傍での樹林伐採により林内の乾燥化、日照条件の変化等、工事の実施により生育環境が変化する可能性があるが、周辺に山地の岩壁など同質の生育環境が広く分布する。
・以上のことから、生育環境は保全されると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生育環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生育環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-2-13（24） 重要な種の予測結果（植物）
<table>
<tr><th colspan="3">ジンジソウ（ユキノシタ科）</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州（関東地方以西）、四国、九州に分布する。山梨県では富士川町、早川町等で確認されている。
山地の岩壁に生える多年草。花期は 9 月から 11 月。花弁は 5 個、白色で、上側 3 個は小さく、下側 2 個は長楕円形で、長さ 1.2cm から 2.5cm。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>早川町において合計 7 地点で確認された。
夏季及び秋季調査時に合計 5 地点で 37 個体、2 地点で 27m² が確認された。その内、改変の可能性がある範囲の近傍で 2 地点 11 個体、1 地点 25m²、相当離れた地域で 3 地点 26 個体、1 地点 2m² 確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された早川町青崖地区の 3 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。
・近傍での樹林伐採により林内の乾燥化、日照条件の変化等、工事の実施により生育環境が変化する可能性があるが、周辺に山地の岩壁など同質の生育環境が広く分布する。
・以上のことから、生育環境は保全されると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生育環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生育環境の変化は生じないと予測する。
・鉄道施設（トンネル）の存在により、破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性があるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生育環境への影響は小さい。
・したがって、生育環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-66
表 8-4-2-13（25） 重要な種の予測結果（植物）</td><td>表 8-4-2-13（25） 重要な種の予測結果（植物）
<table>
<tr><th colspan="3">イワユキノシタ（ユキノシタ科）</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州（関東地方南西部）、四国に分布する。山梨県では南アルプス市、富士川町等で確認され、富士川流域の南部に分布する。
湿潤な岩壁に生える常緑の多年草。花期は 5 月から 6 月。走出枝を出し、先端に新苗がつく。花茎は高さ 10cm から 20cm で、円錐花序に白色の花をつける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>早川町において合計 22 地点で確認された。
早春季、春季、夏季及び秋季調査時において、合計 3 地点で 15 個体、19 地点で 2,845m² が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 5 地点 2,001m²、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 5 個体、7 地点 551m²、相当離れた地域で 2 地点 10 個体、7 地点 293m² 確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された早川町青崖地区の 1 地点、早川町広河原地区の 4 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生育環境の一部が消失、縮小する可能性がある。また、樹林伐採による林内の乾燥化、日照条件の変化等、工事の実施により、生育環境が変化する可能性がある。
・早川町青崖地区の 4 地点、早川町広河原地区の 3 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。近傍での樹林伐採による林内の乾燥化、日照条件の変化等、工事の実施により、生育環境が変化する可能性がある。
・以上のことから、生育環境の一部は保全されない可能性があると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生育環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生育環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-2-13（25） 重要な種の予測結果（植物）
<table>
<tr><th colspan="3">イワユキノシタ（ユキノシタ科）</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般生態</td><td>本州（関東地方南西部）、四国に分布する。山梨県では南アルプス市、富士川町等で確認され、富士川流域の南部に分布する。
湿潤な岩壁に生える常緑の多年草。花期は 5 月から 6 月。走出枝を出し、先端に新苗がつく。花茎は高さ 10cm から 20cm で、円錐花序に白色の花をつける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認状況</td><td>早川町において合計 22 地点で確認された。
早春季、春季、夏季及び秋季調査時において、合計 3 地点で 15 個体、19 地点で 2,845m² が確認された。その内、改変の可能性がある範囲で 5 地点 2,001m²、改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 5 個体、6 地点 551m²、相当離れた地域で 2 地点 10 個体、8 地点 293m² 確認された。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測結果</td><td>工事の実施</td><td>・本種が確認された早川町青崖地区の 1 地点、早川町広河原地区の 4 地点は改変の可能性がある範囲であった。工事の実施により生育環境の一部が消失、縮小する可能性がある。また、樹林伐採による林内の乾燥化、日照条件の変化等、工事の実施により、生育環境が変化する可能性がある。
・早川町青崖地区の 4 地点、早川町広河原地区の 3 地点は改変の可能性がある範囲の近傍であった。近傍での樹林伐採による林内の乾燥化、日照条件の変化等、工事の実施により、生育環境が変化する可能性がある。
・以上のことから、生育環境の一部は保全されない可能性があると予測する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の存在</td><td>・工事の実施による生育環境の改変以外に新たな改変はないことから、鉄道施設の存在による生育環境の変化は生じないと予測する。
・鉄道施設（トンネル）の存在により、破砕帯等の周辺にある河川の一部において流量への影響の可能性があるものの、周辺に同様の環境が広く残されることから、本種の生育環境への影響は小さい。
・したがって、生育環境の変化は生じないと予測する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-81～82
ｲ) 文献でのみ記載がある重要な種及び群落の生育環境への影響</td><td>文献調査において事業実施区域に生育する可能性が高いと考えられる重要な種及び群落の内、現地調査で確認されなかった重要な種は 196 種、群落は 0 群落であった。
工事の実施又は鉄道施設の存在により、重要な種の一部が消失、縮小する可能性が考えられるが、周辺に同質の生育環境が広く分布すること、工事に伴う排水は必要に応じて汚濁処理施設及び仮設沈砂池を配置し処理することから生育環境の消失、縮小は一部にとどめられる。また、事業実施区域の多くの植物は雨水起源の土壌水で生育していると考えられるため、地下水位の変化による生育環境への影響は及ばない。</td><td>文献調査において事業実施区域に生育する可能性が高いと考えられる重要な種及び群落の内、現地調査で確認されなかった重要な種は 196 種、群落は 0 群落であった。
これらの内、フジシダ、オニカナワラビ、イワヘゴ、オニイノデ、タチヒメワラビ、ウスヒメワラビ、テバコワラビ、クリハラン、アカガシ、ミヤマツチトリモチ、キクザキイチゲ、トウゴクサバノオ、チチブシロカネソウ、セツブンソウ、カギガタアオイ、ベニバナヤマシャクヤク、ヒコサンヒメシャラ、ジロボウエンゴサク、ツルキケマン、キバナハタザオ、ヤワタソウ、アオナシ、サナギイチゴ、オオヤマカタバミ、フユザンショウ、フウリンウメモドキ、ヨコグラノキ、オオバボダイ</td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		ジュ、コミヤマスミレ、キスミレ、ミヤマスミレ、ヒメスミレサイシン、ヤマトグサ、ヤマナシウマノミツバ、シロヤシオ、バイカツツジ、コハクウンボク、ハシドイ、クサタチバナ、ツルガシワ、クサナギオゴケ、タチガシワ、シロバナイナモリソウ、ニシキゴロモ、ツクバキンモンソウ、マネキグサ、キレハマネキグサ、アオホオズキ、ニッコウヒョウタンボク、ハヤザキヒョウタンボク、コウグイスカグラ、オオヒョウタンボク、ゴマギ、キバナウツギ、バアソブ、オオガンクビソウ、オオモミジガサ、ササクサ、ウラシマソウ、ヒナスゲ、ハナミョウガ、ナツエビネ、キソエビネ、アオチドリ、コアツモリソウ、クマガイソウ、イチヨウラン、カキラン、アオキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ノビネチドリ、ジガバチソウ、スズムシソウ、カモメラン、オオヤマサギソウ、ヒトツボクロ、ショウキランは、山地や丘陵地の樹林が主な生育環境である。ノダイオウ、カザグルマ、オキナグサ、グンナイキンポウゲ、イヨフウロ、ヒナノキンチャク、アリノトウグサ、ミシマサイコ、ノジトラノオ、ハルリンドウ、ホソバツルリンドウ、ムラサキセンブリ、フナバラソウ、スズサイコ、コカモメヅル、ムラサキ、カリガネソウ、カイジンドウ、キセワタ、ゴマノハグサ、ヒキヨモギ、ナンバンギセル、オオナンバンギセル、キキョウ、アキノハハコグサ、タカサゴソウ、ヒメヒゴタイ、キクアザミ、コウリンカ、オカオグルマ、アサツキ、ヒメアマナ、ホソバノアマナ、ヒメイズイ、アマナ、キツネノカミソリ、アツモリソウ、ムカゴソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウは、山地や丘陵地の草地が主な生育環境である。コンロンソウ、ハナネコノメ、コガネネコノメソウ、コチャルメルソウ、シラヒゲソウ、エゾノコリンゴは、山地の湿地が主な生育環境である。フトヒルムシロは、山地や丘陵地の水域が主な生育環境である。ヒメウラジロ、ナカミシシラン、ヒメイワトラノオ、イヌチャセンシダ、コガネシダ、ビランジ、ウメウツギ、イワウチワ、イワナンテン、サツキ、ダイセンミツバツツジ、ユキワリソウ、イワツクバネウツギ、コウシュウヒゴタイ、スルガスゲ、ハシナガカンスゲ、ムカデランは、山地や丘陵地の岩場が主な生育環境である。マツバラン、スギラン、ホテイシダ、オシャクジデンダ、ヒトツバ、オオクボシダ、ホザキヤドリギ、マツグミ、ヤシャビシャク、マメヅタラン、ツリシュスラン、フウラン、カヤランは、山地や丘陵地の樹幹が主な生育環境である。ヤマジソは、山地や丘陵地の裸地が主な生育環境である。コモチシダ、カジノキは、丘陵地や低地の樹林が主な生育環境である。タヌキマメ、レンリソウ、マメダオシ、イヌノフグリ、オナモミ、アワガエリ、アワボスゲは、丘陵地や低地の草地が主な生育環境である。デンジソウ、サンショウモ、オオアカウキクサ、ハンノキ、コキツネノボ

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>タン、ヒツジグサ、アゼオトギリ、ミソハギ、エゾミソハギ、ミズキカシグサ、タチモ、ノタヌキモ、タヌキモ、タウコギ、アギナシ、ウリカワ、ヤナギスブタ、ミズオオバコ、リュウノヒゲモ、イトモ、ゴマシオホシクサ、ハマヒエガエリ、ミクリ、ナガエミクリ、カサスゲ、コマツカサススキ、マツカサススキ、カンガレイは、丘陵地や低地の湿地や水域などが主な生育環境である。モクゲンジ、ソクズは、集落や市街地などが主な生育環境である。ハマウツボは、低地の礫河原が主な生育環境である。このため、工事の実施又は鉄道施設の存在により、重要な種の一部が消失、縮小する可能性が考えられるが、周辺に同質の生育環境が広く分布すること、工事に伴う排水は必要に応じて汚濁処理施設及び仮設沈砂池を配置し処理することから生育環境の消失、縮小は一部にとどめられる。また、事業実施区域の多くの植物は雨水起源の土壌水で生育していると考えられるため、地下水位の変化による生育環境への影響は及ばない。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-83
ア．環境保全措置の検討の状況</td><td>本事業では、計画の立案の段階において、植物に係る環境影響を回避又は低減するため「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」「工事従事者への講習・指導」「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」及び「重要な種の移植・播種」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による植物に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。
環境保全措置の検討の状況を表 8-4-2-14 に示す。</td><td>本事業では、計画の立案の段階において、植物に係る環境影響を回避又は低減するため「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生育環境の確保」、「工事従事者への講習・指導」、「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」及び「重要な種の移植・播種」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による植物に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。
検討にあたっては、「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。
環境保全措置の検討の状況を表 8-4-2-14 に示す。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-84
表 8-4-2-14　環境保全措置の検討の状況(植物)</td><td><table><tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>保全対象種全般</td><td>適</td><td>生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td><td>保全対象種全般</td><td>適</td><td>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-84
表 8-4-2-14　環境保全措置の検討の状況(植物)</td><td><table><tr><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</td><td>保全対象種全般</td><td>適</td><td>改変する区域の一部に工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生育環境への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生育環境の確保</td><td>保全対象種全般</td><td>適</td><td>改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生育環境への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-84
表 8-4-2-14　環境保全措置の検討の状況(植物)</td><td><table><tr><td>外来種の拡大抑制</td><td>—</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めることで、外来種の拡大を抑制できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>外来種の拡大抑制</td><td>—</td><td>適</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-4-2-84
表 8-4-2-14　環境保全措置の検討の状況(植物)</td><td>—</td><td><table><tr><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td><td>トンネルからの湧水を放流する河川を生育環境とする保全対象種全般</td><td>適</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、水生植物等の生育環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-84
表 8-4-2-14　環境保全措置の検討の状況(植物)</td><td><table><tr><td>重要な種の移植・播種[1]</td><td>ハカタシダ、ヒメカナワラビ、イワオモダカ、カンアオイ、イワユキノシタ、ウスゲチョウジタデ、タチキランソウ、メハジキ、ヤマウツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン</td><td>適</td><td>重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>重要な種の移植・播種[1]</td><td>ハカタシダ、ヒメカナワラビ、イワオモダカ、カンアオイ、イワユキノシタ、ウスゲチョウジタデ、タチキランソウ、メハジキ、ヤマウツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン</td><td>適</td><td>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種を移植・播種することで種の消失による影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-84
ア．環境保全措置の検討の状況</td><td>—</td><td>工事計画を検討するにあたり、重要な種の生育状況と専門家等の助言を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を講じていく。

重要な種の移植・播種にあたっては、専門家等の助言を踏まえ、対象種ごとに、移植・播種の場所、時期、方法、監視方法等を含む実施計画を作成のうえ、実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-85
イ．環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による植物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」「工事従事者への講習・指導」「重要な種の移植・播種」「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」「重要な種の移植・播種」及び「外来種の拡大抑制」を実施する。
環境保全措置の内容を表 8-4-2-15 に示す。</td><td>本事業では、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による植物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生育環境の確保」「工事従事者への講習・指導」「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」「外来種の拡大抑制」「放流時の放流箇所及び水温の調整」及び「重要な種の移植・播種」を実施する。
また、工事排水の排出先となる河川においては、モニタリングを実施し、排水による影響を監視していく計画としている。
環境保全措置の内容を表 8-4-2-15 に示す。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-85
表 8-4-2-15(2)　環境保全措置の内容（植物）</td><td>表 8-4-2-15 (2)　環境保全措置の内容（植物）<table><tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td></tr><tr><td>保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できる</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table></td><td>表 8-4-2-15 (2)　環境保全措置の内容（植物）<table><tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td></tr><tr><td>保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-85
表 8-4-2-15(3)　環境保全措置の内容（植物）</td><td>表 8-4-2-15 (3)　環境保全措置の内容（植物）<table><tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</td></tr><tr><td>保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生育環境への影響を低減できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table></td><td>表 8-4-2-15 (3)　環境保全措置の内容（植物）<table><tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生育環境の確保</td></tr><tr><td>保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生育環境への影響を低減できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-86
表 8-4-2-15(6)　環境保全措置の内容（植物）</td><td>表 8-4-2-15 (7)　環境保全措置の内容（植物）<table><tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>外来種の拡大抑制</td></tr><tr><td>保全対象種</td><td>—</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めることで、外来種の拡大を抑制できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table></td><td>表 8-4-2-15 (6)　環境保全措置の内容（植物）<table><tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>外来種の拡大抑制</td></tr><tr><td>保全対象種</td><td>—</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-4-2-86
表 8-4-2-15(7)　環境保全措置の内容（植物）</td><td>—</td><td>表 8-4-2-15 (7)　環境保全措置の内容（植物）<table><tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td></tr><tr><td>保全対象種</td><td>トンネルからの湧水を放流する河川を生育環境とする保全対象種全般</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、水生植物等の生育環境への影響を低減できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-87
表 8-4-2-15(8)　環境保全措置の内容（植物）</td><td>表 8-4-2-15(6)　環境保全措置の内容（植物）<table><tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>重要な種の移植・播種</td></tr><tr><td>保全対象種</td><td>ハカタシダ、ヒメカナワラビ、イワオモダカ、カンアオイ、イワユキノシタ、ウスゲチョウジタデ、タチキランソウ、メハジキ、ヤマウツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>保守基地の位置や形状の観点から、そこに生育する重要な種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境（植生、光及び水分等の条件等）を持つ場所へ移植・播種を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植・播種は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table></td><td>表 8-4-2-15(8)　環境保全措置の内容（植物）<table><tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr><tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>重要な種の移植・播種</td></tr><tr><td>保全対象種</td><td>ハカタシダ、ヒメカナワラビ、イワオモダカ、カンアオイ、イワユキノシタ、ウスゲチョウジタデ、タチキランソウ、メハジキ、ヤマウツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>土地の改変の可能性がある範囲の位置や形状の観点から、そこに生育する重要な種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境（植生、光及び水分等の条件等）を持つ場所へ移植・播種を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。
　なお、重要な種の移植・播種は工事実施前に対象個体を確定し、生育環境の詳細な調査（コドラート調査等）を実施した上で、専門家の技術的助言を踏まえながら、対象種に係る移植・播種地や手法等の検討を行う。また、移植・播種後においても、生育状況の確認を行うことから、効果が期待できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-88
イ．事後調査の項目及び手法</td><td>実施する事後調査の内容を表 8-4-2-16 に示す。</td><td>実施する事後調査の内容を表 8-4-2-16 に示す。なお、移植の事例については資料編に示すとおりである。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-2-88
ウ．事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応の方針</td><td>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の解明に努めるとともに改善を図るものとする。</td><td>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の把握に努めるとともに、専門家の助言を踏まえ、必要な場合には種の特性に合わせた改変時期の設定や改変期間の短縮についても検討し、改善を図るものとする。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-1
8-4-3 生態系</td><td>工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在により、対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響が生じるおそれがあることから、環境影響評価を行った。</td><td>工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置）又は鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在により、対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響が生じるおそれがあることから、環境影響評価を行った。なお、工事施工ヤードには、発生土置き場を含む。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-24
b) 注目種等の選定</td><td>—</td><td>なお、注目種は異なる生態系区分において、それぞれ上位性、典型性、特殊性の観点から該当する生態系区分を指標する種を選定しており、双方の生態系区分で同じ種が確認されていても、必ずしも注目種に選定されない場合がある。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-56
②クマタカのハビタット（生息環境）の状況</td><td>現地調査結果及び既存資料もとに整理したクマタカのハビタットの選好性を表 8-4-3-12 に、推定ハビタットの考え方を表 8-4-3-13 に示す。なお、予測の対象とするハビタットの範囲は、現地調査結果及び既存資料をもとに設定した。
クマタカは、低山帯及び亜高山帯の針葉樹林、落葉広葉樹林に生息する。肉食性で、中・小型の哺乳類、中・大型の鳥類、ヘビ類等を捕食する。繁殖は 4 月から 7 月頃に、針葉樹の大木の又の上に枯れ枝を重ねた巣で行うことが多い。現地調査では、東部・御坂地域の山地の生態系において、対象事業実施区域及びその周囲における巣は特定されていないが、多数の飛翔が確認された。環境省自然環境局野生生物課（2012）によると、行動圏は狭い</td><td>現地調査結果及び既存資料もとに整理したクマタカのハビタットの選好性を表 8-4-3-12 に、推定ハビタットの考え方を表 8-4-3-13 に示す。なお、予測の対象とするハビタットの範囲は、現地調査結果及び既存資料をもとに設定した。
クマタカは、低山帯及び亜高山帯の針葉樹林、落葉広葉樹林に生息する。肉食性で、中・小型の哺乳類、中・大型の鳥類、ヘビ類等を捕食する。繁殖は 4 月から 7 月頃に、針葉樹の大木の又の上に枯れ枝を重ねた巣で行うことが多い。現地調査では、東部・御坂地域の山地の生態系において、対象事業実施区域及びその周囲における巣は特定されていないが、多数の飛翔が確認された。環境省自然環境局野生生物課（2012）によると、行動圏は狭い</td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	もので約 10km^2（換算直径約 3,568m）、広いものになると約 35km^2（換算直径約 6,676m）場合によっては 45km^2（換算直径約 7,569m）を超えることもあるものと考えられる。また、森岡ら（1995） は、広島県での調査によると、5 つがいのホーム・レンジはそれぞれ 11.25km2、12.4km^2、13.3m^2、14.1km^2、14.8km^2、平均 13.7km^2であり、最小だったものには活動が集中する地域（4.6km^2）がみとめられたとしている。これらを踏まえ、クマタカのハビタットは、繁殖なわばりとしての営巣地と考えられる繁殖エリアと、採食、移動等に利用されると考えられる生息エリアに区分した。営巣エリア（営巣中心域）は、現地調査結果から当該地域では営巣地が離れていることが想定されるため設定しなかった。 なお、本種の推定ハビタットと対象事業実施区域の関係は、重要種保護の観点から掲載しない。	もので約 10km^2（換算直径約 3,568m）、広いものになると約 35km^2（換算直径約 6,676m）場合によっては 45km^2（換算直径約 7,569m）を超えることもあるものと考えられる。また、森岡ら（1995） は、広島県での調査によると、5 つがいのホーム・レンジはそれぞれ 11.25km^2、12.4km^2、13.3m^2、14.1km^2、14.8km^2、平均 13.7km^2であり、最小だったものには活動が集中する地域（4.6km^2）がみとめられたとしている。これらを踏まえ、クマタカのハビタットは、繁殖なわばりとしての営巣地と考えられる繁殖エリアと、採食、移動等に利用されると考えられる生息エリアに区分した。 　なお、本種の推定ハビタットと対象事業実施区域の関係は、重要種保護の観点から掲載しない。
p.8-4-3-108 ②オオタカのハビタット（生息環境）の状況	現地調査結果及び既存資料をもとに整理したオオタカのハビタットの選好性を表 8-4-3-60 に、また推定ハビタットの考え方を表 8-4-3-61 に示す。なお、予測の対象とするハビタットの範囲は、現地調査結果及び既存資料をもとに設定した。 オオタカは、平地から亜高山帯の林、丘陵地のアカマツ林、コナラとアカマツの混交林に生息し、しばし獲物を求めて農耕地、牧草地、水辺等の開けた場所にも飛来する。肉食性で、ツグミ等の小鳥、中型・大型の鳥、ネズミ、ウサギ等を摂食する。繁殖は、針葉樹等に枝を積み重ねた皿状の巣で行う。営巣木には幹の上部が大きく又状に枝分かれした太いアカマツが好まれる。現地調査では、2 ペアの営巣が確認された。環境省自然環境局野生生物課（2012） によると、行動圏は最外郭行動圏で 551ha（換算直径約 2,649m）から 13,700ha（換算直径約 13,207m）、Kernel 行動圏で 253ha（換算直径約 1,795m）から 6,604ha（換算直径約 9,170m）であった。これらを踏まえ、オオタカのハビタットは、営巣木を含む樹林のまとまりと考えられる営巣エリアと、繁殖なわばりとしての営巣地と考えられる繁殖エリアと、採食、移動等に利用されると考えられる生息エリアに区分した。営巣エリア（営巣中心域）は、現地調査結果から当該地域では営巣地が離れていることが想定されるため設定しなかった。 なお、本種の推定ハビタットと対象事業実施区域の関係は、重要種保護の観点から掲載しない。	現地調査結果及び既存資料をもとに整理したオオタカのハビタットの選好性を表 8-4-3-60 に、また推定ハビタットの考え方を表 8-4-3-61 に示す。なお、予測の対象とするハビタットの範囲は、現地調査結果及び既存資料をもとに設定した。 オオタカは、平地から亜高山帯の林、丘陵地のアカマツ林、コナラとアカマツの混交林に生息し、しばし獲物を求めて農耕地、牧草地、水辺等の開けた場所にも飛来する。肉食性で、ツグミ等の小鳥、中型・大型の鳥、ネズミ、ウサギ等を摂食する。繁殖は、針葉樹等に枝を積み重ねた皿状の巣で行う。営巣木には幹の上部が大きく又状に枝分かれした太いアカマツが好まれる。現地調査では、2 ペアの営巣が確認された。環境省自然環境局野生生物課（2012） によると、行動圏は最外郭行動圏で 551ha（換算直径約 2,649m）から 13,700ha（換算直径約 13,207m）、Kernel 行動圏で 253ha（換算直径約 1,795m）から 6,604ha（換算直径約 9,170m）であった。これらを踏まえ、オオタカのハビタットは、営巣木を含む樹林のまとまりと考えられる営巣エリアと、繁殖なわばりとしての営巣地と考えられる繁殖エリアと、採食、移動等に利用されると考えられる生息エリアに区分した。 なお、本種の推定ハビタットと対象事業実施区域の関係は、重要種保護の観点から掲載しない。
p.8-4-3-182 ア．環境保全措置の検討の状況	本事業では、計画の立案の段階において、生態系に係る環境影響を回避又は低減するため「注目種の生息地の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること」「小動物が脱出可能な側溝の設置」「資材運搬等の適正化」「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」「防音シート、低騒音・低振	本事業では、計画の立案の段階において、生態系に係る環境影響を回避又は低減するため「注目種の生息地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」、「小動物が脱出可能な側溝の設置」、「資材運搬等の適正化」、「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「防音シート、低騒

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td>動型の建設機械の採用」「照明の漏れ出しの抑制」「工事従事者への講習・指導」及び「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル、変電施設、保守基地）の存在による生態系に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。
環境保全措置の検討の状況を、表 8-4-3-109 に示す注目種等を対象に、表 8-4-3-110 に示す。</td><td>音・低振動型の建設機械の採用」、「照明の漏れ出しの抑制」、「工事従事者への講習・指導」及び「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による注目種の生息環境の確保」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル、変電施設、保守基地）の存在による生態系に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。
検討にあたっては、「注目種の生息地の全体又は一部を回避」、「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。
環境保全措置の検討の状況を、表 8-4-3-109 に示す注目種等を対象に、表 8-4-3-110 に示す。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-184
表 8-4-3-110　環境保全措置の検討の状況（生態系）</td><td><table><tr><td>工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする</td><td>保全対象種全般</td><td>適</td><td>注目種の生息地への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする</td><td>保全対象種全般</td><td>適</td><td>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、生息環境の改変をできる限り小さくすることで、注目種への影響を回避、低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-184
表 8-4-3-110　環境保全措置の検討の状況（生態系）</td><td><table><tr><td>営巣環境の整備</td><td>オオタカ、クマタカ</td><td>適</td><td>注目種（猛禽類）の繁殖環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>営巣環境の整備</td><td>オオタカ、クマタカ</td><td>適</td><td>人工巣の設置を実施するとともに、必要に応じて、営巣林の整備を実施することにより、注目種（猛禽類）の繁殖環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-184
表 8-4-3-110　環境保全措置の検討の状況（生態系）</td><td><table><tr><td>照明の漏れ出しの抑制</td><td>ゲンジボタル、ミゾゴイ</td><td>適</td><td>設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、注目種（鳥類・昆虫類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>照明の漏れ出しの抑制</td><td>ゲンジボタル、ミゾゴイ</td><td>適</td><td>専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、注目種（鳥類・昆虫類）への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-184
表 8-4-3-110　環境保全措置の検討の状況（生態系）</td><td><table><tr><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</td><td>保全対象種全般</td><td>適</td><td>改変する区域の一部に工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、注目種等の生息・生育環境への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による注目種の生息環境の確保</td><td>保全対象種全般</td><td>適</td><td>改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、注目種の生息環境への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-185
表 8-4-3-110　環境保全措置の検討の状況（生態系）</td><td>―</td><td><table><tr><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td><td>トンネルからの湧水を放流する河川を生息環境とする保全対象種全般</td><td>適</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、魚類等の重要な種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-185
表 8-4-3-110　環境保全措置の検討の状況（生態系）</td><td><table><tr><td>付替え河川における多自然川づくり</td><td>カワネズミ、ゲンジボタル</td><td>適</td><td>工事中の濁水が直接下流域に流出しないようにするとともに、当該河川の多自然化を図ることで、注目種の生息環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td><td><table><tr><td>付替え河川における多自然川づくり</td><td>カワネズミ、ゲンジボタル</td><td>適</td><td>回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、当該河川の多自然化を図ることで、注目種の生息環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-185
ア．環境保全措置の検討の状況</td><td>―</td><td>工事計画を検討するにあたり、注目種の生息環境と専門家等の助言を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を講じていく。

両生類の内、一部の冬眠する注目種については、過去の事例や専門家の意見も踏まえ、確認位置から注目種の生息地の分布範囲を推定し、改変の可能性がある範囲との関係から、一部改変の可能性がある範囲で確認されるも</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>のの殆どは同質の生息環境が広がり、地域個体群に影響を与える程度ではなく、種として生息環境は保全されると予測している。個体レベルでの影響については、環境保全措置である「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」や「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による注目種の生息環境の確保」などを実施することで、改変の可能性がある範囲で確認されている個体への影響の低減を図るが、今後、事業計画を具体的に検討する段階において、必要に応じて専門家の助言を受け、さらに検討を進める。</td></tr>
<tr><td>p. 8-4-3-185
イ．環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル、変電施設、保守基地）の存在による生態系に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「注目種の生息地の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること」「小動物が脱出可能な側溝の設置」「資材運搬等の適切化」「営巣環境の整備」「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」「照明の漏れ出しの抑制」「コンディショニングの実施」「工事従事者への講習・指導」「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」及び「付替え河川における多自然川づくり」を実施する。
環境保全措置の内容を表 8-4-3-111 に示す。</td><td>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル、変電施設、保守基地）の存在による生態系に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「注目種の生息地の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「小動物が脱出可能な側溝の設置」「資材運搬等の適正化」「営巣環境の整備」「汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置」「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」「照明の漏れ出しの抑制」「コンディショニングの実施」「工事従事者への講習・指導」「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による注目種の生息環境の確保」、「放流時の放流箇所及び水温の調整」及び「付替え河川における多自然川づくり」を実施する。
また、工事排水の排出先となる河川においては、モニタリングを実施し、排水による影響を監視していく計画としている。
なお、「営巣環境の整備」については複数の種が巣を競合するという知見もあるため、今後の継続調査の結果や専門家意見を踏まえ、詳細な設置検討を行っていく。
特に、「付替え河川における多自然川づくり」の具体的な内容については、工事実施計画認可後に行う測量や設計等及び河川管理者との協議により、詳細な計画が決まっていく中で、専門家の技術的助言を踏まえながら決定していく。
環境保全措置の内容を表 8-4-3-111 に示す。</td></tr>
<tr><td>p. 8-4-3-186
表 8-4-3-111(2)　環境保全措置の内容(生態系)</td><td>表 8-4-3-111 (2)　環境保全措置の内容（生態系）<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>注目種の生息地</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>注目種の生息地への影響を回避、低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-3-111 (2)　環境保全措置の内容（生態系）<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事に伴う改変区域をできる限り小さくする</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、生息環境の改変をできる限り小さくすることで、注目種への影響を回避、低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p. 8-4-3-187
表 8-4-3-111(5)　環境保全措置の内容(生態系)</td><td>表 8-4-3-111 (5)　環境保全措置の内容（生態系）<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>オオタカ、クマタカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>営巣環境の整備</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>営巣地</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>注目種（鳥類）の繁殖環境への影響を低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-3-111 (5)　環境保全措置の内容（生態系）<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>オオタカ、クマタカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>営巣環境の整備</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>営巣地</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事前</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>人工巣の設置を実施するとともに、必要に応じて、営巣林の整備を実施することにより、注目種（鳥類）の繁殖環境への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-4-3-187
表 8-4-3-111(8)　環境保全措置の内容(生態系)</td>
<td>表 8-4-3-111(8)　環境保全措置の内容（生態系）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>ミゾゴイ、ゲンジボタル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>照明の漏れ出しの抑制</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、注目種（鳥類、昆虫類）への影響を回避、低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-3-111 (8)　環境保全措置の内容（生態系）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>ミゾゴイ、ゲンジボタル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>照明の漏れ出しの抑制</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>山岳部における事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、注目種（鳥類、昆虫類）への影響を回避、低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり（背光性の昆虫類について効果の不確実性がある）</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-188
表 8-4-3-111(9)　環境保全措置の内容(生態系)</td>
<td>表 8-4-3-111(9)　環境保全措置の内容（生態系）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>オオタカ、クマタカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>コンディショニングの実施</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、注目種（猛禽類）への影響を低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-3-111(9)　環境保全措置の内容（生態系）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>オオタカ、クマタカ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>コンディショニングの実施</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、注目種（猛禽類）への影響を低減できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-188
表 8-4-3-111(11)　環境保全措置の内容(生態系)</td>
<td>表 8-4-3-111 (11)　環境保全措置の内容（生態系）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工ヤード、工事用道路の必要箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、注目種等の生息環境への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-3-111 (11)　環境保全措置の内容（生態系）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による注目種の生息環境の確保</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工ヤード、工事用道路の必要箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、注目種の生息環境への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-188
表 8-4-3-111(11)　環境保全措置の内容(生態系)</td>
<td>―</td>
<td>表 8-4-3-111 (13)　環境保全措置の内容（生態系）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>トンネルからの湧水を放流する河川を生息環境とする保全対象種全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>放流時の放流箇所及び水温の調整</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>トンネルの工事を実施する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、注目種の生息環境への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-189
表 8-4-3-111(12)　環境保全措置の内容(生態系)</td>
<td>表 8-4-3-111(12)　環境保全措置の内容（生態系）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>カワネズミ、ゲンジボタル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>付替え河川における多自然川づくり</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>保守基地の位置や形状の観点から、そこに生息する注目種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍における付替え河川において河川環境（瀬、淵及び水際等）を復元した多自然川づくりを実施することで注目種の生息環境への影響を代償することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-3-111 (12)　環境保全措置の内容（生態系）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象種</td><td>カワネズミ、ゲンジボタル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>付替え河川における多自然川づくり</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>事業区域及びその周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、当該河川の多自然化を図ることで、注目種の生息環境への影響を代償できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-190
表 8-4-3-112　事後調査の概要（生態系）</td>
<td>表 8-4-3-112　事後調査の概要（生態系）
<table>
<tr><th>調査項目</th><th>調査内容</th></tr>
<tr><td>オオタカの生息状況調査
（果樹園の生態系：甲府地域）</td><td>○調査時期・期間
工事中及び工事後の繁殖期
○調査地域・地点
生息地周辺
○調査方法
定点観察法
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>クマタカの生息状況調査
（山地の生態系：巨摩・赤石地域）</td><td>○調査時期・期間
工事中及び工事後の繁殖期
○調査地域・地点
生息地周辺
○調査方法
定点観察法
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>カワネズミの生息状況調査
（里地・里山の生態系：東部・御坂地域）</td><td>○調査時期・期間
工事後の確認適期に１回
○調査地域・地点
多自然川づくり行った付替え河川
○調査方法
任意観察及びセンサーカメラ等による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>ゲンジボタルの生息状況調査
（里地・里山の生態系：東部・御坂地域）</td><td>○調査時期・期間
工事後の初夏期に１回
○調査地域・地点
多自然川づくりを行った付替え河川
○調査方法
夜間の任意観察による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
</table></td>
<td>表 8-4-3-112　事後調査の概要（生態系）
<table>
<tr><th>調査項目</th><th>調査内容</th></tr>
<tr><td>オオタカの生息状況調査
（果樹園の生態系：甲府地域；αペア）</td><td>○調査時期・期間
工事中及び工事後の繁殖期
○調査地域・地点
生息地周辺
○調査方法
定点観察法
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>クマタカの生息状況調査
（山地の生態系：巨摩・赤石地域；αペア、βペア）</td><td>○調査時期・期間
工事中及び工事後の繁殖期
○調査地域・地点
生息地周辺
○調査方法
定点観察法
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>カワネズミの生息状況調査
（里地・里山の生態系：東部・御坂地域）</td><td>○調査時期・期間
工事後の確認適期に１回
○調査地域・地点
多自然川づくり行った付替え河川
○調査方法
任意観察及びセンサーカメラ等による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>ゲンジボタルの生息状況調査
（里地・里山の生態系：東部・御坂地域）</td><td>○調査時期・期間
工事後の初夏期に１回
供用開始後の初夏期に１回
○調査地域・地点
多自然川づくりを行った付替え河川
供用時の保守基地における照明設置場所及びその周辺
○調査方法
夜間の任意観察による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-190
ウ．事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応</td>
<td>事前に予測し得ない環境上の著しい程度が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて追加調査等の適切な措置を講じるものとする。</td>
<td>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の把握に努めるとともに、専門家の助言も踏まえ、必要な場合には種の特性に合わせた改変時期の設定や改変期間の短縮についても検討し、改善を図るものとする。</td></tr>
<tr><td>p.8-4-3-191
ｱ）回避又は低減に係る評価</td>
<td>計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り注目種等が生息・生育する地域を避け、注目種等への影響の回避、低減を図っている。</td>
<td>計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り注目種等が生息・生育する地域を避け、注目種等への影響の回避、低減を図っている。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td>一部の注目種等は、生息環境の一部が保全されない可能性がある。これに対しては、付替え河川における多自然川づくり、濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。
なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。
このことから、生態系に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</td><td>一部の注目種等は、生息環境の一部が保全されない可能性がある。これに対しては、濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。
なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。
さらに、列車の走行に関する騒音等が野生動物に及ぼす影響に関しては、現時点で十分な知見が蓄積されていないが、影響の把握や保全措置等について、整備新幹線での対応状況もみながら検討を進めていく。
このことから、生態系に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。</td></tr>
<tr><td>p.8-5-1-1
8-5-1 景観</td><td>鉄道施設(地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地)の存在により、主要な眺望点及び日常的な視点場、景観資源、主要な眺望景観並びに日常的な視点場からの景観(以下「景観等」という。)への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価を行った。</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び鉄道施設(地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地)の存在により、主要な眺望点及び日常的な視点場、景観資源、主要な眺望景観並びに日常的な視点場からの景観(以下「景観等」という。)への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価を行った。</td></tr>
<tr><td>p.8-5-1-1
2) 調査の基本的な手法</td><td>現地調査として、主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観の状況を把握することを目的とし、主要な眺望点及び日常的な視点場において調査を行った。</td><td>現地調査として、主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観の状況を把握することを目的とし、主要な眺望点及び日常的な視点場において調査を行った。
なお、景観資源、主要な眺望点及び日常的な視点場の把握にあたって文献調査に使用した文献、資料は表 8-5-1-1 に示すとおりである。</td></tr>
<tr><td>p.8-5-1-2
表 8-5-1-1 文献調査に使用した文献、資料</td><td>—</td><td>表 8-5-1-1 文献調査に使用した文献、資料
<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>文献、資料</th></tr>
<tr><td colspan="3">景観資源</td><td>「日本の自然景観 甲信越版」(平成元年、環境庁)
「第 3 回自然環境保全基礎調査 山梨県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)</td></tr>
<tr><td colspan="3">主要な眺望点</td><td>①「山梨ガイドマップ」((社)やまなし観光推進機構)
②「山梨 Trekking トレッキングガイド」(やまなし観光推進機構)
③「新富嶽百景」(富士山 NET ホームページ)
④「うえのはら ウエノハラ 上野原」
(平成 23 年 1 月、山梨県上野原市 上野原市観光協会)
⑤「おおつき 観光ガイドマップ」(平成 24 年 11 月、大月市役所)
⑥「都留 都留市観光ガイドマップ」(都留市観光協会 都留市役所産業観光課)
⑦「山梨県笛吹市観光ガイドマップ」(平成 25 年 4 月、山梨県笛吹市観光商工課)
⑧「甲府遊歩 甲府市観光ガイド」(平成 23 年 10 月、甲府市役所企画部総務課)
⑨「Chuo City Guide Map」(中央市農政観光部商工観光課)
⑩「笑顔の和 昭和町 GuideMap」(平成 24 年 6 月、昭和町役場企画財政課)
⑪「南アルプス市 市街のガイドマップ」(南アルプス市観光協会ホームページ)
⑫「富士川町観光ガイド」(富士川町役場商工観光課)
⑬「南アルプス邑はやかわ」(早川町役場振興課 早川町観光協会)</td></tr>
<tr><td rowspan="7">日常的な視点場</td><td colspan="2">集落</td><td>「国土数値情報 市町村役場等及び公的集会施設」
(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)
1/25,000 数値地図
ゼンリン住宅地図</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用の多い道路</td><td>「平成 22 年度 道路交通センサス 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(平成 24 年度発行、一般社団法人 交通工学研究会)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公園/集会所/学校</td><td>公園</td><td>「国土数値情報 都市公園」
(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)
ゼンリン住宅地図</td></tr>
<tr><td>集会所</td><td>「国土数値情報 市町村役場等及び公的集会施設」
(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)
ゼンリン住宅地図</td></tr>
<tr><td>学校</td><td>「国土数値情報 公共施設」
(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)
「山梨県内の学校・学級・児童生徒数等 平成 24 年度」
(山梨県ホームページ)
「各種学校名簿」(山梨県ホームページ)
「大学・短大・専修学校」(山梨県ホームページ)</td></tr>
<tr><td colspan="2">史跡/文化財</td><td>①国、県指定文化財について
「山梨県の文化財」(山梨県ホームページ)
②市町村指定について
「上野原市の市指定文化財」(上野原市ホームページ)
「文化財保護法による指定物件一覧」(大月市ホームページ)
「市内文化財一覧」(都留市ホームページ)
「笛吹市文化財ガイドマップ」(笛吹市教育委員会社会教育課)
「甲府市内の文化財一覧」(甲府市ホームページ)
「昭和町歴史・文化財」(昭和町ホームページ)
「中央市文化財ガイド」(平成 20 年 3 月、中央市教育委員会)
「歴史・文化財」(中央市ホームページ)
「市指定文化財」(南アルプス市ホームページ)
「文化財一覧表」(富士川町ホームページ)
「はやかわ文化財マップ」(早川町教育委員会)
「早川町観光案内」(早川町ホームページ)
③国登録文化財について
「国指定文化財データベース」(文化庁ホームページ)</td></tr>
<tr><td colspan="2">農地/里山</td><td>「笛吹市景観計画」(平成 25 年 3 月)
「甲府市景観計画」(平成 24 年 2 月)
※その後、平成 25 年 6 月、平成 26 年 4 月に変更されている。
「南アルプス市景観計画」(平成 23 年 1 月、南アルプス市)</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-5-1-3
3) 調査地域</td><td>対象事業実施区域及びその周囲の内、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地を対象に鉄道施設(地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地)の存</td><td>対象事業実施区域及びその周囲の内、トンネル、非常口(山岳部)、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地を対象に資材及び機械の運搬に用いる車両の</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td>在に係る景観等への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。</td><td>運行及び鉄道施設（地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る景観等への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。</td></tr>
<tr><td>p.8-5-1-3
4) 調査地点</td><td>現地調査における調査地点は、調査地域の内、主要な眺望点及び景観資源の分布状況を考慮し、主要な眺望景観に変化が生じると想定される地点とした。
また、日常的な視点場については、土地利用の状況、周辺の山地等の景観に係る地域特性を踏まえ、その景観に変化が生じると想定される地点とした。</td><td>現地調査における調査地点は、調査地域の内、主要な眺望点及び景観資源の分布状況を考慮し、主要な眺望景観に変化が生じると想定される地点とした。
また、日常的な視点場については、土地利用の状況、周辺の山地等の景観に係る地域特性を踏まえ、その景観に変化が生じると想定される地点とした。
なお、主要な眺望点及び日常的な視点場を選定するにあたっては、鉄道施設の可視領域を把握した上で、選定のフローを作成し、視点場を選定した。地形条件を考慮した上で、鉄道施設が視認できる範囲を表した可視領域図及び視点場の選定フローを「資料編 17-1 景観検討会について」にそれぞれ示す。高架橋及び橋梁に関わる視点場については有識者の意見を踏まえ選定している。
また、主要な眺望点の抽出範囲については、計画路線や構造物から、熟視角（対象をハッキリと視認できる角度：約 1 度）による距離の範囲を基本に俯瞰・仰望の別及び、高さ等のスケールを考慮して視点場を選定した。一方、日常的な視点場の抽出範囲については、視対象のディテールを判別できる距離を考慮するとともに、文献や既存事例等を参考に300～400m 以内を基本とした。</td></tr>
<tr><td>p.8-5-1-19</td><td>―</td><td>「1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-5-1-25
b) 主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観の変化</td><td>主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観の変化の予測結果を表 8-5-1-14 及び図 8-5-1-2、表 8-5-1-15 及び図 8-5-1-3 に示す。</td><td>主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観の変化の予測結果を表 8-5-1-14 及び図 8-5-1-2、表 8-5-1-15 及び図 8-5-1-3 に示す。なお、日常的な視点場においては、その周辺自体が景観特性を持つため、視点場周辺を視対象とし、構造物は景観構成要素に含まれるものとして捉え、景観検討会における社外の有識者の意見も踏まえ、景観資源への影響ではなく、地域景観と構造物の調和及び圧迫感の程度を主として検討した。参考として、構造物の存在自体の甲府盆地内における景観資源（富士山、八ヶ岳、南アルプス）に影響を与える可能性がある範囲についても検討を行っており、検討結果については「資料編 17-3 山岳の眺望への影響範囲について」に示す。</td></tr>
<tr><td>p.8-5-1-94
表 8-5-1-21(2) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る景観）</td><td>表 8-5-1-17(2) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る景観）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>構造物の形状の配慮</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>構造物全般</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>構造物の形状の配慮により、周辺の自然、農村、市街景観との調和を図り、景観等への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-5-1-21(2) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る景観）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>構造物の形状の配慮</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>構造物全般</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>構造物の形状の配慮により、周辺の自然、農村、市街地景観との調和を図り、景観等への影響を低減できる。また、景観の有識者による検討会を実施し、橋梁構造形式等の検討結果として、橋脚計画位置の配慮により景観等への影響を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-1
8-5-2 人と自然との触れ合いの活動の場</td><td>鉄道施設（地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、工事施工ヤード及び工事用道路の設置及び鉄道施設（地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ることから、環境影響評価を行った。なお、工事施工ヤードには、発生土置き場を含む。</td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-1
3) 調査地域</td><td>対象事業実施区域及びその周囲の内、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地を対象に鉄道施設（地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。</td><td>対象事業実施区域及びその周囲の内、トンネル、非常口（山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地を対象に資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、工事施工ヤード及び工事用道路の設置及び鉄道施設（地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。</td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-2
ア．人と自然との触れ合いの活動の場の概況</td><td>主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、山梨百名山である「高川山登山ルート（都留市）」、河川沿いのサイクリングコースである「笛吹川サイクリングコース（甲府市）」、「荒川サイクリングロード（甲府市）」、「釜無川サイクリングコース（南アルプス市）」、スポーツ及び遊具遊び、散策等に利用される「玉穂ふるさとふれあい広場（中央市）」、「利根川公園（富士川町）」、「森林総合研究所芝生広場（富士川町）」、「殿原スポーツ公園（富士川町）」、自然観察に利用される「高川（小形山古宿ホタル観賞）（都留市）」、「水辺の楽校（中央市）」、「長沢川（ホタル観賞）（富士川町）」がある。</td><td>主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、山梨百名山である「高川山登山ルート（都留市）」、河川沿いのサイクリングコースである「笛吹川サイクリングコース（甲府市）」、「荒川サイクリングロード（甲府市）」、「釜無川サイクリングコース（南アルプス市）」、スポーツ及び遊具遊び、散策等に利用される「玉穂ふるさとふれあい広場（中央市）」、「利根川公園（富士川町）」、「森林総合研究所芝生広場（富士川町）」、「殿原スポーツ公園（富士川町）」、自然観察に利用される「高川（小形山古宿ホタル観賞）（都留市）」、「水辺の楽校（中央市）」、「長沢川（ホタル観賞）（富士川町）」がある。また、早川町のうち、南アルプス地域となる早川以西では、「新倉湧水（早川町）」、「新倉露頭（早川町）」、早川から静岡県境の伝付峠に至る「伝付峠登山ルート（早川～伝付峠）（早川町）」がある。</td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-2
表 8-5-2-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布</td><td>表 8-5-2-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布
<table>
<tr><th>地点番号</th><th>調査地点</th><th>計画施設</th></tr>
<tr><td>01</td><td>高川山登山ルート</td><td>保守基地</td></tr>
<tr><td>02</td><td>高川（小形山古宿ホタル観賞）</td><td>保守基地</td></tr>
<tr><td>03</td><td>笛吹川サイクリングロード</td><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>04</td><td>荒川サイクリングロード</td><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>05</td><td>玉穂ふるさとふれあい広場</td><td>高架橋</td></tr>
<tr><td>06</td><td>水辺の楽校</td><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>07</td><td>釜無川サイクリングロード</td><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>08</td><td>長沢川（ホタル観賞）</td><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>09</td><td>利根川公園</td><td>高架橋、橋梁</td></tr>
<tr><td>10</td><td>森林総合研究所芝生広場</td><td>掘割式</td></tr>
<tr><td>11</td><td>殿原スポーツ公園</td><td>掘割式</td></tr>
</table></td><td>表 8-5-2-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布
<table>
<tr><th>地点番号</th><th>調査地点</th><th>計画施設</th></tr>
<tr><td>01</td><td>高川山登山ルート</td><td>保守基地</td></tr>
<tr><td>02</td><td>高川（小形山古宿ホタル観賞）</td><td>保守基地</td></tr>
<tr><td>03</td><td>笛吹川サイクリングロード</td><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>04</td><td>荒川サイクリングロード</td><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>05</td><td>玉穂ふるさとふれあい広場</td><td>高架橋</td></tr>
<tr><td>06</td><td>水辺の楽校</td><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>07</td><td>釜無川サイクリングロード</td><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>08</td><td>長沢川（ホタル観賞）</td><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>09</td><td>利根川公園</td><td>高架橋、橋梁</td></tr>
<tr><td>10</td><td>森林総合研究所芝生広場</td><td>掘割式</td></tr>
<tr><td>11</td><td>殿原スポーツ公園</td><td>掘割式</td></tr>
<tr><td>12</td><td>新倉湧水</td><td>工事用道路</td></tr>
<tr><td>13</td><td>新倉露頭</td><td>工事用道路</td></tr>
<tr><td>14</td><td>伝付峠登山ルート
（早川～伝付峠）</td><td>非常口（山岳部）、工事用道路、工事施工ヤード</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-12
図 8-5-2-1(10) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場</td><td>―</td><td>地点番号 12　新倉湧水
地点番号 13　新倉露頭
地点番号 14　伝付峠登山ルート（早川―伝付峠）
を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-24
表 8-5-2-2(12) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況</td><td>―</td><td>地点番号 12　新倉湧水
を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-25
表 8-5-2-2(13) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及</td><td>―</td><td>地点番号 13　新倉露頭
を追記</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>び利用環境の状況</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-26
表 8-5-2-2(14) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況</td><td>―</td><td>地点番号 14 伝付峠登山ルート（早川—伝付峠）
を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-27～36
ｶ) 予測結果</td><td>―</td><td>1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
2) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置
を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-38
表 8-5-2-9(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果（高川（小形山古宿ホタル観賞））</td><td>（主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度、予測結果）
鉄道施設（保守基地）により改変がある。</td><td>（主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度、予測結果）
鉄道施設（保守基地）による改変に伴い、高川については迂回させる計画である。</td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-43
表 8-5-2-10 環境保全措置の検討の状況（鉄道施設の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場）</td><td>
表 8-5-2-4 環境保全措置の検討の状況
（鉄道施設の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>環境保全措置の検討結果</th></tr>
<tr><td>鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路への配慮</td><td>適</td><td>鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路をホタルの生息に配慮した多自然工法とすることで、利用性への影響を低減することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設（保守基地）の設置位置、構造形式、色合い等への配慮</td><td>適</td><td>鉄道施設（保守基地）の設置位置、構造形式、色合い等に配慮することで、改変や利用性への影響を回避又は低減することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮</td><td>適</td><td>鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮により、快適性への影響を低減することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table>
</td><td>
表 8-5-2-10 環境保全措置の検討の状況
（鉄道施設の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路への配慮</td><td>適</td><td>鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路をホタルの生息に配慮した多自然川づくりとすることで、利用性への影響を低減することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設（保守基地）の設置位置、構造形式、色合い等への配慮</td><td>適</td><td>鉄道施設（保守基地）の設置位置、構造形式、色合い等に配慮することで、改変や利用性への影響を回避又は低減することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮</td><td>適</td><td>鉄道施設の形状、配置の工夫による近傍の風景への調和の配慮により、快適性への影響を低減することができることから、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-43
表 8-5-2-11(1) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場）</td><td>
表 8-5-2-5(1) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路への配慮</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>鉄道施設の周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>鉄道施設（保守基地）に設置する迂回水路を多自然工法とすることで、利用性への影響を低減することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td><td>
表 8-5-2-11(1) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路への配慮</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>鉄道施設の周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>鉄道施設（保守基地）に設置する迂回水路をホタルの生息に配慮した多自然川づくりとすることで、利用性への影響を低減することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-5-2-44
表 8-5-2-11(3) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場）</td><td>
表 8-5-2-5(3) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>鉄道施設の周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮により、快適性への影響を低減することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td><td>
表 8-5-2-11(3) 環境保全措置の内容（鉄道施設の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>鉄道施設の周辺</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>計画時</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>鉄道施設の形状、配置の工夫による近傍の風景への調和の配慮により、快適性への影響を低減することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-6-1-2
表 8-6-1-2 環境保全措置の検討の状況（切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物）</td><td>
表 8-6-1-2 環境保全措置の検討の状況
（切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>建設発生土の再利用</td><td>適</td><td>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設汚泥の脱水処理</td><td>適</td><td>真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>副産物の分別、再資源化</td><td>適</td><td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table>
</td><td>
表 8-6-1-2 環境保全措置の検討の状況
（切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>建設発生土の再利用</td><td>適</td><td>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設汚泥の脱水処理</td><td>適</td><td>真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>副産物の分別、再資源化</td><td>適</td><td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>発生土を有効利用する事業者への情報提供</td><td>適</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.8-6-1-2
b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」「建設汚泥の脱水処理」及び「副産物の分別、再資源化」を実施する。</td><td>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」「建設汚泥の脱水処理」「副産物の分別、再資源化」及び「発生土を有効利用する事業者への情報提供」を実施する。
また、工事施工ヤード周辺に設置される事務所、作業員宿舎に宿泊する工事従事者へ、衛生環境保全や廃棄物減量化について講習・指導を実施し、廃棄物の減量に努める。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-6-1-3
表 8-6-1-3(4)　環境保全措置の内容（切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物）</td><td>—</td><td>表 8-6-1-3(4)　環境保全措置の内容
（切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>発生土を有効利用する事業者への情報提供</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>発生土を有効利用する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-6-1-5
b）評価結果</td><td>—</td><td>なお、当社が新たに発生土置き場を計画する場合には、第 10 章に示すとおり調査及び影響検討を実施し、第 9 章に示す環境保全措置を詳細なものにしていくとともに、それらの内容については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの住民の方への公表を行っていく。</td></tr>
<tr><td>p.8-6-1-7
表 8-6-1-6　環境保全措置の検討の状況（トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物）</td><td>表 8-6-1-6　環境保全措置の検討の状況（トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>建設発生土の再利用</td><td>適</td><td>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設汚泥の脱水処理</td><td>適</td><td>真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>副産物の分別、再資源化</td><td>適</td><td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-6-1-6　環境保全措置の検討の状況（トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>建設発生土の再利用</td><td>適</td><td>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設汚泥の脱水処理</td><td>適</td><td>真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>副産物の分別、再資源化</td><td>適</td><td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>発生土を有効利用する事業者への情報提供</td><td>適</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-6-1-7
b）環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、トンネルの工事による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」「建設汚泥の脱水処理」及び「副産物の分別、再資源化」を実施する。</td><td>本事業では、トンネルの工事による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」「建設汚泥の脱水処理」「副産物の分別、再資源化」及び「発生土を有効利用する事業者への情報提供」を実施する。
また、工事施工ヤード周辺に設置される事務所、作業員宿舎に宿泊する工事従事者へ、衛生環境保全や廃棄物減量化について講習・指導を実施し、廃棄物の減量に努める。</td></tr>
<tr><td>p.8-6-1-8
表 8-6-1-7(4)　環境保全措置の内容（トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物）</td><td>—</td><td>表 8-6-1-7(4)　環境保全措置の内容（トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>発生土を有効利用する事業者への情報提供</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>発生土を有効利用する箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-6-1-9
b）評価結果</td><td>—</td><td>なお、当社が新たに発生土置き場を計画する場合には、第 10 章に示すとおり調査及び影響検討を実施し、第 9 章に示す環境保全措置を詳細なものにしていくとともに、それらの内容については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの住民の方への公表を行っていく。</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-1
8-6-2 温室効果ガス</td><td>工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び鉄道施設（駅）の供用により、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を行った。</td><td>工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生）及び鉄道施設（駅）の供用により、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を行った。</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-1
(1) 予測及び評価</td><td>1）建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</td><td>1）工事の実施</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-6-2-1
ｲ) 予測の基本的な手法</td><td>工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測した。予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により発生する二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）の3物質とした。温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO_2）換算で算出した。</td><td>工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生に伴う温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測した。予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生により発生する二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）の3物質とした。温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO_2）換算で算出した。</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-3～4
ｵ) 予測結果</td><td>—</td><td>c) 建設資材の使用
d) 廃棄物の発生
を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-4
e) 工事の実施に伴い発生する温室効果ガス</td><td>以上より、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴い発生する温室効果ガス排出量を表 8-6-2-3 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものであることから、適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。</td><td>以上より、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生）に伴い発生する温室効果ガス排出量を表 8-6-2-5 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものである。適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-4
表 8-6-2-5　工事の実施に伴い発生する温室効果ガス（CO_2換算）排出量</td><td>
表 8-6-2-3　工事の実施に伴い発生する温室効果ガス（CO_2換算）排出量
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">温室効果ガス（CO_2換算）排出量（tCO_2）</th></tr>
<tr><th>小計</th><th>行為別合計</th></tr>
<tr><td rowspan="3">建設機械の稼働</td><td>燃料消費（CO_2）</td><td>270,000</td><td rowspan="3">309,100</td></tr>
<tr><td>燃料消費（N_2O）</td><td>2,100</td></tr>
<tr><td>電力消費（CO_2）</td><td>37,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</td><td>CO_2</td><td>71,000</td><td rowspan="3">71,397</td></tr>
<tr><td>CH_4</td><td>27</td></tr>
<tr><td>N_2O</td><td>370</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計（CO_2換算総排出量）（tCO_2）</td><td>380,497</td></tr>
<tr><td colspan="3">年間 CO_2 排出量（平均）（tCO_2/年）</td><td>27,178</td></tr>
</table>
注 1. 工事期間は 14 年とし、1 年間あたり温室効果ガス排出量（平均）を算定した。
</td><td>
表 8-6-2-5　工事の実施に伴い発生する温室効果ガス（CO_2換算）排出量
<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">温室効果ガス（CO_2換算）排出量（tCO_2）</th></tr>
<tr><th>小計</th><th>行為別合計</th></tr>
<tr><td rowspan="3">建設機械の稼働</td><td colspan="2">燃料消費（CO_2）</td><td>270,000</td><td rowspan="3">309,100</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃料消費（N_2O）</td><td>2,100</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力消費（CO_2）</td><td>37,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</td><td colspan="2">CO_2</td><td>71,000</td><td rowspan="3">71,397</td></tr>
<tr><td colspan="2">CH_4</td><td>27</td></tr>
<tr><td colspan="2">N_2O</td><td>370</td></tr>
<tr><td>建設資材の使用</td><td colspan="2">CO_2</td><td>750,000</td><td>750,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">廃棄物の発生</td><td rowspan="2">焼却</td><td>CO_2</td><td>890</td><td rowspan="3">64,969</td></tr>
<tr><td>N_2O</td><td>79</td></tr>
<tr><td>埋立</td><td>CH_4</td><td>64,000</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計（CO_2換算総排出量）（tCO_2）</td><td>1,195,466</td></tr>
<tr><td colspan="4">年間 CO_2 排出量（平均）（tCO_2/年）</td><td>85,390</td></tr>
</table>
注 1. 工事期間は 14 年とし、1 年間あたり温室効果ガス排出量（平均）を算定した。
</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-5
ｱ) 環境保全措置の検討の状況</td><td>本事業では、計画の立案の段階において、温室効果ガスに係る環境影響を回避又は低減するため「低炭素型建設機械の選定」「高負荷運転の抑制」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による温室効果ガスに係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</td><td>本事業では、計画の立案の段階において、温室効果ガスに係る環境影響を回避又は低減するため「低炭素型建設機械の採用」「高負荷運転の抑制」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生）による温室効果ガスに係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-6-2-5
表 8-6-2-6　環境保全措置の検討の状況（工事の実施に係る温室効果ガス）</td><td>表 8-6-2-4　環境保全措置の検討の状況
（建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る温室効果ガス）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>低炭素型建設機械の選定</td><td>適</td><td>低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルでは CO_2 排出量が従来型に比べ 10%低減）の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>高負荷運転の抑制</td><td>適</td><td>建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td><td>適</td><td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化</td><td>適</td><td>低燃費車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-6-2-6　環境保全措置の検討の状況（工事の実施に係る温室効果ガス）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>低炭素型建設機械の採用</td><td>適</td><td>低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルでは CO_2 排出量が従来型に比べ 10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>高負荷運転の抑制</td><td>適</td><td>建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事規模に合わせた建設機械の設定</td><td>適</td><td>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>建設機械の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化</td><td>適</td><td>低燃費車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>工事従事者への講習・指導</td><td>適</td><td>建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの排出量の低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>副産物の分別・再資源化</td><td>適</td><td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物（廃棄物含む）の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-5～6
ｲ）環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による温室効果ガスに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低炭素型建設機械の選定」「高負荷運転の抑制」「工事規模に合わせた建設機械の設定」「建設機械の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」を実施する。</td><td>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生）による温室効果ガスに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低炭素型建設機械の採用」「高負荷運転の抑制」「工事規模に合わせた建設機械の設定」「建設機械の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」「工事従事者への講習・指導」及び「副産物の分別・再資源化」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-6
表 8-6-2-7(1)　環境保全措置の内容（工事の実施に係る温室効果ガス）</td><td>表 8-6-2-5(1)　環境保全措置の内容
（建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る温室効果ガス）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>低炭素型建設機械の選定</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工範囲内</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルでは CO_2 排出量が従来型に比べ 10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td><td>表 8-6-2-7(1)　環境保全措置の内容（工事の実施に係る温室効果ガス）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>低炭素型建設機械の採用</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事施工範囲内</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルでは CO_2 排出量が従来型に比べ 10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-7
表 8-6-2-7(7)　環境保全措置の内容（工事の実施に係る温室効果ガス）</td><td>―</td><td>表 8-6-2-7(7)　環境保全措置の内容（工事の実施に係る温室効果ガス）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>工事従事者への講習・指導</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事の実施箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの排出量の低減が見込まれる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-7
表 8-6-2-7(8)　環境保全措置の内容（工事の実施に係る温室効果ガス）</td><td>―</td><td>表 8-6-2-7(8)　環境保全措置の内容（工事の実施に係る温室効果ガス）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>副産物の分別・再資源化</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>工事の実施箇所</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全措置の効果</td><td>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物（廃棄物含む）の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-8
ｲ）評価結果</td><td>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う温室効果ガスが排出されるものの、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、山梨県における１年間あたりの温室効果ガス 6,040 千 tCO_2 と比較すると 0.45%程度である。また本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う温室効果ガスの排出による環境負荷を低減させるため、表 8-6-2-5 に示した環境保</td><td>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生）に伴う温室効果ガスが排出されるものの、表 8-6-2-7 に示した環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td>全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。</td><td></td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-9
ｲ) 予測の基本的な手法</td><td>鉄道施設（駅）の供用において、排出される温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測した。予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、鉄道施設（駅）の供用により発生する二酸化炭素（CO_2）とした。</td><td>鉄道施設（駅）の供用において、排出される温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測した。予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、鉄道施設（駅）の供用により発生する二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）及び一酸化二窒素（N_2O）の３物質とした。温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO_2）換算で算出した。</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-10
ｵ) 予測結果</td><td>―</td><td>b) 駅施設における廃棄物の発生
を追記</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-10
c) 鉄道施設（駅）の供用に伴い発生する温室効果ガス</td><td>以上より、鉄道施設（駅）の供用に伴い発生する温室効果ガスの排出量を表 8-6-2-7 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものであることから、適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。</td><td>以上より、鉄道施設（駅）の供用に伴い発生する温室効果ガスの排出量を表 8-6-2-7 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものである。適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-10
表 8-6-2-10　鉄道施設（駅）の供用に伴い発生する温室効果ガス（CO_2換算）の排出量</td><td>表 8-6-2-7　鉄道施設（駅）の供用に伴い発生する温室効果ガス（CO_2換算）の排出量
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">温室効果ガス（CO_2換算）排出量
（tCO_2/年）</th></tr>
<tr><th>小計</th><th>行為別合計</th></tr>
<tr><td>駅施設において使用する設備機器</td><td>CO_2</td><td>16,000</td><td>16,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計（CO_2換算総排出量）（tCO_2/年）</td><td>16,000</td></tr>
</table></td><td>表 8-6-2-10　鉄道施設（駅）の供用に伴い発生する温室効果ガス（CO_2換算）の排出量
<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">温室効果ガス（CO_2換算）排出量
（tCO_2/年）</th></tr>
<tr><th>小計</th><th>行為別合計</th></tr>
<tr><td>駅施設において使用する設備機器</td><td colspan="2">CO_2</td><td>16,000</td><td>16,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">駅施設における廃棄物の発生</td><td rowspan="3">焼却</td><td>CO_2</td><td>17</td><td rowspan="3">18</td></tr>
<tr><td>CH_4</td><td>0</td></tr>
<tr><td>N_2O</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計（CO_2換算総排出量）（tCO_2/年）</td><td>16,018</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-11
表 8-6-2-11　環境保全措置の検討の状況（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）</td><td>表 8-6-2-8　環境保全措置の検討の状況（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>省エネルギー型製品の導入</td><td>適</td><td>省エネルギー型製品の導入により、発生する温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理</td><td>適</td><td>温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理を行うことにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>設備機器の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td><td>表 8-6-2-11　環境保全措置の検討の状況（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）
<table>
<tr><th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr>
<tr><td>省エネルギー型製品の導入</td><td>適</td><td>省エネルギー型製品の導入により、発生する温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理</td><td>適</td><td>温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理を行うことにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>設備機器の点検及び整備による性能維持</td><td>適</td><td>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>廃棄物の分別・再資源化</td><td>適</td><td>分別回収施設の設置や利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ることで、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
<tr><td>廃棄物の処理・処分の円滑化</td><td>適</td><td>廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とするとともに、仕切りの設置、色彩または形状の工夫等で区別しやすいようにすることにより、廃棄物の処理・処分の円滑化を図ることで、分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-11
ｲ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</td><td>本事業では、鉄道施設（駅）の供用による温室効果ガスに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「省エネルギー型製品の導入」「温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理」及び「設備機器の点検及び整備による性能維持」を実施する。</td><td>本事業では、鉄道施設（駅）の供用による温室効果ガスに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「省エネルギー型製品の導入」「温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理」「設備機器の点検及び整備による性能維持」「廃棄物の分別・再資源化」及び「廃棄物の処理・処分の円滑化」を実施する。</td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-12
表 8-6-2-12(4)　環境保全措置の内容（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）</td><td>―</td><td>表 8-6-2-12(4)　環境保全措置の内容（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）
<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>廃棄物の分別・再資源化</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>鉄道施設（駅）</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>供用時</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>分別回収施設の設置や利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ることで、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果への不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.8-6-2-13
表 8-6-2-12(5)　環境保全措置の内容（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）</td><td>―</td><td>表 8-6-2-12(5)　環境保全措置の内容（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施内容</td><td>種類・方法</td><td>廃棄物の処理・処分の円滑化</td></tr>
<tr><td>位置・範囲</td><td>鉄道施設（駅）</td></tr>
<tr><td>時期・期間</td><td>供用時</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とするとともに、仕切りの設置、色彩または形状の工夫等で区別しやすいようにすることにより、廃棄物の処理・処分の円滑化を図ることで、分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果への不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.8-6-2-13
ｲ) 評価結果</td><td>本事業では、鉄道施設（駅）の供用に伴う温室効果ガスが排出されるものの、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、山梨県における1年間あたりの温室効果ガス6,040千tCO_2と比較すると0.3%程度である。
また本事業では、鉄道施設（駅）の供用に伴う温室効果ガスの排出による環境負荷を低減させるため、表 8-6-2-9 に示した環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。</td><td>本事業では、鉄道施設（駅）の供用に伴う温室効果ガスが排出されるものの、表 8-6-2-12 に示した環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。</td></tr>
<tr><td>p.9-3
表 9-1-1　大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果
（建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生）</td><td>―</td><td>（環境保全措置）
工事従事者への講習・指導
（環境保全措置の効果）
建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
（措置の区分）低減
（実施主体） a
（効果の不確実性）なし
（他の環境要素への影響）なし</td></tr>
<tr><td>p.9-3
表 9-1-1　大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果
（建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生）</td><td>―</td><td>（環境保全措置）
工事の平準化
（環境保全措置の効果）
工事の平準化により片寄った施工を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できる。
（措置の区分）低減
（実施主体） a
（効果の不確実性）なし
（他の環境要素への影響）なし</td></tr>
<tr><td>p.9-5
表 9-1-1　大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果
（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生）</td><td>―</td><td>（環境保全措置）
工事従事者への講習・指導
（環境保全措置の効果）
車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
（措置の区分）低減
（実施主体） a
（効果の不確実性）なし
（他の環境要素への影響）なし</td></tr>
<tr><td>p.9-5
表 9-1-1　大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果
（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生）</td><td>―</td><td>（環境保全措置）
工事の平準化
（環境保全措置の効果）
工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できる。
（措置の区分）低減
（実施主体） a</td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		（効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-7 表 9-1-2　大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果 （建設機械の稼働に係る騒音の発生）	（環境保全措置） 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 （環境保全措置の効果） 住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。	（環境保全措置） 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 （環境保全措置の効果） 仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することや、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる（防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている（ASJ CN-Model 2007））。
p.9-8 表 9-1-2　大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果 （建設機械の稼働に係る騒音の発生）	―	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-9 表 9-1-2　大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の発生）	―	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-10 表 9-1-2　大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果 （列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音の発生）	（環境保全措置） 個別家屋対策 （環境保全措置の効果） 家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できる。	（環境保全措置） 個別家屋対策 （環境保全措置の効果） 対象となる家屋の所有者と調整した上で、防音型アルミサッシへの取替や防振パッキングといった家屋の防音工事等を行うことにより、騒音の影響を低減できる。
p.9-11 表 9-1-2　大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果 （列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音の発生）	（環境保全措置） 沿線の土地利用対策 （環境保全措置の効果） 新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより、住居等における騒音を低減できる。	（環境保全措置） 沿線の土地利用対策 （環境保全措置の効果） 新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設（道路、公園、緑地等）の配置等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより、住居等における騒音を低減できる。
p.9-13 表 9-1-3　大気環境（振動）に関する環境保全措置の検討結果 （建設機械の稼働に係る振動の発生）	―	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.9-14 表 9-1-3　大気環境（振動）に関する環境保全措置の検討結果 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の発生）	―	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-19 表 9-2-1　水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果 （トンネルの工事に係る水の濁り）	―	（環境保全措置） 放流時の放流箇所及び水温の調整 （環境保全措置の効果） トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-23 表 9-2-1　水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果 （トンネルの工事に係る水の汚れ）	―	（環境保全措置） 放流時の放流箇所及び水温の調整 （環境保全措置の効果） トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、公共用水域への影響を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-25 表 9-2-3　水環境（地下水）に関する環境保全措置の検討結果 （トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る地下水の水質・水位への影響）	（環境保全措置） 適切な構造及び工法の採用 （環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。	（環境保全措置） 適切な構造及び工法の採用 （環境保全措置の効果） 本線トンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。また、非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できる。
p.9-27 表 9-2-4　水環境（水資	（環境保全措置） 適切な構造及び工法の採用	（環境保全措置） 適切な構造及び工法の採用

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
源）に関する環境保全措置の検討結果 （トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源利用への影響）	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 本線トンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。また、非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できる。
p.9-28 表 9-2-4　水環境（水資源）に関する環境保全措置の検討結果 （トンネルの工事及び鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源利用への影響）	—	（環境保全措置） 放流時の放流箇所及び水温の調整 （環境保全措置の効果） トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、水資源への影響を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-33 表 9-3-3　土壌環境（土壌汚染）に関する環境保全措置の検討結果 （切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染の発生）	（環境保全措置） 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底 （環境保全措置の効果） 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できる。 （措置の区分）回避又は低減	（環境保全措置） 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底 （環境保全措置の効果） 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。 （措置の区分）回避
p.9-33 表 9-3-3　土壌環境（土壌汚染）に関する環境保全措置の検討結果 （切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染の発生）	—	（環境保全措置） 仮置場における掘削土砂の適切な管理 （環境保全措置の効果） 発生土の仮置場に屋根、側溝、シート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壌汚染を回避できる。 （措置の区分）回避 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-33 表 9-3-3　土壌環境（土壌汚染）に関する環境保全措置の検討結果 （切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚	—	（環境保全措置） 工事排水の適切な処理 （環境保全措置の効果） 工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
染の発生）		壌汚染を回避できる。 （措置の区分）回避 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-34 表 9-3-3　土壌環境（土壌汚染）に関する環境保全措置の検討結果（トンネルの工事に係る土壌汚染の発生）	（環境保全措置） 工事排水の適切な処理 （環境保全措置の効果） 工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避又は低減できる。 （措置の区分）回避又は低減	（環境保全措置） 工事排水の適切な処理 （環境保全措置の効果） 工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できる。 （措置の区分）回避
p.9-35 表 9-3-3　土壌環境（土壌汚染）に関する環境保全措置の検討結果（トンネルの工事に係る土壌汚染の発生）	（環境保全措置） 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底 （環境保全措置の効果） 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できる。 （措置の区分）回避又は低減	（環境保全措置） 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底 （環境保全措置の効果） 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。 （措置の区分）回避
p.9-41 表 9-4-1　動物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置、鉄道施設の存在）	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする （環境保全措置の効果） 重要な種の生息地への影響を回避、低減できる。	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする （環境保全措置の効果） 工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、生息環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避、低減できる。
p.9-41 表 9-4-1　動物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置、鉄道施設の存在）	（環境保全措置） 侵入防止柵の設置 （検討種） 保全対象種全般	（環境保全措置） 侵入防止柵の設置 （検討種） 哺乳類の保全対象種全般
p.9-42 表 9-4-1　動物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置、鉄道施設の存在）	（環境保全措置） 小動物が脱出可能な側溝の設置 （検討種） 保全対象種全般 （環境保全措置の効果） 爬虫類や両生類等への影響を低減できる。	（環境保全措置） 小動物が脱出可能な側溝の設置 （検討種） 小型哺乳類、両生類及び爬虫類の保全対象種全般 （環境保全措置の効果） 側溝にスロープ等を設置することにより、小動物が脱出可能な構造とすることで、小型哺乳類や両生類、爬虫類等への影響を低減できる。
p.9-42 表 9-4-1　動物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） 営巣環境の整備 （環境保全措置の効果） 鳥類等の繁殖活動への影響を低減できる。	（環境保全措置） 営巣環境の整備 （環境保全措置の効果） 人工巣の設置を実施するとともに、必要に応じて、営巣林の整備を実施することにより、鳥類等の繁殖活動への影響を低減できる。
p.9-43 表 9-4-1　動物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用	（環境保全措置） 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 （検討種） 保全対象種全般	（環境保全措置） 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 （検討種） 河川を生息環境とする保全対象種全般

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
道路の設置）		
p.9-44 表 9-4-1　動物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） 照明の漏れ出しの抑制 （環境保全措置の効果） 設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を回避又は低減できる。 （効果の不確実性）なし	（環境保全措置） 照明の漏れ出しの抑制 （環境保全措置の効果） 専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を回避、低減できる。 （効果の不確実性）あり（走光性の昆虫類について効果の不確実性がある）
p.9-44 表 9-4-1　動物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） コンディショニングの実施 （効果の不確実性）なし	（環境保全措置） コンディショニングの実施 （効果の不確実性）あり
p.9-45 表 9-4-1　動物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 （環境保全措置の効果） 改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保 （環境保全措置の効果） 改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。
p.9-46 表 9-4-1　動物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	―	（検討種） トンネルからの湧水を放流する河川を生息環境とする保全対象種全般 （環境保全措置） 放流時の放流箇所及び水温の調整 （環境保全措置の効果） トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、魚類等の重要な種の生息環境への影響を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）ａ （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-46 表 9-4-1　動物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） 付替え河川における多自然川づくり （環境保全措置の効果） 保守基地の位置や形状の観点から、そこに生息する注目種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍における付替え河川において河川環境（瀬、淵及び水際等）を復元した多自然川づくりを実施することで重要な種の生息環境への影響を代償することができる。 （措置の区分）代償 （実施主体）ａ	（環境保全措置） 付替え河川における多自然川づくり （環境保全措置の効果） 回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、当該河川の多自然化を図ることで、重要な種の生息環境への影響を代償することができる。 （措置の区分）代償 （実施主体）ａ （効果の不確実性）あり （他の環境要素への影響）なし

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	（効果の不確実性）あり （他の環境要素への影響）なし	
p.9-47 表 9-4-2　植物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする （環境保全措置の効果） 生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できる。	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする （環境保全措置の効果） 工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できる。
p.9-48 表 9-4-2　植物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 （環境保全措置の効果） 改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生育環境への影響を低減できる。	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生育環境の確保 （環境保全措置の効果） 改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生育環境への影響を低減できる。
p.9-49 表 9-4-2　植物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） 外来種の拡大抑制 （環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めることで、外来種の拡大を抑制できる。	（環境保全措置） 外来種の拡大抑制 （環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。
p.9-50 表 9-4-2　植物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	―	（検討種） トンネルからの湧水を放流する河川を生育環境とする保全対象種全般 （環境保全措置） 放流時の放流箇所及び水温の調整 （環境保全措置の効果） トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、水生植物等の重要な種の生育環境への影響を低減できる。（措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-51 表 9-4-2　植物に関する環境保全措置の検討結果（工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） 重要な種の移植・播種 （環境保全措置の効果） 保守基地の位置や形状の観点から、そこに生育する重要な種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境（植生、光及び水分等の条件等）を持つ場所へ移植・播種を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる	（環境保全措置） 重要な種の移植・播種 （環境保全措置の効果） 土地の改変の可能性がある範囲の位置や形状の観点から、そこに生育する重要な種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境（植生、光及び水分等の条件等）を持つ場所へ移植・播種を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.9-52 表 9-4-3　生態系に関する環境保全措置の検討結果 （工事ヤード及び工事用道路の設置、鉄道施設の存在）	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする （環境保全措置の効果） 注目種の生息地への影響を回避、低減できる。	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする （環境保全措置の効果） 工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、生息環境の改変をできる限り小さくすることで、注目種への影響を回避、低減できる。
p.9-53 表 9-4-3　生態系に関する環境保全措置の検討結果 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	（環境保全措置） 資材運搬等の適正化 （環境保全措置の効果） 動物全般への影響を低減できる。	（環境保全措置） 資材運搬等の適正化 （環境保全措置の効果） 車両通行ルートや配車計画を適切に行うことにより動物全般への影響を低減できる。
p.9-53 表 9-4-3　生態系に関する環境保全措置の検討結果 （工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） 営巣環境の整備 （環境保全措置の効果） 注目種（鳥類）の繁殖環境への影響を低減できる。	（環境保全措置） 営巣環境の整備 （環境保全措置の効果） 人工巣の設置を実施するとともに、必要に応じて、営巣林の整備を実施することにより、注目種（鳥類）の繁殖環境への影響を低減できる。
p.9-54 表 9-4-3　生態系に関する環境保全措置の検討結果 （工事ヤード及び工事用道路の設置、鉄道施設の存在）	（環境保全措置） 照明の漏れ出しの抑制 （環境保全措置の効果） 設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、注目種（鳥類、昆虫類）への影響を回避又は低減できる。 （効果の不確実性）なし	（環境保全措置） 照明の漏れ出しの抑制 （環境保全措置の効果） 専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、注目種（鳥類、昆虫類）への影響を回避、低減できる。 （効果の不確実性）あり（背光性の昆虫類について効果の不確実性がある）
p.9-55 表 9-4-3　生態系に関する環境保全措置の検討結果 （工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） コンディショニングの実施 （効果の不確実性）なし	（環境保全措置） コンディショニングの実施 （効果の不確実性）あり
p.9-56 表 9-4-3　生態系に関する環境保全措置の検討結果 （工事ヤード及び工事用道路の設置）	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 （環境保全措置の効果） 改変する区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、注目種等の生息・生育環境への影響を低減できる。	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による注目種の生息環境の確保 （環境保全措置の効果） 改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、注目種の生息環境への影響を低減できる。
p.9-57 表 9-4-3　生態系に関する環境保全措置の検討結果 （工事ヤード及び工事用道路の設置）	—	（検討種） トンネルからの湧水を放流する河川を生息環境とする保全対象種全般 （環境保全措置） 放流時の放流箇所及び水温の調整 （環境保全措置の効果） トンネルからの湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気に晒して温度を河川と同程度にしてから放流することで、注目種の生息環境への影響を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p. 9-57 表 9-4-3　生態系に関する環境保全措置の検討結果 （鉄道施設の存在）	（環境保全措置） 付替え河川における多自然川づくり （環境保全措置の効果） 保守基地の位置や形状の観点から、そこに生息する注目種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍における付替え河川において河川環境（瀬、淵及び水際等）を復元した多自然川づくりを実施することで注目種の生息環境への影響を代償することができる。	（環境保全措置） 付替え河川における多自然川づくり （環境保全措置の効果） 回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、当該河川の多自然化を図ることで、注目種の生息環境への影響を代償できる。
p. 9-58 9-5-1　景観	鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による景観の影響を、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表 9-5-1 に示す環境保全措置の検討を行った。	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による景観の影響を、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表 9-5-1 に示す環境保全措置の検討を行った。
p. 9-58 表 9-5-1　人と自然との触れ合い（景観）に関する環境保全措置の検討結果	—	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う景観に係る環境保全措置 を追記
p. 9-59 表 9-5-1　景観	（環境保全措置） 構造物の形状の配慮 （環境保全措置の効果） 構造物の形状の配慮により、周辺の自然、農村、市街景観との調和を図ることで、景観等への影響を低減できる。	（環境保全措置） 構造物の形状の配慮 （環境保全措置の効果） 構造物の形状の配慮により、周辺の自然、農村、市街地景観との調和を図ることで、景観等への影響を低減できる。また、景観の有識者による検討会を実施し、橋梁構造形式等の検討結果として、橋脚計画位置の配慮により景観等への影響を低減できる。
p. 9-60 9-5-2　人と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による人と自然との触れ合いの活動の場の影響を、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表 9-5-2-1 に示す環境保全措置の検討を行った。	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在による人と自然との触れ合いの活動の場の影響を、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表 9-5-2 に示す環境保全措置の検討を行った。
p. 9-60～61 表 9-5-2　人と自然との触れ合い（人と自然との触れ合いの活動の場）に関する環境保全措置の検討結果	—	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、工事施工ヤード及び工事用道路の設置）に伴う人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全措置 を追記
p. 9-62 表 9-5-2　人と自然との触れ合い（人と自然との触れ合いの活動の場）に関する環境保全措置の検	（環境保全措置） 鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路への配慮 （環境保全措置の効果） 鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路	（環境保全措置） 鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路への配慮 （環境保全措置の効果） 鉄道施設（保守基地）の設置に伴う迂回水路

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
討結果 （鉄道施設（地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地）の存在）に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響）	をホタルの生息に配慮した多自然工法とすることで、利用性への影響を低減することができる。	をホタルの生息に配慮した多自然川づくりとすることで、利用性への影響を低減することができる。
p.9-62 表 9-5-2　人と自然との触れ合い（人と自然との触れ合いの活動の場）に関する環境保全措置の検討結果 （鉄道施設（地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地）の存在）に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響）	（環境保全措置） 鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮 （環境保全措置の効果） 鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮により、快適性への影響を低減することができる。	（環境保全措置） 鉄道施設の形状等の工夫による近傍の風景への調和の配慮 （環境保全措置の効果） 鉄道施設の形状、配置の工夫による近傍の風景への調和の配慮により、快適性への影響を低減することができる。
p.9-64 表 9-6-1　環境への負荷（廃棄物等）に関する環境保全措置の検討結果 （切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の発生）	―	（検討の視点） 土壌汚染の回避、地表改変による生息地の消失等の回避又は低減 （環境保全措置） 発生土を有効利用する事業者への情報提供 （環境保全措置の効果） 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できる。 （措置の区分）回避又は低減 （実施主体）ａ （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-65 表 9-6-1　環境への負荷（廃棄物等）に関する環境保全措置の検討結果 （トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生）	―	（検討の視点） 土壌汚染の回避、地表改変による生息地の消失等の回避又は低減 （環境保全措置） 発生土を有効利用する事業者への情報提供 （環境保全措置の効果） 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。 また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できる。 （措置の区分）回避又は低減 （実施主体）ａ （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.9-67 9-6-2 温室効果ガス	工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び鉄道施設（駅）の供用による温室効果ガスに係る環境影響を、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表 9-6-2-1 に示す環境保全措置の検討を行った。	工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生）及び鉄道施設（駅）の供用による温室効果ガスに係る環境影響を、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表 9-6-2 に示す環境保全措置の検討を行った。
p.9-67～68 表 9-6-2 環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果 （建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生に係る温室効果ガスの発生）	（影響要因、工事の実施） 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	（影響要因、工事の実施） 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生
p.9-67 表 9-6-2 環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果 （建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生に係る温室効果ガスの発生）	（環境保全措置） 低炭素型建設機械の選定 （環境保全措置の効果） 低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルでは CO_2 排出量が従来型に比べ 10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	（環境保全措置） 低炭素型建設機械の採用 （環境保全措置の効果） 低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルでは CO_2 排出量が従来型に比べ 10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量の低減が見込まれる。
p.9-68 表 9-6-2 環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果 （建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生に係る温室効果ガスの発生）	―	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの排出量の低減が見込まれる。 （措置の区分）低減 （実施主体） a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-68 表 9-6-2 環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果 （建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生に係る温室効果ガスの発生）	―	（環境保全措置） 副産物の分別・再資源化 （環境保全措置の効果） 場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物（廃棄物含む）の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体） a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-69 表 9-6-2 環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果	―	（環境保全措置） 廃棄物の分別・再資源化 （環境保全措置の効果） 廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とするとと

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
（鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガスの発生）		もに、仕切りの設置、色彩または形状の工夫等で区別しやすいようにすることにより、廃棄物の処理・処分の円滑化を図ることで、分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-69 表 9-6-2　環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果 （鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガスの発生）	―	（環境保全措置） 廃棄物の処理・処分の円滑化 （環境保全措置の効果） 廃棄物保管場所の設置を適切に行い、処理・処分の円滑化を図ることで、温室効果ガスの排出量を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-71 表 9-7-1　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【大気質】 （建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生）	―	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-71 表 9-7-1　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【大気質】 （建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生）	―	（環境保全措置） 工事の平準化 （環境保全措置の効果） 工事の平準化により片寄った施工を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-73 表 9-7-1　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【大気質】 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生）	―	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-73 表 9-7-1　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【大気質】 （資材及び機械の運搬に	―	（環境保全措置） 工事の平準化 （環境保全措置の効果） 工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減でき

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生)		る。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-75 表 9-7-2　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【騒音】 （建設機械の稼働に係る騒音の発生）	（環境保全措置） 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 （環境保全措置の効果） 住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。	（環境保全措置） 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 （環境保全措置の効果） 仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することや、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる（防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている（ASJ CN-Model 2007））。
p.9-76 表 9-7-2　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【騒音】 （建設機械の稼働に係る騒音の発生）	－	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-77 表 9-7-2　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【騒音】 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の発生）	－	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-79 表 9-7-3　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【振動】 （建設機械の稼働に係る振動の発生）	－	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-80 表 9-7-3　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【振動】 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の発生）	－	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 車両の点検・整備、環境負荷低減を考慮した運転について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の発生を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体）a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p.9-84 表 9-7-7　環境への負荷	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【動物】	（環境保全措置の効果） 重要な種の生息地への影響を回避、低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、重要な種への影響を回避、低減できる。
p. 9-85 表 9-7-7　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【動物】	（環境保全措置） 照明の漏れ出しの抑制 （環境保全措置の効果） 設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を回避又は低減できる。 （効果の不確実性）なし	（環境保全措置） 照明の漏れ出しの抑制 （環境保全措置の効果） 専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を回避、低減できる。 （効果の不確実性）あり
p. 9-87 表 9-7-8　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【植物】	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする （環境保全措置の効果） 生育環境の改変を最小化することで、重要な種への影響を回避、低減できる。	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする （環境保全措置の効果） 工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、生育環境の改変を最小化することで、重要な種への影響を回避、低減できる。
p. 9-88 表 9-7-8　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【植物】	—	（環境保全措置） 工事従事者への講習・指導 （環境保全措置の効果） 工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による重要な種への影響を低減できる。 （措置の区分）低減 （実施主体） a （効果の不確実性）なし （他の環境要素への影響）なし
p. 9-89 表 9-7-8　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【植物】	（環境保全措置） 重要な種の移植 （環境保全措置の効果） 重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代償できる。 （検討種） 保全対象種	（環境保全措置） 重要な種の移植・播種 （環境保全措置の効果） 土地の改変の可能性がある範囲の位置や形状の観点から、そこに生育する重要な種の一部は、やむを得ず消失することとなるため、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境（植生、光及び水分等の条件等）を持つ場所へ移植・播種を行うことで、重要な種の生育環境への影響を代償することができる。なお、重要な種の移植・播種は、事例等から知見が得られており、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。 （検討種） ハカタシダ、ヒメカナワラビ、イワオモダカ、カンアオイ、イワユキノシタ、ウスゲチョウジタデ、タチキランソウ、メハジキ、ヤマウツボ、ヤマユリ、エビネ、サイハイラン
p. 9-90 表 9-7-9　環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【生態系】	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする （環境保全措置の効果） 重要な種の生息地への影響を回避、低減できる。	（環境保全措置） 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする （環境保全措置の効果） 工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより注目種への影響を回避、低減できる。

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.9-91 表 9-7-9 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【生態系】	（環境保全措置） 照明の漏れ出しの抑制 （環境保全措置の効果） 設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を回避、低減できる。 （効果の不確実性）なし	（環境保全措置） 照明の漏れ出しの抑制 （環境保全措置の効果） 専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を回避、低減できる。 （効果の不確実性）あり（背光性の昆虫類について効果の不確実性がある）
p.9-94～95 表 9-7-12 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【温室効果ガス】	―	追記
p.10-1 10-1-2 事後調査の項目及び手法	事後調査の項目及び手法を、表 10-1-1 に示す。	事後調査の項目及び手法を、表 10-1-1 に示す。なお、調査地点等の詳細については、事業の詳細な計画の進捗にあわせて順次決定していく。
p.10-3 表 10-1-1(1) 事後調査の概要	（調査内容、項目） ・地下水の水位 （調査範囲及び地点） ・評価書における文献調査及び現地調査で把握した井戸 ・予測検討範囲内で、工事着手前の井戸の利用状況等の調査を踏まえ、井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮の上、一定の集落の単位で調査地点を検討する。 ・地域の意見を踏まえ、必要に応じて予測検討範囲の周囲についても調査地点を検討する。 ・自治体から調査の要請があった井戸についても検討する。	（調査内容、項目） ・地下水の水位 （調査範囲及び地点） ・評価書における文献調査及び現地調査で把握した井戸 ・非常口（山岳部）も含む予測検討範囲内で、上記「井戸の利用状況等」の調査を踏まえ、井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮の上、一定の集落の単位で調査地点を検討する。 ・断層や破砕帯の性状や連続性、及び地域の意見を踏まえ、必要に応じて予測検討範囲の周囲についても調査地点を検討する。 ・自治体からの調査の要請があった井戸についても検討する。
p.10-3 表 10-1-1(1) 事後調査の概要	（調査内容、項目） ・地表水の流量 （調査範囲及び地点、工事着手前） ・トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があると想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等 （手法、工事着手前・工事中・工事完了後） 「地下水調査及び観測指針（案）」 （平成 5 年、建設省河川局）に準拠	（調査内容、項目） ・地表水の流量※ （調査範囲及び地点、工事着手前） ・断層や破砕帯の性状や連続性も考慮のうえで、非常口（山岳部）も含むトンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があると想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等 （手法、工事着手前・工事中・工事完了後） 「地下水調査及び観測指針（案）」 （平成 5 年、建設省河川局）に準拠 ※なお、河川における調査については、定常的なものと考えられる流水等が新たに確認された場合はその流量等の把握を行ったうえで、水系ごとに、流量の少ない源流部や支流部を含めて複数の地点を定める。 ※地表水の流量の測定にあたっては、専門家等の助言を踏まえて計測地点や計測頻度に係る計画を策定のうえで、実施する。
p.10-5 表 10-1-1(2) 事後調査の概要	―	地盤沈下 を追記

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td rowspan="2">p. 10-7
表 10-1-1(3)　事後調査の概要</td>
<td>
表 10-1-1(2)　事後調査の概要
<table>
<tr><th colspan="3">環境影響評価項目</th><th rowspan="2">事後調査時期及び頻度</th></tr>
<tr><th colspan="2">環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">動物</td><td rowspan="2">重要な種及び注目すべき生息地</td><td>（工事の実施）
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>工事中及び工事後の繁殖期</td></tr>
<tr><td>（鉄道施設の存在）
・鉄道施設（保守基地）の存在</td><td>工事後の確認適期に 1 回</td></tr>
<tr><td>植物</td><td>重要な種及び群落</td><td>（工事の実施）
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>各種の生活史及び生育特性等に応じて設定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">生態系</td><td rowspan="3">地域を特徴づける生態系</td><td>（工事の実施）
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>工事中及び工事後の繁殖期</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（鉄道施設の存在）
・鉄道施設（保守基地）の存在</td><td>工事後の確認適期に 1 回</td></tr>
<tr><td>工事後の初夏期に 1 回</td></tr>
</table>
</td>
<td>
表 10-1-1 (3)　事後調査の概要
<table>
<tr><th colspan="3">環境影響評価項目</th><th rowspan="2">事後調査時期及び頻度</th></tr>
<tr><th colspan="2">環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr><td rowspan="3">動物</td><td rowspan="3">重要な種及び注目すべき生息地</td><td>（工事の実施）
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>工事中及び工事後の繁殖期※</td></tr>
<tr><td>（工事の実施）
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>工事中及び工事完了後※</td></tr>
<tr><td>（鉄道施設の存在）
・鉄道施設（保守基地）の存在</td><td>工事後の確認適期に 1 回※</td></tr>
<tr><td>植物</td><td>重要な種及び群落</td><td>（工事の実施）
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>各種の生活史及び生育特性等に応じて設定※</td></tr>
<tr><td rowspan="3">生態系</td><td rowspan="3">地域を特徴づける生態系</td><td>（工事の実施）
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>工事中及び工事後の繁殖期※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（鉄道施設の存在）
・鉄道施設（保守基地）の存在</td><td>工事後の確認適期に 1 回※</td></tr>
<tr><td>工事後の初夏期に 1 回※
供用開始後の初夏期に 1 回※</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th rowspan="2">事後調査を行うこととした理由</th><th colspan="2">調査内容</th></tr>
<tr><th>項　目</th><th>手　法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一部の環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施する。</td><td>オオタカの生息状況</td><td>定点観察法による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td>クマタカの生息状況</td><td>定点観察法による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td>多自然川づくりを行った付替え河川における保全対象種の生息状況</td><td>任意観察による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td>一部の環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施する。</td><td>移植、播種した植物の生育状況</td><td>現地調査（任意観察）による確認</td></tr>
<tr><td rowspan="4">一部の環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施する。</td><td>オオタカの生息状況
（果樹園の生態系：甲府地域）</td><td>定点観察法による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td>クマタカの生息状況
（山地の生態系：巨摩・赤石地域）</td><td>定点観察法による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td>カワネズミの生息状況
（里地・里山の生態系：東部・御坂地域）</td><td>任意観察及びセンサーカメラ等による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td>ゲンジボタルの生息状況
（里地・里山の生態系：東部・御坂地域）</td><td>夜間の任意観察による生息状況の確認</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th rowspan="2">事後調査を行うこととした理由</th><th colspan="2">調査内容</th></tr>
<tr><th>項　目</th><th>手　法</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一部の環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施する。</td><td>オオタカの生息状況
（笛吹市地区ペア）</td><td>定点観察法による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>クマタカの生息状況
（早川町新倉（青崖）地区ペア、早川町新倉（広河原）地区ペア）</td><td>定点観察法による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況</td><td>任意観察等による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>付替え河川における多自然川づくり（保全対象種等の生息状況調査）</td><td>任意観察による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>一部の環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施する。</td><td>移植、播種した植物の生育状況</td><td>現地調査（任意観察）による確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">一部の環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施する。</td><td>オオタカの生息状況
（果樹園の生態系：甲府地域；αペア）</td><td>定点観察法による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>クマタカの生息状況
（山地の生態系：巨摩・赤石地域；αペア、βペア）</td><td>定点観察法による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>カワネズミの生息状況
（里地・里山の生態系：東部・御坂地域）</td><td>任意観察及びセンサーカメラ等による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td>ゲンジボタルの生息状況
（里地・里山の生態系：東部・御坂地域）</td><td>夜間の任意観察による生息状況の確認
※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
</table>
※期間や実施頻度は種によって異なるため、専門家等にも相談しながら、決定する。
</td></tr>
<tr><td>p. 10-9
表 10-1-1(4)　具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設(発生土置き場)に関する事後調査の概要</td>
<td>
表 10-1-1(3)　具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設（発生土置き場）に関する事後調査の概要
<table>
<tr><th colspan="3">環境影響評価項目</th><th rowspan="2">事後調査時期及び頻度</th></tr>
<tr><th colspan="2">環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr><td>動物</td><td>重要な種及び注目すべき生息地</td><td>（工事の実施）
・建設機械の稼働
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>対象種の生活史及び生息特性等に応じて設定する。</td></tr>
<tr><td>植物</td><td>重要な種及び群落</td><td>（工事の実施）
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>対象種の生活史及び生育特性等に応じて設定する。</td></tr>
<tr><td>生態系</td><td>地域を特徴づける生態系</td><td>（工事の実施）
・建設機械の稼働
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>対象種の生活史及び生息又は生育特性等に応じて設定する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
表 10-1-1(3)　具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設（発生土置き場）に関する事後調査の概要
<table>
<tr><th colspan="3">環境影響評価項目</th><th rowspan="2">事後調査時期及び頻度</th></tr>
<tr><th colspan="2">環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr><td>動物</td><td>重要な種及び注目すべき生息地</td><td>（工事の実施）
・建設機械の稼働
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>対象種の生活史及び生息特性等に応じて設定する。※</td></tr>
<tr><td>植物</td><td>重要な種及び群落</td><td>（工事の実施）
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>対象種の生活史及び生育特性等に応じて設定する。※</td></tr>
<tr><td>生態系</td><td>地域を特徴づける生態系</td><td>（工事の実施）
・建設機械の稼働
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</td><td>対象種の生活史及び生息又は生育特性等に応じて設定する。※</td></tr>
</table>
※期間や実施頻度は種によって異なるため、専門家等にも相談しながら、決定する。
</td></tr>
<tr><td>p. 10-11
10-2　具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設に関する環境保全措置の内容をより詳細なものにするための調査</td>
<td>その上で、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、以下の通り環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を、事後調査として実施する。</td>
<td>その上で、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、以下の通り環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を、事後調査として実施する。なお、場所の選定に当たっては、生物多様性の保全上重要な自然環</td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		境・地域をできる限り避けるとともに、本章に示す調査及び影響検討を実施し、第 9 章に示す環境保全措置を詳細なものにしていく所存である。
p.10-24 10-2-5 公表について	各調査結果、影響検討の結果、環境保全措置の計画及び実施する場合の事後調査の計画については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの住民の方への公表を行う。	発生土置き場の位置や規模、各調査結果、影響検討の結果、環境保全措置の計画及び実施する場合の事後調査の計画については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの住民の方への公表を行う。
p.11-1 第 11 章　対象事業に係る環境影響の総合的な評価	本評価書において選定した対象事業に係る環境要素ごとに、調査、予測及び評価についての結果の概要を表 11-1 に示す。 これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。	本評価書では、対象事業に係る環境影響の項目として、大気質、騒音、振動、微気圧波、水質、水底の底質、地下水の水質及び水位、水資源、重要な地形及び地質、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、電波障害、文化財、磁界、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガスを選定し、これらの項目について調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行った。 本評価書において選定した対象事業に係る環境要素各項目ごとに調査、予測及び評価についての結果の概要を表 11-1 に示す。 これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。
p.11-3 表 11-1(1)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）	（環境保全措置） 排出ガス対策型建設機械の採用 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の使用時における配慮 建設機械の点検及び整備による性能維持 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 揮発性有機化合物の排出抑制	（環境保全措置） 排出ガス対策型建設機械の採用 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の使用時における配慮 建設機械の点検及び整備による性能維持 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制 工事従事者への講習・指導 工事の平準化
p.11-3 表 11-1(1)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）	（環境保全措置） 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 環境負荷低減を意識した運転の徹底 揮発性有機化合物の排出抑制	（環境保全措置） 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 環境負荷低減を意識した運転の徹底 揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制 工事従事者への講習・指導 工事の平準化
p.11-5 表 11-1(2)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （建設機械の稼働に係る騒音）	（環境保全措置） 低騒音型建設機械の採用 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の使用時における配慮 建設機械の点検及び整備による性能維持 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 工事の平準化	（環境保全措置） 低騒音型建設機械の採用 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の使用時における配慮 建設機械の点検及び整備による性能維持 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 工事従事者への講習・指導 工事の平準化
p.11-5 表 11-1(2)　対象事業に	（環境保全措置） 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び	（環境保全措置） 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
係る環境影響の総合的な評価 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音）	整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 環境負荷低減を意識した運転の徹底 工事の平準化	整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 環境負荷低減を意識した運転の徹底 工事従事者への講習・指導 工事の平準化
p.11-7～11 表 11-1(3)～(5) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音）	（評価結果） 評価の指標となる「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は、新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策（個別家屋対策）、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものとされている。 具体的な類型の指定は工事実施計画認可後に行われることになるが、本事業の列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に伴う騒音の影響に対しては、今後、防音壁等による騒音対策に加えて、前述の総合的な騒音対策の実施により、基準値との整合を図るよう努めることとする。	（評価結果） 列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に係る騒音の予測値は表 8-1-2-29、表 8-1-2-30 及び図 8-1-2-13 に示したとおりである。評価の指標となる表 8-1-2-33 の「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は、新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策（個別家屋対策）、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての行政上の目標となるべきものとされている。また、「新幹線鉄道騒音対策要綱」（昭和 51 年 3 月 5 日閣議了解）においても、音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の対策実施を強力に推進するものとされている。 生活環境の保全に配慮すべき住居等が多く存在している集落の区域や病院等の保全施設が近くにあるところにおいては、音源対策として防音防災フードを設置することを基本に考えており、結果として、地上区間の多くの部分において、この考え方により防音防災フードを設置することを想定している。 しかしながらその一方で、景観上からは、防音防災フードの景観への影響や日常的な視点場における圧迫感をできる限り低減する必要があるとともに、観光振興の観点等から、走行するリニア車両を一定の区間見えるようにしてほしい、との地元自治体からの要請もあるという現状がある。 走行するリニア車両の騒音を音源対策として抑制するためには、防音防災フードのように隙間のない構造とする必要があるが、透明材でフードを構成することは技術的に極めて困難であり、現時点においてはコンクリート製のフードとする必要がある。一方で、走行するリニア車両を見えるようにするためには、防音防災フードではなく、防音壁とする必要がある。これにより、防音防災フードによる景観への影響や日常的な視点場における圧迫感を低減することにもつながる。 したがって、連続した防音壁区間を確保するため、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある箇所に該当しない、河川部、農用地、工業専用地域となっている区間の他、これらに挟まれた比較的家屋の少ない区間についても防音壁とすることを想定している。 仮に、こうした場所について類型指定がなされる場合、Ⅱ類型であったとしても防音壁という音源対策だけでは基準を達成することができないため、新幹線計画と整合した開発の抑制や公共施設（道路、公園、緑地等）の配

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		置といった土地利用対策を関係機関に要請していくが、それらの対策によっても環境基準が達成できない場合には、障害防止対策（個別家屋対策）を実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持して、基準との整合を図っていく。 これらの点を踏まえて、音源対策としての環境対策工の配置については、関係機関による土地利用対策の考え方も勘案し、現状の住居等の分布状況や土地利用の状況に基づいて、県および沿線市町と協議して決定し、計画の進捗に合わせて今後各段階で実施する説明会等の場で住民の皆様に説明し、ご理解を深めて頂く考えである。 また、土地利用対策については、昭和 50 年に環境庁大気保全局長から各都道府県の知事に通知された環大特第 100 号において、「新幹線鉄道沿線地域を含む土地利用計画を決定し、又は変更しようとする場合は、この基準の維持達成に資するよう配慮すること」とされていることから、工事期間中や供用後を含め、この趣旨に沿った取扱いが継続して進められるよう、関係機関に協力を要請していく。 完成後は、環境対策工の配置を踏まえて測定地点を選定し、騒音測定を行う。その結果、環境基準との整合が図られていない場合には、原因を究明のうえ、必要な環境保全措置を講じていく。 なお、学校については、環境基準を達成するよう配慮を行っている。また、直接改変される中道北小学校及び田富北小学校についても、環境基準を達成するよう今後の対応において配慮を行っていく。
p. 11-11 表 11-1(5)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （建設機械の稼働に係る振動）	（環境保全措置） 低振動型建設機械の採用 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の使用時における配慮 建設機械の点検及び整備による性能維持 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 工事の平準化	（環境保全措置） 低振動型建設機械の採用 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の使用時における配慮 建設機械の点検及び整備による性能維持 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 工事従事者への講習・指導 工事の平準化
p. 11-11 表 11-1(5)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動）	（環境保全措置） 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 環境負荷低減を意識した運転の徹底 工事の平準化	（環境保全措置） 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 環境負荷低減を意識した運転の徹底 工事従事者への講習・指導 工事の平準化
p. 11-15 表 11-1(7)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （トンネルの工事に係る水の濁り）	（環境保全措置） 工事排水の適切な処理 工事排水の監視 処理装置の点検・整備による性能維持	（環境保全措置） 工事排水の適切な処理 工事排水の監視 処理装置の点検・整備による性能維持 放流時の放流箇所及び水温の調整
p. 11-17 表 11-1(8)　対象事業に	（環境保全措置） 工事排水の適切な処理	（環境保全措置） 工事排水の適切な処理

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
係る環境影響の総合的な評価 （トンネルの工事に係る水の汚れ）	工事排水の監視 処理装置の点検・整備による性能維持	工事排水の監視 処理装置の点検・整備による性能維持 放流時の放流箇所及び水温の調整
p. 11-23 表 11-1(11)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （トンネルの工事、鉄道施設（トンネル）の存在に係る水資源）	（環境保全措置） 工事排水の適切な処理 工事排水の監視 処理施設の点検・整備による性能維持 適切な構造及び工法の採用 薬液注入工法における指針の順守 地下水等の監視 応急措置の体制整備 代替水源の確保	（環境保全措置） 工事排水の適切な処理 工事排水の監視 処理施設の点検・整備による性能維持 適切な構造及び工法の採用 薬液注入工法における指針の順守 地下水等の監視 応急措置の体制整備 放流時の放流箇所及び水温の調整 代替水源の確保
p. 11-29 表 11-1(14)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （トンネルの工事に係る地盤沈下）	（予測結果） 岩盤では、地山が安定しているため地盤沈下の発生するおそれはないと予測する。また、土被りが小さい区間等で地山が緩むおそれのある箇所では、地質の状況に応じて適切な補助工法を採用し、地山の安定を確保するため、地盤沈下はないと予測する。 （事後調査計画） 計画しない。	（予測結果） 岩盤では、地山が安定しているため地盤沈下の発生するおそれはないと予測する。また、土被りが小さい区間等で地山が緩むおそれのある箇所では、地質の状況に応じて適切な補助工法を採用し、地山の安定を確保するため、地盤沈下は小さいと予測する。 （事後調査計画） 地表面の沈下量
p. 11-29 表 11-1(14)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （切土工等又は既存の工作物の除去に係る土壌汚染）	（環境保全措置） 有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理 薬液注入工法における指針の順守 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底	（環境保全措置） 有害物質の有無の確認と基準不適合土壌の適切な処理 薬液注入工法における指針の順守 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底 仮置場における掘削土砂の適切な管理 工事排水の適切な処理
p. 11-37 表 11-1(18)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （工事の実施及び鉄道施設の存在に係る動物）	（環境保全措置） 重要な種の生息地の全体又は一部の回避 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 侵入防止柵の設置 小動物等が脱出可能な側溝の設置 資材運搬等の適正化 営巣環境の整備 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 照明の漏れ出しの抑制 コンディショニングの実施 工事従事者への講習・指導 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 付替え河川における多自然川づくり	（環境保全措置） 重要な種の生息地の全体又は一部の回避 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 侵入防止柵の設置 小動物等が脱出可能な側溝の設置 資材運搬等の適正化 営巣環境の整備 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 照明の漏れ出しの抑制 コンディショニングの実施 工事従事者への講習・指導 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保 放流時の放流箇所及び水温の調整 付替え河川における多自然川づくり
p. 11-37 表 11-1(18)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （工事の実施及び鉄道施設の存在に係る動物）	（評価結果） 計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り、重要な種等が生息する地域を避け、重要な種への影響の回避、低減を図っている。 一部の種については、生息環境の一部は保全されない可能性があると予測されたが、付替	（評価結果） 計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、できる限り、重要な種等が生息する地域を避け、重要な種への影響の回避、低減を図っている。 一部の種については、生息環境の一部は保全されない可能性があると予測されたが、汚濁

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	え河川における多自然川づくり、汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。 なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。 このことから、動物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。	処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。 なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。 さらに、列車の走行に関する騒音等が野生動物に及ぼす影響に関しては、現時点で十分な知見が蓄積されていないが、影響の把握や保全措置等について、整備新幹線での対応状況もみながら検討を進めていく。 このことから、動物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p. 11-37 表 11-1(18) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （工事の実施及び鉄道施設の存在に係る動物）	（事後調査計画） 営巣地整備を行うオオタカ、クマタカについて生息状況調査を行う。 付替え河川における多自然川づくりについて、保全対象種の生息状況調査を行う。	（事後調査計画） 営巣地整備を行うオオタカ、クマタカについて生息状況調査を行う。 照明の漏れ出し範囲における昆虫類等の生息状況調査を行う。 付替え河川における多自然川づくりについて、保全対象種の生息状況調査を行う。
p. 11-39 表 11-1(19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （工事の実施及び鉄道施設の存在に係る植物）	（環境保全措置） 重要な種の生育環境の全体又は一部の回避 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 工事従事者への講習・指導 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 重要な種の移植・播種 外来種の拡大抑制	（環境保全措置） 重要な種の生育環境の全体又は一部の回避 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生育環境の確保 工事従事者への講習・指導 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 外来種の拡大抑制 放流時の放流箇所及び水温の調整 重要な種の移植・播種
p. 11-41 表 11-1(20) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （工事の実施及び鉄道施設の存在に係る地域を特徴づける生態系）	（環境保全措置） 注目種の生息地の全体又は一部の回避 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 小動物が脱出可能な側溝の設置 資材運搬等の適正化 営巣環境の整備 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 照明の漏れ出しの抑制 コンディショニングの実施 工事従事者への講習・指導 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 付替え河川における多自然川づくり	（環境保全措置） 注目種の生息地の全体又は一部の回避 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする 小動物が脱出可能な側溝の設置 資材運搬等の適正化 営巣環境の整備 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 照明の漏れ出しの抑制 コンディショニングの実施 工事従事者への講習・指導 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による注目種の生息環境の確保 付替え河川における多自然川づくり
p. 11-41 表 11-1(20) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （工事の実施及び鉄道施設の存在に係る地域を特徴づける生態系）	（評価結果） 計画路線は、計画段階において、大部分の区間をトンネル構造にするなどして、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、注目種等が生育する地域を避け、注目種等への影響の回避、低減を図っている。 一部の注目種等については、生息環境の一部が保全されない可能性がある。これに対しては、付替え河川における多自然川づくり、汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シー	（評価結果） 計画路線は、計画段階において、大部分の区間をトンネル構造にするなどして、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種等への影響の回避、低減を図っている。また、地上部区間においては、注目種等が生育する地域を避け、注目種等への影響の回避、低減を図っている。 一部の注目種等については、生息環境の一部が保全されない可能性がある。これに対しては、汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	ト、低騒音・低振動型の建設機械の採用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。 なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。 このことから、生態系に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。	用等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避、低減に努める。 なお、付替え河川における多自然川づくり等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。 <u>さらに、列車の走行に関する騒音等が野生動物に及ぼす影響に関しては、現時点で十分な知見が蓄積されていないが、影響の把握や保全措置等について、整備新幹線での対応状況もみながら検討を進めていく。</u> このことから、生態系に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.11-41 表 11-1(20) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （工事の実施及び鉄道施設の存在に係る地域を特徴づける生態系）	（事後調査計画） 営巣地整備を行うオオタカ、クマタカについて生息状況調査を行う。 付替え河川における多自然川づくりについて、保全対象種の生息状況調査を行う。	（事後調査計画） 営巣地整備を行うオオタカ、クマタカについて生息状況調査を行う。 付替え河川における多自然川づくりについて、保全対象種の生息状況調査を行う。<u>また、ゲンジボタルについては、照明の漏れ出し範囲における生息状況調査を行う。</u>
p.11-45 表 11-1(22) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （景観）	—	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る景観 を追記
p.11-45 表 11-1(22) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （人と自然との触れ合いの活動の場）	—	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る人と自然との触れ合いの活動の場 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る人と自然との触れ合いの活動の場 を追記
p.11-47 表 11-1(23) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等）	（環境保全措置） 建設発生土の再利用 建設汚泥の脱水処理 副産物の分別、再資源化	（環境保全措置） 建設発生土の再利用 建設汚泥の脱水処理 副産物の分別、再資源化 <u>発生土を有効利用する事業者への情報提供</u>
p.11-47 表 11-1(23) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （トンネルの工事に係る廃棄物等）	（環境保全措置） 建設発生土の再利用 建設汚泥の脱水処理 副産物の分別、再資源化	（環境保全措置） 建設発生土の再利用 建設汚泥の脱水処理 副産物の分別、再資源化 <u>発生土を有効利用する事業者への情報提供</u>
p.11-49 表 11-1(24) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生に係る温室効果ガス）	（影響要因の区分） 建設機械の稼働<u>並びに</u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 （予測結果） 建設機械の稼働<u>並びに</u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により温室効果ガスの発生が見込まれるが、適切な環境保全措置を実施することにより、更なる低減が図られると予測する。 （環境保全措置） 低炭素型建設機械の<u>選定</u> 高負荷運転の抑制 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の<u>点検・整備</u>による性能維持	（影響要因の区分） 建設機械の稼働<u>、</u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行<u>、建設資材の使用及び廃棄物の発生</u> （予測結果） 建設機械の稼働<u>、</u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行<u>、建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>により温室効果ガスの発生が見込まれるが、適切な環境保全措置を実施することにより、更なる低減が図られると予測する。 （環境保全措置） 低炭素型建設機械の<u>採用</u> 高負荷運転の抑制 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の<u>点検及び整備</u>による性能維持

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化 工事従事者への講習・指導
p.11-49 表 11-1(24)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価 （鉄道施設（駅）の供用に係る温室効果ガス）	（環境保全措置） 省エネルギー型製品の導入 温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理 設備機器の点検・整備による性能維持	（環境保全措置） 省エネルギー型製品の導入 温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備や管理 設備機器の点検及び整備による性能維持 廃棄物の分別・再資源化 廃棄物の処理・処分の円滑化
p.事 3-3-3 表 3-3-1（1-1） 建設機械の台数 （A 地区）	（基礎工） トラック 10t 1 年目　最大台数/月 50、総台数/年 200 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目　最大台数/月 22、総台数/年 88 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目　最大台数/月 52、総台数/年 364 トラック 10t 1 年目　最大台数/月 50、総台数/年 200 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目　最大台数/月 22、総台数/年 88 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目　最大台数/月 59、総台数/年 295 2 年目　最大台数/月 59、総台数/年 118 トラック 10t 1 年目　最大台数/月 50、総台数/年 200 2 年目　最大台数/月 16、総台数/年 166 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目　最大台数/月 22、総台数/年 88 2 年目　最大台数/月 7、総台数/年 73 （フード架設工） トラック 10t 2 年目　最大台数/月 50、総台数/年 167 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月 22、総台数/年 73 （ガイドウェイ設置工） トラック 10t 2 年目　最大台数/月 50、総台数/年 167 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月 22、総台数/年 220 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 400t 吊	（基礎工） トラック 10t 1 年目　最大台数/月 16、総台数/年 192 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目　最大台数/月 8、総台数/年 96 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目　最大台数/月 59、総台数/年 448 トラック 10t 1 年目　最大台数/月 17、総台数/年 204 （削除） （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目　最大台数/月 66、総台数/年 379 2 年目　最大台数/月 66、総台数/年 188 トラック 10t 1 年目　最大台数/月 17、総台数/年 204 2 年目　最大台数/月 16、総台数/年 160 （削除） （フード架設工） トラック 10t 2 年目　最大台数/月 17、総台数/年 170 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月 7、総台数/年 70 （ガイドウェイ設置工） トラック 10t 2 年目　最大台数/月 17、総台数/年 170 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月 8、総台数/年 80 （電気機械設備工） クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-5 表 3-3-1（1-2） 建設機械の台数 （B 地区）	（掘削、支保工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目　最大台数/月 5、総台数/年 5 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目　最大台数/月 22、総台数/年 24 ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目　最大台数/月 11、総台数/年 127 2 年目　最大台数/月 10、総台数/年 124 3 年目　最大台数/月 6、総台数/年 72 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 2 年目　最大台数/月 10、総台数/年 124 3 年目　最大台数/月 5、総台数/年 66 （覆工）	（掘削、支保工） （削除） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目　最大台数/月 24、総台数/年 24 ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目　最大台数/月 12、総台数/年 122 2 年目　最大台数/月 11、総台数/年 132 3 年目　最大台数/月 11、総台数/年 66 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 2 年目　最大台数/月 11、総台数/年 132 3 年目　最大台数/月 5、総台数/年 60 （覆工）

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	ラフテレーンクレーン 16t 吊 2 年目 最大台数/月 10、総台数/年 38 3 年目 最大台数/月 8、総台数/年 105 コンクリートポンプ車 90～110m^3/h 2 年目 最大台数/月 3、総台数/年 28 3 年目 最大台数/月 8、総台数/年 99 4 年目 最大台数/月 6、総台数/年 25 （インバート工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 3 年目 最大台数/月 3、総台数/年 29 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 3 年目 最大台数/月 3、総台数/年 28 （ずり処理工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 12、総台数/年 115 2 年目 最大台数/月 10、総台数/年 1224 3 年目 最大台数/月 5、総台数/年 66 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 12、総台数/年 115 2 年目 最大台数/月 10、総台数/年 124 3 年目 最大台数/月 5、総台数/年 66 （路盤工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 3 年目 最大台数/月 2、総台数/年 17 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 3 年目 最大台数/月 2、総台数/年 17 4 年目 最大台数/月 11、総台数/年 50 バックホウ 0.45m^3 （ガイドウェイ設置工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 4 年目 最大台数/月 6、総台数/年 23 （電気機械設備工） （追加） （追加） （追加） （追加） 保守用車 汎用 4 年目 最大台数/月 9、総台数/年 26 ラフテレーンクレーン 400t 吊	ラフテレーンクレーン 16t 吊 2 年目 最大台数/月 10、総台数/年 10 3 年目 最大台数/月 6、総台数/年 6 コンクリートポンプ車 90～110m^3/h 2 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 3 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 4 年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 （インバート工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 3 年目 最大台数/月 7、総台数/年 73 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 3 年目 最大台数/月 6、総台数/年 72 （ずり処理工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 12、総台数/年 120 2 年目 最大台数/月 12、総台数/年 144 3 年目 最大台数/月 6、総台数/年 72 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 12、総台数/年 120 2 年目 最大台数/月 12、総台数/年 144 3 年目 最大台数/月 6、総台数/年 72 （路盤工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 3 年目 最大台数/月 6、総台数/年 72 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 3 年目 最大台数/月 6、総台数/年 72 4 年目 最大台数/月 12、総台数/年 50 バックホウ 0.8m^3 （ガイドウェイ設置工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 4 年目 最大台数/月 11、総台数/年 46 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 4 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 ラフテレーンクレーン 60t 吊 4 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 ミニクレーン 4.9t 吊 4 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 高所作業車ブーム型（屈伸式）、リフト（タイヤ）9m 級 4 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 保守用車 汎用 4 年目 最大台数/月 9、総台数/年 36 クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-7 表 3-3-1（2） 建設機械の台数 （C 地区）	（造成工） ブルドーザ 0.8～1.1t 級 （建屋建築工） コンクリートポンプ車 45m^3/h 2 年目 最大台数/月 18、総台数/年 54 クローラクレーン 70t 吊 2 年目 最大台数/月 33、総台数/年 102 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 18、総台数/年 93 コンクリートポンプ車 45m^3/h 2 年目 最大台数/月 7、総台数/年 14 （基礎工） 全回転オールケーシング掘削機 φ2m 級 1 年目 最大台数/月 36、総台数/年 144 クローラクレーン 60t～65t 吊	（造成工） ブルドーザ 3t 級 （建屋建築工） （削除） クローラクレーン 70t 吊 2 年目 最大台数/月 56、総台数/年 102 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 41、総台数/年 189 コンクリートポンプ車 45m^3/h 2 年目 最大台数/月 18、総台数/年 113 （基礎工） 全回転オールケーシング掘削機 φ2m 級 1 年目 最大台数/月 36、総台数/年 180 クローラクレーン 60t～65t 吊

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	1年目　最大台数/月　36、総台数/年　144 バックホウ 0.45m^3 1年目　最大台数/月　36、総台数/年　144 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目　最大台数/月　48、総台数/年　432 2年目　最大台数/月　48、総台数/年　288 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目　最大台数/月　116、総台数/年　728 2年目　最大台数/月　116、総台数/年　1056 3年目　最大台数/月　116、総台数/年　484 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 150t 吊 小型電気工事用車 3年目　最大台数/月　0、総台数/年　0 5年目　最大台数/月　4、総台数/年　12 位置検知調整車 3年目　最大台数/月　0、総台数/年　0 4年目　最大台数/月　0、総台数/年　0 5年目　最大台数/月　10、総台数/年　30 6年目　最大台数/月　10、総台数/年　70	1年目　最大台数/月　36、総台数/年　180 バックホウ 0.45m^3 1年目　最大台数/月　36、総台数/年　180 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目　最大台数/月　63、総台数/年　600 2年目　最大台数/月　59、総台数/年　396 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目　最大台数/月　77、総台数/年　396 2年目　最大台数/月　73、総台数/年　876 3年目　最大台数/月　88、総台数/年　484 （電気機械設備工） クローラクレーン 150t 吊 小型電気工事用車 3年目　最大台数/月　4、総台数/年　12 5年目　最大台数/月　0、総台数/年　0 位置検知調整車 3年目　最大台数/月　10、総台数/年　90 4年目　最大台数/月　10、総台数/年　10 5年目　最大台数/月　0、総台数/年　0 6年目　最大台数/月　0、総台数/年　0
p.事 3-3-9 表 3-3-1（3） 建設機械の台数 （D 地区）	（基礎工） （追加） （下部工） アースオーガ(油圧式)併用圧入杭打機 34kN-m 1年目 最大台数/月 48、総台数/年 312 油圧式杭圧入引抜機 110～160t 1年目 最大台数/月 16、総台数/年 104 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目　最大台数/月　318、総台数/年　1508 コンクリートポンプ車 90～110m^3/h 1年目　最大台数/月　32、総台数/年　220 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目　最大台数/月　248、総台数/年　1327 3年目　最大台数/月　76、総台数/年　310 （ガイドウェイ設置工） 保守用車 GW 架設車 1年目　最大台数/月　22、総台数/年　22 （電気機械設備工） 保守用車 ダクト蓋敷設車 3年目　最大台数/月　44、総台数/年　160 ユニック 10t 4年目　最大台数/月　33、総台数/年　182 5年目　最大台数/月　22、総台数/年　88 バックホウ 0.45m^3 5年目　最大台数/月　24、総台数/年　46 ラフテレーンクレーン 400t 吊 2年目　最大台数/月　0、総台数/年　0	（基礎工） 全回転オールケーシング掘削機φ2m 級 1年目 最大台数/月 72、総台数/年 108 （下部工） アースオーガ(油圧式)併用圧入杭打機 34kN-m 1年目 最大台数/月 48、総台数/年 288 油圧式杭圧入引抜機 110～160t 1年目 最大台数/月 16、総台数/年 96 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目　最大台数/月　260、総台数/年　1508 コンクリートポンプ車 90～110m^3/h 1年目　最大台数/月　36、総台数/年　220 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目　最大台数/月　258、総台数/年　1319 3年目　最大台数/月　120、総台数/年　692 （ガイドウェイ設置工） 保守用車 GW 架設車 1年目　最大台数/月　2、総台数/年　2 （電気機械設備工） 保守用車 ダクト蓋敷設車 3年目　最大台数/月　48、総台数/年　160 ユニック 10t 4年目　最大台数/月　44、総台数/年　182 5年目　最大台数/月　44、総台数/年　98 バックホウ 0.45m^3 5年目　最大台数/月　24、総台数/年　41 クローラクレーン 400t 吊 2年目　最大台数/月　16、総台数/年　64
p.事 3-3-11 表 3-3-1（4） 建設機械の台数 （E 地区）	（基礎工） バックホウ 0.8m^3 1年目　最大台数/月　10、総台数/年　20 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目　最大台数/月　92、総台数/年　1104 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目　最大台数/月　251、総台数/年　2845	（基礎工） バックホウ 0.8m^3 1年目　最大台数/月　9、総台数/年　18 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目　最大台数/月　92、総台数/年　1052 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目　最大台数/月　251、総台数/年　1837

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	トラック 10t 3 年目 最大台数/月 66、総台数/年 792 （フード架設工） トラック 10t 4 年目 最大台数/月 66、総台数/年 792 ラフテレーンクレーン 25t 吊 4 年目 最大台数/月 150、総台数/年 1800 （ガイドウェイ設置工） トラック 10t 5 年目 最大台数/月 22、総台数/年 76 ラフテレーンクレーン 25t 吊 5 年目 最大台数/月 50、総台数/年 150 （電気機械設備工） 保守用車 ダクト蓋敷設車 4 年目 最大台数/月 44、総台数/年 88 ユニック 10t 5 年目 最大台数/月 22、総台数/年 131 6 年目 最大台数/月 22、総台数/年 149 7 年目 最大台数/月 22、総台数/年 138 8 年目 最大台数/月 22、総台数/年 22 ラフテレーンクレーン 400t 吊 小型電気工事用車 6 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	トラック 10t 3 年目 最大台数/月 150、総台数/年 1800 （フード架設工） トラック 10t 4 年目 最大台数/月 150、総台数/年 1300 ラフテレーンクレーン 25t 吊 4 年目 最大台数/月 66、総台数/年 572 （ガイドウェイ設置工） トラック 10t 5 年目 最大台数/月 50、総台数/年 150 ラフテレーンクレーン 25t 吊 5 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 （電気機械設備工） 保守用車 ダクト蓋敷設車 3 年目 最大台数/月 48、総台数/年 88 ユニック 10t 5 年目 最大台数/月 22、総台数/年 120 6 年目 最大台数/月 22、総台数/年 138 7 年目 最大台数/月 22、総台数/年 153 8 年目 最大台数/月 22、総台数/年 29 クローラクレーン 400t 吊 小型電気工事用車 6 年目 最大台数/月 8、総台数/年 12
p.事 3-3-13 表 3-3-1（5-1） 建設機械の台数 （F 地区）	（基礎工） バックホウ 0.8m^3 1 年目 最大台数/月 1、総台数/年 2 2 年目 最大台数/月 58、総台数/年 124 3 年目 最大台数/月 58、総台数/年 116 油圧式杭圧入引抜機 110～160t 1 年目 最大台数/月 12、総台数/年 12 4 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 （追加） （下部工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 2 年目 最大台数/月 78、総台数/年 582 3 年目 最大台数/月 48、総台数/年 96 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 116、総台数/年 593 3 年目 最大台数/月 116、総台数/年 396 バックホウ 0.8m^3 2 年目 最大台数/月 49、総台数/年 354 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 5 年目 最大台数/月 22、総台数/年 96 （電気機械設備工） 保守用車ダクト蓋敷設車 5 年目 最大台数/月 44、総台数/年 132 6 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 ラフテレーンクレーン 50t 吊 8 年目 最大台数/月 22、総台数/年 22 ラフテレーンクレーン 400t 吊	（基礎工） バックホウ 0.8m^3 1 年目 最大台数/月 59、総台数/年 60 2 年目 最大台数/月 62、総台数/年 124 3 年目 最大台数/月 58、総台数/年 58 油圧式杭圧入引抜機 110～160t 1 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 4 年目 最大台数/月 12、総台数/年 12 ブルドーザ 21t 級 1 年目 最大台数/月 29、総台数/年 29 2 年目 最大台数/月 29、総台数/年 58 3 年目 最大台数/月 29、総台数/年 29 （下部工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 2 年目 最大台数/月 30、総台数/年 150 3 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 164、総台数/年 1284 3 年目 最大台数/月 164、総台数/年 492 バックホウ 0.8m^3 2 年目 最大台数/月 15、総台数/年 115 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 5 年目 最大台数/月 37、総台数/年 96 （電気機械設備工） 保守用車ダクト蓋敷設車 5 年目 最大台数/月 44、総台数/年 116 6 年目 最大台数/月 4、総台数/年 16 ラフテレーンクレーン 50t 吊 8 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-15 表 3-3-1（5-2） 建設機械の台数 （G 地区）	(基礎工) バックホウ 0.8m^3 1 年目 最大台数/月 1、総台数/年 2 2 年目 最大台数/月 58、総台数/年 122 3 年目 最大台数/月 58、総台数/年 116	(基礎工) バックホウ 0.8m^3 1 年目 最大台数/月 59、総台数/年 60 2 年目 最大台数/月 61、総台数/年 122 3 年目 最大台数/月 58、総台数/年 58

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	ラフテレーンクレーン　25t 吊 2 年目 最大台数/月 61、総台数/年 716 3 年目 最大台数/月 61、総台数/年 716 クローラクレーン 50～55t 吊 2 年目 最大台数/月 86、総台数/年 324 トラック　10t 2 年目 最大台数/月 22、総台数/年 264 3 年目 最大台数/月 22、総台数/年 264 （追加） （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 78、総台数/年 494 3 年目 最大台数/月 78、総台数/年 468 ダンパ 60～70kg （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 65、総台数/年 260 3 年目 最大台数/月 75、総台数/年 830 4 年目 最大台数/月 75、総台数/年 370 （フード架設工） トラック　10t 4 年目 最大台数/月 22、総台数/年 264 5 年目 最大台数/月 22、総台数/年 198 ラフテレーンクレーン 25t 吊 4 年目 最大台数/月 50、総台数/年 600 5 年目 最大台数/月 50、総台数/年 450 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 400t 吊 位置検知調整車 6 年目 最大台数/月 10、総台数/年 20 7 年目 最大台数/月 10、総台数/年 20	ラフテレーンクレーン　25t 吊 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 192 3 年目 最大台数/月 46、総台数/年 244 クローラクレーン 50～55t 吊 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 324 トラック　10t 2 年目 最大台数/月 50、総台数/年 600 3 年目 最大台数/月 50、総台数/年 600 ブルドーザ 21t 1 年目 最大台数/月 29、総台数/年 29 2 年目 最大台数/月 29、総台数/年 58 3 年目 最大台数/月 29、総台数/年 29 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 85、総台数/年 582 3 年目 最大台数/月 89、総台数/年 556 タンパ 60～70kg （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 85、総台数/年 360 3 年目 最大台数/月 83、総台数/年 930 4 年目 最大台数/月 97、総台数/年 634 （フード架設工） トラック　10t 4 年目 最大台数/月 50、総台数/年 600 5 年目 最大台数/月 50、総台数/年 450 ラフテレーンクレーン 25t 吊 4 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 5 年目 最大台数/月 22、総台数/年 198 （電気機械設備工） クローラクレーン 400t 吊 位置検知調整車 6 年目 最大台数/月 10、総台数/年 10 7 年目 最大台数/月 10、総台数/年 10
p.事 3-3-17 表 3-3-1（6） 建設機械の台数 （H 地区）	(基礎工) バックホウ 0.8m^3 2 年目 最大台数/月 143、総台数/年 471 バックホウ 0.45m^3 2 年目 最大台数/月 41、総台数/年 223 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 169、総台数/年 703 3 年目 最大台数/月 149、総台数/年 703 ダンパ 60～70kg (躯体構築工) ラフテレーンクレーン 25t 吊 3 年目 最大台数/月 526、総台数/年 4209 4 年目 最大台数/月 348、総台数/年 1729 ラフテレーンクレーン 200t 吊 （電気機械設備工） コンクリートポンプ車 90～110m^3/h 7 年目 最大台数/月 9、総台数/年 55 ラフテレーンクレーン 100t 吊	(造成工) バックホウ 0.8m^3 2 年目 最大台数/月 145、総台数/年 471 バックホウ 0.45m^3 2 年目 最大台数/月 41、総台数/年 228 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 191、総台数/年 703 3 年目 最大台数/月 160、総台数/年 767 タンパ 60～70kg (躯体構築工) ラフテレーンクレーン 25t 吊 3 年目 最大台数/月 542、総台数/年 4341 4 年目 最大台数/月 370、総台数/年 1729 クローラクレーン 200t 吊 （電気機械設備工） コンクリートポンプ車 45m^3/h 7 年目 最大台数/月 9、総台数/年 54 クローラクレーン 100t 吊
p.事 3-3-19 表 3-3-1（7） 建設機械の台数 （I 地区）	(造成工) ブルドーザ 0.8～1.1t 級 1 年目 最大台数/月 179、総台数/年 895 2 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 ブルドーザ 0.8m^3級 1 年目 最大台数/月 83、総台数/年 445 2 年目 最大台数/月 15、総台数/年 15	(造成工) ブルドーザ 3t 級 1 年目 最大台数/月 179、総台数/年 1340 2 年目 最大台数/月 15、総台数/年 15 （削除）

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	タイヤローラ φ2m 級 バックホウ 60t～65t （建築築造工） コンクリートポンプ車 45m^3/h 2 年目 最大台数/月 18、総台数/年 54 3 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 クローラクレーン 70t 吊 2 年目 最大台数/月 33、総台数/年 102 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 18、総台数/年 108 コンクリートポンプ車 45m^3/h 2 年目 最大台数/月 7、総台数/年 21 3 年目 最大台数/月 7、総台数/年 35 （基礎工） 全回転オールケーシング掘削機 φ2m 級 1 年目 最大台数/月 36、総台数/年 144 クローラクレーン 60t～65t 吊 1 年目 最大台数/月 36、総台数/年 144 バックホウ 0.45m^3 1 年目 最大台数/月 36、総台数/年 144 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目 最大台数/月 48、総台数/年 432 2 年目 最大台数/月 48、総台数/年 288 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目 最大台数/月 58、総台数/年 612 2 年目 最大台数/月 58、総台数/年 566 コンクリートポンプ車 90～110m^3/h 2 年目 最大台数/月 2、総台数/年 27 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 3 年目 最大台数/月 4、総台数/年 44 4 年目 最大台数/月 22、総台数/年 220 5 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 天井クレーン 20t 3 年目 最大台数/月 5、総台数/年 44 高所作業車 3 年目 最大台数/月 6、総台数/年 44 ラフテレーンクレーン 150t 吊 4 年目 最大台数/月 5、総台数/年 5 5 年目 最大台数/月 5、総台数/年 5	タイヤローラ 8～20t バックホウ 1.6m^3 （建築築造工） コンクリートポンプ車 45m^3/h 2 年目 最大台数/月 18、総台数/年 120 3 年目 最大台数/月 7、総台数/年 35 クローラクレーン 70t 吊 2 年目 最大台数/月 56、総台数/年 102 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目 最大台数/月 37、総台数/年 108 （削除） （基礎工） 全回転オールケーシング掘削機 φ2m 級 1 年目 最大台数/月 36、総台数/年 180 クローラクレーン 60t～65t 吊 1 年目 最大台数/月 36、総台数/年 180 バックホウ 0.45m^3 1 年目 最大台数/月 36、総台数/年 180 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目 最大台数/月 63、総台数/年 600 2 年目 最大台数/月 52、総台数/年 432 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目 最大台数/月 47、総台数/年 348 2 年目 最大台数/月 36、総台数/年 446 コンクリートポンプ車 90～110m^3/h 2 年目 最大台数/月 2、総台数/年 18 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 3 年目 最大台数/月 22、総台数/年 44 4 年目 最大台数/月 27、総台数/年 225 5 年目 最大台数/月 5、総台数/年 5 天井クレーン 20t 3 年目 最大台数/月 22、総台数/年 44 高所作業車 3 年目 最大台数/月 22、総台数/年 44 （削除）
p.事 3-3-21 表 3-3-1（8） 建設機械の台数 （J 地区）	（基礎工） トラック 10t 1 年目 最大台数/月 34、総台数/年 400 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目 最大台数/月 16、総台数/年 176 （下部工） 油圧式杭圧入引抜機 110～160t 2 年目 最大台数/月 12、総台数/年 32 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目 最大台数/月 209、総台数/年 1575 2 年目 最大台数/月 111、総台数/年 538 タンパ 60～70kg 2 年目 最大台数/月 18、総台数/年 144 トラック 10t 1 年目 最大台数/月 34、総台数/年 400 2 年目 最大台数/月 34、総台数/年 400 （上部工）	（基礎工） トラック 10t 1 年目 最大台数/月 33、総台数/年 400 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目 最大台数/月 14、総台数/年 176 （下部工） 油圧式杭圧入引抜機 110～160t 2 年目 最大台数/月 8、総台数/年 32 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目 最大台数/月 224、総台数/年 1751 2 年目 最大台数/月 109、総台数/年 538 タンパ 60～70kg 2 年目 最大台数/月 36、総台数/年 144 トラック 10t 1 年目 最大台数/月 33、総台数/年 400 2 年目 最大台数/月 33、総台数/年 400 （上部工）

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	ラフテレーンクレーン　25t 吊 1 年目　最大台数/月　156、総台数/年　561 2 年目　最大台数/月　156、総台数/年　1661 3 年目　最大台数/月　90、総台数/年　269 トラック　10t 1 年目　最大台数/月　16、総台数/年　176 2 年目　最大台数/月　34、総台数/年　400 3 年目　最大台数/月　34、総台数/年　350 （フード架設工） クローラクレーン 100t 吊 3 年目　最大台数/月　22、総台数/年　528 フード架設台車 3 年目　最大台数/月　22、総台数/年　528 トラック 10t 3 年目　最大台数/月　34、総台数/年　350 ラフテレーンクレーン　25t 吊 2 年目　最大台数/月　16、総台数/年　176 （電気機械設備工） 保守用車 ダクト蓋敷設車 4 年目　最大台数/月　44、総台数/年　116 ラフテレーンクレーン 400t 吊	ラフテレーンクレーン　25t 吊 1 年目　最大台数/月　155、総台数/年　561 2 年目　最大台数/月　155、総台数/年　1661 3 年目　最大台数/月　89、総台数/年　269 トラック　10t 1 年目　最大台数/月　34、総台数/年　400 2 年目　最大台数/月　33、総台数/年　400 3 年目　最大台数/月　33、総台数/年　350 （フード架設工） クローラクレーン 100t 吊 3 年目　最大台数/月　66、総台数/年　528 フード架設台車 3 年目　最大台数/月　66、総台数/年　528 トラック 10t 3 年目　最大台数/月　33、総台数/年　350 ラフテレーンクレーン　25t 吊 2 年目　最大台数/月　18、総台数/年　176 （電気機械設備工） 保守用車 ダクト蓋敷設車 4 年目　最大台数/月　48、総台数/年　116 クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-23 表 3-3-1 (9) 建設機械の台数 （K 地区）	（基礎工） ラフテレーンクレーン　25t 吊 2 年目　最大台数/月　29、総台数/年　352 （上部工） ラフテレーンクレーン　25t 吊 3 年目　最大台数/月　315、総台数/年　3098 （電気機械設備工） 保守用車 移動用 6 年目　最大台数/月　44、総台数/年　220 ラフテレーンクレーン 16t 吊 4 年目　最大台数/月　4、総台数/年　8 5 年目　最大台数/月　62、総台数/年　348 ラフテレーンクレーン 400t 吊	（基礎工） ラフテレーンクレーン　25t 吊 2 年目　最大台数/月　30、総台数/年　352 （上部工） ラフテレーンクレーン　25t 吊 3 年目　最大台数/月　315、総台数/年　2828 （電気機械設備工） 保守用車 移動用 6 年目　最大台数/月　44、総台数/年　205 ラフテレーンクレーン 16t 吊 4 年目　最大台数/月　4、総台数/年　4 5 年目　最大台数/月　62、総台数/年　174 クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-25 表 3-3-1 (10) 建設機械の台数 （L 地区）	（下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月　147、総台数/年　1535 3 年目　最大台数/月　95、総台数/年　531 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月　22、総台数/年　264 3 年目　最大台数/月　22、総台数/年　264 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月　182、総台数/年　673 3 年目　最大台数/月　182、総台数/年　1611 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 400t 吊	（下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月　169、総台数/年 1535 3 年目　最大台数/月　117、総台数/年 531 （削除） （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月　204、総台数/年　937 3 年目　最大台数/月　204、総台数/年　1875 （電気機械設備工） クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-27 表 3-3-1 (11) 建設機械の台数 （M 地区）	（基礎工） バックホウ 0.8m³ 1 年目　最大台数/月　59、総台数/年　60 2 年目　最大台数/月　58、総台数/年　124 ラフテレーンクレーン 16t 吊 2 年目　最大台数/月　9、総台数/年　90 3 年目　最大台数/月　9、総台数/年　60 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月　39、総台数/年　234 ブルドーザ 21t 級 1 年目　最大台数/月　29、総台数/年　29 （追加）	（基礎工） バックホウ 0.8m³ 1 年目　最大台数/月　1、総台数/年　2 2 年目　最大台数/月　62、総台数/年　182 ラフテレーンクレーン 16t 吊 2 年目　最大台数/月　15、総台数/年　90 3 年目　最大台数/月　15、総台数/年　60 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2 年目　最大台数/月　61、総台数/年　498 ブルドーザ 21t 級 1 年目　最大台数/月　0、総台数/年　0 トラック 10t

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	（ガイドウェイ設置工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 264 4年目 最大台数/月 22、総台数/年 220 トラック 10t 3年目 最大台数/月 50、総台数/年 600 4年目 最大台数/月 50、総台数/年 500 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 400t 吊	2年目 最大台数/月 50、総台数/年 600 （ガイドウェイ設置工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 220 4年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 トラック 10t 3年目 最大台数/月 50、総台数/年 500 4年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 （電気機械設備工） クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-29 表 3-3-1（12） 建設機械の台数 （N 地区）	（基礎工） トラック（場内小運搬）10 t 1年目 最大台数/月 66、総台数/年 700 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目 最大台数/月 29、総台数/年 308 （下部工） アースオーガ（油圧式）併用圧入杭打機 34kN-m 1年目 最大台数/月 48、総台数/年 432 2年目 最大台数/月 48、総台数/年 240 油圧式杭圧入引抜機 110～160 t 1年目 最大台数/月 16、総台数/年 144 2年目 最大台数/月 16、総台数/年 80 ラフテレーンクレーン 25t 1年目 最大台数/月 4、総台数/年 144 2年目 最大台数/月 4、総台数/年 80 ラフテレーンクレーン 25t 1年目 最大台数/月 48、総台数/年 1485 2年目 最大台数/月 48、総台数/年 825 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目 最大台数/月 181、総台数/年 1629 2年目 最大台数/月 181、総台数/年 905 トラック 10t 1年目 最大台数/月 67、総台数/年 700 2年目 最大台数/月 66、総台数/年 700 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目 最大台数/月 29、総台数/年 308 2年目 最大台数/月 29、総台数/年 308 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目 最大台数/月 228、総台数/年 684 2年目 最大台数/月 228、総台数/年 2484 3年目 最大台数/月 165、総台数/年 330 コンクリートポンプ車 90～110m³/h 3年目 最大台数/月 9、総台数/年 18 トラック 10t 1年目 最大台数/月 67、総台数/年 700 2年目 最大台数/月 67、総台数/年 700 3年目 最大台数/月 100、総台数/年 500 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目 最大台数/月 30、総台数/年 308 2年目 最大台数/月 29、総台数/年 308 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 220 (フード架設工) クローラクレーン 100t 吊 4年目 最大台数/月 66、総台数/年 66 フード架設台車 4年目 最大台数/月 66、総台数/年 66 ラフテレーンクレーン 35t 吊	（基礎工） トラック（場内小運搬）10 t 1年目 最大台数/月 66、総台数/年 692 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目 最大台数/月 29、総台数/年 304 （下部工） アースオーガ（油圧式）併用圧入杭打機 34kN-m 1年目 最大台数/月 44、総台数/年 396 2年目 最大台数/月 44、総台数/年 220 油圧式杭圧入引抜機 110～160 t 1年目 最大台数/月 24、総台数/年 216 2年目 最大台数/月 24、総台数/年 120 （削除） （削除） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目 最大台数/月 175、総台数/年 1618 2年目 最大台数/月 168、総台数/年 994 トラック 10t 1年目 最大台数/月 67、総台数/年 704 2年目 最大台数/月 50、総台数/年 600 （削除） （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目 最大台数/月 258、総台数/年 1000 2年目 最大台数/月 250、総台数/年 2748 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 216 コンクリートポンプ車 90～110m³/h 3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 トラック 10t 1年目 最大台数/月 67、総台数/年 704 2年目 最大台数/月 50、総台数/年 600 3年目 最大台数/月 66、総台数/年 664 （削除） (フード架設工) クローラクレーン 100t 吊 4年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 フード架設台車 4年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 ラフテレーンクレーン 35t 吊

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	4年目 最大台数/月 3、総台数/年 3	4年目 最大台数/月 0、総台数/年 0
	トラック 10t	トラック 10t
	2年目 最大台数/月 34、総台数/年 350	2年目 最大台数/月 50、総台数/年 600
	3年目 最大台数/月 50、総台数/年 500	3年目 最大台数/月 67、総台数/年 668
	ラフテレーンクレーン 25t 吊	ラフテレーンクレーン 25t 吊
	2年目 最大台数/月 15、総台数/年 154	2年目 最大台数/月 22、総台数/年 264
	3年目 最大台数/月 22、総台数/年 220	3年目 最大台数/月 22、総台数/年 216
	（ガイドウェイ設置工）	（ガイドウェイ設置工）
	オールテレーンクレーン 220t 吊	オールテレーンクレーン 220t 吊
	2年目 最大台数/月 22、総台数/年 22	2年目 最大台数/月 0、総台数/年 0
	4年目 最大台数/月 66、総台数/年 66	4年目 最大台数/月 66、総台数/年 98
	保守用車 GW 架設車	保守用車 GW 架設車
	2年目 最大台数/月 22、総台数/年 22	2年目 最大台数/月 0、総台数/年 0
	ラフテレーンクレーン 50t 吊	ラフテレーンクレーン 50t 吊
	2年目 最大台数/月 3、総台数/年 3	2年目 最大台数/月 0、総台数/年 0
	ブルドーザ 3t 級	ブルドーザ 3t 級
	2年目 最大台数/月 38、総台数/年 38	2年目 最大台数/月 0、総台数/年 0
	トラック 10t	トラック 10t
	2年目 最大台数/月 33、総台数/年 350	2年目 最大台数/月 50、総台数/年 600
	3年目 最大台数/月 100、総台数/年 1000	3年目 最大台数/月 67、総台数/年 668
	4年目 最大台数/月 75、総台数/年 450	4年目 最大台数/月 75、総台数/年 225
	ラフテレーンクレーン 25t 吊	ラフテレーンクレーン 25t 吊
	2年目 最大台数/月 15、総台数/年 154	2年目 最大台数/月 22、総台数/年 264
	3年目 最大台数/月 44、総台数/年 440	3年目 最大台数/月 22、総台数/年 224
	（電気機械設備工）	（電気機械設備工）
	保守用車 ダクト蓋敷設車	保守用車 ダクト蓋敷設車
	4年目 最大台数/月 44、総台数/年 176	4年目 最大台数/月 88、総台数/年 152
	保守用車 作業員輸送車（38名）	保守用車 作業員輸送車（38名）
	4年目 最大台数/月 66、総台数/年 242	4年目 最大台数/月 48、総台数/年 188
	保守用車 汎用	保守用車 汎用
	4年目 最大台数/月 27、総台数/年 99	4年目 最大台数/月 40、総台数/年 138
	保守用車 移動者	保守用車 移動用
	4年目 最大台数/月 154、総台数/年 616	4年目 最大台数/月 154、総台数/年 484
	ラフテレーンクレーン 50t 吊	ラフテレーンクレーン 50t 吊
	4年目 最大台数/月 9、総台数/年 9	4年目 最大台数/月 9、総台数/年 36
	5年目 最大台数/月 18、総台数/年 36	5年目 最大台数/月 9、総台数/年 18
	6年目 最大台数/月 18、総台数/年 36	6年目 最大台数/月 9、総台数/年 27
	ラフテレーンクレーン 25t 吊	ラフテレーンクレーン 25t 吊
	3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	3年目 最大台数/月 22、総台数/年 224
	5年目 最大台数/月 44、総台数/年 56	5年目 最大台数/月 22、総台数/年 46
	6年目 最大台数/月 44、総台数/年 147	6年目 最大台数/月 22、総台数/年 109
	ラフテレーンクレーン 16t 吊	ラフテレーンクレーン 16t 吊
	4年目 最大台数/月 68、総台数/年 166	4年目 最大台数/月 46、総台数/年 124
	5年目 最大台数/月 42、総台数/年 132	5年目 最大台数/月 22、総台数/年 96
	6年目 最大台数/月 42、総台数/年 139	6年目 最大台数/月 22、総台数/年 154
	ユニック 10t	ユニック 10t
	5年目 最大台数/月 44、総台数/年 116	5年目 最大台数/月 28、総台数/年 122
	6年目 最大台数/月 44、総台数/年 215	6年目 最大台数/月 28、総台数/年 185
	フォークリフト 2t	フォークリフト 2t
	5年目 最大台数/月 19、総台数/年 76	5年目 最大台数/月 26、総台数/年 96
	6年目 最大台数/月 19、総台数/年 76	6年目 最大台数/月 26、総台数/年 119
	バックホウ 0.45m^3	バックホウ 0.45m^3
	5年目 最大台数/月 24、総台数/年 68	5年目 最大台数/月 31、総台数/年 72
	6年目 最大台数/月 24、総台数/年 73	6年目 最大台数/月 31、総台数/年 75
	ラフテレーンクレーン 400t 吊	クローラクレーン 400t 吊
	4年目 最大台数/月 48、総台数/年 96	4年目 最大台数/月 32、総台数/年 64
	5年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	5年目 最大台数/月 12、総台数/年 34
	6年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	6年目 最大台数/月 12、総台数/年 17
	ケーブル延線車	ケーブル延線車

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	4年目 最大台数/月 48、総台数/年 96 小型電気工事用車 4年目 最大台数/月 4、総台数/年 6 5年目 最大台数/月 8、総台数/年 18 位置検知調整車 5年目 最大台数/月 20、総台数/年 30	4年目 最大台数/月 36、総台数/年 106 小型電気工事用車 4年目 最大台数/月 44、総台数/年 182 5年目 最大台数/月 4、総台数/年 12 位置検知調整車 5年目 最大台数/月 10、総台数/年 26
p.事3-3-31 表3-3-1（13） 建設機械の台数 （O地区）	（基礎工） ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 26、総台数/年 260 2年目 最大台数/月 26、総台数/年 78 トラック10ｔ 1年目 最大台数/月 66、総台数/年 800 ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 29、総台数/年 352 2年目 最大台数/月 17、総台数/年 211 （下部工） アースオーガ（油圧式）併用圧入杭打機 34kN-m 1年目 最大台数/月 48、総台数/年 420 油圧式杭圧入引抜機110～160t 1年目 最大台数/月 16、総台数/年 140 ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 251、総台数/年 1843 2年目 最大台数/月 199、総台数/年 787 トラック10ｔ 1年目 最大台数/月 67、総台数/年 800 ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 29、総台数/年 352 2年目 最大台数/月 17、総台数/年 211 （上部工） ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 251、総台数/年 883 2年目 最大台数/月 261、総台数/年 2380 3年目 最大台数/月 10、総台数/年 60 トラック10t 1年目 最大台数/月 67、総台数/年 800 3年目 最大台数/月 66、総台数/年 550 ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 29、総台数/年 352 2年目 最大台数/月 18、総台数/年 211 3年目 最大台数/月 29、総台数/年 242 (フード架設工) クローラクレーン100t吊 4年目 最大台数/月 22、総台数/年 22 フード架設台車 4年目 最大台数/月 22、総台数/年 22 ラフテレーンクレーン35t吊 4年目 最大台数/月 3、総台数/年 3 トラック10t 3年目 最大台数/月 67、総台数/年 550 ラフテレーンクレーン25t吊 2年目 最大台数/月 18、総台数/年 211 3年目 最大台数/月 29、総台数/年 242 （ガイドウェイ設置工） ラフテレーンクレーン50t吊 4年目 最大台数/月 2、総台数/年 4 トラック10t 3年目 最大台数/月 67、総台数/年 550 ラフテレーンクレーン25t吊	（基礎工） ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 55、総台数/年 608 2年目 最大台数/月 43、総台数/年 282 トラック10ｔ 1年目 最大台数/月 66、総台数/年 792 （削除） （下部工） アースオーガ（油圧式）併用圧入杭打機 34kN-m 1年目 最大台数/月 44、総台数/年 388 油圧式杭圧入引抜機110～160t 1年目 最大台数/月 24、総台数/年 204 ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 236、総台数/年 1839 2年目 最大台数/月 216、総台数/年 991 トラック10ｔ 1年目 最大台数/月 67、総台数/年 804 （削除） （上部工） ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 281、総台数/年 1243 2年目 最大台数/月 279、総台数/年 2596 3年目 最大台数/月 32、総台数/年 239 トラック10t 1年目 最大台数/月 67、総台数/年 804 3年目 最大台数/月 66、総台数/年 547 （削除） (フード架設工) クローラクレーン100t吊 4年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 フード架設台車 4年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 ラフテレーンクレーン35t吊 4年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 トラック10t 3年目 最大台数/月 67、総台数/年 549 ラフテレーンクレーン25t吊 2年目 最大台数/月 18、総台数/年 216 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 179 （ガイドウェイ設置工） ラフテレーンクレーン50t吊 4年目 最大台数/月 4、総台数/年 4 トラック10t 3年目 最大台数/月 67、総台数/年 554 ラフテレーンクレーン25t吊

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	2年目 最大台数/月 18、総台数/年 212 3年目 最大台数/月 30、総台数/年 242 （電気機械設備工） 保守用車　ダクト蓋敷設車 3年目 最大台数/月 44、総台数/年 68 4年目 最大台数/月 44、総台数/年 176 保守用車　作業員輸送車（38名） 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 132 保守用車　汎用 3年目 最大台数/月 9、総台数/年 54 保守用車　移動用 3年目 最大台数/月 44、総台数/年 198 ラフテレーンクレーン50t吊 3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 4年目 最大台数/月 9、総台数/年 27 ラフテレーンクレーン25t吊 3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 4年目 最大台数/月 25、総台数/年 75 ラフテレーンクレーン16t吊 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 46 4年目 最大台数/月 43、総台数/年 238 ユニック 10t 4年目 最大台数/月 33、総台数/年 120 フォークリフト2t 4年目 最大台数/月 19、総台数/年 57 バックホウ0.45m^3 4年目 最大台数/月 12、総台数/年 51 ラフテレーンクレーン400t吊 4年目 最大台数/月 16、総台数/年 112 ケーブル延線車 3年目 最大台数/月 16、総台数/年 48 小型電気工事用車 3年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 4年目 最大台数/月 4、総台数/年 16 位置検知調整車 3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 4年目 最大台数/月 10、総台数/年 30 5年目 最大台数/月 10、総台数/年 20	2年目 最大台数/月 18、総台数/年 216 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 184 （電気機械設備工） 保守用車　ダクト蓋敷設車 3年目 最大台数/月 16、総台数/年 44 4年目 最大台数/月 52、総台数/年 176 保守用車　作業員輸送車（38名） 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 78 保守用車　汎用 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 93 保守用車　移動用 3年目 最大台数/月 44、総台数/年 66 ラフテレーンクレーン50t吊 3年目 最大台数/月 9、総台数/年 27 4年目 最大台数/月 9、総台数/年 9 ラフテレーンクレーン25t吊 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 184 4年目 最大台数/月 22、総台数/年 43 ラフテレーンクレーン16t吊 3年目 最大台数/月 4、総台数/年 4 4年目 最大台数/月 53、総台数/年 224 ユニック 10t 4年目 最大台数/月 22、総台数/年 104 フォークリフト2t 4年目 最大台数/月 22、総台数/年 99 バックホウ0.45m^3 4年目 最大台数/月 19、総台数/年 55 クローラクレーン400t吊 4年目 最大台数/月 28、総台数/年 146 ケーブル延線車 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 58 小型電気工事用車 3年目 最大台数/月 44、総台数/年 176 4年目 最大台数/月 4、総台数/年 12 位置検知調整車 3年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 4年目 最大台数/月 10、総台数/年 24 5年目 最大台数/月 10、総台数/年 10
p.事3-3-33 表3-3-1（14） 建設機械の台数 （P地区）	（基礎工） ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 52、総台数/年 615 2年目 最大台数/月 26、総台数/年 276 トラック 10t 2年目 最大台数/月 37、総台数/年 450 （下部工） アースオーガ（油圧式）併用圧入杭打機 2年目 最大台数/月 12、総台数/年 108 ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 239、総台数/年 1717 2年目 最大台数/月 291、総台数/年 1097 バックホウ 0.8m^3 2年目 最大台数/月 10、総台数/年 90 タンパ60～70kg 2年目 最大台数/月 18、総台数/年 162 トラック 10t 2年目 最大台数/月 37、総台数/年 450 （上部工） ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 187、総台数/年 758	（基礎工） ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 74、総台数/年 615 2年目 最大台数/月 43、総台数/年 276 トラック 10t 2年目 最大台数/月 38、総台数/年 450 （下部工） アースオーガ（油圧式）併用圧入杭打機 2年目 最大台数/月 36、総台数/年 108 ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 195、総台数/年 1717 2年目 最大台数/月 242、総台数/年 1097 バックホウ 0.8m^3 2年目 最大台数/月 30、総台数/年 90 タンパ 60～70kg 2年目 最大台数/月 54、総台数/年 162 トラック 10t 2年目 最大台数/月 38、総台数/年 450 （上部工） ラフテレーンクレーン25t吊 1年目 最大台数/月 209、総台数/年 758

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	2年目 最大台数/月 192、総台数/年 2044 3年目 最大台数/月 10、総台数/年 225 （電気機械設備工） ダクト蓋敷設車 4年目 最大台数/月 44、総台数/年 256 保守用車 移動用 4年目 最大台数/月 88、総台数/年 792 ラフテレーンクレーン 400t 吊 小型電気工事用車 5年目 最大台数/月 4、総台数/年 12	2年目 最大台数/月 209、総台数/年 2044 3年目 最大台数/月 32、総台数/年 225 （電気機械設備工） ダクト蓋敷設車 4年目 最大台数/月 52、総台数/年 256 保守用車 移動用 4年目 最大台数/月 110、総台数/年 792 クローラクレーン 400t 吊 小型電気工事用車 5年目 最大台数/月 6、総台数/年 12
p.事 3-3-35 表 3-3-1（15） 建設機械の台数 （Q 地区）	（下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目 最大台数/月 138、総台数/年 1506 2年目 最大台数/月 138、総台数/年 875 バックホウ 0.8m^3 2年目 最大台数/月 20、総台数/年 140 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 240、総台数/年 2096 3年目 最大台数/月 176、総台数/年 495 （フード架設工） クローラクレーン 100t 吊 3年目 最大台数/月 44、総台数/年 220 トラック 10t 4年目 最大台数/月 22、総台数/年 121 ラフテレーンクレーン 25t 吊 4年目 最大台数/月 8、総台数/年 32 （ガイドウェイ設置工） ラフテレーンクレーン 50t 吊 4年目 最大台数/月 2、総台数/年 8 トラック 10t 4年目 最大台数/月 25、総台数/年 275 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 6年目 最大台数/月 22、総台数/年 122 ラフテレーンクレーン 16t 吊 5年目 最大台数/月 46、総台数/年 182 ラフテレーンクレーン 400t 吊	（下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 1年目 最大台数/月 160、総台数/年 1506 2年目 最大台数/月 160、総台数/年 875 バックホウ 0.8m^3 2年目 最大台数/月 30、総台数/年 140 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 196、総台数/年 2096 3年目 最大台数/月 132、総台数/年 495 （フード架設工） クローラクレーン 100t 吊 3年目 最大台数/月 44、総台数/年 484 トラック 10t 4年目 最大台数/月 50、総台数/年 275 ラフテレーンクレーン 25t 吊 4年目 最大台数/月 22、総台数/年 121 （ガイドウェイ設置工） ラフテレーンクレーン 50t 吊 4年目 最大台数/月 4、総台数/年 8 トラック 10t 4年目 最大台数/月 50、総台数/年 275 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 6年目 最大台数/月 25、総台数/年 100 ラフテレーンクレーン 16t 吊 5年目 最大台数/月 55、総台数/年 182 クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-37 表 3-3-1（16-1） 建設機械の台数 （R-1 地区）	（基礎工） トラック 10t 2年目 最大台数/月 66、総台数/年 80 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 29、総台数/年 352 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 190、総台数/年 2062 3年目 最大台数/月 138、総台数/年 834 トラック 10t 2年目 最大台数/月 67、総台数/年 80 3年目 最大台数/月 67、総台数/年 804 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 239、総台数/年 1264 3年目 最大台数/月 239、総台数/年 2641 4年目 最大台数/月 55、総台数/年 381 トラック 10t 2年目 最大台数/月 67、総台数/年 80 4年目 最大台数/月 66、総台数/年 616 （フード架設工）	（基礎工） トラック 10t 2年目 最大台数/月 66、総台数/年 792 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 29、総台数/年 348 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 219、総台数/年 2058 3年目 最大台数/月 167、総台数/年 826 トラック 10t 2年目 最大台数/月 67、総台数/年 804 3年目 最大台数/月 66、総台数/年 792 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 269、総台数/年 1272 3年目 最大台数/月 268、総台数/年 2641 4年目 最大台数/月 84、総台数/年 376 トラック 10t 2年目 最大台数/月 67、総台数/年 804 4年目 最大台数/月 66、総台数/年 612 （フード架設工）

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	トラック 10t 4 年目 最大台数/月 67、総台数/年 617 5 年目 最大台数/月 55、総台数/年 200 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3 年目 最大台数/月 30、総台数/年 352 4 年目 最大台数/月 29、総台数/年 271 （ガイドウェイ設置工） オールテレーンクレーン 220t 吊 1 年目 最大台数/月 22、総台数/年 44 保守用車 GW 架設車 1 年目 最大台数/月 22 総台数/年 44 トラック 10t 5 年目 最大台数/月 55、総台数/年 200 （電気機械設備工） 保守用車 ダクト蓋敷設車 5 年目 最大台数/月 44、総台数/年 164 フォークリフト 2t 6 年目 最大台数/月 38、総台数/年 113 ラフテレーンクレーン 400t 吊	トラック 10t 4 年目 最大台数/月 67、総台数/年 621 5 年目 最大台数/月 50、総台数/年 200 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3 年目 最大台数/月 30、総台数/年 360 4 年目 最大台数/月 29、総台数/年 276 （ガイドウェイ設置工） オールテレーンクレーン 220t 吊 1 年目 最大台数/月 22、総台数/年 22 保守用車 GW 架設車 1 年目最大台数/月 22 総台数/年 22 トラック 10t 5 年目 最大台数/月 50、総台数/年 200 （電気機械設備工） 保守用車 ダクト蓋敷設車 5 年目 最大台数/月 48、総台数/年 164 フォークリフト 2t 6 年目 最大台数/月 57、総台数/年 133 クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-39 表 3-3-1（16-2） 建設機械の台数 （R-2 地区）	（掘削、支保工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 24、総台数/年 114 2 年目 最大台数/月 6、総台数/年 6 トラックミキサー車 4.4m^3 1 年目 最大台数/月 115、総台数/年 506 ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 24、総台数/年 135 2 年目 最大台数/月 6、総台数/年 13 （覆工） コンクリートポンプ車 45m^3/h 1 年目 最大台数/月 24、総台数/年 36 ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 33、総台数/年 104 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 58 クレーン装置付トラック 4t 1 年目 最大台数/月 31、総台数/年 84 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 52 （インバート工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 31、総台数/年 57 2 年目 最大台数/月 12、総台数/年 19 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 31、総台数/年 54 2 年目 最大台数/月 12、総台数/年 17 （ずり処理工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 24、総台数/年 104 2 年目 最大台数/月 6、総台数/年 6 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 24、総台数/年 104 2 年目 最大台数/月 6、総台数/年 6 （路盤工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 2 年目 最大台数/月 27、総台数/年 43 大型ブレーカ 油圧式 1300kg 級 2 年目 最大台数/月 8、総台数/年 8 バックホウ 0.8m^3 1 年目 最大台数/月 23、総台数/年 23 2 年目 最大台数/月 4、総台数/年 4	（掘削、支保工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 7、総台数/年 75 2 年目 最大台数/月 2、総台数/年 24 トラックミキサー車 4.4m^3 1 年目 最大台数/月 92、総台数/年 506 ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 29、総台数/年 120 2 年目 最大台数/月 7、総台数/年 29 （覆工） コンクリートポンプ車 45m^3/h 1 年目 最大台数/月 12、総台数/年 36 ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 17、総台数/年 113 2 年目 最大台数/月 7、総台数/年 29 クレーン装置付トラック 4t 1 年目 最大台数/月 7、総台数/年 75 2 年目 最大台数/月 2、総台数/年 24 （インバート工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 9、総台数/年 96 2 年目 最大台数/月 3、総台数/年 25 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 7、総台数/年 76 2 年目 最大台数/月 3、総台数/年 25 （ずり処理工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 8、総台数/年 93 2 年目 最大台数/月 2、総台数/年 23 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 7、総台数/年 76 2 年目 最大台数/月 3、総台数/年 25 （路盤工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 2 年目 最大台数/月 2、総台数/年 24 大型ブレーカ 油圧式 1300kg 級 2 年目 最大台数/月 4、総台数/年 8 バックホウ 0.8m^3 1 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 2 年目 最大台数/月 4、総台数/年 8

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1年目 最大台数/月 23、総台数/年 23 2年目 最大台数/月 27、総台数/年 39 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 400t 吊	クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1年目 最大台数/月 7、総台数/年 76 2年目 最大台数/月 3、総台数/年 25 （電気機械設備工） クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-41 表 3-3-1（17-1） 建設機械の台数 （S 地区）	（追加） （上部工） ブルドーザ 3t 級 3年目 最大台数/月 2、総台数/年 4 タイヤローラ 8～20t 3年目 最大台数/月 1、総台数/年 2 バックホウ 0.8m^3 3年目 最大台数/月 3、総台数/年 6 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目 最大台数/月 52、総台数/年 156 トラック 10t 3年目 最大台数/月 50、総台数/年 300 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 132 （フード架設工） トラック 10t 3年目 最大台数/月 50、総台数/年 200 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 88 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 5年目 最大台数/月 21、総台数/年 32 ラフテレーンクレーン 400t 吊 ラフテレーンクレーン 16t 吊 5年目 最大台数/月 22、総台数/年 42	（基礎工） ブルドーザ 3t 級 3年目 最大台数/月 2、総台数/年 4 タイヤローラ 8～20t 3年目 最大台数/月 1、総台数/年 2 バックホウ 0.8m^3 3年目 最大台数/月 3、総台数/年 6 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目 最大台数/月 7、総台数/年 70 （上部工） （削除） （削除） （削除） （削除） トラック 10t 3年目 最大台数/月 50、総台数/年 352 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目 最大台数/月 59、総台数/年 226 （フード架設工） トラック 10t 3年目 最大台数/月 50、総台数/年 148 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目 最大台数/月 8、総台数/年 80 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 5年目 最大台数/月 22、総台数/年 74 クローラクレーン 400t 吊 （削除）
p.事 3-3-41 表 3-3-1（17-1） 建設機械の台数 （T 地区）	（電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 6年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 ラフテレーンクレーン 400t 吊 ラフテレーンクレーン 16t 吊 6年目 最大台数/月 22、総台数/年 42	（電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 6年目 最大台数/月 22、総台数/年 42 クローラクレーン 400t 吊 （削除）
p.事 3-3-43 表 3-3-1（17-2） 建設機械の台数 （U 地区）	（掘削、支保工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 4年目 最大台数/月 8、総台数/年 31 （覆工） コンクリートポンプ車 45m^3/h 4年目 最大台数/月 12、総台数/年 97 ラフテレーンクレーン 16t 吊 3年目 最大台数/月 10、総台数/年 103 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 4年目 最大台数/月 23、総台数/年 107 （インバート工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 2年目 最大台数/月 15、総台数/年 58 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 2年目 最大台数/月 15、総台数/年 54	（掘削、支保工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 4年目 最大台数/月 8、総台数/年 51 （覆工） コンクリートポンプ車 45m^3/h 4年目 最大台数/月 12、総台数/年 96 ラフテレーンクレーン 16t 吊 3年目 最大台数/月 10、総台数/年 102 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 4年目 最大台数/月 23、総台数/年 146 （インバート工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 2年目 最大台数/月 15、総台数/年 57 クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 2年目 最大台数/月 15、総台数/年 53

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	3年目 最大台数/月 15、総台数/年 33 4年目 最大台数/月 8、総台数/年 8 （ずり処理工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 4年目 最大台数/月 8、総台数/年 31 （路盤工） 大型ブレーカ 油圧式 1300kg 級 3年目 最大台数/月 6、総台数/年 14 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 400t 吊	3年目 最大台数/月 15、総台数/年 42 4年目 最大台数/月 8、総台数/年 28 （ずり処理工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 4年目 最大台数/月 8、総台数/年 51 （路盤工） 大型ブレーカ 油圧式 1300kg 級 3年目 最大台数/月 4、総台数/年 4 （電気機械設備工） クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-45 表 3-3-1（18-1） 建設機械の台数 （V 地区） 保守基地、変電施設	（造成工） ブルドーザ 0.8～1.1t 級 6年目 最大台数/月 43、総台数/年 480 9年目 最大台数/月 109、総台数/年 280 （建屋築造工（保守基地）） コンクリートポンプ車 45m³/h 9年目 最大台数/月 33、総台数/年 69 ラフテレーンクレーン 25t 吊 10年目 最大台数/月 48、総台数/年 169 （建屋築造工（変電施設）） ラフテレーンクレーン 25t 吊 7年目 最大台数/月 64、総台数/年 244 （電気設備工（変電施設）） ラフテレーンクレーン 250t 吊	（造成工） ブルドーザ 0.8～1.1t 級 6年目 最大台数/月 83、総台数/年 609 9年目 最大台数/月 149、総台数/年 607 （建屋築造工（保守基地）） コンクリートポンプ車 45m³/h 9年目 最大台数/月 18、総台数/年 69 ラフテレーンクレーン 25t 吊 10年目 最大台数/月 33、総台数/年 169 （建屋築造工（変電施設）） ラフテレーンクレーン 25t 吊 7年目 最大台数/月 44、総台数/年 244 （電気設備工（変電施設）） クローラクレーン 250t 吊
p.事 3-3-47 表 3-3-1（18-2） 建設機械の台数 （V 地区） 高架橋	（基礎工） トラック 10t 2年目 最大台数/月 100、総台数/年 375 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 44、総台数/年 165 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 148、総台数/年 948 3年目 最大台数/月 63、総台数/年 189 ダンパ 60～70kg トラック 10t 2年目 最大台数/月 100、総台数/年 500 3年目 最大台数/月 25、総台数/年 75 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 145、総台数/年 363 3年目 最大台数/月 167、総台数/年 1635 4年目 最大台数/月 83、総台数/年 127 ブルドーザ 3t 級 4年目 最大台数/月 38、総台数/年 76 トラック 10t 2年目 最大台数/月 50、総台数/年 125 3年目 最大台数/月 100、総台数/年 925 4年目 最大台数/月 50、総台数/年 150 （フード架設工） ブルドーザ 3t 級 4年目 最大台数/月 38、総台数/年 76 トラック 10t 3年目 最大台数/月 50、総台数/年 200 4年目 最大台数/月 50、総台数/年 250 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目 最大台数/月 22、総台数/年 88 4年目 最大台数/月 22、総台数/年 110 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 400t 吊	（基礎工） トラック 10t 2年目 最大台数/月 33、総台数/年 330 ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 14、総台数/年 140 （下部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 119、総台数/年 878 3年目 最大台数/月 66、総台数/年 324 タンパ 60～70kg トラック 10t 2年目 最大台数/月 33、総台数/年 330 3年目 最大台数/月 33、総台数/年 396 （上部工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 2年目 最大台数/月 138、総台数/年 458 3年目 最大台数/月 138、総台数/年 1408 4年目 最大台数/月 83、総台数/年 149 ブルドーザ 3t 級 4年目 最大台数/月 19、総台数/年 76 トラック 10t 2年目 最大台数/月 34、総台数/年 340 3年目 最大台数/月 33、総台数/年 396 4年目 最大台数/月 50、総台数/年 200 （フード架設工） ブルドーザ 3t 級 4年目 最大台数/月 19、総台数/年 76 トラック 10t 3年目 最大台数/月 34、総台数/年 408 4年目 最大台数/月 50、総台数/年 200 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3年目 最大台数/月 15、総台数/年 180 4年目 最大台数/月 22、総台数/年 88 （電気機械設備工） クローラクレーン 400t 吊

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.事 3-3-49 表 3-3-1（18-3） 建設機械の台数 （V 地区） トンネル非開削 （NATM）	（掘削、支保工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 39、総台数/年 171 2 年目 最大台数/月 97、総台数/年 287 3 年目 最大台数/月 23、総台数/年 268 4 年目 最大台数/月 23、総台数/年 268 5 年目 最大台数/月 23、総台数/年 196 6 年目 最大台数/月 15、総台数/年 176 7 年目 最大台数/月 15、総台数/年 173 8 年目 最大台数/月 23、総台数/年 192 9 年目 最大台数/月 12、総台数/年 49 モーターグレーダ 3.1m 2 年目 最大台数/月 25、総台数/年 27 ロードローラ 10～12t 2 年目 最大台数/月 49、総台数/年 51 タイヤローラ 8～20t 2 年目 最大台数/月 49、総台数/年 51 アスファルトフィニッシャ 2.4～6m 1 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 2 年目 最大台数/月 3、総台数/年 3 ドリルジャンボ ﾎｲｰﾙ式・3 ﾌﾞｰﾑ・2 ﾊﾞｽｹｯﾄﾄﾞﾘﾌﾀ質量 150kg 超級 2 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 ドリルジャンボ ﾎｲｰﾙ式・2 ﾌﾞｰﾑ・1 ﾊﾞｽｹｯﾄﾄﾞﾘﾌﾀ質量 150kg 超級 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 69 大型ブレーカ 油圧式 1300kg 級 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 115 トラクタショベル サイドダンプ式 山積容量 1.5m^3 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 69 ホイルローダ サイドダンプ式 山積容量 3.0m^3 2 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 バックホウ 0.8m^3 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 46 ダンプトラックトンネル工事用排出ガス対策車 10t 2 年目 最大台数/月 69、総台数/年 207 コンテナ式運搬車 トンネル工事用排出ガス対策車 20m^3 2 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目 最大台数/月 38、総台数/年 58 2 年目 最大台数/月 8、総台数/年 9 コンクリート吹付け機 湿式吹付・R 一体型・C 搭載型・吐出量 8～22m^3級 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 69 トラックミキサー車 4.4m^3 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 138 バッチャープラント 15m^3/h 骨材供給設備サイロ（30t） 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 69 モルタル注入機台車 トラック 2t 積み 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 69 ロックボルト運搬 2t 積み 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 69 ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 92、総台数/年 207	（掘削、支保工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 49、総台数/年 170 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 247 3 年目 最大台数/月 15、総台数/年 180 4 年目 最大台数/月 15、総台数/年 180 5 年目 最大台数/月 11、総台数/年 132 6 年目 最大台数/月 11、総台数/年 132 7 年目 最大台数/月 11、総台数/年 132 8 年目 最大台数/月 17、総台数/年 144 9 年目 最大台数/月 9、総台数/年 43 モーターグレーダ 3.1m 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 31 ロードローラ 10～12t 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 56 タイヤローラ 8～20t 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 56 アスファルトフィニッシャ 2.4～6m 1 年目 最大台数/月 23、総台数/年 23 2 年目 最大台数/月 2、総台数/年 4 ドリルジャンボ ﾎｲｰﾙ式・3 ﾌﾞｰﾑ・2 ﾊﾞｽｹｯﾄﾄﾞﾘﾌﾀ質量 150kg 超級 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 46 ドリルジャンボ ﾎｲｰﾙ式・2 ﾌﾞｰﾑ・1 ﾊﾞｽｹｯﾄﾄﾞﾘﾌﾀ質量 150kg 超級 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 253 大型ブレーカ 油圧式 1300kg 級 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 345 トラクタショベル サイドダンプ式 山積容量 1.5m^3 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 253 ホイルローダ サイドダンプ式 山積容量 3.0m^3 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 46 バックホウ 0.8m^3 2 年目 最大台数/月 23、総台数/年 92 ダンプトラックトンネル工事用排出ガス対策車 10t 2 年目 最大台数/月 184、総台数/年 1127 コンテナ式運搬車 トンネル工事用排出ガス対策車 20m^3 2 年目 最大台数/月 69、総台数/年 138 ラフテレーンクレーン 25t 吊 1 年目 最大台数/月 23、総台数/年 58 2 年目 最大台数/月 5、総台数/年 12 コンクリート吹付け機 湿式吹付・R 一体型・C 搭載型・吐出量 8～22m^3級 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 299 トラックミキサー車 4.4m^3 2 年目 最大台数/月 92、総台数/年 598 バッチャープラント 15m^3/h 骨材供給設備サイロ（30t） 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 299 モルタル注入機台車 トラック 2t 積み 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 299 ロックボルト運搬 2t 積み 2 年目 最大台数/月 46、総台数/年 299 ラフテレーンクレーン 16t 吊 1 年目 最大台数/月 66、総台数/年 211

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	2年目 最大台数/月 55、総台数/年 103	2年目 最大台数/月 23、総台数/年 188
	3年目 最大台数/月 23、総台数/年 268	3年目 最大台数/月 15、総台数/年 180
	4年目 最大台数/月 23、総台数/年 268	4年目 最大台数/月 15、総台数/年 180
	5年目 最大台数/月 23、総台数/年 196	5年目 最大台数/月 11、総台数/年 132
	6年目 最大台数/月 15、総台数/年 176	6年目 最大台数/月 11、総台数/年 132
	7年目 最大台数/月 15、総台数/年 173	7年目 最大台数/月 11、総台数/年 132
	8年目 最大台数/月 23、総台数/年 192	8年目 最大台数/月 17、総台数/年 144
	9年目 最大台数/月 12、総台数/年 56	9年目 最大台数/月 15、総台数/年 49
	アスファルトフィニッシャ 2.4～6m	（削除）
	1年目 最大台数/月 23、総台数/年 23	
	（覆工）	（覆工）
	ラフテレーンクレーン 16t 吊	ラフテレーンクレーン 16t 吊
	5年目 最大台数/月 15、総台数/年 160	5年目 最大台数/月 21、総台数/年 142
	6年目 最大台数/月 15、総台数/年 176	6年目 最大台数/月 11、総台数/年 132
	7年目 最大台数/月 15、総台数/年 173	7年目 最大台数/月 11、総台数/年 132
	8年目 最大台数/月 23、総台数/年 192	8年目 最大台数/月 17、総台数/年 144
	9年目 最大台数/月 12、総台数/年 55	9年目 最大台数/月 10、総台数/年 49
	クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊	クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊
	5年目 最大台数/月 15、総台数/年 150	5年目 最大台数/月 11、総台数/年 132
	6年目 最大台数/月 15、総台数/年 176	6年目 最大台数/月 11、総台数/年 132
	7年目 最大台数/月 15、総台数/年 173	7年目 最大台数/月 11、総台数/年 132
	8年目 最大台数/月 23、総台数/年 192	8年目 最大台数/月 17、総台数/年 144
	9年目 最大台数/月 12、総台数/年 49	9年目 最大台数/月 9、総台数/年 43
	（インバート工）	（インバート工）
	ラフテレーンクレーン 16t 吊	ラフテレーンクレーン 16t 吊
	3年目 最大台数/月 15、総台数/年 16	3年目 最大台数/月 16、総台数/年 181
	4年目 最大台数/月 15、総台数/年 16	4年目 最大台数/月 16、総台数/年 181
	5年目 最大台数/月 12、総台数/年 13	5年目 最大台数/月 13、総台数/年 145
	6年目 最大台数/月 12、総台数/年 25	6年目 最大台数/月 13、総台数/年 146
	7年目 最大台数/月 12、総台数/年 37	7年目 最大台数/月 13、総台数/年 146
	8年目 最大台数/月 12、総台数/年 24	8年目 最大台数/月 17、総台数/年 155
	9年目 最大台数/月 9、総台数/年 33	9年目 最大台数/月 9、総台数/年 48
	クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊	クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊
	3年目 最大台数/月 15、総台数/年 15	3年目 最大台数/月 15、総台数/年 180
	4年目 最大台数/月 15、総台数/年 15	4年目 最大台数/月 15、総台数/年 180
	5年目 最大台数/月 12、総台数/年 12	5年目 最大台数/月 12、総台数/年 144
	6年目 最大台数/月 12、総台数/年 23	6年目 最大台数/月 12、総台数/年 144
	7年目 最大台数/月 12、総台数/年 35	7年目 最大台数/月 12、総台数/年 144
	8年目 最大台数/月 12、総台数/年 23	8年目 最大台数/月 17、総台数/年 154
	9年目 最大台数/月 9、総台数/年 32	9年目 最大台数/月 9、総台数/年 47
	（ずり処理工）	（ずり処理工）
	バックホウ 1.6m^3	バックホウ 1.6m^3
	2年目 最大台数/月 69、総台数/年 299	2年目 最大台数/月 46、総台数/年 299
	ラフテレーンクレーン 16t 吊	ラフテレーンクレーン 16t 吊
	2年目 最大台数/月 23、総台数/年 116	2年目 最大台数/月 25、総台数/年 156
	3年目 最大台数/月 23、総台数/年 268	3年目 最大台数/月 16、総台数/年 192
	4年目 最大台数/月 23、総台数/年 268	4年目 最大台数/月 16、総台数/年 192
	5年目 最大台数/月 23、総台数/年 196	5年目 最大台数/月 12、総台数/年 144
	6年目 最大台数/月 15、総台数/年 176	6年目 最大台数/月 12、総台数/年 144
	7年目 最大台数/月 15、総台数/年 173	7年目 最大台数/月 12、総台数/年 144
	8年目 最大台数/月 23、総台数/年 192	8年目 最大台数/月 18、総台数/年 156
	9年目 最大台数/月 12、総台数/年 49	9年目 最大台数/月 9、総台数/年 47
	クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊	クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊
	2年目 最大台数/月 23、総台数/年 116	2年目 最大台数/月 24、総台数/年 154
	3年目 最大台数/月 23、総台数/年 268	3年目 最大台数/月 16、総台数/年 192
	4年目 最大台数/月 23、総台数/年 268	4年目 最大台数/月 16、総台数/年 192
	5年目 最大台数/月 23、総台数/年 196	5年目 最大台数/月 12、総台数/年 144
	6年目 最大台数/月 15、総台数/年 176	6年目 最大台数/月 12、総台数/年 144
	7年目 最大台数/月 15、総台数/年 173	7年目 最大台数/月 12、総台数/年 144

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	8 年目 最大台数/月 23、総台数/年 192 9 年目 最大台数/月 12、総台数/年 49 （路盤工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 9 年目 最大台数/月 12、総台数/年 61 ラフテレーンクレーン 16t 吊 9 年目 最大台数/月 12、総台数/年 49 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 400t 吊	8 年目 最大台数/月 18、総台数/年 156 9 年目 最大台数/月 9、総台数/年 47 （路盤工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 9 年目 最大台数/月 12、総台数/年 62 ラフテレーンクレーン 16t 吊 9 年目 最大台数/月 11、総台数/年 51 （電気機械設備工） クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-51 表 3-3-1（19-1） 建設機械の台数 （W 地区）	（覆工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 9 年目 最大台数/月 12、総台数/年 35 （路盤工） クレーン装置付トラック 4t 9 年目 最大台数/月 23、総台数/年 65 ラフテレーンクレーン 16t 吊 9 年目 最大台数/月 23、総台数/年 65 （ガイドウェイ設置工） ラフテレーンクレーン 50t 吊 10 年目 最大台数/月 2、総台数/年 4 11 年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 （追加） （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 400t 吊	（覆工） ラフテレーンクレーン 16t 吊 9 年目 最大台数/月 12、総台数/年 36 （路盤工） クレーン装置付トラック 4t 9 年目 最大台数/月 23、総台数/年 64 ラフテレーンクレーン 16t 吊 9 年目 最大台数/月 23、総台数/年 63 （ガイドウェイ設置工） ラフテレーンクレーン 50t 吊 10 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 11 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 ラフテレーンクレーン 12t 吊 10 年目 最大台数/月 4、総台数/年 4 11 年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 （電気機械設備工） クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-53 表 3-3-1（19-2） 建設機械の台数 （X 地区）	（ガイドウェイ設置工） ラフテレーンクレーン 50t 吊 10 年目 最大台数/月 44、総台数/年 44 （電気機械設備工） 保守用車 ダクト蓋敷設車 11 年目 最大台数/月 4、総台数/年 16 ラフテレーンクレーン 400t 吊	（ガイドウェイ設置工） ラフテレーンクレーン 50t 吊 10 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 （電気機械設備工） 保守用車 ダクト蓋敷設車 11 年目 最大台数/月 44、総台数/年 60 クローラクレーン 400t 吊
p.事 3-3-55 表 3-3-1（19-3） 建設機械の台数 （Y 地区）	（掘削、支保工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 5、総台数/年 10 2 年目 最大台数/月 29、総台数/年 101 3 年目 最大台数/月 66、総台数/年 192 4 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 5 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 6 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 7 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 8 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 9 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 10 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 タイヤローラ 8～20t 2 年目 最大台数/月 7、総台数/年 25 3 年目 最大台数/月 4、総台数/年 4 大型ブレーカ 油圧式 1300kg 級 2 年目 最大台数/月 70、総台数/年 869 3 年目 最大台数/月 74、総台数/年 950 4 年目 最大台数/月 47、総台数/年 844 5 年目 最大台数/月 84、総台数/年 1066 6 年目 最大台数/月 84、総台数/年 1224 7 年目 最大台数/月 84、総台数/年 1096 8 年目 最大台数/月 56、総台数/年 376 ホイルローダ サイドダンプ式 山積容量 3.0m³ 2 年目 最大台数/月 70、総台数/年 869	（掘削、支保工） クレーン装置付トラック 4t 積 2.9t 吊 1 年目 最大台数/月 64、総台数/年 242 2 年目 最大台数/月 189、総台数/年 1803 3 年目 最大台数/月 193、総台数/年 2180 4 年目 最大台数/月 174、総台数/年 2008 5 年目 最大台数/月 269、総台数/年 2527 6 年目 最大台数/月 269、総台数/年 3021 7 年目 最大台数/月 260、総台数/年 2852 8 年目 最大台数/月 209、総台数/年 1477 9 年目 最大台数/月 28、総台数/年 336 10 年目 最大台数/月 28、総台数/年 168 タイヤローラ 8～20t 2 年目 最大台数/月 3、総台数/年 5 3 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 大型ブレーカ 油圧式 1300kg 級 2 年目 最大台数/月 98、総台数/年 869 3 年目 最大台数/月 98、総台数/年 946 4 年目 最大台数/月 75、総台数/年 844 5 年目 最大台数/月 112、総台数/年 1066 6 年目 最大台数/月 112、総台数/年 1224 7 年目 最大台数/月 103、総台数/年 1096 8 年目 最大台数/月 75、総台数/年 376 ホイルローダ サイドダンプ式 山積容量 3.0m³ 2 年目 最大台数/月 98、総台数/年 869

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	3年目 最大台数/月 70、総台数/年 946	3年目 最大台数/月 98、総台数/年 946
	4年目 最大台数/月 47、総台数/年 844	4年目 最大台数/月 75、総台数/年 844
	5年目 最大台数/月 84、総台数/年 1066	5年目 最大台数/月 112、総台数/年 1066
	6年目 最大台数/月 84、総台数/年 1224	6年目 最大台数/月 112、総台数/年 1224
	7年目 最大台数/月 84、総台数/年 1096	7年目 最大台数/月 103、総台数/年 1096
	8年目 最大台数/月 56、総台数/年 376	8年目 最大台数/月 75、総台数/年 376
	バックホウ バックホウ・クローラ型 山積 0.8m^3	バックホウ バックホウ・クローラ型 山積 0.8m^3
	2年目 最大台数/月 77、総台数/年 904	2年目 最大台数/月 98、総台数/年 869
	3年目 最大台数/月 81、総台数/年 957	3年目 最大台数/月 98、総台数/年 946
	4年目 最大台数/月 47、総台数/年 844	4年目 最大台数/月 75、総台数/年 844
	5年目 最大台数/月 84、総台数/年 1066	5年目 最大台数/月 112、総台数/年 1066
	6年目 最大台数/月 84、総台数/年 1224	6年目 最大台数/月 112、総台数/年 1224
	7年目 最大台数/月 84、総台数/年 1096	7年目 最大台数/月 103、総台数/年 1096
	8年目 最大台数/月 56、総台数/年 376	8年目 最大台数/月 75、総台数/年 376
	ダンプトラック トンネル工事用排出ガス対策車 23t	ダンプトラック トンネル工事用排出ガス対策車 23t
	2年目 最大台数/月 168、総台数/年 2492	2年目 最大台数/月 280、総台数/年 2492
	3年目 最大台数/月 196、総台数/年 3948	3年目 最大台数/月 364、総台数/年 3948
	4年目 最大台数/月 243、総台数/年 4624	4年目 最大台数/月 439、総台数/年 4624
	5年目 最大台数/月 644、総台数/年 6974	5年目 最大台数/月 784、総台数/年 6974
	6年目 最大台数/月 756、総台数/年 9436	6年目 最大台数/月 840、総台数/年 9436
	7年目 最大台数/月 784、総台数/年 8568	7年目 最大台数/月 840、総台数/年 8568
	8年目 最大台数/月 532、総台数/年 2644	8年目 最大台数/月 607、総台数/年 2644
	火薬運搬車 1t 積	火薬運搬車 1t 積
	2年目 最大台数/月 47、総台数/年 777	2年目 最大台数/月 75、総台数/年 777
	3年目 最大台数/月 47、総台数/年 900	3年目 最大台数/月 75、総台数/年 900
	4年目 最大台数/月 47、総台数/年 844	4年目 最大台数/月 75、総台数/年 844
	5年目 最大台数/月 84、総台数/年 1066	5年目 最大台数/月 112、総台数/年 1066
	6年目 最大台数/月 84、総台数/年 1224	6年目 最大台数/月 112、総台数/年 1224
	7年目 最大台数/月 84、総台数/年 1096	7年目 最大台数/月 103、総台数/年 1096
	8年目 最大台数/月 56、総台数/年 376	8年目 最大台数/月 75、総台数/年 376
	ラフテレーンクレーン 25t 吊	ラフテレーンクレーン 25t 吊
	2年目 最大台数/月 5、総台数/年 8	2年目 最大台数/月 3、総台数/年 8
	3年目 最大台数/月 12、総台数/年 22	3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1
	コンクリート吹付け機 湿式吹付･R 一体型･C 搭載型･吐出量 8～22m^3級	コンクリート吹付け機 湿式吹付･R 一体型･C 搭載型･吐出量 8～22m^3級
	2年目 最大台数/月 70、総台数/年 869	2年目 最大台数/月 98、総台数/年 869
	3年目 最大台数/月 70、総台数/年 946	3年目 最大台数/月 98、総台数/年 946
	4年目 最大台数/月 47、総台数/年 844	4年目 最大台数/月 75、総台数/年 844
	5年目 最大台数/月 84、総台数/年 1066	5年目 最大台数/月 112、総台数/年 1066
	6年目 最大台数/月 84、総台数/年 1224	6年目 最大台数/月 112、総台数/年 1224
	7年目 最大台数/月 84、総台数/年 1096	7年目 最大台数/月 103、総台数/年 1096
	8年目 最大台数/月 56、総台数/年 376	8年目 最大台数/月 75、総台数/年 376
	トラックミキサー車 4.4m^3	トラックミキサー車 4.4m^3
	2年目 最大台数/月 140、総台数/年 1738	2年目 最大台数/月 196、総台数/年 1738
	3年目 最大台数/月 140、総台数/年 1892	3年目 最大台数/月 196、総台数/年 1892
	4年目 最大台数/月 94、総台数/年 1688	4年目 最大台数/月 150、総台数/年 1688
	5年目 最大台数/月 168、総台数/年 2132	5年目 最大台数/月 224、総台数/年 2132
	6年目 最大台数/月 168、総台数/年 2448	6年目 最大台数/月 224、総台数/年 2448
	7年目 最大台数/月 168、総台数/年 2192	7年目 最大台数/月 206、総台数/年 2192
	8年目 最大台数/月 112、総台数/年 752	8年目 最大台数/月 150、総台数/年 752
	モルタル注入機台車兼ロックボルト運搬車 トラック 2t 積み	モルタル注入機台車兼ロックボルト運搬車 トラック 2t 積み
	2年目 最大台数/月 47、総台数/年 777	2年目 最大台数/月 98、総台数/年 869
	3年目 最大台数/月 47、総台数/年 900	3年目 最大台数/月 98、総台数/年 946
	4年目 最大台数/月 47、総台数/年 844	4年目 最大台数/月 75、総台数/年 844

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	5年目 最大台数/月 84、総台数/年 1066	5年目 最大台数/月 112、総台数/年 1066
	6年目 最大台数/月 84、総台数/年 1224	6年目 最大台数/月 112、総台数/年 1224
	7年目 最大台数/月 84、総台数/年 1096	7年目 最大台数/月 103、総台数/年 1096
	8年目 最大台数/月 56、総台数/年 376	8年目 最大台数/月 75、総台数/年 376
	ドリルジャンボ ﾎｲｰﾙ式･3ﾌﾞｰﾑ･2ﾊﾞｽｹｯﾄﾄﾞﾘﾌﾀ	ドリルジャンボ ﾎｲｰﾙ式･3ﾌﾞｰﾑ･2ﾊﾞｽｹｯﾄﾄﾞﾘﾌﾀ
	質量 150kg 超級	質量 150kg 超級
	1年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	1年目 最大台数/月 64、総台数/年 176
	2年目 最大台数/月 23、総台数/年 92	2年目 最大台数/月 189、総台数/年 1798
	3年目 最大台数/月 23、総台数/年 46	3年目 最大台数/月 189、総台数/年 2038
	4年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	4年目 最大台数/月 174、総台数/年 1952
	5年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	5年目 最大台数/月 256、総台数/年 2436
	6年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	6年目 最大台数/月 256、総台数/年 2784
	7年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	7年目 最大台数/月 238、総台数/年 2536
	8年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	8年目 最大台数/月 174、総台数/年 880
	モルタル注入機台車 トラック 2t 積み	（削除）
	2年目 最大台数/月 23、総台数/年 92	
	3年目 最大台数/月 23、総台数/年 46	
	ラフテレーンクレーン 16t 吊	ラフテレーンクレーン 16t 吊
	1年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	1年目 最大台数/月 36、総台数/年 176
	2年目 最大台数/月 36、総台数/年 108	2年目 最大台数/月 120、総台数/年 1094
	3年目 最大台数/月 79、総台数/年 211	3年目 最大台数/月 129、総台数/年 1361
	4年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	4年目 最大台数/月 96、総台数/年 1140
	5年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	5年目 最大台数/月 140、総台数/年 1366
	6年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	6年目 最大台数/月 157、総台数/年 1695
	7年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	7年目 最大台数/月 140、総台数/年 1523
	8年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	8年目 最大台数/月 105、総台数/年 895
	9年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	9年目 最大台数/月 28、総台数/年 336
	10年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	10年目 最大台数/月 28、総台数/年 168
	コンクリートポンプ車 45m^3/h	（削除）
	3年目 最大台数/月 12、総台数/年 60	
	バックホウ 0.4m^3	バックホウ 0.4m^3
	3年目 最大台数/月 3、総台数/年 3	3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1
	8年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	8年目 最大台数/月 1、総台数/年 2
	振動ローラ 0.8～1.1t	振動ローラ 0.8～1.1t
	3年目 最大台数/月 3、総台数/年 3	3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1
	8年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	8年目 最大台数/月 1、総台数/年 2
	振動コンパクタ 50～60kg	振動コンパクタ 50～60kg
	3年目 最大台数/月 2、総台数/年 2	3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1
	8年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	8年目 最大台数/月 1、総台数/年 2
	コンクリートポンプ車 90～110m^3/h	コンクリートポンプ車 90～110m^3/h
	3年目 最大台数/月 31、総台数/年 60	3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1
	8年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	8年目 最大台数/月 1、総台数/年 1
	9年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	9年目 最大台数/月 1、総台数/年 1
	コンクリート吹付け機 0.8～1.2m^3/h	コンクリート吹付け機 0.8～1.2m^3/h
	8年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	8年目 最大台数/月 5、総台数/年 5
	9年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	9年目 最大台数/月 5、総台数/年 5
	トラッククレーン 15t 吊	トラッククレーン 15t 吊
	3年目 最大台数/月 3、総台数/年 3	3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1
	8年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	8年目 最大台数/月 1、総台数/年 1
	9年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	9年目 最大台数/月 1、総台数/年 1
	タンパ 60～100kg	タンパ 60～100kg
	3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1	3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0
	バックホウ 1.6m^3	バックホウ 1.6m^3
	2年目 最大台数/月 23、総台数/年 92	2年目 最大台数/月 0、総台数/年 0
	3年目 最大台数/月 23、総台数/年 46	3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0
	ブルドーザ 15t	ブルドーザ 15t
	1年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	1年目 最大台数/月 3、総台数/年 15

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	2年目 最大台数/月 6、総台数/年 30 3年目 最大台数/月 6、総台数/年 6 （覆工） コンクリートポンプ車45m^3/h 3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 バックホウ0.4m^3 3年目 最大台数/月0、総台数/年 0 8年目 最大台数/月 3、総台数/年 6 振動ローラ0.8～1.1ｔ 3年目 最大台数/月0、総台数/年 0 8年目 最大台数/月 3、総台数/年 6 振動コンパクタ50～60kg 3年目 最大台数/月0、総台数/年 0 8年目 最大台数/月 2、総台数/年 4 コンクリートポンプ車90～110m^3/h 3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 8年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 9年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 コンクリート吹付け車機0.8～1.2m^3/h 8年目 最大台数/月 5、総台数/年 5 9年目 最大台数/月 5、総台数/年 5 トラッククレーン15t吊 3年目 最大台数/月0、総台数/年 0 8年目 最大台数/月 3、総台数/年 3 9年目 最大台数/月 3、総台数/年 3 ラフテレーンクレーン25t吊 3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 タンパ60～100kg 3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 （インバート工） 大型ブレーカ油圧式1300kg級 2年目 最大台数/月 19、総台数/年 139 3年目 最大台数/月 19、総台数/年 228 5年目 最大台数/月 56、総台数/年 502 6年目 最大台数/月 67、総台数/年 860 7年目 最大台数/月 67、総台数/年 977 8年目 最大台数/月 56、総台数/年 376 バックホウ0.8m^3 3年目 最大台数/月 19、総台数/年 228 5年目 最大台数/月 56、総台数/年 526 6年目 最大台数/月 67、総台数/年 960 7年目 最大台数/月 67、総台数/年 1205 8年目 最大台数/月 56、総台数/年 528 ダンプトラック23t 5年目 最大台数/月 112、総台数/年 1004 6年目 最大台数/月 135、総台数/年 1728 7年目 最大台数/月 135、総台数/年 1961 8年目 最大台数/月 112、総台数/年 752 ラフテレーンクレーン25t吊 2年目 最大台数/月 7、総台数/年 21 3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 （ずり処理工） バックホウ1.6m^3 2年目 最大台数/月 47、総台数/年 777 3年目 最大台数/月 47、総台数/年 900 4年目 最大台数/月 47、総台数/年 844 5年目 最大台数/月 84、総台数/年 1066	2年目 最大台数/月 3、総台数/年 3 3年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 （覆工） コンクリートポンプ車45m^3/h 3年目 最大台数/月 12、総台数/年 60 バックホウ0.4m^3 3年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 8年目 最大台数/月 2、総台数/年 4 振動ローラ0.8～1.1ｔ 3年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 8年目 最大台数/月 2、総台数/年 4 振動コンパクタ50～60kg 3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1 8年目 最大台数/月 1、総台数/年 2 コンクリートポンプ車90～110m^3/h 3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1 8年目 最大台数/月 1、総台数/年 1 9年目 最大台数/月 1、総台数/年 1 コンクリート吹付け車機0.8～1.2m^3/h 8年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 9年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 トラッククレーン15t吊 3年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 8年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 9年目 最大台数/月 2、総台数/年 2 ラフテレーンクレーン25t吊 3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1 タンパ60～100kg 3年目 最大台数/月 1、総台数/年 1 （インバート工） 大型ブレーカ油圧式1300kg級 2年目 最大台数/月 19、総台数/年 162 3年目 最大台数/月 42、総台数/年 278 5年目 最大台数/月 68、総台数/年 502 6年目 最大台数/月 86、総台数/年 860 7年目 最大台数/月 86、総台数/年 977 8年目 最大台数/月 75、総台数/年 376 バックホウ0.8m^3 3年目 最大台数/月 23、総台数/年 232 5年目 最大台数/月 80、総台数/年 526 6年目 最大台数/月 105、総台数/年 960 7年目 最大台数/月 105、総台数/年 1205 8年目 最大台数/月 94、総台数/年 528 ダンプトラック23t 5年目 最大台数/月 136、総台数/年 1004 6年目 最大台数/月 173、総台数/年 1728 7年目 最大台数/月 173、総台数/年 1961 8年目 最大台数/月 150、総台数/年 752 ラフテレーンクレーン25t吊 2年目 最大台数/月 7、総台数/年 28 3年目 最大台数/月 7、総台数/年 14 （ずり処理工） バックホウ1.6m^3 2年目 最大台数/月 98、総台数/年 869 3年目 最大台数/月 98、総台数/年 946 4年目 最大台数/月 75、総台数/年 844 5年目 最大台数/月 112、総台数/年 1066

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	6 年目 最大台数/月 84、総台数/年 1260 7 年目 最大台数/月 84、総台数/年 1204 8 年目 最大台数/月 56、総台数/年 448 ブルドーザ 15 t 1 年目 最大台数/月 6、総台数/年 30 2 年目 最大台数/月 6、総台数/年 6 （路盤工） コンクリートポンプ車 90～110㎥/h 3 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 8 年目 最大台数/月 28、総台数/年 392 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 8 年目 最大台数/月 28、総台数/年 392 クレーン装置付トラック 4t 積み 2.9t 吊 8 年目 最大台数/月 4、総台数/年 4 9 年目 最大台数/月 4、総台数/年 8 10 年目 最大台数/月 4、総台数/年 4 （ガイドウェイ設置工） 門型クレーン 11 年目 最大台数/月 26、総台数/年 78 ラフテレーンクレーン 50t 吊 11 年目 最大台数/月 5、総台数/年 10 ラフテレーンクレーン 25t 吊 11 年目 最大台数/月 5、総台数/年 10 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 11 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 ラフテレーンクレーン 60t 吊 11 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 ミニクレーン 4.9t 11 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 高所作業車ブーム型（屈伸式）、リフト（タイヤ）9m 級 11 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 保守用車 ダクト蓋敷設車 11 年目 最大台数/月 4、総台数/年 20 保守用車作業員輸送車（38 名） 11 年目 最大台数/月 22、総台数/年 110 保守用車 汎用 9 年目 最大台数/月 9、総台数/年 108 10 年目 最大台数/月 9、総台数/年 54 11 年目 最大台数/月 9、総台数/年 45 ラフテレーンクレーン 16t 吊 9 年目 最大台数/月 28、総台数/年 233 10 年目 最大台数/月 14、総台数/年 69 クレーン装置付トラック 4t 積み 2.9t 吊 8 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 9 年目 最大台数/月 28、総台数/年 233 10 年目 最大台数/月 14、総台数/年 69	6 年目 最大台数/月 112、総台数/年 1260 7 年目 最大台数/月 112、総台数/年 1204 8 年目 最大台数/月 84、総台数/年 448 ブルドーザ 15 t 1 年目 最大台数/月 3、総台数/年 15 2 年目 最大台数/月 3、総台数/年 3 （路盤工） コンクリートポンプ車 90～110㎥/h 3 年目 最大台数/月 29、総台数/年 58 8 年目 最大台数/月 56、総台数/年 392 ラフテレーンクレーン 25t 吊 3 年目 最大台数/月 10、総台数/年 20 8 年目 最大台数/月 56、総台数/年 392 クレーン装置付トラック 4t 積み 2.9t 吊 8 年目 最大台数/月 56、総台数/年 392 9 年目 最大台数/月 28、総台数/年 28 10 年目 最大台数/月 28、総台数/年 168 （ガイドウェイ設置工） 門型クレーン 11 年目 最大台数/月 26、総台数/年 78 ラフテレーンクレーン 50t 吊 11 年目 最大台数/月 5、総台数/年 10 ラフテレーンクレーン 25t 吊 11 年目 最大台数/月 5、総台数/年 10 （電気機械設備工） ラフテレーンクレーン 25t 吊 11 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 ラフテレーンクレーン 60t 吊 11 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 ミニクレーン 4.9t 11 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 高所作業車ブーム型（屈伸式）、リフト（タイヤ）9m 級 11 年目 最大台数/月 22、総台数/年 66 保守用車ダクト蓋敷設車 11 年目 最大台数/月 4、総台数/年 20 保守用車作業員輸送車（38 名） 11 年目 最大台数/月 22、総台数/年 110 保守用車汎用 9 年目 最大台数/月 13、総台数/年 116 10 年目 最大台数/月 27、総台数/年 136 11 年目 最大台数/月 9、総台数/年 45 ラフテレーンクレーン 16t 吊 9 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 10 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0 クレーン装置付トラック 4t 積み 2.9t 吊 8 年目 最大台数/月 4、総台数/年 4 9 年目 最大台数/月 4、総台数/年 8 10 年目 最大台数/月 4、総台数/年 4
p.事 7-1 7　南アルプスユネスコエコパークについて	7　南アルプスエコパークについて 南アルプス地区は昭和 39 年 6 月に国立公園に指定されており、平成 25 年 9 月にはエコパークとしてユネスコに推薦されるなど自然環境上重要な地域である。 南アルプスエコパークのうち、「厳格に保護され、長期的に保全される地域である『核心地域』」については、主に原生自然が残され	7　南アルプスユネスコエコパークについて 南アルプス地区は昭和 39 年 6 月に国立公園に指定されており、平成 26 年 6 月にはユネスコエコパーク（生物圏保存地域）としてユネスコに登録されるなど自然環境上重要な地域である。 南アルプスユネスコエコパークのうち、「厳格に保護され、長期的に保全される地域であ

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	ていると考えられる国立公園区域内に計画されている。また、「教育、研修、エコツーリズム等の利用がなされる『緩衝地域』」については、主に国立公園区域の周辺、「居住や経済活動が可能な『移行地域』」は、「緩衝地域」の周辺に計画されている。	る『核心地域』」については、国立公園区域内に計画されている。また、「教育、研修、エコツーリズム等の利用がなされる『緩衝地域』」については、主に国立公園区域の周辺、「居住や持続可能な資源管理活動が促進・展開される『移行地域』」は、「緩衝地域」の周辺に計画されている。
p.事 7-1 7　南アルプスユネスコエコパークについて	―	具体的には、地元の方々の環境や観光客の活動に影響を与えないよう配慮しながら、工事を実施していく。 工事用車両の運行にあたっては、林道について擁壁や法面工などの補修や粉じん対策のための舗装について道路管理者と打合せを行い、一般車両の通行や安全に配慮するとともに、観光シーズンの事情にも配慮した適切な運行計画の策定、カーブミラーの設置等の安全対策の策定、運搬に用いる車両の確実な点検・整備の実施、アイドリングストップやエコドライブなど環境負荷低減を意識した運転についての運転手への指導、車両の出入り口の清掃や散水、タイヤの洗浄などを通じて、沿線住民の生活や観光客の快適性に対する影響を低減する。 発生土置き場を含め、工事で使用するヤードにおいても、建設機械の確実な点検・整備の実施、アイドリングストップなど環境負荷低減を意識した機械の使用についての運転手への指導などを進めるとともに、ヤードの状況を写真等により継続的に記録し、モニタリング結果などとともに公表する。工事終了後は原状復旧することを原則とし、詳細は土地や施設の管理者の意向を確認しながら決めていく。
p.事 7-3 図 7-2　南アルプスユネスコエコパークのゾーニングほか(山梨県部分)	（凡例） 計画路線（明かり部）	（凡例） 計画路線（地上部）
p.事 8-1	―	「8　これまでに実施した地質調査の概要」を追記
p.事 9-1	―	「9　土被りが小さいトンネル区間（山岳部）について」を追記
p.事 10-1	―	「10　工事着手までの流れと関係地域住民への説明について」を追記
p.環 1-1-1 表 1-1-1(1)　建設機械の大気質排出量	―	以下を追記 「クローラクレーン　250t 吊（1 次排出ガス対策型）」 「クローラクレーン　400t 吊（1 次排出ガス対策型）」
p.環 1-1-2 表 1-1-1(2)　建設機械の大気質排出量	「ラフテレーンクレーン　100t 吊（1 次排出ガス対策型）」 「ラフテレーンクレーン　250t 吊（1 次排出ガス対策型）」 「ラフテレーンクレーン　400t 吊（1 次排出ガス対策型）」	削除

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.環 1-4-46 図 1-4-2(20)　建設機械の稼働による大気質の距離減衰の状況 （予測地点 20　降下ばいじん（冬））	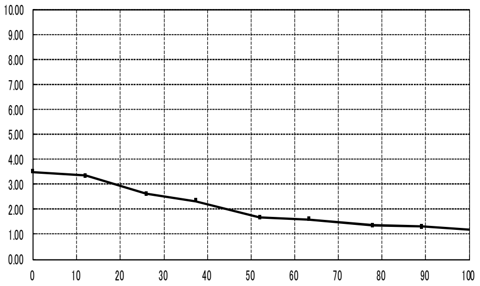	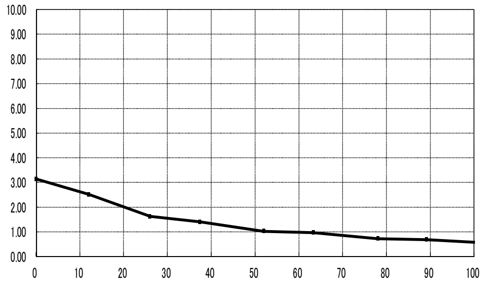
p.環 1-5-1 1-5 使用する気象データの期間代表性及び地域代表性による誤差の程度について	—	大気質の予測にあたっては、年平均濃度を予測するため、予測地点及び測定状況を踏まえ、下記のとおり設定した。 ①予測対象地域において通年の現地調査を実施している場合は、現地調査で得られたデータを気象条件として用いた。 ②現地調査が 4 季連続 1 週間測定の予測地点については、周辺に一般環境大気測定局があり、現地調査結果との相関係数が 0.7 以上の場合は、一般環境大気測定局の通年データを現地測定結果で補正し、気象条件として用いた。 ③現地調査が 4 季連続 1 週間測定の予測地点のうち、周辺に一般環境大気測定局がない場合及び周辺にあっても相関係数が 0.7 を下回る場合は、現地調査で得られた 4 季連続 1 週間のデータを用いた。 このうち、②及び③については、①の場合に比べて誤差のレベルが問題とならないかの検証を行った。まず、②の場合について、現地調査の 4 季連続 1 週間のデータによる予測結果と、一般環境大気測定局の通年データ（風向・風速）のうち同じ期間分のデータ、すなわち 4 季 1 週間のデータを抜き出して補正係数（一般環境大気測定局の風速が現地調査の風速の何倍になるかを計算してもとめたもの）を乗じ、そのデータによる予測結果との誤差を比較することで、補正した一般環境大気測定局のデータが現地の地域の気象を代表するものとして用いることができるかを地域代表性と定義して、検討を行った。 次に、③の場合について、4 季 1 週間のデータが通年のデータを代表できるかを期間代表性と定義して検討を行った。具体的には、通年データのある現地調査箇所又は一般環境大気測定局において、通年データによる予測結果と、4 季 1 週間分のデータのみを抜き出しそれによる予測結果との誤差を比較し検証を行った。以下にそれらの内容を示す。
p.環 1-8-1	—	「1-8 構造物の存在による風環境の変化について」を追記
p.環 2-1-1 表 2-1-1(1)　建設機械の騒音パワーレベル	—	以下を追記 「クローラクレーン　250t 吊」 「クローラクレーン　400t 吊」
p.環 2-1-2 表 2-1-1(2)　建設機械の騒音パワーレベル	「ラフテレーンクレーン　100t 吊」 「ラフテレーンクレーン　250t 吊」 「ラフテレーンクレーン　400t 吊」	削除
p.環 2-3-8 表 2-3-7　道路交通騒音	（調査期間） 平成 24 年 11 月 12 日（木）～11 月 13 日（金）	（調査期間） 平成 24 年 11 月 12 日（月）～11 月 13 日（火）

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
現地調査結果		
p.環 2-4-9 表 2-4-8　交通量現地調査結果	（調査期間） 平成 24 年 11 月 12 日（木）～11 月 13 日（金）	（調査期間） 平成 24 年 11 月 12 日（月）～11 月 13 日（火）
p.環 2-5-4 表 2-5-7　走行速度現地調査結果	（調査期間） 平成 24 年 11 月 12 日（木）～11 月 13 日（金）	（調査期間） 平成 24 年 11 月 12 日（月）～11 月 13 日（火）
p.環 2-7-36～38 図 2-7-1-3(1)～(3)　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の距離減衰の状況	（X 軸） 敷地境界からの距離(m)	（X 軸） 道路端部からの距離(m)
p.環 2-12-1 2-12 地下の走行に伴う騒音について	これらの設備の設置に加え、本線トンネルと非常口を接続するトンネルの壁面凹凸の減衰効果等により、非常口（山岳部）の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響は小さい。	これらの設備の設置に加え、本線トンネルと非常口を接続するトンネルの壁面凹凸の減衰効果等により、非常口（山岳部）の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響は小さい。 以上より、地下における列車の走行に係る騒音については、評価項目に選定しない。
p.環 2-12-1 2-12 地下の走行に伴う騒音について	なお、山梨リニア実験線での試験結果から開閉設備透過後のパワーレベルを設定（約 120dB）し、消音設備、多孔板の減衰効果を考慮した上で予測を行った結果、地下の走行に伴い非常口から発生する列車走行騒音は、約 23dB（換気口中心から 20m 離れ、1.2m 高さ）と予測し、列車走行に伴う騒音の影響はないと考える。	なお、山梨リニア実験線での試験結果から開閉設備透過後のパワーレベルを設定（約 120dB）し、消音設備、多孔板の減衰効果を考慮した上で予測を行った結果、地下の走行に伴い非常口から発生する列車走行騒音は、約 23dB（換気口中心から 20m 離れ、1.2m 高さ）と予測し、列車走行に伴う騒音の影響はないと考える。開閉設備透過後のパワーレベルの設定にあたっては、山梨リニア実験線模擬立坑の開閉設備の寸法が約 12m^2 であるのに対し、営業線での開閉設備の寸法が約 50m^2 であるため、透過後のパワーレベルが開閉設備の面積に比例すると考え以下の補正式にて、開閉設備透過後のパワーレベルを補正した。 ΔLs=10log(S1/S2) S1:営業線における開閉設備面積 S2:実験線における開閉設備面積
p.環 2-16-1	―	「2-16　事業者の見解で列車の走行に係る騒音の予測値を示した地点について」を追記
p.環 3-1-1 表 3-1-1(1)　建設機械の基準点振動レベル	―	以下を追記 「クローラクレーン　250t 吊」 「クローラクレーン　400t 吊」
p.環 3-1-2 表 3-1-1(2)　建設機械の基準点振動レベル	「ラフテレーンクレーン　100t 吊」 「ラフテレーンクレーン　250t 吊」 「ラフテレーンクレーン　400t 吊」	削除
p.環 3-2-1 3-2 環境振動現地調査結果	環境振動の現地調査結果を表 3-2-1～表 3-2-24 に示す。	環境振動の現地調査結果を表 3-2-1～表 3-2-24 に示す。なお、地盤の状況については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に基づく予測に必要となる、地盤種別について調査を行った。
p.環 3-3-1 3-3 道路交通振動現地調査結果	道路交通振動の現地調査結果を表 3-3-1～表 3-3-13 に示す。なお、調査地点の断面図は騒音と同様である。	道路交通振動の現地調査結果を表 3-3-1～表 3-3-13 に示す。調査地点の断面図は騒音と同様である。なお、地盤の状況については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に基づく予測に必要となる、地盤種別及び地盤卓越振動数について調査を行った。
p.環 3-5-5～7 図 3-5-2　資材及び機械の運搬に用いる車両の運	（X 軸） 敷地境界からの距離(m)	（X 軸） 道路端部からの距離(m)

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
行に係る振動の距離減衰の状況		
p.環 3-5-5～6 図 3-5-2(1)～(2)　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の距離減衰の状況	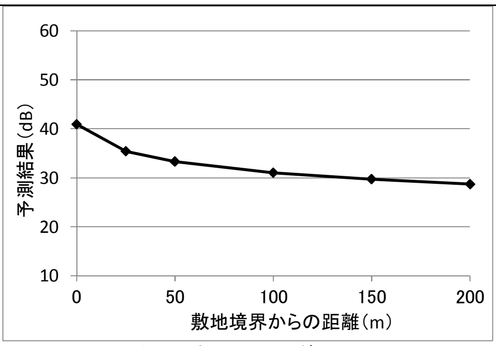 予測地点 05　県道 29 号 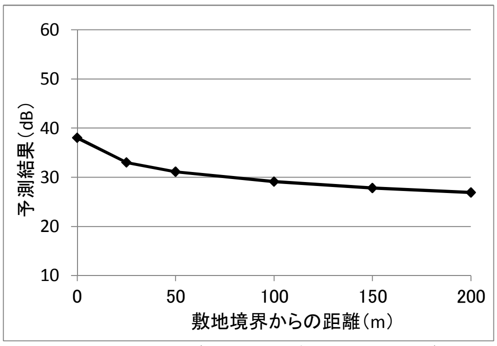 予測地点 06　県道 12 号（新山梨環状道路） 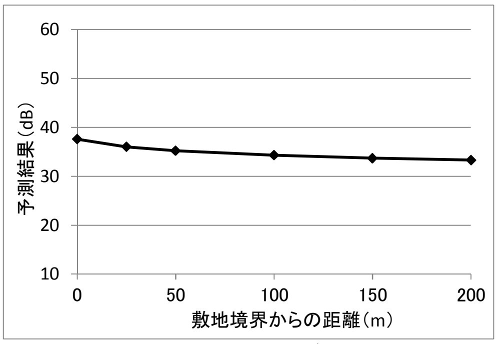 予測地点 07　県道 3 号	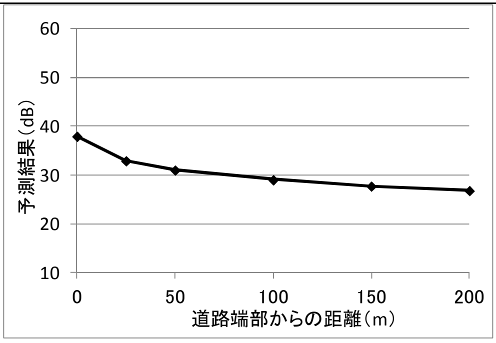 予測地点 05　県道 29 号 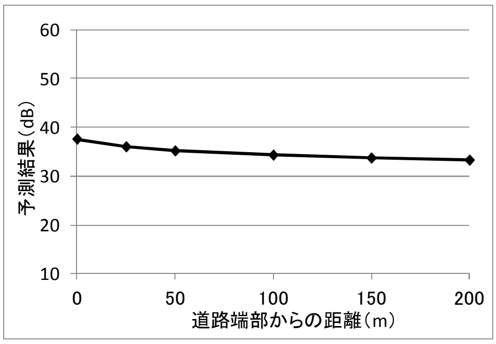 予測地点 06　県道 12 号（新山梨環状道路） 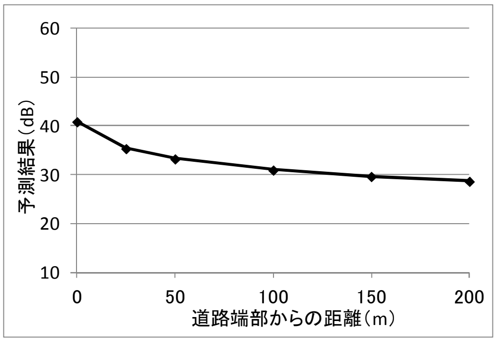 予測地点 07　県道 3 号
p.環 3-11-1	―	「3-11　地盤等の条件の違いによる影響について」を追記
p.環 3-12-1	―	「3-12　事業者の見解で列車の走行に係る振動の予測値を示した地点について」を追記
p.環 4-3-1 4-3-1 緩衝工	山梨リニア実験線では数値解析や走行試験等によって開発を推進し緩衝工の効果を検証しており、中央新幹線では図 4-3-1-2 に示す円形の形状の緩衝工を設置することを計画している。	山梨リニア実験線では数値解析や走行試験等によって開発を推進し緩衝工の効果を検証しており、中央新幹線では図 4-3-1-2 に示す円形の形状の緩衝工を設置することを計画している。 山梨リニア実験線においても、緩衝工を設置することで微気圧波を低減することを確認している。また、試験的に入口緩衝工の延長を約 3 倍にした場合、微気圧波が約 5 割低減できることを確認していることからも、緩衝工を延長することで微気圧波を低減できると考える。
p.環 5-1-1 5-1 列車走行に伴う低周波音について	実際、実験線の明かり部の標準桁で測定を行った結果では、たわみは最大 1mm 程度となっており、低周波音に関する苦情も発生していない。	実際、実験線の地上部の標準桁で測定を行った結果では、たわみは最大 1mm 程度となっており、低周波音に関する苦情も発生していない。

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.環 5-1-1 5-1 列車走行に伴う低周波音について	これは、建物のガタつきに関する目安値である「トンネル坑口緩衝工の設置基準（案）」（山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成 20 年 4 月）の、「民家近傍で微気圧波のピーク値が 20Pa 以上」を下回っており、沿線への影響は小さい。	これは、建物のガタつきに関する目安値である「トンネル坑口緩衝工の設置基準（案）」（山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成 20 年 4 月）の、「民家近傍で微気圧波のピーク値が 20Pa 以上」を下回っており、沿線への影響は小さい。 なお、万が一、列車走行により路線近傍の民家において建具のガタつきが発生した場合、列車走行との因果関係を把握し、必要に応じ適切な対応を行う。
p.環 7-5-1	—	「7-5 環境保全措置の具体的な内容」を追記
p.環 7-6-1	—	「7-6 早川町内で実施した水平ボーリングについて」を追記
p.環 8-1-4	「8-1-2 解析条件」	「(4) 解析条件」
p.環 8-1-5	—	「8-1-2 水収支解析の検証」を追記
p.環 8-1-7	—	「8-1-3 解析範囲と地質条件」を追記
p.環 8-3-1 8-3　高架橋施工に伴う水資源への影響（甲府盆地付近の状況）	さらに、高架橋等の基礎掘削部は帯水層を連続的に全面的に締切るのではなく、橋脚毎に間隔をあけて施工する計画であり、浅層地下水の地下水流動を大きく遮断・阻害することはない。したがって、自噴するものも含めて周辺井戸などに対して大きな影響を与えることはないと考えている。 なお、甲府盆地の水理地質と現地調査等による自噴状況は、図 8-3-3 や表 8-3-1、表 8-3-2 に示すとおりであり、計画路線周辺において自噴する井戸が存在することは、把握している。	さらに、高架橋等の基礎掘削部は帯水層を連続的に全面的に締切るのではなく、橋脚毎に間隔をあけて施工する計画であり、浅層地下水の地下水流動を大きく遮断・阻害することはない。したがって、自噴するものも含めて周辺井戸などに対して大きな影響を与えることはないと考えている。 一部の長大橋りょう等において、基礎形式にケーソン基礎を採用する場合は主に河川部を想定している。また、河川部以外でケーソン基礎を採用する場合がある。一方で、ケーソンの径は約 10m 程度、橋脚間隔は短くても約 80m 程度を想定しているため、施工にあたって河川や帯水層を連続的に締め切ることはなく河川の流動や地下水の流動を大きく阻害するものではないこと、また、適切な止水性の高い施工方法を採用することにより、水資源への影響は小さいと考えている。なお、周辺に住居等が存在する箇所でニューマチックケーソン工法を用いる場合は、適切に計測管理を行うため、圧気による周辺への影響はない。 なお、甲府盆地の水理地質と現地調査等による自噴状況は、図 8-3-3 や表 8-3-1、表 8-3-2 に示すとおりであり、計画路線周辺において自噴する井戸が存在することは、把握している。
p.環 8-3-2～3 図 8-3-1　基礎工等の掘削工事概要	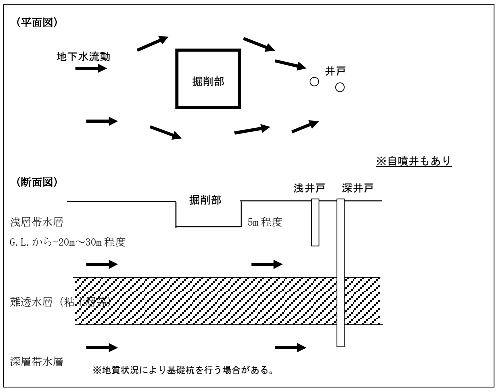 図 8-3-1　基礎工等の掘削工事概要	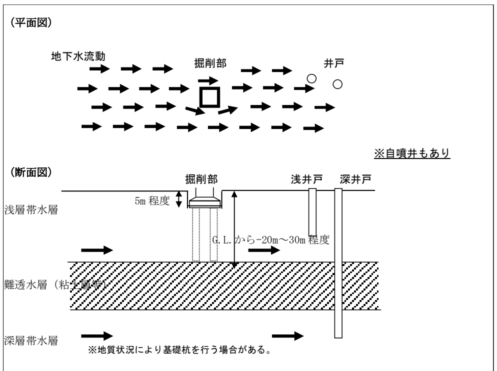 図 8-3-1(1)　基礎工等の掘削工事概要（直接基礎・基礎杭）

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>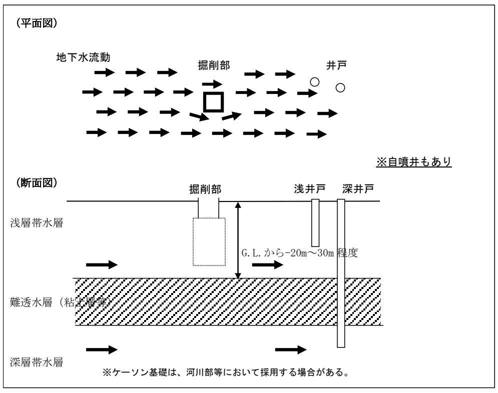

図 8-3-1(2)　基礎工事等の掘削工事概要（ケーソン基礎）</td></tr>
<tr><td>p.環 8-4-1
8-4-1　実験線区間の水資源等への影響検討について</td><td>山梨リニア実験線においては、工事に先立ち、実験線区間のトンネル掘削に伴う水資源等への影響検討を行っており、その結果は表 8-4-1 のとおりである。</td><td>山梨リニア実験線においては、工事に先立ち、実験線区間のトンネル掘削に伴う代表的な水資源等への影響検討を行っており、その結果は表 8-4-1 のとおりである。</td></tr>
<tr><td>p.環 8-4-1
表 8-4-1　影響検討結果</td><td>表 8-4-1　影響検討結果
<table>
<tr><th>位　置　・　場　所</th><th>影響検討結果</th></tr>
<tr><td>境川村～御坂町
①竹居～上黒駒間のトンネル</td><td>この区間の地質は、基盤層に亀裂が発達しており、地下水位下の施工となるため、地下水位の低下が予測され、路線周辺の井戸等の一部に影響があることが予測される。</td></tr>
<tr><td>御坂町～大月市笹子町
②上黒駒～奥野沢間のトンネル</td><td>この区間の地質は、基盤層は揉まれており、トンネル掘削に伴う地下水位の低下により狩屋野川の流量が影響をうけ減少すると予測される。</td></tr>
<tr><td>大月市笹子町～都留市小形山
③奥野沢～丸田沢間のトンネル</td><td>この区間の地質は、基盤層は揉まれており、割れ目も発達し、それに沿って粘土化もしている。トンネル掘削に伴う地下水位の低下により奥野沢、穴沢及び日影沢の流量が影響をうけ減水すると予測される。</td></tr>
<tr><td>大月市笹子町～都留市小形山
④丸田沢～中谷間のトンネル</td><td>この区間の地質は比較的固結度がよく透水性も小さい。また、この区間の沢は降雨量に左右され、付替が可能なことから影響はほとんどないものと考えられる。</td></tr>
<tr><td>都留市小形山～朝日曽雌
⑤九鬼～大平間のトンネル</td><td>この区間の地質は、比較的固結度もよく透水性も小さいため、影響はほとんどないと考えられる。</td></tr>
<tr><td>都留市小形山～朝日曽雌
⑥大平～朝日曽雌間のトンネル</td><td>この区間の地質は、比較的固結度もよく透水性も小さいため、影響はほとんどないと考えられる。</td></tr>
<tr><td>朝日曽雌～南都留郡秋山村
⑦朝日曽雌～大の入川間のトンネル</td><td>この区間の地質は全体的には良好である、しかし、付近の断層の影響により一部基盤が風化していることも考えられ、棚ノ入沢が影響を受けることが予測される。</td></tr>
<tr><td>朝日曽雌～南都留郡秋山村
⑧大の入川～安寺沢間のトンネル</td><td>この区間の地質は全体的には良好である、しかし、付近の断層の影響により一部基盤が風化していることも考えられ、暮ヶ沢が影響を受けることが予測される。</td></tr>
</table></td><td>表 8-4-1-1　影響検討結果
<table>
<tr><th>位　置　・　場　所</th><th>影響検討結果</th><th>水資源の減少、枯渇等の状況</th></tr>
<tr><td>境川村～御坂町
①竹居～上黒駒間のトンネル</td><td>この区間の地質は、基盤層に亀裂が発達しており、地下水位下の施工となるため、地下水位の低下が予測され、路線周辺の井戸等の一部に影響があることが予測される。</td><td>天川流域において減渇水が確認された。</td></tr>
<tr><td>御坂町～大月市笹子町
②上黒駒～奥野沢間のトンネル</td><td>この区間の地質は、基盤層は揉まれており、トンネル掘削に伴う地下水位の低下により狩屋野川の流量が影響をうけ減少すると予測される。</td><td>狩屋野川流域のほか、戸倉川流域、達沢流域において減渇水が確認された。</td></tr>
<tr><td>大月市笹子町～都留市小形山
③奥野沢～丸田沢間のトンネル</td><td>この区間の地質は、基盤層は揉まれており、割れ目も発達し、それに沿って粘土化もしている。トンネル掘削に伴う地下水位の低下により奥野沢、穴沢及び日影沢の流量が影響をうけ減水すると予測される。</td><td>日影沢流域において減渇水が確認された。
奥野沢川流域、カラ沢（穴沢）流域においては、明確な流量の減少は確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>大月市笹子町～都留市小形山
④丸田沢～中谷間のトンネル</td><td>この区間の地質は比較的固結度がよく透水性も小さい。また、この区間の沢は降雨量に左右され、付替が可能なことから影響はほとんどないものと考えられる。</td><td>明確な流量の減少は確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>都留市小形山～朝日曽雌
⑤九鬼～大平間のトンネル</td><td>この区間の地質は、比較的固結度もよく透水性も小さいため、影響はほとんどないと考えられる。</td><td>朝日小沢流域において減渇水が確認された。</td></tr>
<tr><td>都留市小形山～朝日曽雌
⑥大平～朝日曽雌間のトンネル</td><td>この区間の地質は、比較的固結度もよく透水性も小さいため、影響はほとんどないと考えられる。</td><td>明確な流量の減少は確認されなかった。</td></tr>
<tr><td>朝日曽雌～南都留郡秋山村
⑦朝日曽雌～大の入川間のトンネル</td><td>この区間の地質は全体的には良好である、しかし、付近の断層の影響により一部基盤が風化していることも考えられ、棚ノ入沢が影響を受けることが予測される。</td><td>棚ノ入沢流域において減渇水が確認された。</td></tr>
<tr><td>朝日曽雌～南都留郡秋山村
⑧大の入川～安寺沢間のトンネル</td><td>この区間の地質は全体的には良好である、しかし、付近の断層の影響により一部基盤が風化していることも考えられ、暮ヶ沢が影響を受けることが予測される。</td><td>暮ヶ沢流域においては、明確な流量の減少は確認されなかった。
一方で、秋山カントリークラブ付近の沢において減渇水が確認された。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.環 8-4-2
8-4-2　工事中の影響及び対応</td><td>地元と協議の上、測定箇所を選定して継続的に流量観測を行い、減水の兆候を事前に把握するよう努めた。また、より精緻な調査のため一部の地区については、観測用の井戸を設けるなどの対応をとった。その結果、竹居～上黒駒間のトンネル、上黒駒～奥野沢間のトンネル、朝日曽雌～大の入川間のトンネル、大の入川～安寺沢間のトンネルにおいて流量の減少等が観測されたが、住民（水利用者）の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施しており、その後も流量観測を継続し、住民の皆様と協議をしながら、必要な恒久対策を実施している。</td><td>実験線の影響予測においては、一部において影響があると予測されたこと、代表的な河川を抽出しており、それ以外の河川に減渇水が生じる可能性もあることから地元と協議の上、測定箇所を選定して継続的に流量観測を行い、減水の兆候を事前に把握するよう努めた。また、より精緻な調査のため一部の地区については、観測用の井戸を設けるなどの対応をとった。その結果、竹居～上黒駒間のトンネル、上黒駒～奥野沢間のトンネル、朝日曽雌～大の入川間のトンネル、大の入川～安寺沢間のトンネルにおいて流量の減少等が観測されたが、住民（水利用者）の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施しており、その後も流量観測を継続し、住民の皆様と協議をしながら、必要な恒久対策を実施している。</td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p.環 8-4-2 8-4-3　トンネル工事実施時の水資源に対する対応の基本的な考え方	施工中は河川流量、井戸水位観測、水質調査等の水文調査を継続的に行い、トンネル掘削に伴う湧水で地表水の枯渇減少等により地表水利用に対する影響監視を継続的に実施する。工事中に減水・渇水などの兆候が認められた地区については、住民（水利用者）の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施する。具体的には、揚水井戸を設け水道設備に供給したり、トンネル湧水を簡易水道に供給したりする等の対策を実施する。	山梨リニア実験線区間での影響検討と、本評価書における予測は、ともに水文・地質学的検討を基本に定性的に行っており、水収支解析を実施し定量的に予測している南アルプス区間を除き予測の考え方には基本的に違いはない。そのため施工中は河川流量、井戸水位観測、水質調査等の水文調査を継続的に行い、トンネル掘削に伴う湧水で地表水の枯渇減少等により地表水利用に対する影響監視を継続的に実施する。工事中に減水・渇水などの兆候が認められた地区については、住民（水利用者）の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施する。具体的には、揚水井戸を設け水道設備に供給したり、トンネル湧水を簡易水道に供給したりする等の対策を実施する。
p.環 9-1-1 9-1 掘削土に含まれる自然由来重金属等の調査について	また、汚染のおそれのある掘削土が確認された場合においては、現場内および周辺への重金属等の拡散を防止するために、被覆、遮水工等の適切かつ合理的な対策工を立案し、施工管理を行うとともに、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（環境省）」等を踏まえながら、土壌汚染対策法等の関係法令を遵守し、適切に運搬、処理を実施していく。	また、汚染のおそれのある掘削土が確認された場合においては、現場内および周辺への重金属等の拡散を防止するために、被覆、遮水工等の適切かつ合理的な対策工を立案し、施工管理を行うとともに、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（環境省）」等を踏まえながら、土壌汚染対策法等の関係法令を遵守し、適切に運搬、処理を実施していく。工事において基準不適合土壌が発生した場合は、その都度、山梨県及び関係市町に報告するとともに、地元の方々にもお知らせし、適切な対策を講じる。
p.環 13-1-2 13-1-2 国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の基準について	なお、低レベルの磁界の長期曝露の影響については、世界保健機関（WHO）及び ICNIRP によりレビューが行われたが、明確な影響の証拠といえるものはなく、WHO は 2007 年 6 月のファクトシート No.322 において、恣意的に低いばく露制限値を採用する政策は是認されるべきではないことを述べている。	なお、低レベルの磁界の長期曝露の影響については、世界保健機関（WHO）及び ICNIRP によりレビューが行われたが、明確な影響の証拠といえるものはなく、WHO は 2007 年 6 月のファクトシート No.322 において、恣意的に低いばく露制限値を採用する政策は是認されるべきではないことを述べている。長期暴露の影響については、今後も知見の収集に努めていく。
p.13-8-1～2 13-8 磁界の測定結果について	山梨リニア実験線で計測した磁界を付属資料 1～11 に示す。各付属資料の内容およびその測定箇所については下記のとおりである。なお、この測定作業は、平成 25 年 12 月 5 日に沿線各都県市（東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、相模原市、山梨県、静岡県、静岡市、長野県、岐阜県、愛知県、名古屋市）の環境審査会と自治体担当者の計 20 名及び報道各社の立会のもと、公開した。 付属資料 1　超電導リニアの磁界測定データについて 付属資料 2　測定地点図 付属資料 3　測定地点Ⅰ—都留保守基地 ・環境影響評価準備書に記載の実測値測定点 1（超電導磁石から水平 6m 地点） 付属資料 4　測定地点Ⅱ—車両基地近傍 ・浅深度地下トンネル模擬点・・・トンネル上の土被り約 2m 地点の地上高さ 0.5m 付属資料 5　測定地点Ⅲ—乗降装置・車内 ・駅の乗降装置内（高さ 0.5, 1.0, 1.5m の最	山梨リニア実験線の沿線における磁界の測定データについては、環境影響評価準備書において、測定点 1（超電導磁石から水平 6m の位置：付属資料 4 を参照）で 0.19mT、測定点 2（高架下 8m の位置：付属資料 8 を参照）で 0.02mT という結果を提示した。本測定データ自体は、平成 9 年 3 月に山梨県及び山梨大学の立会いのもとに当社が計測したものであり、平成 10 年 6 月の（公財）鉄道総合技術研究所の論文”Environmental Magnetic Fields in the Yamanashi Test Line, T.SASAKAWA et al, QR of RTRI, Vol.39, No.2”（付属資料 1 を参照）にて報告された公知のものである。 また、山梨リニア実験線において、平成 25 年 12 月 5 日に沿線各都県市（東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、相模原市、山梨県、静岡県、静岡市、長野県、岐阜県、愛知県、名古屋市）の環境審査会と自治体担当者の計 20 名及び報道各社の立会のもと、公開で実施した測定作業において計測した磁界データを付属資料 2

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
	大値） ・超電導リニア車両内（出入台、貫通路、客室２か所の各箇所における高さ 0.3､1.0､1.5m での最大値） 付属資料６　測定地点Ⅳ―都留市大原 ・環境影響評価準備書に記載の予測値予測地点 02・・・高架橋高さ約 25m 地点の地上高さ 1.5m 付属資料７　測定地点Ｖ―大月市初狩 ・環境影響評価準備書に記載の予測値予測地点 03・・・高架橋高さ約 5m 地点の地上高さ 1.5m ･環境影響評価準備書に記載の実測値測定点２（高架下 8m 地点） 付属資料８　測定地点Ⅵ―大月市黒野田 ・大深度地下トンネル模擬点・・・トンネル上の土被り約 37m 地点の地上高さ 0.5m 付属資料９　(参考資料１)磁界に関わる法令等及び当社の考え方 付属資料 10　(参考資料 2)使用した磁界の測定機器と数値の読み取り 付属資料 11　(参考資料 3)磁界測定作業公開時の配布資料に記載した 12/4 測定データ なお、心臓ペースメーカ等への対応について、当日の測定結果をもとに整理した結果を付属資料 12 に示す。 付属資料 12　(参考資料 4)心臓ペースメーカ等への対応について	～12 に示す。測定方法については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について（平成 24 年８月１日国鉄技第 42 号）」によって通達された「特殊鉄道告示の解釈基準」に規定された IEC62110(2009)及び IEC/TS62597(2011)に則っている。 平成 25 年 12 月５日の磁界測定公開時の測定結果の有効性については、付属資料２にも記載があるが、次のように公知の事実となっている。 ・当社の測定方法が国際基準に則った適切なものであることを、電磁気学の専門家にご確認頂いた、具体的には愛知県環境影響評価審査会リニア中央新幹線部会委員の藤原修・名古屋工業大学名誉教授（電磁環境工学）から、国際基準に則った方法により測定していること、測定方法に問題ないとのコメントを頂いており新聞等で報道もなされている。 また、環境影響評価準備書における実測値の有効性についても、次の事実から明らかである。 ・環境影響評価準備書の測定点１（超電導磁石から水平 6m の位置：付属資料４を参照）及び測定点２（高架下 8m の位置：付属資料８を参照）の山梨県及び山梨大学立ち会いによる実測値に対して、上記のとおり測定方法の有効性が確認された中で行われた平成 25 年 12 月５日の磁界測定の公開における測定値は同等（測定点 1＝0.19mT（準備書）、0.19mT（公開時測定値）、測定点 2＝0.02mT（準備書）、0.021mT（公開時測定値））であり、値が一貫していることを確認し、準備書に記載の実測値についても改めて有効性を確認した。 なお、各付属資料の内容およびその測定箇所については下記のとおりである。 付属資料 1　山梨リニア実験線における沿線磁界に関する論文 付属資料 2　超電導リニアの磁界測定データについて 付属資料３　測定地点図 付属資料４　測定地点Ｉ―都留保守基地 ･環境影響評価準備書に記載の実測値測定点１（超電導磁石から水平 6m 地点） 付属資料５　測定地点Ⅱ―車両基地近傍 ・浅深度地下トンネル模擬点・・・トンネル上の土被り約 2m 地点の地上高さ 0.5m 付属資料６　測定地点Ⅲ―乗降装置・車内 ・駅の乗降装置内（高さ 0.5, 1.0, 1.5m の最大値） ・超電導リニア車両内（出入台、貫通路、客室２か所の各箇所における高さ 0.3､1.0､1.5m での最大値）

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		付属資料7　測定地点Ⅳ―都留市大原 ・環境影響評価準備書に記載の予測値予測地点02・・・高架橋高さ約25m地点の地上高さ1.5m 付属資料8　測定地点Ⅴ―大月市初狩 ・環境影響評価準備書に記載の予測値予測地点 03・・・高架橋高さ約 5m 地点の地上高さ1.5m ・環境影響評価準備書に記載の実測値測定点2（高架下8m地点） 付属資料9　測定地点Ⅵ―大月市黒野田 ・大深度地下トンネル模擬点・・・トンネル上の土被り約37m地点の地上高さ0.5m 付属資料 10　(参考資料 2)磁界に関わる法令等及び当社の考え方 付属資料 11　(参考資料 3)使用した磁界の測定機器と数値の読み取り 付属資料 12　(参考資料 4)磁界測定作業公開時の配布資料に記載した12/4測定データ 　なお、心臓ペースメーカ等への対応について、当日の測定結果をもとに整理した結果を付属資料13に示す。 付属資料 13　(参考資料 5)心臓ペースメーカ等への対応について
p.環 13-9-1	—	「13-9 磁界に関する基本的な内容について」を追記
p.環 14-6-1	—	「14-6 確認調査（動物）の結果」を追記
p.環 14-7-1	—	「14-7 山梨リニア実験線延伸工事における希少猛禽類への対応について」を追記
p.環 15-6-1	—	「15-6 外来種の拡大抑制に関する事例」を追記
p.環 15-7-1	—	「15-7 林縁保護植栽の成功事例」を追記
p.環 15-8-1		「15-8 重要な種の移植・播種の手法」を追記
p.環 15-9-1	—	「15-9 確認調査（植物）の結果」を追記
p.環 16-3-1	—	「16-3 生態系におけるハビタットの機能等の変化に対する予測について」を追記
p.環 17-1-22～23	—	「(3) 景観検討会における意見の概要」を追記
p.環 18-1-1 18-1-1 建設工事に伴う工種ごとの副産物発生量	一方、対象事業実施区域外への搬出量のうち、早川町で発生する建設発生土の一部については、早川町塩島地区付近に計画する発生土置き場及び山梨県が計画している早川・芦安連絡道路等の造成において、活用することを見込んでいる。	一方、対象事業実施区域外への搬出量のうち、早川町で発生する建設発生土の一部については、早川町塩島地区付近に計画する発生土置き場及び山梨県が計画している早川・芦安連絡道路等の造成において、活用することを見込んでいる。 また、リニア駅周辺の基盤整備においても、富士川町や早川町で発生する建設発生土の一部について有効利用していくことを、今後、整備を計画している山梨県等と協議しながら検討していく。

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.環 18-1-3
表 18-1-2-2　トンネル工事による建設発生土の発生場所毎の活用先等の状況</td><td>

表 18-1-2-2　トンネル工事による建設発生土の発生場所毎の活用先等の状況

<table>
<tr><th>①発生場所</th><th>②発生量
（万 m^3）</th><th>③活用先、
未確定等の別</th><th>④建設発生土の運搬に係る車両の最大台数（台／月）[注1]</th><th>⑤車両台数が最大となる時期</th></tr>
<tr><td>坑口（非常口）
延長約 400m
（上野原市
秋山安寺沢）</td><td>32.6</td><td>未定</td><td>3,453 台／月</td><td>工事開始後 1 年目</td></tr>
<tr><td>坑口
（富士川町最勝寺）</td><td>12.9</td><td rowspan="3">高下地区造成工事</td><td rowspan="2">8,470 台／月</td><td rowspan="2">工事開始後 6 年目</td></tr>
<tr><td>坑口（非常口）
延長約 300m
（富士川町小室）</td><td>43.2</td></tr>
<tr><td>坑口
（富士川町高下）</td><td>181.9</td><td>－[注2]</td><td>－[注2]</td></tr>
<tr><td>坑口（非常口）
延長約 1,800m
（早川町新倉）</td><td>94.2</td><td rowspan="3">発生土置き場
（塩島地区）
早川・芦安連絡道路ほか</td><td rowspan="3">11,963 台／月</td><td rowspan="3">工事開始後 6 年目</td></tr>
<tr><td>坑口（非常口）
延長約 2,500m
（早川町新倉）</td><td>84.2</td></tr>
<tr><td>坑口（非常口）
延長約 3,900m
（早川町新倉）</td><td>147.5</td></tr>
</table>

注 1. 建設発生土運搬に係る工事用車両通行ルート上の最大台数（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数を含む）。
注 2. 高下地区内での現場内運搬となるため未記載。

</td><td>

表 18-1-2-2　トンネル工事による建設発生土の発生場所毎の活用先等の状況

<table>
<tr><th>①発生場所[注1]</th><th>②発生量
（万 m^3）</th><th>③活用先、
未確定等の別</th><th>④建設発生土の運搬に係る車両の最大台数（台／月）[注2]</th><th>⑤車両台数が最大となる時期</th></tr>
<tr><td>坑口（非常口）
（上野原市
秋山安寺沢）</td><td>32.6</td><td>未定</td><td>3,453 台／月</td><td>工事開始後 1 年目</td></tr>
<tr><td>坑口
（富士川町最勝寺）</td><td>12.9</td><td rowspan="3">高下地区造成工事
リニア駅周辺基盤整備[注4]</td><td rowspan="2">8,470 台／月</td><td rowspan="2">工事開始後 6 年目</td></tr>
<tr><td>坑口（非常口）
（富士川町小室）</td><td>43.2</td></tr>
<tr><td>坑口
（富士川町高下）</td><td>181.9</td><td>－[注3]</td><td>－[注3]</td></tr>
<tr><td>坑口（非常口）東側
（早川町
新倉（青崖））</td><td>94.2</td><td rowspan="3">発生土置き場
（塩島地区）
早川・芦安連絡道路
リニア駅周辺基盤整備[注4]
ほか</td><td rowspan="3">11,963 台／月</td><td rowspan="3">工事開始後 6 年目</td></tr>
<tr><td>坑口（非常口）西側
（早川町
新倉（青崖））</td><td>84.2</td></tr>
<tr><td>坑口（非常口）
（早川町
新倉（広河原））</td><td>147.5</td></tr>
</table>

注 1. 位置については、資料編「3-6 本線トンネル及び非常口（山岳部）の計画」を参照。
注 2. 建設発生土運搬に係る工事用車両通行ルート上の最大台数（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数を含む）。
注 3. 高下地区内での現場内運搬となるため未記載。
注 4. 今後の山梨県等との協議の状況や他の活用先の決定状況により変更の可能性がある。

</td></tr>
<tr><td>p.環 18-1-3
表 18-1-2-3　トンネル工事による建設発生土の活用先の状況</td><td>

表 18-1-2-3　トンネル工事による建設発生土の活用先の状況

<table>
<tr><th>①発生土置き場等の名称</th><th>②設置場所</th><th>③最大搬入量
（万 m^3）</th><th>④最大面積
（万 m^2）</th></tr>
<tr><td>発生土置き場
（塩島地区）</td><td>早川町大原野塩島地区</td><td>4.1[注1]</td><td>1.1[注1]</td></tr>
</table>

注 1. 現時点での想定数量であり、今後の手続き等によって変更の可能性がある。

</td><td>

表 18-1-2-3　トンネル工事による建設発生土の活用先の状況

<table>
<tr><th>①発生土置き場等の名称</th><th>②設置場所</th><th>③最大搬入量
（万 m^3）[注1]</th><th>④最大面積
（万 m^2）[注1]</th></tr>
<tr><td>発生土置き場
（塩島地区）</td><td>早川町大原野塩島地区</td><td>4.1</td><td>1.1</td></tr>
<tr><td>高下地区造成工事</td><td>富士川町高下地区</td><td>約 240</td><td>約 11</td></tr>
<tr><td>早川・芦安連絡道路</td><td>早川町奈良田
南アルプス市芦安</td><td>約 160[注2]</td><td>約 7[注2]</td></tr>
<tr><td>リニア駅周辺基盤整備</td><td>甲府市大津町周辺</td><td>約 45[注2]</td><td>約 24[注2]</td></tr>
</table>

注 1. 現時点での想定数量であり、今後の手続き等によって変更の可能性がある。
注 2. 山梨県より情報提供があった数字を記載している。

</td></tr>
<tr><td>p.環 18-3-1
(1) 基本方針</td><td>建設発生土の取扱いについては、本事業内での再利用及び他の公共事業などへの有効利用に努めるが、いずれの方法も困難な場合は新たに発生土置き場の設置が必要となる。
新たな発生土置き場については、現時点では、本事業からの発生土が増大する時期に受入れ可能となる公共事業・その他民間事業の遂行状況が想定し難く、また、時期や規模等を含めた必要性が判断できない現時点では地権者を含めた関係者への接触が適切ではないと考えられることから、具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難である。</td><td>建設発生土の取扱いについては、本事業内での再利用又は公共事業・その他民間事業での有効利用のいずれの方法でも発生土の利活用が困難な場合、新たな発生土置き場が必要となる。
新たな発生土置き場については、現時点では、本事業からの発生土が増大する時期に受入れ可能となる公共事業・その他民間事業の遂行状況が想定し難く、また、時期や規模等を含めた必要性が判断できない現時点では地権者を含めた関係者への接触が適切ではないと考えられることから、具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難である。
今後必要となる新たな発生土置き場については、環境への影響が大きい施設であることから、候補地が決定次第、新たな発生土置き場の規模、現地の周辺状況、保全対象となる施設等の分布を考慮し、自主的な取り組みとして、調査及び影響検討を実施したうえで、必要な環境保全措置、事後調査及びモニタリングの計画を策定する。これらについては、適切な時期において公表していく計画である。
また、新たな発生土置き場の設置に当たっては、法令等を遵守することはもとより、事業者として誠実に取り組む考えである。</td></tr>
<tr><td>p.環 18-3-1
(2) 建設発生土の再利用等について</td><td>建設発生土約 672.1 万 m^3 の内、本事業内での再利用については、約 36%にあたる約 240 万 m^3 を富士川町高下地区付近における変電施設及び保守基地の造成に活用することを考えている。また、公共事業等への有効利用については、早川町で発生する建設発生土の一部を、山梨県が計画している早川・芦安連絡道路の造成において有効利用されることを見込んでいる。</td><td>建設発生土約 672.1 万 m^3 の内、本事業内での再利用については、約 36%にあたる約 240 万 m^3 を富士川町高下地区付近における変電施設及び保守基地の造成に活用することを考えている。また、公共事業等への有効利用については、早川町で発生する建設発生土の一部を、山梨県が計画している早川・芦安連絡道路の造成において有効利用されることを見込んでいる。</td></tr>
</table>

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
		さらに、リニア駅周辺の基盤整備においても、富士川町や早川町で発生する建設発生土の一部について有効利用していくことを、今後、整備を計画している山梨県等と協議しながら検討していく。
p.環 18-3-3 (2) 建設発生土の再利用等について	一方、新たな発生土置き場の設置が必要となる場合は、評価書「9-7 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設に関する環境保全措置」に記載した環境保全措置の内、必要と位置付けた環境保全措置を実施し、そのうち環境保全措置の効果に不確実性がある動物・植物・生態系については、その効果を事後調査により確認することとしている。また、環境保全措置をより具体化するにあたっては、今後、必要な項目について、調査及び影響検討等を行う。	一方、本事業内での再利用または公共事業・その他民間事業等での有効利用が困難な場合は、新たな発生土置き場の設置が必要となるが、その場合については、(1) 基本方針に記載した考え方に従って対応していくこととする。
p.環 18-3-4	—	「(4) ストックヤードについて」を追記
p.環 18-5-1	—	「18-5　廃棄物の再生利用等の方法と目標とする量」を追記
p.環 18-6-1	—	「18-6　建設発生土の有効利用に伴う調査及び影響検討について」を追記
p.環 19-3-1	—	「19-3　CO_2 削減のための具体的な取り組みとその効果について」を追記
p.環 20-2-2 (2) 影響要因ごとの検討結果について	—	なお、現在供用されている道路である、新山梨環状道路南区間、中部横断自動車道及び国道 52 号や、その他の幹線道路からの影響については、関連する評価項目において、現在の環境状態として取り込まれ、調査、予測及び評価に反映されている。
p.環 21-3 21　富士川町高下地区における環境影響の検討状況について	【動　物】 高下地区で確認した重要な種は以下の33種である。そのうち、直接改変等により「生息環境の一部が保全されない可能性がある」と予測したミゾゴイ、サシバについては、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保」等の保全措置を講ずることとした。	【動　物】 高下地区で確認した重要な種は以下の33種である。そのうち、直接改変等により「生息環境の一部が保全されない可能性がある」と予測したミゾゴイ、サシバについては、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保」等の保全措置を講ずることとした。
p.環 21-3 21　富士川町高下地区における環境影響の検討状況について	【植　物】 高下地区で確認した重要な種は以下の14種である。そのうち、直接改変等により「生育環境の一部が保全されない可能性がある」等と予測したイワオモダカ、カンアオイ、ウスゲチョウジタデ、タチキランソウ、ヤマユリ、エビネ、エビラシダ、ツルカノコソウについては、「重要な種の移植・播種」、「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保」等の保全措置を講ずることとした。	【植　物】 高下地区で確認した重要な種は以下の14種である。そのうち、直接改変等により「生育環境の一部が保全されない可能性がある」等と予測したイワオモダカ、カンアオイ、ウスゲチョウジタデ、タチキランソウ、ヤマユリ、エビネ、エビラシダ、ツルカノコソウについては、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生育環境の確保」、「重要な種の移植・播種」等の保全措置を講ずることとした。
p.環 21-3 21　富士川町高下地区における環境影響の検討状況について	【生態系】 高下地区については、地域を特徴づける生態系として里地・里山の生態系（巨摩・赤石地域）と位置づけた。また、注目種として、上位性の種はホンドキツネ（哺乳類）、サシバ（鳥類）、典型性の種はミゾゴイ（鳥類）、シジュウカラ（鳥類）、アカハライモリ（両生類）、オオムラサキ（昆虫類）を選定した。そのうち、直接改変等により「ハビタットの	【生態系】 高下地区については、地域を特徴づける生態系として里地・里山の生態系（巨摩・赤石地域）と位置づけた。また、注目種として、上位性の種はホンドキツネ（哺乳類）、サシバ（鳥類）、典型性の種はミゾゴイ（鳥類）、シジュウカラ（鳥類）、アカハライモリ（両生類）、オオムラサキ（昆虫類）を選定した。そのうち、直接改変等により「ハビタットの

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書
の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td></td><td>一部が保全されない可能性がある」等と予測したサシバ、ミゾゴイについては、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保」等の保全措置を講ずることとした。</td><td>一部が保全されない可能性がある」等と予測したサシバ、ミゾゴイについては、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保」等の保全措置を講ずることとした。</td></tr>
<tr><td>p.環 22-1
22　モニタリング等について</td><td>本編第 10 章に示す事後調査とは別に、工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして表 22-1 及び表 22-2 に示す工事期間中のモニタリング及び完成後の測定を実施し、希少動植物に関する情報および個人に関する情報など非公開とすべき情報を除き、結果について公表していく。
また、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境影響の大きい付帯施設（発生土置き場）についても、表 22-3 を基本として実施することを考えているが、地域の特性や発生土置き場の改変の規模等により変更する場合があり、必要により専門家の助言等を踏まえて実施し、結果について公表していく。</td><td>本編第 10 章に示す事後調査とは別に、工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして表 22-1 及び表 22-2 に示す工事期間中及び完成後のモニタリングを実施し、希少動植物の確認位置に関する情報及び個人に関する情報など非公開とすべき情報を除き、結果について公表していく。
また、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境影響の大きい付帯施設（発生土置き場）についても、表 22-3 を基本として実施することを考えているが、地域の特性や発生土置き場の改変の規模等により変更する場合があり、必要により専門家の助言等を踏まえて実施し、結果について公表していく。
なお、事業開始後に本事業に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、モニタリング調査についても、必要に応じて項目や地点数を追加するなどの検討を行っていく。</td></tr>
<tr><td>p.環 22-1
22　モニタリング等について</td><td>表 22-1(1)　モニタリングの計画</td><td>表 22-1(1)　工事期間中のモニタリングの計画</td></tr>
<tr><td>p.環 22-2
表 22-1(2)　工事期間中のモニタリングの計画</td><td>
表 22-1 (3)　モニタリングの計画
<table>
<tr><th colspan="2">調査項目</th><th>調査地域・地点
の考え方</th><th>調査期間の考え方</th><th>調査方法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">水質</td><td>浮遊物質量
（SS）</td><td>切土工、トンネル工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回渇水期に実施
その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td><td>「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td></tr>
<tr><td>水素イオン濃度
（pH）</td><td>切土工、トンネル工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回渇水期に実施
その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td><td>「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自然由来の重金属（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素）</td><td>切土工、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に１回以上渇水期に実施</td><td rowspan="2">「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td></tr>
<tr><td>トンネル工事に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に１回以上渇水期に実施
その他、排水放流時の水質については定期的に測定</td></tr>
<tr><td>茂倉鉱山跡坑口付近の地点</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回
工事後に１回</td><td>「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td></tr>
</table>
</td><td>
表 22-1 (2)　工事期間中のモニタリングの計画
<table>
<tr><th colspan="2">調査項目</th><th>調査地域・地点
の考え方</th><th>調査期間の考え方</th><th>調査方法</th></tr>
<tr><td rowspan="6">水質</td><td>浮遊物質量
（SS）</td><td>切土工、トンネル工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回渇水期に実施
その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td><td>「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td></tr>
<tr><td>水温</td><td>切土工、トンネル工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回渇水期に実施
その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td><td>「地下水調査及び観測指針（案）」に定める測定方法</td></tr>
<tr><td>水素イオン濃度
（pH）</td><td>切土工、トンネル工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回渇水期に実施
その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td><td>「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自然由来の重金属（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素）</td><td>切土工、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に１回以上渇水期に実施</td><td rowspan="2">「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td></tr>
<tr><td>トンネル工事に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に１回以上渇水期に実施
その他、排水放流時の水質については定期的に測定</td></tr>
<tr><td>茂倉鉱山跡坑口付近の地点</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回
工事後に１回</td><td>「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>p.環 22-4
表 22-1(4)　工事期間中のモニタリングの計画</td><td>（調査項目）
地盤沈下</td><td>削除</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.環 22-5
表 22-1(5)　工事期間中のモニタリングの計画</td><td>表 22-1 (6)　モニタリングの計画
<table>
<tr><th colspan="2">調査項目</th><th>調査地域・地点の考え方</th><th>調査期間の考え方</th><th>調査方法</th></tr>
<tr><td rowspan="4">動物</td><td>河川の周辺に生息する重要種</td><td>工事中の水位観測により減水の兆候の見られる箇所</td><td>各種の生活史及び生息特性等に応じて設定</td><td>任意観察等による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td>工事に用いる道路の改変箇所に生息する重要種</td><td>拡幅、待避所設置等、部分的な改変を行う箇所</td><td>各種の生活史及び生息特性等に応じて設定</td><td>任意観察等による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ハチクマの生息状況調査（笛吹市地区）</td><td>生息地周辺</td><td>工事中及び工事後の繁殖期</td><td>定点観察法による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">動物・生態系</td><td rowspan="2">サシバの生息状況調査（富士川町地区）</td><td>生息地周辺</td><td>工事中及び工事後の繁殖期</td><td>定点観察法による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ミゾゴイの生息状況調査（富士川町地区）</td><td>生息地周辺</td><td>工事中及び工事後の繁殖期</td><td>任意観察等による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">クマタカの生息状況調査（早川町地区）〔生態系でのβペア〕</td><td>生息地周辺</td><td>工事中及び工事後の繁殖期</td><td>定点観察法による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
</table></td><td>表 22-1 (5)　工事期間中のモニタリングの計画
<table>
<tr><th colspan="2">調査項目</th><th>調査地域・地点の考え方</th><th>調査期間の考え方</th><th>調査方法</th></tr>
<tr><td rowspan="4">動物</td><td>河川の周辺に生息する重要な種（魚類、底生動物を含む）</td><td>工事中の水位観測により減水の兆候の見られる箇所</td><td>各種の生活史及び生息特性等に応じて設定</td><td>任意観察等による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td>工事に用いる道路の改変箇所に生息する重要な種</td><td>拡幅、待避所設置等、部分的な改変を行う箇所</td><td>各種の生活史及び生息特性等に応じて設定</td><td>任意観察等による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ハチクマの生息状況調査（笛吹市地区）</td><td>生息地周辺</td><td>工事中及び工事後の繁殖期</td><td>定点観察法による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">動物・生態系</td><td rowspan="2">サシバの生息状況調査（富士川町地区）</td><td>生息地周辺</td><td>工事中及び工事後の繁殖期</td><td>定点観察法による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ミゾゴイの生息状況調査（富士川町地区）</td><td>生息地周辺</td><td>工事中及び工事後の繁殖期</td><td>任意観察等による生息状況の確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">※専門家の助言を踏まえながら実施する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.環 22-5～6
22　モニタリング等について</td><td>―</td><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートに追加や変更があった場合には、必要に応じて調査地点の追加や変更を行う。
なお、工事中のモニタリングの結果により、必要となる場合には追加的な環境保全措置の検討を行う。

動物に関するモニタリングについては、調査範囲を種ごとの特性、生息環境に応じ、専門家等の助言を踏まえて設定していく。また、その結果について必要に応じて専門家の助言を得て、適切な環境保全措置を検討する。

河川の周辺に生息・生育する重要な動植物については、早川から静岡県境までのトンネル区間は南アルプスを通過することに鑑み、当該区間についても、水場付近など安全にアプローチが可能な箇所を選定し、工事着手前に状況を確認したうえで、必要に応じモニタリングを実施する。</td></tr>
<tr><td>p.環 22-7
22　モニタリング等について</td><td>表 22-2　完成後の測定の計画</td><td>表 22-2　完成後のモニタリング（測定）の計画</td></tr>
<tr><td>p.環 22-7
22　モニタリング等について</td><td>―</td><td>モニタリングの結果、列車走行騒音について「新幹線鉄道騒音に係る環境基準との整合」が図られていない場合、および列車走行振動について「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」に示す勧告値を上回った場合には因果関係を把握し、必要な環境保全措置を講じていく。
また、列車走行に係る微気圧波についても、測定値が予測値を大幅に上回り、衝撃音（ドン音）や周辺家屋の窓枠や戸が著しく振動する場合には因果関係を把握し、必要な環境保全措置を講じていく。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>補正後の環境影響評価書の該当箇所</th><th>補正前の環境影響評価書</th><th>補正後の環境影響評価書</th></tr>
<tr><td>p.環 22-8
表 22-3(1)　発生土置き場に関するモニタリングの計画</td><td><table>
<tr><td rowspan="2">水質</td><td>浮遊物質量（SS）</td><td>発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回渇水期に実施
その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td><td>「水質汚濁に係る環境基準について」に定める測定方法</td></tr>
<tr><td>自然由来の重金属（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素）</td><td>発生土置き場の排水路等の流末箇所

ただし、搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリングにより土壌汚染対策法に定める基準等との差が小さい場合</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回実施
工事後に１回</td><td>「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><td rowspan="3">水質</td><td>浮遊物質量（SS）</td><td>発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回渇水期に実施
その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td><td>「水質汚濁に係る環境基準について」に定める測定方法</td></tr>
<tr><td>水素イオン濃度（pH）</td><td>発生土置き場等の工事排水を放流する箇所の下流地点</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回渇水期に実施
その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td><td>「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td></tr>
<tr><td>自然由来の重金属（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素）</td><td>発生土置き場の排水路等の流末箇所

ただし、搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリングにより土壌汚染対策法に定める基準等との差が小さい場合</td><td>工事前に１回
工事中に毎年１回実施
工事後に１回</td><td>「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.環 22-9
22　モニタリング等について</td><td>モニタリングや供用開始後の測定の結果については、山梨県と調整のうえで公表を行うとともに、今後「山梨県環境影響評価条例」に基づいて進める事業実施中及び実施後の手続きにおいて報告を行っていく。
なお、発生土置き場に関するモニタリングの計画については、環境保全措置及び事後調査の計画に合わせて公表を行う。</td><td>モニタリングの具体的な内容については、事業の詳細な計画の進捗にあわせて順次決定していくことになるが、モニタリングや供用開始後の測定の結果については、山梨県と調整のうえで公表を行うとともに、今後「山梨県環境影響評価条例」に基づいて進める事業実施中及び実施後の手続きにおいて報告を行っていく。
なお、発生土置き場に関するモニタリングの計画については、環境保全措置及び事後調査の計画に合わせて公表を行う。</td></tr>
</table>